

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成27年第2回幕別町議会定例会
(平成27年6月9日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄
- 日程第2 会期の決定
(諸般の報告)
行政執行方針（町長、教育長）
- 日程第3 陳情第1号 「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第4 陳情第2号 「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第5 陳情第3号 「憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第6 陳情第4号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第7 陳情第5号 「平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第8 陳情第6号 「集団的自衛権の行使につながる『安全保障関連法案』の廃案を求める意見書」の提出を求める陳情書

会議録

平成27年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成27年6月9日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月9日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 若山和幸 7 小島智恵 8 野原恵子 9 田口廣之 10 谷口和弥
11 小川純文 12 岡本眞利子 13 寺林俊幸 14 東口隆弘 15 千葉幹雄
16 中橋友子 17 藤谷謹至 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴
代 表 監 査 委 員 柏本和成 総 務 部 長 菅野勇次
会 計 管 理 者 原田雅則 教 育 部 長 山岸伸雄
民 生 部 長 境谷美智子 経 済 部 長 田井啓一
建 設 部 長 須田明彦 企 画 室 長 細澤正典
札 内 支 所 長 羽磨知成 忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明
企 画 室 参 事 山端広和 総 務 課 長 武田健吾
地 域 振 興 課 長 小野晴正 糠 内 出 張 所 長 阿部麗子
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄

議事の経過

(平成27年6月9日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（芳滝 仁） ただいまから、平成27年第2回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、1番板垣議員、2番荒議員、3番高橋議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（芳滝 仁） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から6月30日までの22日間といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から6月30日までの22日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

- 議長（芳滝 仁） ここで、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が議長宛てに提出されていますので、お手元に配付いたしました。
次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告第5号幕別町土地開発公社、報告第6号公益財団法人幕別町農業振興公社、報告第7号株式会社忠類振興公社に係る平成27年度事業計画書及び平成26年度決算に関する書類がそれぞれ提出されていますので、お手元に配布いたしました。
のちほど、ご覧いただきたいと思っております。

[人事異動による職員の紹介]

- 議長（芳滝 仁） 次に、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。
川瀬副町長。
○副町長（川瀬俊彦） 本年5月15日付けで人事異動を行いましたので管理職職員の異動についてご紹介させていただきたいと思っております。
別紙の特別職及び管理職名簿をご覧いただきたいと思っております。はじめに課長職であります。職員が入場しますので暫時お待ちください。

総務課長、武田健吾。

糠内出張所長、阿部麗子。

企画室参事、山端広和。

福祉課長、新居友敬。

町民課長、山本充。
土地改良課長、萬谷司。
土木課長、寺田治。
水道課長、坂井康悦。
会計課長、坂口惣一郎。
忠類総合支所地域振興課長、小野晴正。
議会事務局議事課長、澤部紀博。
教育委員会生涯学習課長、湯佐茂雄。
幕別学校給食センター所長、妹尾真。
以上です。職員が退場しますので暫時お待ちください。
次に部長職であります。
会計管理者兼出納室長、原田雅則。
企画室長、細澤正典。
民生部長、境谷美智子。
経済部長、田井啓一。
建設部長兼水道部長、須田明彦。
忠類総合支所長、伊藤博明。
教育部長、山岸伸雄。
以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（芳滝 仁） これで、諸般の報告を終わります。

[行政執行方針]

○議長（芳滝 仁） ここで、町長から行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。
飯田町長。

○町長（飯田晴義） 平成27年第2回町議会定例会が開会されるにあたりまして、町政執行についての所信を申し上げ、議員の皆さん並びに町民の皆さんにご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

私は、先の町長選挙において、これまで37年間町職員として育ててくださった町民の皆さんに少しでも恩返しができるかと立候補を決意し、町民の皆さんの温かいご支援をいただき、町政の舵取り役を担わせていただくこととなりました。

多くの方々からいただいたご支援に感謝申し上げますと同時に、私に課せられた責任の重さに身の引き締まる思いであります。

ここに、今後、4年間にわたって町政を担当するにあたりまして、私の基本的な考え方を申し上げます。

はじめに、まちづくりに臨む私の基本姿勢について申し上げます。

私は、常に、町政の主役は町民と考え、町民の皆さんとの対話を重ね、皆さんのまちづくりに寄せる思いや期待をしっかりと受け止め、その思いを皆さんとともに行動し実現する町政の展開に全力を尽くしてまいります。

また、行政の運営に当たっては、次の3点を基本に捉え取り組んでまいります。

一つには、スピード感を持った対応であります。

住民ニーズを的確にとらえ、スピーディーに施策に反映することのできる組織を目指します。

二つには、しっかり説明する、説明責任を果たすことであります。

三つには、法令や条例など、決まりを厳格に守り公平・公正に対処していくことであります。

私は、こういった姿勢で町政の執行に臨むことにより、町民の皆さんとの信頼関係を構築し、職員一丸となって、「子どもたちの未来のために・子どもたちを育ててみたいと思えるまちづくり」に全力

を傾注してまいります。

次に、地方財政対策と総合戦略について申し上げます。

本年4月に成立した国の予算につきましては、社会保障費の増大などにより、一般会計総額で、前年度当初予算に比較して5%増の96兆3,000億円と過去最大規模となったところであり、これを受けて策定された地方財政計画においては、一般財源総額について、平成26年度の水準を相当程度上回る額を確保したとされたところでもあります。

しかしながら、これは地方税収の伸びを見込んだものであり、地方交付税につきましては、出口ベースの総額で16兆7,548億円、前年度対比で1,307億円、0.8%の減となっており、法定率の見直しなどにより減額率は抑制されたものの、今後とも地方財政は厳しい状況が続くものと推測しているところでもあります。

また、国においては、人口減少問題に取り組むため、「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、日本の人口の現状と将来の姿を示し、2060年に1億人程度の人口を確保する「長期ビジョン」と「総合戦略」を発表いたしました。

町では、住民代表や産業界・行政機関・大学・金融機関・労働団体等で構成する「幕別町創生総合戦略審議会」を設置し、6月下旬には第1回の審議会の開催をすることとしており、今後、町の総合戦略や人口ビジョンを策定する中で、安定した雇用の創出や本町への新しい人の流れを作ることなど人口減少克服に向けた中長期的な取組の方向性を見いだしてまいります。

次に、このような背景を踏まえ編成いたしました補正予算の概要について申し上げます。

平成27年度の当初予算につきましては、骨格編成を前提としながらも、継続事業であります庁舎建設事業や昨今の経済・雇用の状況、さらには工事の完成時期などへの配慮から、できる限りの普通建設事業等が計上されたことから、前年度に比べ大幅な増となったものでありますが、さらなる住民ニーズに応えるべく、今回の一般会計におきましては、5億2,784万4,000円の補正予算を編成いたしました。

この結果、補正後の一般会計の総額は169億2,684万2,000千円となり、前年度当初予算と比較いたしますと、34億4,162万1,000円、25.5%の増となったところでもあります。

次に、補正予算編成時における一般会計の主な財源見通しについて申し上げます。

今回の補正予算における主な財源といたしましては、普通交付税の振替財源であります臨時財政対策債を4千万円、加えて、財政調整基金から1億5千万円の繰入を計上いたしましたところでもあります。

次に、今回の補正予算の歳出につきまして、主なものを申し上げますと、子ども医療費の助成拡大、防犯灯整備工事、耐震性貯水槽の整備など各種防災対策事業、中小企業融資保証料補給補助金等の拡充、町道11路線の道路整備事業、春日東団地公営住宅建替事業、幕別町民プール上屋シート改修工事など、私が公約に掲げたものを含め、住民要望の高い事業について計上させていただいたところでもあります。

以上、予算概要について申し上げますが、厳しい財政状況の下、最小の経費で最大の効果をあげるべく、住民福祉の向上を基本に魅力あるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、本年度の主要施策の展開につきまして、私の公約を含め、第5期幕別町総合計画に掲げる5つの基本目標にそってご説明申し上げます。

基本目標の第1、「ともに考えともに創る活力あるまちづくり」についてであります。

これまで、町では協働のまちづくりを推進し、町民の皆さんや公区、企業、NPOなど、様々な形でまちづくりに積極的に参加をいただいております。

今後も多様化、高度化する住民ニーズや地域の抱える課題に的確に応えていくため、多くの方々にまちづくりに参加をいただくとともに、私の方から積極的に町民の皆さんと対話をする機会を設けることにより、「パートナーシップで創る活力あるまちづくり」に努めてまいります。

はじめに、支えあうコミュニティの推進について申し上げます。

地域では、高齢者を見守る「高齢者見守りネットワーク」や登下校中の児童生徒を犯罪から守る防

犯パトロール、あるいは、ひとり暮らしの高齢者の孤独感の解消のお元氣ですか訪問サービスなど、安心・安全のための様々な活動が展開されています。

さらに、近年では東日本大震災や続けざまに発生する大雨による洪水、大雪による被害を受けて、防災意識の高まりとあわせ、地域に暮らす人々の結びつきを回復しようとする動きが見え始めてきたものと認識いたしております。

地域の方々の活動拠点である近隣センターの整備として、本年度におきましては、若草町近隣センターの改修工事を実施いたします。

次に、住民参加のまちづくりについて申し上げます。

協働のまちづくり支援事業につきましては、公区が防災計画に基づき整備する防災資機材を交付対象に加えたほか、環境改善事業ではカラス対策用ごみサークルの購入も対象とするなどの見直しを行い、公区の自主的な活動を支援してまいります。

また、平成 28 年 2 月には旧忠類村との合併から 10 年が経過いたしますことから、これまでの歴史と歩みを振り返り、町の魅力を再発見するとともに未来の郷土愛を育むことを目的とした記念事業を実施してまいります。

次に、国内交流の推進について申し上げます。

神奈川県開成町とは、災害時相互応援に関する協定の締結を機に交流が再開されましたが、6 月 6 日に開催された「開成あじさい祭り」の開園式に出席し、長いも、豆類、チーズなどの農畜産物をはじめ、焼酎やきなこなどの特産物の PR を行ってまいりました。

昨年は、まくべつ産業まつりに開成町から米やみかんなどの特産物の販売に来町していただき、相互に特産品の販売を行う交流が進められております。

また、旧忠類村の時代から行っている埼玉県上尾市との子どもの交流事業に加えて、本年度から開成町と高知県中土佐町の 2 町の子どもたちとの新たな交流事業に取り組んでまいります。

次に、北海道科学大学との連携について申し上げます。

平成 25 年 6 月に連携協定を締結以降、毎年連携事業を実施してまいりましたが、本年度におきましても町民対象のセミナー「コミュニティカレッジ」や青少年公開講座「サイテクアド」、小中学校での出前授業などの連携事業に取り組んでまいります。

次に、わかりやすい行政の推進について申し上げます。

行政が保有する情報をわかりやすく伝えていくことは、住民参加のまちづくりの根幹を成すものと認識いたしております。

情報発信手段である広報紙につきましては、特集ページを多く掲載するなど、手にとって読みたくなる、親しみやすい内容となるようさらなる改善に努めてまいります。

ホームページにつきましては、情報の即時性に心がけ、わかりやすく迅速な情報提供に努め、広報・広聴活動の充実に取り組んでまいります。

次に、行財政の運営について申し上げます。

大きく変動する社会・経済情勢に加え、高度化、多様化する住民ニーズに対応するため、自治体の運営は常に変革を求められております。

本年度は、平成 18 年に策定した「第 3 次幕別町行政改革大綱」の最終年度にあたりますことから、新たな大綱の策定を進めてまいります。

また、あわせて 28 年度の新庁舎への移転に向けて、昨年着手いたしました組織・機構の見直しを進め、より町民からわかりやすく、かつ機動性の高い体制を構築してまいります。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

平成 23 年 7 月に帯広市と管内 18 町村が締結した定住自立圏の形成に関する協定書に基づき、市町村が連携して推進する取組を定めた定住自立圏共生ビジョンにつきましては、本年度、見直しの年となることから、引き続き圏域内の定住促進を図るための連携事業について、1 市 18 町村で協議を進めてまいります。

また、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区をはじめ、十勝圏における住民サービスの向上の観点などから、広域連携の可能性の検討に取り組んでまいります。

次に、定住対策について申し上げます。

平成 24 年度から幕別本町市街と忠類市街において実施してまいりました定住促進住宅建設費補助金交付事業につきましては、3 か年の実施期間中の実績は 68 件で、そのうち 31 件 72 人の方の町外からの転入に結びついております。

本年 4 月からは、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、対象地域を全町に広げ、新たな定住対策事業として幕別町マイホーム応援事業を実施し、子育て世代を中心に本町への移住促進と町内居住者の定住を促すことで、町全体の均衡ある発展と活力ある地域社会の構築に取り組んでまいります。

また、忠類地域においては、「あおぞら団地」の 14 区画が完売しましたことから、本年度から取り壊す公営住宅跡地を新たな分譲地として、造成に向け準備を進めてまいります。

次に、基本目標の第 2、「農業を核に競争力のある産業のまちづくり」についてであります。産業の振興、経済の活性化のため、基幹産業である農業の体質強化を図るとともに、6 次産業化や農商工連携による高付加価値型産業の創出など「農業を核に新たな可能性を開く産業のまちづくり」に取り組んでまいります。

はじめに、農業の振興について申し上げます。

近年、本町を含め十勝の農業生産は順調に伸びており、昨年、管内 J A の取扱高が約 2,800 億円と過去最高を記録したところであります。

しかし、円安、原油価格の高値推移傾向が続く中、燃料、肥料や飼料などの生産資材価格の高騰のほか、電気料金の値上げなどで、必ずしも生産の伸びが所得の増加に結びつかない、厳しい経営環境となっているものと認識いたしております。

その一方で、我が国の農業をはじめ国民生活に大きな影響を及ぼしかねない T P P 交渉に関して、関係国の首脳・閣僚等による交渉が継続的に行われており、6 月下旬にも大筋合意を目指す閣僚会合の開催を予定しているなどと伝えられております。

このような中、本町におきましては、足腰の強い農業振興のため、「ふるさと土づくり支援事業」を引き続き実施し、生産性の向上に向けた取組を支援するとともに、平成 25 年度から実施されております経営所得安定対策制度について、幕別町農業再生協議会を中心に、農協等関係機関と連携を図りながら、的確な事業推進に努めてまいります。

また、有害鳥獣対策につきましては、猟友会幕別部会の協力によります銃による駆除を引き続き実施するとともに、わなによる捕獲を一層強化・拡大し、農協等関係機関や生産者の方々と連携を図りながら、町内一丸となって農作物被害の軽減を図ってまいります。

次に、担い手の育成と農地の集積についてであります。

継続的で力強い幕別農業の実現のために、担い手や農地に関する「幕別町人・農地プラン」の適宜見直しを行うとともに、昨年度から、新たに始まりました農地中間管理事業も活用しながら、効率的な農地集積を推進してまいります。

また、幕別町農業振興公社で実施いたしております、まくべつ農村アカデミーや農業後継者の配偶者対策等の各事業につきましても、農協など関係機関と一体となって取り組んでまいります。

次に、中山間地域等直接支払制度についてであります。本年度から始まる第 4 期対策について事業採択が決定されましたことから、町といたしましても引き続き地域の農地保全のため草地更新や土壌改良など様々な事業に対して支援をいたしてまいります。

次に、酪農・畜産振興についてであります。飼料自給率の向上を目的とした「粗飼料生産基盤向上対策事業」を引き続き実施するとともに、「雌雄判別精液購入助成事業」、「優良和牛繁殖雌牛保留対策事業」などを実施し、より安定的な畜産経営の確立を図ってまいります。

次に、土地改良事業についてであります。道営事業の畑総事業といたしましては、継続の 4 地区

のほか、新規着工の西幕別第2、新規計画樹立を予定している相川第2の合計6地区、また、道営事業の農道整備事業といたしましては、東宝地区での事業を推進してまいります。

なお、畑総事業の実施にあたりましては、北海道が行う「食料供給基盤特別対策事業」、いわゆる「パワーアップ事業」に町も引き続き取り組み、面工事における受益者負担の軽減を図るとともに、平成26年度から拡充された農業経営高度化促進事業により畑総事業を推進してまいります。

このほか団体営事業として、継続の農業基盤整備促進事業による暗渠整備を補完的に実施し、農地の排水向上対策に努めてまいります。

また、平成20年度から実施してまいりました「農地・水保全管理支払交付金事業」は、本年度から法律に基づく安定的な制度として「多面的機能支払交付金事業」に移行することとなり、昨年同様、町内14の活動組織が、約1万4,600ヘクタールの農地等の機能の維持に取り組んでいただく予定となっております。

次に、林業の振興についてであります。

森林は、環境への負荷の少ない優れた素材である木材の供給や、水源の涵養、安全な国土の形成、生活環境の保全、生物多様性の保全、地球温暖化防止といった様々な機能を有しております。それら森林の有する多面的機能を持続的に発揮させる必要性から、町有林の整備はもとより、国や北海道、森林組合と連携を図りながら、「公費造林推進事業」や「除間伐推進事業」などを引き続き実施し、民有林の振興に努めてまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

全国的な経済情勢は、持ち直しの動きがみられるものの、本町の商工業を取り巻く環境は、一昨年9月と昨年11月の電気料金の度重なる値上げや昨年4月の消費税率の引上げ、さらには円安による原材料や資材価格の高騰など依然として厳しい状況が続くことが懸念されております。

このため、商工会と連携を図りながら経営改善普及事業をはじめ、各種の活性化事業に対し必要な支援を行いますとともに、空き店舗対策事業や住宅新築リフォーム奨励事業を引き続き実施し、商店街の活性化や商工業の振興に努めてまいります。

なお、商工会が実施しております、プレミアム商品券発行事業に対する補助につきましては、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、消費喚起と地域経済の活性化のため、発行総額を2億6,400万円に拡大して、平成26年度の繰越事業として実施してまいります。

また、中小企業融資につきましては、商工業者の金融の円滑化を図り、その活性化を一層推進するために、利息補給と保証料補給の拡充を進めてまいります。

次に、企業誘致対策についてありますが、企業立地の促進や既存立地企業の事業拡大は、地元雇用機会の拡大や地域経済の発展につながることから、引き続き企業開発促進条例に基づく助成措置を講じるとともに、既存企業の本社などへの事業の拡大要望や新規企業誘致に向けた情報発信、さらには優遇制度のPR活動など、積極的な対応を図ってまいります。

次に、雇用対策について申し上げます。

厳しい雇用情勢を踏まえ、既存企業の増設や業務拡大による雇用の創出に努めるとともに、ハローワークと連携した雇用相談業務の強化や緊急雇用対策を推進してまいります。

雇用対策事業といたしましては、未就職の新卒者対策のほか、季節労働者の冬季の雇用対策として、市街地歩道の除雪や公共施設の清掃、旧職員住宅の解体などを実施するとともに、近隣自治体と連携して季節労働者の通年雇用促進に向けた事業を実施してまいります。

次に、観光振興について申し上げます。

本年3月15日に、高規格幹線道路帯広・広尾自動車道が忠類大樹インターチェンジまで供用開始されましたことから、忠類地域魅力発信事業実行委員会との連携により、観光資源のPR活動に取り組み、忠類地域への帯広・広尾自動車道利用者の取込み対策に努めてまいります。

また、「夏フェスタ」、「産業まつり」、「ナウマン全道そり大会」など季節感あふれる地域に根ざしたイベントの開催や、農村景観を含めた様々な地域資源を生かした観光ルートのPRに取り組み、道央

圏などからの交流人口の拡大に努めるほか、道内外の高等学校の農家民泊による、農村生活や農作業体験を取り入れた修学旅行の受入れを行う「まくべつ稔りの里」の取組を引き続き支援してまいります。

和歌山大学観光学部との地域活性化事業につきましては、昨年は観光と地域のあり方をテーマに調査研究を進めてまいりましたが、本年度は、これを受け道の駅忠類の周辺環境整備事業としてモニタリングを設置するなど、各種事業に取り組んでまいります。

次に、基本目標の第3、「笑顔ゆきかう健康とやすらぎのあるまちづくり」についてであります。

町民の皆さんが、健康を維持しながら安全・安心に楽しい毎日を過ごせることが大切でありますことから、個々人に応じた健康づくり事業や各種の福祉施策の充実に取り組んでまいります。

はじめに、子育て支援について申し上げます。

子ども・子育て支援新制度が本年からスタートしました。

本年3月に策定した「幕別町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て家庭の多様なニーズに応じて、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に努めてまいります。

特に、保育所等における保育の質と量の拡充や、学童保育所における受入児童を3年生から6年生までに拡大するとともに、子育て支援センターに子育て支援専門員を配置し、相談支援や各種の情報提供の拡充を図ります。

また、子どもの医療費につきましては、平成23年10月から小学校卒業までの児童を対象に無料化を図ってまいりましたが、さらに子育て世代の経済的な負担を軽減し、育てやすい環境づくりを推進していくために、本年10月から対象者を中学校卒業までの子どもに拡大するとともに、所得制限を撤廃いたします。

次に、高齢者福祉の推進について申し上げます。

「安心・安全・安定」を基本理念とした「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2015」に基づき、高齢者の方々が住み慣れた地域で自立した生活ができるように、予防、介護、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して提供していく地域包括ケアシステムの構築に努め、幕別町社会福祉協議会をはじめとした関係機関との連携のもとに、相談や見守り体制等の生活支援サービスの体制整備、在宅医療・介護連携の推進、認知症の総合的な対策に取り組んでまいります。

また、高齢者の皆さんがその能力や経験を生かし積極的に社会参加ができる場づくりとして、高齢者学級や老人クラブへの支援の充実に努めてまいります。

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

本年3月に策定した「第4期幕別町障がい者福祉計画」に基づき、障がいのある人が自立して、生きがいを持って生活できるよう地域全体が支える体制の構築を図ってまいります。

そのためには、障がいに対する理解促進を図ること、相談支援体制や情報提供の充実に努めること、そして個々人に応じた的確なサービスの提供に努めてまいります。

また、昨年度に引き続き「障害者職場体験事業」や「障害者チャレンジ雇用事業」など就業支援にも取り組んでまいります。

さらに、ことばや発達発育に配慮が必要な子どもたちの支援策として、発達支援センターの機能の充実に努めるべく、専門職を配置し関係機関との連携を図りながら、一人ひとりの子どもや保護者を含む家族のニーズに応じた一貫した療育と相談支援体制の拡充に取り組んでまいります。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

住民間のつながりが希薄化していく中で、町民一人ひとりが福祉に関心を持ち、積極的に関わって、相互に助け合うことを推進していくことが必要です。

そこで、本年3月に策定した「幕別町地域福祉計画」に基づき、家庭、地域、各種の福祉団体、そして行政が一体となって、ともに助け合い、心かよいあう地域福祉の実現に向けて取り組んでまいります。

特に、幕別町社会福祉協議会やボランティアが取り組んでいる「地域サロン」の設置の推進や民生委員・児童委員の日常活動を側面支援することなどに努めてまいります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

医療費の患者負担を軽減し、安定的な国保運営を図るため、ジェネリック医薬品の一層の普及に努めてまいります。

また、国保加入者の健康維持及び疾病予防対策として、特定健診・特定保健指導の受診勧奨を計画的に実施することにより、受診率の向上を図るよう努めます。

具体策として、特定健診の自己負担額について、これまで40歳と70歳以上の受診者に対し無料化してまいりましたが、本年度は受診者全員に対し、無料化をすることにより、受診しやすくするものであります。

次に、保健医療体制の確立についてであります。

健康寿命を延ばし、健康で明るく充実した人生を過ごすためには、自分の健康状態に意識や関心を持ち、ライフステージに合わせた健康づくりを生涯継続していくことが重要です。町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、特定健診、健康相談、健康教室等の各種保健事業に取り組めます。

また、各種の検診を通して疾病の予防と早期発見、早期治療につながるよう努めます。

さらに、安心して子どもを産み育てるための支援として、妊婦訪問を実施し、健康状態の確認や必要な保健指導、妊娠期間中の不安や悩みについての相談体制を充実させてまいります。

次に道東と道北のドクターヘリの運航圏域の拡大についてであります。

ドクターヘリに関しましては、平成17年の道央圏を始めとして、21年には道東圏、道北圏、そして本年2月に道南圏に導入されましたが、十勝地域は、地理的な要因により全道で唯一の空白地帯となっております。

十勝地域への本年度中の本格運航に向け、道北ドクターヘリと道東ドクターヘリの連携地域として圏域を拡大するための要請を行ってまいります。

また、本年5月に設立した「とちかち広域消防事務組合」につきましても、来年4月1日からの消防事務の共同処理に向けて、本年度中に条例、規則等の制定や事務の統一などの取組を進めることといたしております。

町内の消防施設の整備といたしまして、本年度は、幕別消防署糠内分遣所の改築に係る実施設計を行ってまいります。

次に、防災対策について申し上げます。

昨年5月に全面修正した「幕別町地域防災計画」に基づき、今後、防災・減災を図るべく計画的に防災体制の強化、施設整備、防災備蓄品の拡充などに取り組んでまいります。

また、防災に対する知識や対応策の向上、啓発を目的として、市街地を中心とした住民参加型の防災訓練を本年度から地域別に計画的に実施いたします。

さらに、防災機能の向上を一体的に図るため、防災備蓄倉庫の整備に加え、幕別地区、札内北地区に各1基の耐震性貯水槽の整備と札内鉄南地区に整備をいたします耐震性貯水槽1基の実施設計を行ってまいります。

次に、基本目標の第4、「文化の香る心豊かな学びのまちづくり」についてであります。

まちが活力を持続し、未来を切り拓いていくためには、それを担う人材の育成が大切です。

学校・家庭・地域が連携し、社会全体で子どもを育むとともに、誰もが学び、豊かな感性を育てることができる教育の充実に教育委員会とともに取り組んでまいります。

本年4月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、すべての地方公共団体に「総合教育会議」が設置されることとなりました。

本町におきましても、町と教育委員会で構成する総合教育会議を設置するとともに、教育行政の大綱の策定に取り組んでまいります。

このほか、教育関係の具体的な施策の推進につきましては、教育長から申し上げます。

次に、基本目標の第5、「自然とともに生きる環境にやさしいまちづくり」についてであります。

自然は人に対して豊かな恵みをもたらす一方、時には脅威となります。

自然とともに生活するには、災害に強い「安心で快適な生活環境のまちづくり」が必要であります。

はじめに、道路・交通環境の整備について申し上げます。

道道整備につきましては、幕別大樹線の幕別跨線橋から忠類方面に向う軍岡地区0.6kmの歩道整備が、引き続き行われる予定となっております。

また、昨年床版の破損により一時通行止めとなった豊頃糠内芽室線の栄橋の架け替えにつきましては、本年度、用地確定測量と補償物件調査を行い、秋頃には一部工事に着手すると伺っているところであります。

さらに、札内新道の延伸整備であります幕別帯広芽室線の整備につきましては、昨年度行った実施設計に基づき、用地確定測量と補償物件調査を予定しており、関係地権者との協議に向けた準備を進めると伺っております。

次に、町道の整備についてであります。

本年度は、幕別地域で明野6線など14路線、忠類地域で3路線の整備事業を行うこととしておりますが、引き続き緊急性、投資効果、地域バランスなどを考慮しながら良好な道路、交通環境の確保に努めてまいります。

次に、地域公共交通の確保について申し上げます。

平成25年10月から本格運行を開始いたしましたコミュニティバス「まくバス」と「さつバス」につきましては、さらなる利用者の拡大のため、図書館で開催される「コミバスde映画会」などによるPRをはじめ、体験乗車会やバス内での作品展示などを開催することにより、利用しやすく、親しまれるバスになるよう努めてまいります。

また、予約型乗合タクシー駒島線と古舞線につきましては、地区での出前講座などを通じて利用方法の周知を図り、より一層の利用促進に取り組んでまいります。

次に、住環境の整備、公営住宅の整備について申し上げます。

町営住宅につきましては、公営住宅等長寿命化計画に基づき計画的に整備に取り組んでまいります。

本年度は、少子高齢化に対応したバリアフリーやユニバーサルデザインなどに配慮した住宅整備として、春日東団地の建て替えに係る基本設計と実施設計を行ってまいります。

また、あかしや南団地につきましては、改修内容の検討を行う基本計画を策定いたします。

忠類地域の町営住宅につきましては、用途廃止をする白銀町団地の4棟16戸の取壊しを本年度と来年度の2か年で行う計画であり、本年度は2棟8戸の取壊しを実施いたします。

次に公園整備について申し上げます。

これまで、公園施設長寿命化計画に基づき公園遊具等の計画的な改築更新を順次進めてまいりましたが、高規格幹線道路の忠類インターチェンジが供用開始されたことから、本年度は、ナウマン公園に集客効果の高い大型遊具を新設するための実施設計に取り組んでまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

水道は、住民の生活になくてはならないものでありますことから、水道施設の強じん化を図り、安全で安心な水道水の安定的な供給に努めてまいります。

また、本年4月からは、上水道事業におきまして、水道使用料金を12.5%値下げいたしました。今後も事業運営の効率化を図り、引き続き経営の健全化を図ってまいります。

上水道整備につきましては、本年度、札内配水池耐震化工事の実施設計を行ってまいります。

無水地区の解消につきましては、引き続き西猿別地区・新生地区の配水管整備を進めるほか、3路線の配水管の更新を実施してまいります。

簡易水道事業につきましては、糠内浄水場の原水井戸ポンプの更新工事を行うとともに、美川地区の配水管の整備を継続するなど、各地区の水道供給の安定化に努めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

本年度は、下水道長寿命化計画に基づき、幕別町浄化センターの最終沈澱池汚泥掻き寄せ機等の更

新や札内中継ポンプ場のポンプ設備の更新を進めてまいります。

また、個別排水処理事業では、20戸の合併浄化槽の整備を計画いたしております。

次に、役場庁舎の建設について申し上げます。

昨年8月に着手した建設工事は、現在、2階躯体工事が進められており、この後、電気、機械などの設備工事が行われ、来年3月の完成に向け予定どおり進捗しております。

町では、町民の皆さんに新庁舎への理解と関心を持っていただくため、工事見学会を実施するなど、新庁舎が町民に開かれた「まちづくりの拠点」となるよう取り組んでまいります。

最後に、札内福祉センターの改築について申し上げます。

平成24年度に実施いたしました耐震診断において、大規模な地震が発生した場合の安全性が十分に確保されていないとの結果を受けて、札内福祉センターを改築する方向で検討を進め、昨年度は「改築基本計画」を策定いたしました。

今後は、利用団体などとの協議を行い、実施設計に向けた準備を行ってまいります。

以上、第2回町議会定例会の開会にあたりまして、町政執行に臨む私の所信の一端を述べさせていただきます。

本年度は、旧忠類村との合併10周年を迎えます。

また、来年度は開町120年、町制施行70周年の大きな節目を迎えます。

この美しい自然に恵まれた幕別町を、さらに発展させ、次代を担う子どもたちの未来のためにしっかりと引き継いでいくことが、私に課せられた最大の責務であります。

少子高齢化が進み、先行きが不透明で町政の舵取りが難しい時期にあります。今日の幕別町の礎を築いてこられた先人達の高い志や強い意志を思い起こし、まちづくりを進めて行かなければなりません。

町民と行政の協働による町政運営を基本として歩みを進めていくことが「誰もが住みたいまち・住み続けたいまち 幕別町」の実現につながるものと確信し、職員と一丸となって全力を尽くす決意であります。

議員の皆さん並びに町民の皆さんの、より一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、町政執行方針といたします。

○議長（芳滝 仁） 会議の途中ではありますが、この際11時5分まで休憩いたします。

10：49 休憩

11：05 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、教育長から行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

田村教育長。

○教育長（田村修一） 平成27年第2回幕別町議会定例会の開会にあたり、本年度の教育行政執行方針について申し上げます。

平成26年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、本年4月1日からの施行に伴い、新たな教育委員会制度がスタートいたしました。

この法律は、大きく3点が改正され、その一つとして、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を置くこととなり、先の第1回幕別町議会臨時会において、法改正後の初代教育長として同意いただきました田村修一でございます。

改めて、与えられた職責に身が引き締まる思いでございますが、議員の皆様、ならびに、町民の皆様のご協力をいただき、職務を果たしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、今日の社会はグローバル化や情報通信技術が急速に進展し、情報はもとより様々な文化・価値観が国境を越えて流動化するなど、変化が激しく先行きが不透明となっております。

また、少子化・高齢化が進み社会の活力低下が憂慮されるとともに、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化を背景とし、これまで培われてきた規範意識の低下や地域社会に対する所属意識の希薄化等が課題であるとされております。

このような社会において、国家百年の大計である教育は、未来を拓き、住みよい社会、心豊かな郷土を作っていく原動力であると言えます。

本町の教育目標である「郷土を愛し、自ら学び、心豊かに生きる人」の育成に関わる教育行政は、まさしく本町の人材育成にとどまらず、わが国の形成者を育成するという使命を担うものであります。

今後、本町の教育が、より一層町民の期待に応えていくためには、子どもをまん中に家庭・地域・学校が、それぞれの持つ教育力の向上を図るとともに、相互に連携し、社会全体で諸課題解決に取り組むことが不可欠であり、教育に関わる全ての関係者が、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、行動していくことが肝要であると考えます。

そのため、本町の豊かな自然環境とこれまで培ってきた人的な財産、優れた教育資源を活用し、各学校において学習指導要領に基づく教育活動を展開してまいります。

また、本年度からは新しい教育委員会制度のもとで、町長部局において「総合教育会議」が設置されるとともに、その中で、教育の振興に関する「大綱」が策定されることとなります。

このことから教育委員会といたしましては、教育の政治的中立性及び継続性及び安定性を確保しつつ、町長部局と一体となって、「すべては子どもたちのために」という基本的な視点を踏まえた議論を深め、教育行政を推進していく所存でございます。

以下、「第5期幕別町総合計画」の基本目標の第4「文化の香る心豊かな学びのまちづくり」の項目に従い、本年度の主な施策について申し上げます。

はじめに、生涯にわたる学習社会の形成についてであります。

変化が激しく、多様化が一層進行する社会の状況を踏まえ、これからの生涯教育は、一人ひとりの潜在的な能力を最大限伸ばすとともに、活用していくことが重要であります。

このことから、平成26年3月に策定した「第5次幕別町生涯学習中期計画」に基づき、「いつでも、どこでも、だれでも」が学ぶことができる生涯学習施策を展開してまいります。

本町では、百年記念ホールや町民会館、忠類コミュニティセンターなどの生涯学習施設が設置されており、それら施設における、各種事業や生涯学習講座の充実に引き続き取り組んでまいります。

また、小学生の交流事業として、これまでの上尾市との交流に加え、本年度から「災害時相互応援に関する協定書」を締結しております、中土佐町及び開成町との交流事業を実施してまいります。

次に、図書館につきましては、昨年4月からの新システム稼働を機に、幕別町図書館独自の本の配列を行う「本棚の力」、また、バーチャル本棚などの新機能を活用したホームページから発信する「ネットの力」、さらには、地域住民との関わり合いを深める「人材の力」という三つの力を有機的につなげ、図書館が地域の情報編集センターとして機能することを目指して事業を実施しているところであります。

本年度は、地域の読書文化、ひいては地域文化そのものの発展と活性化の中心施設として図書館を位置付け、多様な企画を推進するため、図書の分類にとらわれない本の書架を構成するための構成術、地域の魅力を発信する文書表現術、幕別町図書館WEBを充実させる企画・構成講座などを開催することとしています。

これら事業により、図書館に関わる町民サポーターの育成を図り、さらに育成した人材による図書館のサポート体制を充実させていく取組を行ってまいります。

また、司書による講座を年間通して開催するなど、本に親しみ、人と交わる、さまざまな取組を進めてまいります。

2つ目は、健やかな子どもを育てる学校教育の推進であります。

はじめに、「幼児教育の充実」についてであります。

幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大変重要な時期であるとともに、小学校以降の生活

や学習の基盤づくりとして、遊びを通じた言葉の獲得や人とのかかわる力、表現力などを学ぶものであります。

このため、引き続き、異年齢保育や3歳児保育、延長保育を行うとともに、障がいがある子ども又は特別な配慮が必要な子どもが円滑に小学校に就学がなされ、その支援が継続的に展開されるよう幼稚園と小学校との連携の強化を図ってまいります。

また、本年度から「子ども・子育て支援新制度」が始まりましたが、新制度未移行の私立幼稚園に対する就園奨励費助成などの支援について引き続き実施してまいります。

次に、「小中学校教育の充実」についてであります。

義務教育については、「生きる力」を育むという基本理念の実現に向け、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育成する教育活動充実に努めてまいります。

そのためには、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たし、子ども達が安心して教育を受けられる教育環境を整える必要があります。

このため、幕別町の未来を担う人材を育成するための教育環境整備を計画的に推進するとともに、学びのセーフティネットの一方策として保護者の経済的負担の軽減策について検討してまいります。

以下、学校教育の主な施策について申し上げます。

はじめに、「確かな学力の向上を図る学習指導の充実」であります。

確かな学力の育成には、児童生徒に基礎的・基本的な事項を確実に習得させるとともに、思考力・判断力・表現力をはじめ、主体的に学習に取り組む態度などを身に付けさせることが重要であります。

このため、全国学力・学習状況調査等を活用した授業改善とともに、各教科等における言語活動の充実により、学力向上に努めてまいります。

また、こうした取組を確実に進めていくため、学校教育指導を担う学校教育推進員及び小学校の外国語活動や中学校の英語科の授業をサポートする国際交流員を継続して配置してまいります。

さらには、子どもたち一人ひとりに確かな学力を身に付けさせることができるよう、引き続き退職教員等の外部人材を活用し、習熟の程度に応じた指導をはじめ、少人数指導やチーム・ティーチングなど、個に応じたきめ細かな指導を推進してまいります。

次に、「子どもの体力向上と健康に関する指導の充実」であります。

全国体力・運動能力等の調査結果によると、町内の子どもたちには、敏捷性や持久力などに課題がみられました。

このことから、児童生徒一人ひとりの体力・運動能力を向上させるため、本年度も引き続き町内全ての小・中学校全学年で本調査を全種目実施するとともに、測定器具を常設するなど誰もが自己の体力づくりにチャレンジできる環境を整えてまいります。

また、幕別町の子どもたちは、ゲームやテレビを見る時間が多く、家庭での学習の時間が少ない傾向が見受けられますことから、毎月19日の教育の日を「幕別町ノーテレビデー・ノーゲームデー」として設定し、望ましい生活リズムづくりや家庭学習の習慣化に向けた啓発に努めてまいります。

次に、「特別支援教育」についてであります。

子ども一人ひとりに応じた教育支援の充実が求められている今日、特別支援学級に在籍する児童生徒とともに、通常学級において特別な配慮を必要とする児童生徒が年々増加傾向にあります。

このため、特別な教育支援を必要とする子どもたちのために、各学校に特別支援教育支援員を配置し、授業をはじめ学校生活を支援してまいります。

また、支援員の資質向上を図るため、本年度も引き続き幕別町特別支援教育支援員研修会を実施してまいります。

さらに、本年度から、就学前からの教育相談や就学指導とともに、その支援を継続的に展開するため、「幕別町就学指導委員会」を「幕別町教育支援委員会」と改称し、特別支援教育の充実に努めてまいります。

次に、「いじめや不登校問題」についてであります。

いじめや不登校問題は、教育相談体制の充実や家庭・地域との連携を図ることで、これら問題の未然防止、早期対応に努めることが肝要であります。

そのため、昨年10月に制定した「町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの重大事態等が発生した際には、速やかに事実関係を調査するために「いじめ防止対策推進協議会」を教育委員会附属機関として設置するとともに、各学校では「いじめ防止基本方針」に基づく「いじめ防止等対策組織」を設置し、いじめのない教育環境づくりに努めてまいります。

「不登校」につきましては、その要因が複雑・多様化しておりますことから、個々の子どもに応じた支援が重要であると考えております。

各学校では、一人ひとりの子どもが抱える不安や悩みに寄り添った教育相談や生徒指導を継続的に展開するとともに、スクールカウンセラーを活用した取組を積極的に推進してまいります。

また、学校に行くことができない児童・生徒に対する支援策として、引き続き子どもサポーター3名を「まっく・ぎ・まっく」に配置し、学校と一体となった再登校への取組を進めてまいります。

次に、「学校給食」についてであります。

学校給食は、学校給食法において「児童生徒の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものである」と規定され、重要な教育内容の一つとして位置付けられております。

また、食育基本法では「健全な心身を培い、豊かな人間性を育む食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進する」ことが定められております。

これらの法令に基づき、平成25年度から配置している栄養教諭により、忠類地域及び南幕別地域の小中学校における食育の充実を図っているところであり、その他の地域の小中学校における食育を推進するため、栄養教諭のさらなる配置や、その活用について検討を進めてまいります。

また、昨年に引き続き、幕別・札内市街地の小学校においては、農協青年部の皆さんを講師に迎え、食育の授業を実施してまいります。

次に、「教育環境の整備」についてであります。

今日、安全で安心できる学校づくりが喫緊の課題となっており、学校施設の安全を第一に考え、教育環境の整備に努めてまいります。

町内の学校施設については、その多くは老朽化が進んできておりますことから、計画的に大規模改修工事を実施すべく「幕別町小・中学校整備改修計画」を策定し、町の総合計画に位置付けるとともに、学校施設の安全性を維持するための修繕を行ってまいります。

また、大規模地震等による被害を未然に防ぐため、小中学校屋内運動場における、吊り天井の撤去、バスケットゴールや照明器具等の落下物防止対策を順次行ってまいります。

本年度の落下物防止対策事業といたしましては、札内中学校、幕別小学校、札内北小学校、白人小学校の屋内運動場の工事を実施してまいります。

また、登下校時の子どもたちを不審者などから守るため、引き続きスクールガードを配置するとともに、子ども110番の取組や地域住民ボランティアによる見守りなど、通学路や各学校校下等における安心・安全を確保してまいります。

次に、「高等学校教育の充実」についてであります。

高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする教育機関であります。

町内の幕別高等学校と江陵高等学校では、それぞれ特色を生かした教育活動を展開しており、ここ数年、就職率100%を達成し、両校の進路指導等に対する社会的評価が年々高まっているものと受け止めております。

平成27年度の新入学者は、幕別高校が定員80人のところ29人、江陵高校が定員117人のところ132人、また、中札内高等養護学校幕別分校は定員16人に対し16人となっている状況であります。

幕別高校については、定員数を割り、本年度は間口が2学級から1学級に減となった状況にありますことから、今後の配置計画などの動向を注視しながら、町内にある2つの高等学校及び高等養護学

校の将来像等について検討していく必要があるものと考えております。

いずれにいたしましても、町内にある高等学校の間口確保につきまして、保護者、高校、地域の方々や関係機関と連携し、引き続き支援してまいります。

次に、「信頼される学校づくりの推進」についてであります。

学校の信頼は、保護者や地域の方々との協力関係を深めつつ、子ども一人ひとりの確かな成長を実現することによって得られるものであります。

このことから、地域住民に子どもの様子を直接見ていただく「まくべつ教育の日」をはじめ、学校運営協議会の活用や、保護者や地域に対する積極的な情報発信など、地域に開かれた学校づくりに努めてまいります。

また、学校が保護者や地域の方々との信頼関係を構築していくためには、子どもたちの手本となるべき教職員が、法令を順守し、服務規律を徹底する必要があります。

そのため、各学校の校長がリーダーシップを十分に発揮できるよう、教育委員会としてサポートするとともに、研修等を通じ教職員の意識改革と資質の向上を図ってまいります。

三つ目は、「青少年の健全育成の推進」についてであります。

子どもたちが、互いに尊重し合い、ともに支え合いながら社会の一員として成長していくためには、家庭・地域・学校が一体となり、心身の健やかな発達を支えていくことが大切です。

このため、小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から実施される「特別な教科である道徳」の実施を念頭に置き、その準備を進めてまいります。

また、社会環境や価値観の多様化によって青少年を取り巻く環境は、大きく変化し、複雑化しておりますことから、「幕別町児童生徒健全育成推進委員会」による「安全マップ」等の取組をはじめ、地域全体で児童・生徒を見守る体制づくりを進めてまいります。

四つ目は、「優れた芸術・文化活動の推進」についてであります。

価値観の多様化に伴い、暮らしの中にゆとりや潤いといった「心の豊かさ」を求める機運が高まっております。

このため、優れた芸術や文化にふれる環境の整備について幕別町文化協会等と協働して実施してまいります。

また、本年は本町が生んだ偉大な作曲家である「万城目正」さんが生誕110周年を迎えることから、その功績を後世に永く語り継げるよう百年記念ホール内に常設展示コーナーを整備するとともに、万城目正生誕110周年記念事業実行委員会が主催します、記念音楽祭に対し支援を行います。

さらに、本町の芸術・文化の拠点的施設である「百年記念ホール」の老朽化対策として、本年度は大ホール屋上の防水改修工事を行うなど、今後、社会教育施設について計画的に改修等を行ってまいります。

五つ目は、「歴史的文化の伝承」についてであります。

自然環境や歴史背景の中で培われてきた歴史資料や文化財は、先人の暮らしや精神文化を知る歴史的・民族的な価値のみならず、郷土への誇りや愛着を育てるための重要な資源であります。

このため、ふるさと館、蝦夷文化考古館、ナウマン象記念館のそれぞれの特徴を生かし、郷土の歴史や文化等を学ぶ場として今後も活用を図るとともに、施設の老朽化が進んでいる「ふるさと館」、「蝦夷文化考古館」の改修等について検討を進めてまいります。

また、伝統芸能である糠内獅子舞保存会やナウマン太鼓保存会に対する活動に対して、引き続き支援を実施してまいります。

最後に、健康づくりとスポーツ・レクリエーションの推進についてであります。

本町のスポーツ施設は、農業者トレーニングセンター等の屋内施設、陸上競技場や野球場等の屋外施設が整備されており、多くの町民の方が体力づくりや健康維持のため利用されているところであります。

今後につきましても、施設の適切な管理を行うとともに、より利用者に対するサービス向上が図られ

るようその管理方法等について検討を行ってまいります。

また、本年度は幕別町民プールの屋根の全面張り替えを行うとともに、老朽化しています札内東プールの改築について検討を行ってまいります。

さらに、本町で考案されたパークゴルフのさらなる普及を図るため、今後とも日本パークゴルフ協会との連携を図るとともに、コミュニティスポーツとしての原点でもある世代間交流大会としての「家族大会」を本年度も開催してまいります。

以上、平成27年度教育行政執行にあたっての基本方針を述べさせていただきました。

教育委員会といたしましては、子どもが失敗や困難に屈することなく、前向きに努力を続け、生き生きと成長していくために必要な生きる力を育む教育環境の充実を図るとともに、開かれた学校づくりの推進に努めていく所存でございます。

また、すべての町民が、生涯を通じて、健やかに充実した生活を送ることができるよう、文化に親しみ、スポーツを楽しむための環境づくりに取りくみ、「社会が人を育み、人が社会をつくる」要となる生涯学習の充実に取り組んでまいります。

議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

○議長（芳滝 仁） これで行政執行方針は終わりました。

[陳情付託]

○議長（芳滝 仁） 日程第3、陳情第1号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の提出を求める陳情書から、日程第8、陳情第6号、「集団的自衛権の行使につながる『安全保障関連法案』の廃案を求める意見書」の提出を求める陳情書までの6議件を一括議題といたします。

ただ今、議題となっております、陳情第1号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の提出を求める陳情書、陳情第2号、「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書」の提出を求める陳情書、陳情第3号、「憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書」の提出を求める陳情書、陳情第4号、「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書、陳情第6号、「集団的自衛権の行使につながる『安全保障関連法案』の廃案を求める意見書」の提出を求める陳情書の5議件は、総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、陳情第5号、「平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書の1議件は、産業建設常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

議事の都合により、明6月10日から6月22日までの13日間は、休会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、6月10日から6月22日までの13日間は、休会することに決定いたしました。

「散会」

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は6月23日、午前10時からであります。

11：32 散会

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成27年第2回幕別町議会定例会
(平成27年6月23日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

4 小田新紀 5 内山美穂子 6 若山和幸

(諸般の報告)

日程第2 一般質問(6人)

会議録

平成27年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成27年6月23日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月23日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議 長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 若山和幸 7 小島智恵 8 野原恵子 9 田口廣之 10 谷口和弥
11 小川純文 12 岡本眞利子 13 寺林俊幸 14 東口隆弘 15 千葉幹雄
16 中橋友子 17 藤谷謹至 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 総 務 部 長 菅野勇次
会 計 管 理 者 原田雅則 教 育 部 長 山岸伸雄
民 生 部 長 境谷美智子 経 済 部 長 田井啓一
建 設 部 長 須田明彦 企 画 室 長 細澤正典
札 内 支 所 長 羽磨知成 忠類総合支所長 伊藤博明
企 画 室 参 事 山端広和 総 務 課 長 武田健吾
地 域 振 興 課 長 小野晴正 糠 内 出 張 所 長 阿部麗子
商 工 観 光 課 長 岡田直之 農 林 課 長 川瀬吉治
保 健 課 長 合田利信 土 木 課 長 寺田 治
福 祉 課 長 新居友敬 町 民 課 長 山本 充
経 済 建 設 課 長 天羽 徹 保 健 福 祉 課 長 金田一宏美
税 務 課 長 中川輝彦
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
4 小田新紀 5 内山美穂子 6 若山和幸

議事の経過

(平成27年6月23日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番小田議員、5番内山議員、6番若山議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（芳滝 仁） ここで、諸般の報告をいたします。

6月17日、第66回北海道町村議会議長会定例総会が札幌市で開催され、私が出席いたしました。その議案の抜粋をお手元に配付してありますので、後ほど、ごらんいただきたいと思います。これで諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、寺林俊幸議員の発言を許します。

寺林俊幸議員。

○13番（寺林俊幸） 通告に従いまして質問させていただきたいと思います。

これからの町政運営についてであります。

町長は、このたび町長選において、多くの町民の支持を得て当選されました。新たな幕別町のトップリーダーとして本町のかじ取りを期待するとともに、町政に対する決意を伺います。

町長は「子どもたちの未来のために」をキャッチフレーズに、スピード感、説明責任、法令遵守を基本理念として掲げ、五つの基本政策目標、23の公約を住民に訴えてこられました。本町におかれた現状の認識とこれからの課題解決についてどのように結びつけて取り組まれるのか、以下の項目について伺います。

- 1、人口減少対策。
- 2、少子化対策。
- 3、産業振興、雇用対策。
- 4、定住対策。
- 5、地域活性化対策。
- 6、住民参加のまちづくり。
- 7、子ども医療費の負担軽減、高齢福祉対策についてであります。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 寺林議員のご質問にお答えいたします。

「これからの町政運営について」であります。

さきの町政執行方針でも申し上げましたが、私は、これまでの37年間、町職員として育ててくださった町民の皆さんに、少しでも恩返しができればと立候補を決意し、町民の皆さんからの温かいご支援を受けて、町政を担当させていただくことになりました。

これまでの行政経験や選挙を通じて多くの町民の皆さんの声を直接お聞きし、皆さんの「住みなれた町に住み続けたい」という思いをしっかりと受けとめ、未来に向かって発展し続ける「幕別町」をつくっていかねばならないとの思いを強くいたしているところでございます。

私は町政の主役は町民と考え、町民の皆さんとの対話を重ね、活力ある経済、安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、町民とともに考え、行動する町政の展開に全力を尽くしてまいる決意であります。

これからの町政を考えると、本町の抱える大きな課題は人口減少対策と産業振興・経済の活性化と認識いたしております。産業振興・経済の活性化には、基幹産業である農業の生産振興と6次産業化や農商工連携による高付加価値化を図り、農業で得られた所得を他産業に循環させることにより、町全体が潤い、町民の皆さんの豊かな暮らしにつなげていくことが大切であると認識いたしております。

ご質問の1点目、「人口減少対策について」であります。

我が国の人口は2008年にピークを迎え、その後、減少局面に入りました。

本町では、平成22年の国勢調査で、昭和35年以来50年間続いていた人口増加が、初めて減少に転じました。

しかし、その後の5年間は、札内地区での堅調な住宅着工などにより、人口は増加に転じましたが、こうした傾向が今後も続いていくことは難しい状況にあるものと認識をいたしております。

国においては、人口減少対策を最重要課題として位置づけ、2060年時点で人口1億人を維持する政策の方向性を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と2020年までの対策を盛り込んだ「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成26年12月に策定しており、地方自治体においても今年度中に「地方版総合戦略」の策定が求められております。

人口減少対策に特効薬はありません。また、一朝一夕になし遂げられるものではありません。定住対策、子育て支援、高齢者対策、防災対策、産業の振興などあらゆる施策を総動員して、この町に住んでみたい、子どもを生み育ててみたいと思ってもらえる魅力づくりに努めてまいります。

以後の質問につきましては、各分野が相互に関連し、効果を発揮するものでありますが、その中でも主要な施策につきまして、お答えいたします。

ご質問の2点目、「少子化対策について」であります。

我が国の年間の出生数は、昭和22年から24年の第1次ベビーブーム期には約270万人、昭和46年から49年の第2次ベビーブーム期には約200万人であり、以降毎年減少し続け、平成26年の出生数は約100万人と過去最少を記録いたしました。

また、合計特殊出生率で見ますと、第2次ベビーブーム後の昭和50年を境に減少傾向にありましたが、平成18年から微増の傾向が続いておりました。しかしながら、先般発表された平成26年の人口統計によると1.42と9年ぶりに低下し、前年を0.01ポイント下回ることとなりました。

本町の平成20年から24年までの小地域や経年的なデータの不安定性を緩和したベイズ推定による合計特殊出生率は1.46であり、全国平均を上回っているものの平成26年1年間の死亡者数と出生数の差は112人と自然減の状態となっております。

少子化の対応には、出生率の向上が重要であり、結婚や出産が個人の意思に基づくものであることを基本としつつ、結婚し、安心して子どもを生み育てたいと思う方々の希望に応えるためには、昨年

7月に、北海道が行った道民意識調査の結果においても少子化の最大の原因とされている「子育ての経済的負担」の軽減を図る必要があると考えます。

限られた財源の中でありますので、まず、「子ども医療費の無料化の拡大」について最優先して取り組んでまいります。また、安心して子どもを産み育ててもらえるよう、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談体制の構築にも取り組んでまいります。

ご質問の3点目、「産業振興、雇用対策について」であります。

産業の振興、経済の活性化のためには、基幹産業である農業の経営体質強化を図っていくことが重要であると考えております。

農業は、その関連産業のすそ野が広く、特に土地改良事業においては土木建設業が、農産物・農業用資材の運搬には運輸業が、販売には商業が、農産物の加工には食品製造・加工業が関連しております。

核となる農業の生産性が向上することは、関連する企業に新たな投資や雇用が生まれ、所得がふえ消費が増加することにより、商業の活性化にもつながるものと考えております。

商工業の振興につきましては、商工会と連携を図りながら経営改善普及事業を初め、各種活性化事業に対し必要な支援を行いますとともに、空き店舗対策や住宅新築リフォーム奨励事業を引き続き実施し、町内経済の活性化や商工業の振興を図ってまいります。

企業誘致対策につきましては、既存企業の本社などへの事業の拡大要望や新規企業誘致に向けた情報発信、さらには優遇制度のPR活動などに取り組んでまいります。

雇用対策につきましては、既存企業の事業場の増設や業務拡大により雇用の創出が図られるよう、引き続き企業開発促進条例に基づく助成措置を講じるとともに、ハローワークと連携した雇用相談業務の強化や緊急雇用対策、未就職の新卒者対策、さらには季節労働者の通年雇用促進に向けた事業などに取り組み、雇用の安定を図ってまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「定住対策について」であります。

平成22年の国勢調査人口が5年前に比べ、326人、1.2%減少し、これ以上の人口流出を食い止めるための定住施策は喫緊の課題と受けとめ、平成24年度から幕別本町市街地と忠類市街において定住促進住宅建設費補助金交付事業を実施してまいりました。

平成26年度までの3年間の実績は68件で、そのうち31件72人の方が町外からの転入に結びつき、一定の効果はあったものと認識いたしております。

本年4月からは、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、対象地域を全町に広げ、若年層を呼び込むことにも力点を置いた、さらなる定住対策事業として、幕別町マイホーム応援事業を実施したところであります。

本事業は、地方創生先行型事業として実施しているもので、本年度に策定する幕別町創生総合戦略に位置づけ、平成31年度までの5年間の事業として実施することといたしております。

また、忠類地域においては、「あおぞら団地」が完売いたしましたことから、本年度から取り壊す公営住宅の跡地を新たな分譲地として造成することにより、定住化を促進してまいります。

ご質問の5点目、「地域活性化対策について」であります。

「地域づくりは人づくり」と言われるように、「人」は何よりも大事な地域資源であります。地域主権時代の今、それぞれの地域課題について、町と住民、NPOなどが協働・連携して解決する仕組みの構築と、それに携わる人材の発掘、育成、確保が求められております。

連携協定を締結している北海道科学大学から講師を招き実施しております「幕別町コミュニティカレッジ」などの機会を通じ人材の育成に取り組んでまいります。

また、町全体の活性化のためには、幕別地域、忠類地域のそれぞれの持つ歴史、文化はもとより特性を活かした振興を図る必要があります。

そのため、幕別地域の幕別、札内の市街地区においては、住みやすい住環境の整備を促進するとともに、商工会と連携を図り商店街の活性化に取り組み、農村地区においては、基幹産業である農業の

一層の生産振興を図り、農業を核とした資源、雇用、消費などをしっかりと域内で循環する経済の確立を図ってまいります。

忠類地域においては、酪農を中心とした農業の振興とともに、道の駅周辺の観光施設や白銀台スキー場やシーニックカフェちゅうるいなどの地域資源を生かした観光振興を図り、交流人口の増加に努めてまいります。

ご質問の6点目、「住民参加のまちづくりについて」であります。

少子高齢化や変貌する社会・経済状況の中にあって、地方分権の進展、住民ニーズの多様化、住民自治の充実への要請、自助・共助・公助の必要性などを背景に、よりよい地域社会を実現するために、住民と行政とが互いに知恵と力を出し合いながら、地域課題をみずからの力で解決するという、「協働によるまちづくり」が重要視されております。

本町では、第5期幕別町総合計画において、「町民参加・町民との協働」を基本姿勢の一つに掲げるとともに、「ともに考えともに創る活力あるまちづくり」を基本目標に、その方策として基本計画に「住民参加のまちづくりの推進」を位置づけております。

協働のまちづくりを進めていくため、地域における自治活動につきましては、お互いの信頼関係のもと、住民活動と行政との役割を分担した上で、公区活動運営費交付金を初め、近隣センター運営交付金により自主的な住民活動への支援を行うとともに、協働のまちづくり支援事業を通じて地域コミュニティの醸成に努めてまいりました。

また、住民の方々の行政への参画の手段といたしましては、平成12年に「幕別町まちづくり町民参加条例」を制定し、審議会等の附属機関の委員に町民公募による委員の参加をいただき、町民の方々の豊かな社会経験を町の意思形成過程に反映いただけてきたところであります。

今後におきましては、多様化、高度化する住民ニーズや地域の抱える課題に的確に応えていくため、町民の皆さんとまちづくりなどに対し直接対話する機会を積極的に設け、「協働によるまちづくり」をより実効性のあるものにしてまいりたいと考えております。

ご質問の7点目、「子ども医療費の負担軽減、高齢者福祉対策について」であります。

初めに、「子ども医療費の負担軽減」についてであります。

本町における子ども医療費助成事業につきましては、北海道医療給付事業の補助に加え、町独自の支援策として小学校卒業までの医療費の無料化を、平成23年10月から実施いたしており、多くの皆さんから高い評価をいただいております。

しかしながら、少子化対策を初め、子育て環境の一層の支援を進めることが求められております。次代を担う子どもたちの健やかな成長と安心して子どもを育てられるまちづくりを推進する観点から、中学校卒業までの医療費の無料化と所得制限の撤廃を本年10月から実施することとし、本定例会に所要の予算の計上と幕別町子ども医療費助成条例の改正を提案させていただいたところであります。

十勝管内では12町村が所得制限を設けず、中学校卒業までの医療費を無料化している状況であり、本町といたしましては、今回の制度拡大は生活支援策としての側面はありますが、子育て支援策として、生産年齢人口の増加やそれに伴う経済の活性化への効果を期待し、制度を構築したものであります。

次に「高齢者福祉対策について」であります。

子育て支援と同様に、長年本町の発展にご尽力をいただいた多くの高齢者の皆さんが、生きがいを持ち安心して暮らすことができる地域社会を築くことが、重大な責務であると考えております。

本年4月1日の高齢化率は28.6%で、平成22年の24.7%からこの5年間で3.9ポイント上昇いたしました。さらに、10年後には『団塊の世代』が75歳以上となるいわゆる2025年問題を迎える中、高齢者一人一人の多様なニーズや地域に根ざした事業の展開を図ることが大きな課題であると認識いたしております。

高齢者の方が健康で明るく充実した人生を過ごすためには、健康寿命の延伸を図ることが重要であ

り、昨年3月に策定した「第2期まくべつ健康21」に定めた高齢期における健康づくりの取り組みである地域社会への参加を通じて、互いに支え合い、いきいきとして毎日を過ごすことや、自分に合った身体活動などの取り組みを推進してまいります。

また、「第2期幕別町地域福祉計画」と「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2015」に基づき、計画の基本である地域包括ケアシステムの構築を図るとともに、高齢者の方々が住みなれた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、高齢者見守りネットワークや地域住民の皆さんで運営されている地域サロンの支援に努めてまいりたいと考えております。

以上で、寺林議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○13番（寺林俊幸） ただいま町長から答弁をいただきました。

私の質問の7点につきましては、今答弁いただいた中でほとんどお答えをいただいた、また執行方針の中でも多くを語られているということで、そういうわけでありますけれども、その中、幾つかを確認させていただきながら再質問をさせていただきたいというふうに思います。

幕別町においては、現在の社会情勢また経済情勢などを考えたとき、時代の大きな転換期であろうと私は考えるわけでありまして、特に少子高齢化社会に対応できる福祉政策の充実また安定した雇用対策、自然を生かした住環境の整備等、町民の皆さんは新たな町長に期待を持っておられるわけでありまして、町長の挙げられた公約を進めていくに当たって大きな鍵を握るものについては、やはり地方版総合戦略の策定が鍵を握っているというふうに考えております。施行方針については6月下旬に第1回の会議が開催されるという予定であるようですが、総合戦略の策定についてはいつごろを予定されているのかを、まず最初にお伺いしたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これらを審議していただく内容、スムーズにいくかいかないかということはあるかと思っておりますけれども、私どもといたしましては年度内に策定をしたいということで考えております。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○13番（寺林俊幸） やはり、多く挙げられた町長の目標また公約を実現していくためには、早期にそういう策定をされることが望ましいのだろうというふうに私も考えておるところであります。なるべく早い時期にその策定をされることをお願い申し上げたいというふうに思います。

それをもとに、人口減少対策、これについてはどこの自治体も大変苦慮している問題であります。これについてはいろんな方策を打たれながら子育て支援、また大きく町長の公約にもありました子ども医療費の無料化の拡大また所得制限の撤廃というようなことは、これから子育てをしていく過程においては大きな起点となるのだろうというふうに期待を申し上げているわけですが、本年度10月からということでもありますけれども、しっかりとその政策を打っていただいた中で子育て支援に努めていただきたいというふうに思います。

次に、3番目の産業振興、雇用対策についてでありますけれども、町長も答弁の中で申されているとおり、幕別の基幹産業、農業、これを通じた雇用の安定化を図ることはもう最優先であるというように私も考えております。この農業の振興をしっかりと取り組んでいただいて、それに関連する企業の発展を願うところであります。今、いろんな社会情勢の中で農業、これからの流れも危惧されるわけでもありますけれども、しっかりとその先を読まれて先手の対策を打っていただくことにご期待を申し上げたいというふうに思います。まず、幕別町の農業を守るために、幕別町・人・農地プランを基本とした農業振興、これをしっかりと進めていただきたいというふうに思います。

次に、定住対策でありますけれども、これについては昨年まで行われてきました定住対策で3年間の結果、68件のうち31件、72人が町外から来られたということで、素晴らしい実績のもと今年度から新たに幕別町マイホーム応援事業補助金制度という形を変えた中で、全町的な取り組みになったわけでもありますけれども、これについては、今、幕別町の中では新たな住宅地整備等を考えられていな

いようなこともお聞きするわけですが、全町的にその新築住宅を希望された場合、土地の供給等をどのようにお考えになっているのかをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 人口減少時代に入っている現在、新たな宅地開発ということは難しい。恐らくフレームとしても持ち得ないというふうに思います。そういう中で市街地に空き住宅であるとか空き地というものも相当数ありますので、そういった情報を提供していくことが一番なのかなというふうに思っておりますし、これはどういう方法がいいかについては、これまで不動産業者ともいろいろな話をさせもらったという経過がありますけれども、なるべくそういう情報を発信しながら住んでもらえるようにしたいというふうに思っているところであります。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○13番（寺林俊幸） これからもこのような事業を通じて、マイホームを持たれる希望を持たれる町民が多くおられるのだろうというふうに思います。うまく空き地対策などを通じて、皆さんに土地を供給していくということも大事だというふうに思いますので、協力をお願いしたいというふうに思います。

次、地域活性化対策であります。

町長も答弁でも述べられたように、地域づくりは人づくりと言われるように、人は大変大事な地域資源であるというふうに私も共通の認識をしているわけでありまして、町長は、かねがね対話を通じてまちづくりをしたいという意気込みをお聞きしているわけですが、まずは人材の発掘、育成、確保は基本でありまして、幾つか町長も挙げられておりますように、幕別町コミュニティカレッジなどを通じての人材育成、このようなほかにもいろんな形があるのだろうというふうに思いますけれども、まず人材育成をしっかりと力を入れて、その後町民との対話の充実を図っていかれることは必要だというふうに考えておりますけれども、再度お聞きしたいというふうに思いますけれども、人材確保、それに基づいた対話ということでありまして、幕別町、町として3極化の中でまたさらには商工業また農業と色々な分野が展開されているわけですが、その専門的な方々との対応を通じたこれからのまちづくり、どのように結びつけていかれるのかをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私、町長に就任したのが5月1日であります。その後、七つの公区から懇談会の招きを受けまして、いろんなお話もさせていただきましたし、あるいは団体ということで言うと、町内のいろんな団体、もちろん法人格を持った団体もありますし、任意の団体もありますけれども、大体16の団体と色々なお話もさせていただいております。そういった中から、いろんな意見交換をして若い人も構成員としておりますので、そういう人たちにまちづくりに関心を持ってもらって、そして参加してもらおうという働きかけもしてまいりたいというふうに思っておりますし、私はそういう団体あるいは公区から招きを受けたときに、私は3人以上いれば伺いますからというお話をさせていただいております。ですから、今まで待つ姿勢ではなくて、積極的に住民で皆さんのところに飛び込んで会話をしながら、対話を重ねながら、これと思う人にまちづくりの協力を要請していくことをやっていきたいなというふうに思っているところであります。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○13番（寺林俊幸） しっかりとその対応進められてまちづくりに生かしていただくことをお期待を申し上げたいというふうに思います。

次、6番目の住民参加のまちづくりということでありまして、これから町民の皆さんの希望については、多様化、高度化するそのニーズをしっかりと受けとめられて、基本となるのはやはり第5期の幕別町総合計画であろうというふうに考えますけれども、これをしっかりとととに町民のニーズに伝えていただくことをご期待申し上げたいというふうに思います。

7番目の子ども医療費の負担軽減、高齢者福祉対策ということでございますけれども、子ども医療

費の負担軽減につきましては、先ほども述べさせていただきました。中学生まで医療費の無料化また所得制限の撤廃ということで、これについて本当に多くの町民の皆さんが、もう期待を持って町長のこれからの町政運営を見ておられるのだろうというふうに思います。その一方、高齢化社会が進む中での高齢者福祉対策でありますけれども、これについても高齢者の皆さん方は住みなれた地域で充実した生活が送れるように地域包括ケアシステムの構築など、また幕別町社会福祉協議会を初めとする関係機関との連携が不可欠であろうというふうに思います。

今、幕別町高齢化率については大変高い数字が出ておるわけでありまして、今後についてもこのような高齢者の方々がしっかりとした基盤のもと安心して住んでいただけるまちづくりに努めていただくことが必要だろうというふうに考えております。今後、高齢化社会の福祉に向けての生活支援サービスの充実等、お考えがあればお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） このところの世の中の流れが人口減少対策にばかりいって、なぜ定住対策、子育て支援をして若い人ばかりにそこに住んでもらおうという、そういうふうな傾向があるのかなというふうに私は感じているわけでありまして、結局若い人に住んでもらっても、その後住み続けたいと思ってもらえなければ住んでもらえないわけでありまして、やはりそれについては高齢者対策というのは重要な一つのファクターであるというふうに捉えているところであります。

その中で、やはり高齢者の方が安心して健康で長く暮らしていけることが大事であろうと。単に長生きすることではなくて、今盛んに言われております健康寿命ということをいかに延ばしていくかということが私は大切だろうというふうに思っているところであります。平均寿命は男性も80歳を超えたようでありまして、女性はもう86歳だということでありまして、健康寿命ということになりますと、それより10歳以上低いわけで、男性で71歳代、女性でも74歳代ということなのですね。結局この年齢までしか人の手をかりないで元気に暮らせないということをおぼろげに思っているわけでありまして、何とかこの健康寿命というものを私は延ばしてあげることができればすばらしいなというふうに思っております。

そのためには、地域サロンということもありましょし、老人クラブ活動へ積極的に出てもらうための支援ということもございましょう。それと、町みずから健康づくりができるような環境を整えるということも必要なかなというふうに思っておりますので、これエンジンをぶら下げてするわけではありませんけれども、健康づくりにかかわる社会参加をしたときには、何かポイントをあげますよと、その結果、何か報償的なものをプレゼントするというのも一つの考えなのかなというふうに思っております。いずれにしても高齢者の方が元気でいつまでも長生きしていただけるような施策について、知恵を絞ってまいりたいなというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○13番（寺林俊幸） 子育て世代への支援もしっかりとやっていただきながら、高齢化社会に向けた高齢者の方々への手厚い保護もしっかりとさせていただきたいというふうに考えております。

飯田町長が言われてこられたスローガン、子どもたちの未来のために子どもを育ててみたいと思えるまちづくり、これはやはり人づくりも当然でありますけれども、今住まわれている町民の皆さんがしっかりとしたまちづくりを実践される町長を見て、さらにそれを思いながら、またそれをほかの町からも見て、ああ、すばらしい町だねと住んでみたいと言われるようなまちづくり、これは飯田町長の思いなのだろうというふうに考えているわけですが、先ほども言われていただきましたけれども、基本にはやはり人づくり、この人との会話を通じてこれからのまちづくりに施策を打っていかれる飯田町長、私もそのとおりでというふうに考えております。

この人のつながりを生かしたまちづくりを、これからもしっかりとやっていただくことをご期待申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 以上で、寺林俊幸議員の質問を終わります。

次に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○7番（小島智恵） まず、改めて飯田町長におかれましては、このたび当選されましてまことにおめでとうございます。幕別町の町民の負託に応えるべく今後のご活躍、そしてご努力に期待をいたしたいと思っております。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目、開町120年等を迎えるに当たっての考え方について。

来年、本町は明治30年猿別市街に幕別外六カ村戸長役場が開庁して120年の節目の年となります。また、来年は平成18年2月に忠類村と合併して10周年を迎え、さらには3月に新庁舎の工事が完了する予定となっております。これらの記念すべき節目をどのように捉え、そしてどのような記念事業を予定しているのか、その考えをお伺いいたします。

2点目、除排雪体制の改善を。

冬期間における除排雪は、町民の方が不便なく安全に日常生活を営んでいく上で重要な事柄の一つであります。しかし、現状は民間事業者に委託して行われているところではありますが、除雪後の道路状況が悪いため、苦情が寄せられることは毎年跡を絶たず、特に札内地区における苦情は多く、早急な改善が求められているところであります。

近年、オペレーターの人材不足や後継者不足が叫ばれておりまして、技術の向上や後継者の育成等に取り組み、住民サービス向上のため、さらなる努力が必要であります。

以下の点についてお伺いいたします。

- ①苦情件数と内訳。
- ②苦情が多い原因と対応。
- ③除排雪の判断基準。
- ④民間事業者への指導と今後の対策。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 小島議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「開町120年等を迎えるに当たっての考え方について」であります。

平成28年は、移住者の増加、収穫物、生活物資の陸路、水路の要所としてにぎわいを見せていた猿別市街に幕別外六カ村戸長役場が置かれた明治30年から数えて120年を迎えると同時に、忠類村との合併10周年、新庁舎の完成など大きな節目の年となります。

顧みますと、本町の繁栄はたゆまぬ努力と不屈の開拓魂によって、発展の礎を築かれた多くの先人たちの功績によるものと深く感謝するとともに、この美しい自然に恵まれた幕別町をさらに発展させ、次代を担う子どもたちの未来のためにしっかりと引き継いでいくことが、私に課せられた責務であるものと認識いたしております。

「開町120年、合併10年、新庁舎の記念事業について」であります。

合併10周年につきましては、現在、記念事業の実施に向けての準備を進めているところであります。事業の内容は、平成28年2月6日に合併10周年記念式典を挙行し、合併に功労のありました方への表彰を行うほか、合併後の町の魅力や個性を象徴する、町民の皆さんが親しみの持てるシンボルマークやご当地ナンバーの作製、合併協定項目において新町で制定することとしておりました、町の花、木、鳥の制定、合併後10年間の歩みを収録したDVDの制作、町歌の再録音などを予定しております。

さらに、NHKの公開番組の収録に向けた要望や北海道日本ハムファイターズによる市町村応援大使への応募を予定いたしており、決定を待って事業実施に向け準備を進めることといたしております。

次に、開町120年の記念事業につきましては、開町記念式典のほかには事業の実施は予定しておりませんが、既存の各種イベントや事業に開町120年記念の冠をつけるなど、町民の意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

また、新庁舎の建設につきましては、来年3月の完成に向け計画どおり進捗しており、完成後の記

念事業につきましては、大規模な記念事業を実施する考えはありませんが、オープニングセレモニーと町民の庁舎見学会を実施してまいりたいと考えております。

次に、「除排雪体制の改善を」についてであります。

幕別町が管理する町道は年々路線数、延長ともふえており、本年3月末現在、1024路線、延長898キロメートルを管理しております。そのうち、除雪を行っている町道は884路線、延長は車道が約650キロメートル、歩道が約110キロメートルとなっており、43台の除雪車両を11社から借り上げ、また町道管理委託業者に町所有の除雪車両19台を貸与し、合計62台で除雪を行っているところであります。

冬季間における安全で安心な通行の確保は、町民の皆さんが日常生活を営む上で欠かせないものがありますが、近年公共事業費の縮減等により、建設関連業者や建設機械保有数が減少していることから、除排雪作業機械や運転手の確保に苦慮しているところでもあります。

ご質問の1点目、「苦情件数と内訳について」であります。

苦情の件数につきましては、昨年12月に大雪が降った際には200件を超える苦情が寄せられました。また、本年2月と3月に大雪が降った際には、それぞれ100件を超える苦情が寄せられております。

寄せられた苦情の内訳といたしましては、「除雪車両の到着が遅い」「宅地前に雪を置いていった」という苦情が最も多く、次に「左右均等に除雪されていない」、さらには「除雪幅が狭い」という内容が主なものとなっております。

ご質問の2点目、「苦情が多い原因と対応について」であります。

苦情が多い原因といたしましては、降雪量が多かったことや雪質が湿雪であったことによる作業効率の低下、路上駐車による除雪作業の妨げなど、複数の要因によるものと考えております。

対応といたしましては、苦情が寄せられた箇所は職員が現地を確認し、必要に応じ作業の手直しを行っておりますが、個々の宅地出入り口前の除雪については、町で行うことは困難でありますことから、住民の皆さんにご協力をいただいているところであります。

また、路上駐車は除雪作業の妨げになるばかりでなく、除雪作業中の事故の危険性もありますことから、町のお知らせやホームページを通じ町民の皆さんに路上駐車をしないようお願いをしているところでありますが、今後、冬期間の道路パトロールの際に、該当車両が見受けられた場合には、チラシなどにより協力をお願いを行うなどの対策を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「除排雪の判断基準について」であります。

新雪除雪では、新たな積雪がおおむね10センチメートル以上で、その後も降雪が予想される場合には、除雪車の出動を検討し、気象庁の降雪予報や道路管理委託業者の道路パトロールによる積雪状況の確認、北海道や帯広市の出動状況などを総合的に勘案し、出動の指示を出している状況にあります。

また、排雪につきましては、幹線道路の交差点の雪山で見通しが悪く危険な箇所や交通渋滞が懸念される交差点につきましては、交差点手前の路肩の拡幅排雪を適宜行っているところであります。

ご質問の4点目、「除排雪を委託している民間事業者への指導と今後の対策について」であります。

毎年度、降雪が始まる前の11月上旬に除排雪業務を行う民間事業者に対し、業務に関する説明会を行い、除排雪作業に関する注意事項や事前の準備について指導しているところであります。

また、除雪期間中は除排雪作業終了後に業者と打ち合わせを行い、除排雪作業に寄せられたご意見や苦情などの情報を町と業者が共有し、除排雪作業の質の向上に努めているところであります。

今後は、除雪機械技術講習会への積極的な参加を呼びかけるなど、担い手の育成や技術の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、小島議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 質問の途中であります。この際、11時10分まで休憩いたします。

10:51 休憩

11:10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小島議員。

○7番（小島智恵） 再質問させていただきます。

冒頭で申し上げましたように、来年は開町120年、忠類村との合併10周年、そして新庁舎完成という大きな事業がちょうど重なる節目の年であります。

合併10周年については、記念事業の実施に向け準備が進められているところではありますけれども、おのおのの事業におきましては今後さらに具体的になっていくであろうと思うわけなのですが、開町120年記念事業についてお伺いしますけれども、式典のほかには事業の実施は予定していないとの答弁ございました。過去には、開町90年のときにつながった例が行われ、手と手をつないで幕別と札内9キロが一つにつながったという、余りお金をかけずにこういった記念事業が行われたというこの経緯もあるのですけれども、こういったお金をかけずにいいのですけれども、開町120年のときに何か後世に記念に残るような、思い出に残るような事業はできないものなのか、それも行政だけではなくて、町民を巻き込んで、町民の声を聞いて検討されてはどうかと思うところなのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに開基80年であるとか開基90年のときには、ハード事業なども絡めて一つの事業としてやってきた経過もありますし、またつながったデーというようなこともやられた、そういうような経過はございます。

最近で言うと、110年が一番参考になるかと思うのですけれども、実は何もやっていないというのが現状で、冠大会、冠イベントぐらいでありました。やらないことをよしとはするものではありませんけれども、なかなかこれといった事業が、多くの町民の方が参加していただける事業を開催するとなるとなかなか難しいわけでありまして、今のところ町民の皆さんからもそういったお声を聞いてはおりません。というか、何をやってほしいというそんな話もございませんので、現時点においては特に町民参加型のイベントというのは考えてはおりません。

ただ、やはり過去の歴史、先人の偉業を振り返って、やっぱり幕別の今というのは先人のご努力の中で今の幕別の発展があるのだ、そういうことを町民の方にわかっただくということは、これ非常に大切なことでありますので、町側からの情報発信、歴史を振り返るような情報発信ということはしていかなければならないというふうには思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） 来年120年、そして次の節目としましては、恐らく開町150年というふうになっていくと思うのですけれども、そういった150年という次なる節目というところの認識は、同じくするところなのか。

あと、今のところ町民からも余り話を聞いていないということなのではございますけれども、実行委員会等もつくらないということではよろしいのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 節目というのは何年が節目なのかという、そういう考え方がいろいろあるかというふうに思いますけれども、私どもとしましては、次の節目というのはやはり150年だろうというふうには思っておりまして、やはり半世紀に一度は過去の先人の偉業を振り返ってたたえる、そして感謝をすると、そういったイベントというのは必要なだろうというふうに思っておりますので、150年のときには、本当に町民参加のもとでソフト事業を含めて、あるいはハード事業を何かに位置づけるということもあるかもしれませんが、記念事業をやりたいというふうには思っております。ただ、その間の110年、20年、30年、40年については、特に考えていないというのが現状であります。

○7番（小島智恵） 実行委員会も。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今回の120年に関しては、事業を予定しておりませんことから、したがって実行委員会もつukらないということで考えております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） 次は、開町150年というお言葉をいただきました。そのときには町民参加も含めてという話もございましたけれども、120年の次が150年となりますと、30年後になるわけで、かなり間が開くということもありますので、できれば120年のときに、これをやったというなるべく町民参加の形で後々後世に残っていくような何か事業を、大々的でなくてもよろしいのですけれども、行っはどうかと。これは一つ提案なのですけれども、検討していただけないものなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 何もやらないということではなくて、当然、毎年毎年開基の式典をやっておりますので、それは当然110年であろうが20年であろうが30年であろうがやっていくということでありまして、何かやらないことで過去をないがしろにするということでは決してありませんので、当然、先人の偉業をたたえ、感謝をするということはこの記念式典であるとか、あるいは広報活動を通じてやってまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） もう一つなのですけれども、ゴールデンウィーク明けに新庁舎が落成すると聞いておりますけれども、答弁の中ではこれも大規模な記念事業を実施する考えはないと。オープニングセレモニーと町民の見学会は実施していくというお考えだと思いますけれども、私も大規模な事業は求めませんけれども、10月1日の開町120年記念の事業に合わせて新庁舎完成のイベント的なものを、これも町民の声を聞きながらという形で、例えば議場でミニコンサートを行うとか、もしくは3階会議室、1階フロアなど、こういったスペースのあるところで何かイベントをするだとか、これは例えばの話なのですけれども、町民に来ていただけるようなイベントの開催、これはご検討いただけないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 役場庁舎につきましては、公共施設ということではなくて、公用施設、仕事をやる事務所でありますので、オープンしたから竣工したからといって大々的な式典なりをやるというのはちょっとなじまないのかなというふうに思っております。

ただ、やはりこの行政を進める拠点施設が、やはり町民の皆さんに親んでもらうということはこれ当然大事なことでありますので、今、小島議員がおっしゃった何かコンサートをやりたいとか、何か催しをやりたいという、そういうお話があれば、それは業務に支障にない限りで開放すべきだというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） 話があれば、ご意見があればということ、お話ししていただきました。今後さらに具体化されていくと思いますので、今申し上げたようなことをちょっと検討していただけるのかどうかはわかりませんが、できるだけ検討していただいて、記念に残る記憶の残る節目の年になることを期待したいと思っております。

次に、除排雪体制についてでありますけれども、答弁では直近の冬の苦情件数を答弁でいただきました。昨年の暮れからことし3月にかけての直近の冬でありますけれども、積雪がかなり多く湿った降雪ということもあったのですけれども、例年より随分と町民の方からの苦情が多く聞かれた年ではなかったのではないかと感じているところであります。今のこういった雪の降らない時期に、次の冬に向けて反省をするところは反省し、改善するところは改善して町民の方が暮らしやすいようにしっかりと除排雪体制に取り組んでいただきたいと思います。

それで、数字上ではトータル300件以上苦情が来ているということでありましたけれども、過去と比較しまして、答弁にはなかったのですけれども、例年に比べてこれ多かったという認識でございま

すでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今回の12月、あるいは2月3月の苦情については、例年よりは苦情が多かったということですので、そこはしっかりと反省をしなければならないというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） 例年より苦情が多いということでありましてけれども、とりわけ札内からの苦情がこれ多かったというふうに感じております。忠類地区についてはちょっと申し合わせていないのですけれども、幕別地区と忠類地区ということでは、忠類地区も傾向としては、この苦情、多く寄せられていたのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 経済建設課長。

○経済建設課長（天羽 徹） 忠類地区の件につきましては、例年、数件程度寄せられる程度でございまして、今シーズンにつきましては、本町地区と同じように湿った雪の継続した降雪などがあったことから、少し多かったような状況でございました。それでも掲示板の書き込みを含め五、六件の苦情が寄せられたような状況でございました。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） 五、六件ということで、忠類の事業者さん、組合はきちんと除雪されているのではないかと思うところなのですけれども、何でこんなことを聞くのかといいますと、一方で札内の方からは、これ業者がかかわってから除雪の仕方が悪いといった話を聞いております。

実際に、委託の契約期間、平成21年から24年度、そして平成25年からは新たな契約が始まっております。平成21年からと25年からとは、幕別地区の場合ですけれども、組合がかかわっております。この組合がかわっていると、委託業者がかわっているということ、これがそういった除排雪体制、苦情が多かったということに影響しているのではないかと思うところなのですけれども、そういった認識はどのように捉えていますでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） ただいまのご指摘にもありましておおり、一応ちょうど管理業務につきましては長期契約を行っております、現在の契約では平成25年度から平成31年度までの7年間の契約でございまして、平成25年度からの契約期間中につきまして、幕別企業協同組合というところをお願いをしているわけですが、幕別企業協同組合の構成メンバーの中には、平成24年度まで除雪を行っていた業者さんもメンバーとして加わっていただいております。ただ、そのメンバーにつきましては、平成26年度までにほかのメンバーにその技術的なことを引き継ぐということで残っていただいておりますけれども、その間2年間の間で、除雪作業、また夏場の維持管理作業も含めまして、技術的な配慮等については引き継ぎを受けているものと考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） 技術的なことを引き継がれている、実際に除雪には入っていらっしやったのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） はい。メンバーとしては入っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） 入ってはいるといふことなのですけれども、このかわったことによる影響、これは少なからず私はあるのではないかというふうに思っております。

いずれにしても、これ組合のせいとかそういうことではなくて、これそもそも責任どこにあるのかと申し上げますと、根本的には当然のことながら委託をしている町の責任、町の責任ということをおそらくはもう明確に申し上げなければいけないことだと思います。

委託業者に対してしっかりとこれ行政指導を行っているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） 町長の答弁の中にもございましたけれども、特に除雪につきましては雪のない夏場から委託業者との打ち合わせ等も行いまして、冬に向けた備えを行っているわけでございますけれども、実はご質問の中にもありますとおり、ここ最近10年間を見ましても、実は砂利最終販売業者が二つの会社、それからコンクリート製品の製造会社が1社、それから舗装工事の業者さんが1社、直近約10年間の間に廃業をしております。またそれから近年の公共事業費の削減、またそれから企業にとっては効率的な会社の経営ということもありまして、町内で保有する建設機械の保有台数がかなり減っているものというふうに見受けられます。

そのような中であって、除雪機械、それから除雪作業につきましては、一度降雪がありますと、10時間を超えるような長時間の出動にもなりますことから、その間切れ目なく除雪を行うということになりますと、1台の車両に対して2人、3人という人員を確保する必要も出てまいります。そういうようなことから、大変町におきましても除雪車両の確保、それから運転手の確保ということについてはいろいろと苦慮しているところでございますけれども、そういう中であって、いろいろ答弁にもありましたとおり、除雪機械の技術講習会というのが、雪のない時期、夏場に開かれておりますし、それから道路交通管理協議会というものも帯広開発建設部、帯広警察署、それから振興局、それから関係市町村も含めたもので構成されておまして、その中で除雪のあり方でございますとか、技術的な啓発について教育を行っておりますので、それらを通じて業者等にも指導を行ってまいりたいというふう考えております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） 人員や車両の確保等については後ほど申し上げますけれども、今回苦情が多かったというところでやはり行政指導、これ強化しなければならぬと思っております。組合変わろうが変わるまいが町民の方、生活に支障を来すことのないような除雪をしていただきたいと思っております。

それで苦情としましては、内訳も示していただいたのですけれども、私が把握している中で具体的に申し上げますが、青葉町の福原の東側の道路なのですけれども、ここが通常2車線のところを除雪後1車線になって車が行き交うことができない状態になっていると、大変迷惑していると聞いております。ここは比較的交通量の多い道路だとは思うのですけれども、ここの青葉だけではなくて、札内においてはほかの地域においてもこういったことが同様のことが起きていますと聞いております。

この2車線が1車線になっているというこの事実なのですけれども、これどういうことなのか説明していただきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） ご質問の通りについては町でも把握しております。恐らく昨年12月に降った雪のことだというふうに思いますが、昨年12月には一度に60センチを超える降雪がございました。また、降雪時間も時刻もちょうど朝の皆さんの出勤ですとか、そういう時刻に重なってございましたことから、まずはとりあえず1車線を確保して皆さんには支障のないようにということで除雪を行ってまいりました。

一度、一斉除雪を行いますと、除雪時間につきましてはおおむね6時間から8時間かかるものについては、これまでもお話しさせていただいているところでございますけれども、その時間を幾らかでも短縮して、まずは出勤等の業務に支障がないようにということで、1車線をまず確保したところでございます。その後、そのご質問にありました通りにつきましては、ご質問のとおり大変交通量も多い通りでございますし、歩行者も多い通りでございますので、そういうところにつきましては、間を置かずに、2次除雪、それから拡幅除雪、そして排雪というような対応をしまいたところでございます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） 拡幅除雪、2次除雪もされたということですが、この間、この2次除雪に入る際にも、大変時間を要したと聞いております。もう遅かったと聞いております。こういったまず

は1車線あけるとしましても、この2次除雪もやっぱり早急に入らなければいけないと思うのですが、随分遅かったと聞いております。これについてはどうお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） それぞれのお住まいの地域、いろんな事情があつてきっちりやられているところ、やり方がちょっと不十分なところいろいろあるかというふうに思いますけれども、今、部長が申し上げましたように、まずは1車線をあけるということを優先して、そして通勤なり通学に支障のないような対応をしていると。そして、7時間8時間たった後に、さらに2車線目を確保するというところで、フル稼働してやっておりますので、そここのところをご理解をいただきたいなと思いますし、また、今回の雪というのは、朝方に短時間のうちに急激に降ったということがあつて、なかなか判断も難しく、出勤したのだけれどもなかなか追いつかなかつたという面もありました。そういうところも見きわめて非常に難しいのですが、いろんな情報を入れながらご不便をおかけしないように適切な除雪に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） 生活道路としまして大変迷惑しているというほかに、やはり緊急車両が通るといふこともこれ当然想定しなければいけないことであります。人命にかかわることですので、フル稼働したということではあるのですけれども、できるだけ迅速に、通常の2車線のところは2車線を確保できるように、できるだけ迅速な除雪をしていただきたいと申し上げたいと思います。

それと、通学路の除雪に関してなのですけれども、答弁では何も触れていなかったわけなのですけれども、これは当然子どもの安全にかかわることですので、優先されるべきだとは思うのですけれども、これもまた遅いと聞いております。車道を歩行せざるを得ないような状況もあるようなのですけれども、これは大変危険なことでもあります。優先順位や出勤のタイミング、これ適切に行われているのかお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） 優先順位については、当然、通学路それから集乳路線ですね、それから町の幹線となる道路、これらについては優先されるべき道路でございます。そういう優先されるべき道路につきまして、限りある除雪車両の中で適切に除雪を行うように努力しているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） 子どもの安全にかかわることですので、さらなるご努力を求めてまいりたいと思っております。

次に、排雪についてなのですけれども、答弁では幹線道路の交差点の雪山など拡幅排雪を適宜行っているということでありましたけれども、幹線道路ではないのかもしれないのですけれども、この見通しが悪くて危険なところが多々あるように思うわけなのですけれども、先ほどの青葉のような交通量の多い道路、これに関しては排雪したということで、よろしいでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） 排雪の基準につきましては、道路にあるものを雪を全て排雪するのか、それとも一部を切り取って拡幅排雪するのか、もしくは交差点の見通しの悪いところを排雪して交差点の見通しをきくようにするのかというようなさまざまな方法があると思います。また、一度にたくさん雪が降りますと、特に幹線道路などにつきましては次の除雪したときにかき分け除雪を行った場合に、雪が置き切れなくて除雪の支障になるというようなこともございますので、その降雪量、それから今後の見通しだとかいうことも踏まえて、次に備える排雪なども行っております。

基本的に排雪を行いますのは、まずは都市計画街路のような幹線道路、それからバス路線、それからその次に幹線ではないのですけれども、交通量ですとか歩行者の通行量が多いような道路ということで排雪を行っているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） 財政的なことも兼ね合いもありますので、いろいろと難しい部分もあるとは思う

のですけれども、排雪についても、これ安全性にかかわることでもありますので、できるだけ行っていただくとありがたいと思っております。

次に、③の判断基準のところ、答弁にはなかったのですが、出動の指示のタイミングのところ、出動が2時間前までは指示を出しているということになっていると思うのですが、忠類地区においては、前日夕方には指示が出ているというような話も聞いております。その辺地区によって違ってくるのか確認したいということ、もし忠類がそうであるならば幕別地区においても早めることができないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 経済建設課長。

○経済建設課長（天羽 徹） 私のほうから忠類地区のことについて申し上げたいと思いますが、忠類地区の除雪につきましては、全線町道管理委託業務の中で除雪を行っておりまして、2時間前ということではなくて、日中から天候の状況、降雪の状況を見まして、委託業者の担当者と協議をし、パトロールの状況あるいはこれからの降雪の状況を勘案し、除雪の出動時間の決定をしているところであります、それがたまたま日中の時間に協議をして決めている場合もあるということだと思います。以上です。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） 降雪の状況によりまして、さまざまな出動を要請する機会があると思います。ですので、なるべく効率的な除雪となるよう、答弁の中にもございましたけれども、できるだけ、6時間から8時間かかるということは、雪が降っている最中に除雪を行いますと、最初に除雪に入ったところは再度入らなければならないような状況もあります。それと朝方のラッシュ時時間にあえて除雪をするようなこととなりますと、通行に混乱を招くとかそういうこともございますので、その降雪の状況だとか、それから除雪に入らなければならないような時刻だとかも総合的に判断をした上で除雪については行っているところでございますので、その前日の段階で決めるということとはなかなか、特に札内地区のように市街地が密集しているというようなところでは難しいことだと思いますので、今後も雪の降り方ですとか積雪の状況などを判断しながら的確に判断してまいりたいと思います。

ただ、どうしても業者さんがうちの町のほうから出動をお願いしても、作業機械の準備、それから人の手配等にある程度の時間がかかっているところでもございますので、その大雪が予想される場合には、特に人の手配については業者さんのほうにあらかじめ手配をしていただいております。そういうことについては、今後また業者との協議の中で打ち合わせをしながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） 人的なところなどの手配を事前にと、今お話ありましたけれども、今やはり近年気象予報だとか情報が正確になってきているような状況でありますから、大雪になるという予報が出たのなら、早目に事業者のほうに連絡を入れて心構えしていただくという準備をして、こういった連携を密にとってやっていただくとよろしいのではないかと考えております。

ちょっと思ったのが、例えばオペレーターの方が深夜休んでいる際に、急に電話がかかって飛び起きるみたいなこういったこともあるのかなということも思ったのですが、できるだけ心構えとして、気象状況、今わかる時代ですから、連絡を入れていただきたいと思っております。急に連絡が入るということは実際にあるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） ご質問にあるような状況については、ないというふうに考えております。当然降雪が予想される場合については、あらかじめ町のほうからも降雪が予想されるということは各町道管理を委託しているところにも連絡しておりますし、またそのほかの借り上げ機械の業者さんにも連絡をしております。それを通じて各オペレーター、運転手さんには自宅のほうで降雪に備えて待機するように十分に連絡をするようにということで、それについては業者さんとの打ち合わせの段階でも各確認をさせていただいておりますので、運転手さんが寝ていて急に連絡が来て、それから慌てて

いくというようなことについてはないというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） 4点目の事業者への指導と今後の対策のところなのですが、苦情を減らすにはオペレーターの技術の向上を図ること、これ大事なことでありまして、そして経験を積むことも必要でありますけれども、町としましては講習会への参加を呼びかけていると。打ち合わせ等々もしているということなのですが、何よりも全路線となりますと町の除雪、884路線、650キロメートルもある、これ膨大なこととなりますから、全路線ということではなく、重要なポイントの確認、これ必要だと思います。こういう苦情の多い箇所はどこなのかと。そして強風による吹きだまりの起きやすい場所どこなのか、そういった等々重要ポイントの確認ですね、事業者との確認、これはきちんと行われているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） 除雪につきましては毎年度継続するものでございますので、小島議員がおっしゃられるように、毎年吹きだまるところについてはこれまでも情報もございますので、それらにつきましては当然業者のほうに注意すべき点、排雪していただきたいところということで打ち合わせの中で伝えております。

またそれから、降雪前に、各業者に担当の路線がございますので、担当する路線につきましては降雪前に必ず路線の点検を行った上で、除雪に支障となるような路上施設とか、そういうものがあるのかないのか、改善すべき点はどういうところがあるのかということを確認をしていただきまして、降雪前までに町のほうで支障のあるものについては対応をして、冬期間に備えているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） 確認していただきましたけれども、打ち合わせをしていると、路線の点検もしているということですが、それでもこれやはり苦情が多数寄せられてしまうという状況なのかなと、少し不思議に思うところもあつたのですが、担い手の育成についてお聞きしますけれども、具体的なご答弁なかったわけなのですが、これ待ったなしで対策していかなければならないことだと思つたのですが、対策としてどのようなことを今考えられているのか、お伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） 建設機械の免許を持っているからすぐ除雪ができるというわけでもありませんが、先ほど申し上げましたとおり、近年、建設機械も減つておりますし、建設機械が減れば当然オペレーターも減つているという状況でございますので、なかなか担い手の育成というのを町のほうで主体となつて行うというのはなかなか難しい状況ではございますけれども、なるべく早い段階で委託業者を決定し、担当する路線を決めた上で、その冬に備えて、先ほど申し上げましたとおり、講習会へ積極的な参加を呼びかけるというようなことが、とりあえず当面できるものではないかなというふうには思つています。

それと、どうしても経験が必要なものですから、委託業者さんには、なるべく同じ路線を回っていただく、それからできる限り同じ運転手さんが、その道路を担当していただくというようなことが結果的に、それぞれの路線において事故を減らしたりだとか、質の高い除雪ができることになるとは思つていますけれども、近年オペレーター不足ということもございまして、なかなか継続した運転手が確保できないということもありますので、その辺については、今後どのような方策があるのか、さらに検討を進めてまいりたいというふうに思つています。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） 担い手の育成、人材確保、町としては難しいということですが、機械も減つて、これ事業者の体力も低下してきているなという印象を受けました。今現在でも、この人材確保難しくなつてきているというわけですが、そして若い人もどんどん入ってくるような状況でも

ない。こういったことが今後どういった影響があるかという、当然、町民生活に直接これ影響してくるわけですから、今まさに大変危惧しているところなのですけれども、労働環境や賃金等々そういったこともこれ絡んでくるのではないかと思うところもありまして、現場の方、事業者の方の声を聞きながら、そういった人材確保、後継者確保するにはどうしたらよいのか、現場の方と今後よく話し合われて、きちんとした対策とられたほうがよろしいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） はい。言われるとおり、当然、働く環境、これについては当然大切にしなければならぬところでございます。特に近年、若い人の建設関係への就職というものが少なくなっているということもお聞きしているところでございまして、特に冬の除雪というものにつきましては、雪が降ったときに出るということにもなります。雪が降らないときに継続してなかなか雇用するということが業者にとっては体力の要ることではございますが、その辺、雇用環境も含めて、町といたしましても実態を調査した上で改善できるものがあれば改善してまいりたいというふうに考えます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） 最後になりますけれども、次、迎える冬におきましては、できるだけ除雪に対する苦情のないように取り組んでいただいて、ご努力されますことに期待いたしたいと思っております。

そして、ご承知のとおり日本列島ではただいま異常気象が多く見受けられているところでありますので、ますます気を引き締めて取り組んでいただきたいと思いますし強く強く申し上げて終わらせていただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

11：47 休憩

13：00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、藤谷謹至議員の発言を許します。

藤谷謹至議員。

○17番（藤谷謹至） 通告に従いまして、一般質問させていただきます。

高齢化の進行に伴う交通弱者の効率的な地域公共交通システムの構築であります。

高齢者人口の増加に伴い、「通院や買い物など日常生活の移動手段が確保できない」という問題が全国各地で顕在化しています。今後、さらに高齢化が進むことは明らかであり、高齢者等交通弱者の増加に対応するため、将来にわたり移動手段を確保することが自治体に求められています。

幕別町においては、地域・交通課題や住民ニーズ等を踏まえ、効率的で持続可能な交通体系の構築と利便性が高いモビリティの確保を目的に「幕別町生活交通ネットワーク計画」が平成25年に策定され、各地域に最適な公共交通についての検討がなされました。現在は、まくバス、さつバスのコミュニティバス、そして古舞線、駒島線の予約型乗り合いタクシーが運用されており、幕別町地域公共交通システムが構築されつつあると認識しております。

しかし、忠類地域においてはスクールバスによる移動手段の対応にとどまっているのが現状であり、公共交通空白地域が存在する状況にあります。

幕別町における高齢者人口の増加を見据えた地域公共交通システムについて、以下の点について伺います。

1、平成26年10月1日で運行1周年を迎えたコミュニティバス及び2路線が本格運行された予約型乗り合いタクシーの利用状況と、効率的で持続可能な交通体系にするために必要な今後の方策について。

2、今後さらにふえると思われる高齢者に対応するためには、高齢者福祉サービスにおける外出支援サービスも重要な移動手段になってくると考えられます。外出支援サービスの登録者数と地域別利用状況及び今後の方策について。

3、幕別町生活交通ネットワーク計画では、各地域の最適な公共交通について検討がなされております。公共交通空白地域である忠類地域における公共交通の今後の方策について。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 藤谷議員のご質問にお答えいたします。

「交通弱者の効率的な地域公共交通システムの構築について」であります。

急速な少子化と高齢化が同時進行し、人口減少社会という大きな社会経済構造の変動期を迎える中で、活力のある地域社会を築いていくためには、一人一人がその個性と能力を發揮し、自由に社会活動に参画できる環境整備を図っていくことが必要とされております。

しかしながら高齢化の進展により、みずから車両を運転し移動することが困難になる方が増加していくことが避けられない中、人々の自立を支え、安心して生活ができる地域を維持していくためには、利便性の高い公共交通機関、いわゆる「地域の足」の確保は重要な課題であると認識いたしております。

このような状況の中、平成22年11月に1,386人の署名による「高齢者の外出の交通手段の確保を求める陳情」が幕別町議会に提出され、翌年3月に採択されましたことから、町では、24年1月に開発局、北海道、帯広運輸支局、関係する交通事業者や住民代表で組織する「幕別町地域公共交通確保対策協議会」を設置し、地域にとって必要な公共交通のあり方などを検討してまいりました。

協議会では、平成24年7月と11月の2回、コミュニティバスの試験運行を実施するとともに、利用者に対するアンケートを実施し、その結果を踏まえ、幕別地区と札内地区でのコミュニティバスの運行が必要であるとの結論に至り、十勝バス株式会社が運行主体となり、25年10月からコミュニティバスの本格運行を開始いたしました。

また、同年9月30日をもって廃止いたしました町営バス駒島線の代替として、予約型乗り合いタクシー駒島線の運行を開始し、昨年7月からは西幕別地区農村部からの要望を受け、予約型乗り合いタクシー古舞線を運行し、地域公共交通のエリアを拡大してまいりました。

ご質問の1点目、「コミュニティバスと予約型乗り合いタクシーの利用状況と今後の方策について」であります。

初めに、コミュニティバスの運行実績について申し上げます。

平成26年度のコミュニティバスの運行実績であります。幕別線・札内線の2路線合計の利用者数は9,767人で1日当たり39.7人、1便当たり4.0人でありました。

路線別の利用者数であります。幕別線の利用者数は3,637人、1日当たり14.8人、1便当たり3.0人であり、札内線の利用者数は6,130人、1日当たり24.9人、1便当たり5.0人であります。

幕別線、札内線の合計の月別での利用者数の推移であります。4月から9月までの半年間では、3,620人、1日当たり29.0人、1便当たり2.9人であります。

10月から3月までの半年間では、6,147人、1日あたり50.8人、1便当たり5.1人であり、4月から9月までの実績と比較しますと、乗車人数で2,527人の増、1日当たりで21.8人の増、1便当たりで2.2人の増となっております。

10月から3月までの半年間は、夏場に自転車や徒歩で移動していた方々が冬場になりコミュニティバスを利用していただいたと推察しております。

また、本年4月と5月の利用者数と、前年同月を比較しますと、4月は59人の増、5月は69人の増と徐々にではありますが、コミュニティバスの認知度が上がり、利用者が増加いたしております。

次に、予約型乗り合いタクシーの運行実績であります。駒島線の昨年4月から9月までの試験運行と10月から本年3月までの本格運行を合わせ1年間の実績は、運行回数は255回で1日当たり1.0

回、利用者数は351人で1日当たり1.4人となっております。

本年4月と5月の合計では、運行回数65回で1日当たり1.7回、利用者数85人で1日当たり2.2人となっており、1日当たりの運行回数で0.7回、利用人数で0.8人の増加となっております。

古舞線の運行実績であります。試験運行を開始した昨年7月から本年3月までの9カ月間の実績は、運行回数308回で1日当たり1.7回、利用者数597人で1日当たり3.2人となっております。

本年4月と5月の合計では、運行回数54回で1日当たり1.4回、利用者数75人で1日当たり1.9人となっており、1日当たりの運行回数で0.3回、利用人数で1.3人の減少となっております。

次に、効率的で持続可能な交通体系にするために必要な今後の方策につきましては、より多くの住民に利用されることが重要でありますことから、出前講座での周知に加え、図書館で開催される「コミバス de 映画会」などのイベントでのPRや体験乗車会やバス内での作品展示などを開催することにより、多くの人に親しまれるバスとなるよう努めてまいります。

また、予約型乗り合いタクシーの運行回数を本年4月から1便増便いたしました。今後とも利用者の声を聞き、利便性を高めるよう改善に取り組んでまいりたいと考えております。

また、コミュニティバスや予約型乗り合いタクシーの運行等に係る経費につきましては、現在、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用しているところであり、今後におきましてもコミュニティバス等の運行を、国庫補助金の交付に必要となる地域交通ネットワーク計画に位置づけ財源の確保に努め、地域公共交通を維持してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「外出支援サービスの登録者数と地域別利用状況及び今後の方策について」であります。

初めに、外出支援サービスの登録者数と地域別利用状況についてであります。

本年3月末現在の登録者数は、幕別地域が301人、忠類地域が24人ですが、平成26年度、実際に利用された方は幕別地域が215人で延べ2,247回、忠類地域は24人で延べ240回でありました。

次に、外出支援サービスの今後の方策についてであります。

外出支援サービスは、65歳以上の方や身体障がいをお持ちの方で、通常の車両による移動が不可能な方を対象としたリフトつきワゴン車によるものと、65歳以上のひとり暮らし高齢者や65歳以上の高齢者世帯に属する方などで公共交通機関による移動が困難な方を対象とした通常のワゴン車によるものの2種類の方法によりサービスを提供いたしております。

利用に際しては、原則1人当たり2カ月に5回までとし、自宅から管内の医療機関への受診や行事への参加、買い物などさまざまな社会参加を利用の範囲といたしておりますが、忠類地域におきましては、平成16年に社会福祉協議会の事業として開始以来、忠類と大樹町の医療機関への受診を目的とする利用に限定して運行してまいりました。

現在は、両地域ともリフトつきワゴン車と通常のワゴン車、各1台により、運行いたしております。

従前から、昼間は高齢者のみになってしまう方々を対象としていないことや、民間の介護サービスとの利用者負担の違いなどを課題と認識いたしておりますが、今後ますます高齢化が進展していく中で、本事業を安定的に継続するために、公共交通等の移動手段との整合も図った中で、事業のあり方について速やかに一定の方向性を見出していかなくてはならないものと認識いたしております。

ご質問の3点目、「忠類地域における公共交通の今後の方策について」であります。

平成25年11月に、西幕別農村部における「予約型乗り合いタクシーの試験運行」についての陳情が町議会に提出され、12月に採択されたことから、予約型乗り合いタクシー古舞線として26年7月から試験運行を開始し、本年4月から本格運行を実施してまいりました。

古舞線の試験運行を開始するに当たり、忠類地域についても検討が必要と考え、平成26年1月に開催された忠類地域公区長連絡協議会において、忠類地域の公共交通についてご意見をお聞きいたしました。

忠類地域では、忠類市街を経由する路線バスとして十勝バス株式会社が広尾線を行っているほか、町によるスクールバスでの住民利用や福祉事業として外出支援サービスを実施しているのみであ

り、市街地を除き、広い範囲で公共交通空白地域が存在いたします。

忠類地域において、国庫補助を活用した新たな公共交通を開始する場合は、地域内での移動または路線バス広尾線への接続が必要であり、直接、帯広市や札内への接続が困難なことを考えると、忠類地域でのコミュニティバスや予約型乗り合いタクシーの利用は少ないのではないかとのご意見をいただいたところであります。

しかしながら、高齢化が進行している忠類地域においても、自家用車による移動が困難になる方が増加していくと考えられますので、引き続き地域の皆様のご意見を伺いながら、公共交通のあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上で、藤谷議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○17番（藤谷謹至） それでは、再質問させていただきます。

コミバスの利用実績ということで答弁いただきました。当初の生活交通ネットワーク計画の目標としては、幕別線1便当たり3人、札内線1便当たり5人という数値目標をされておると認識しておりますが、今のご答弁によりますと、1便当たり幕別線3人、札内線1便当たり5人とされておりました、おおむねこの目標に達成されているというふうに認識しております。

コミバスの認知度が上がりまして、利用者の増加が最近、今年度に入って見られるというご答弁がありました。しかし、住民の中には利用者人数が少ないのではないかと、さらに言い方が適切かどうかはわかりませんが、空気を乗せて走っているだけではないかという厳しい意見も聞こえてくるのが事実であります。

しかしながら、町長答弁にありましたように、これからますます高齢者がふえることは寺林議員の先ほどの町長答弁にもありましたように、高齢者率、平成22年、24%に対して5年間で3.9%の増、現在28.6%になっているという答弁ございました。さらに2025年団塊の世代、およそ80万人に上る方々が75歳の後期高齢者になるということ、幕別町の高齢化率を見ますと、平成27年以降は30%を超えるということが予想されていると、3人に1人は高齢者となる見通しでございます。こういう状況を踏まえると、費用対効果のみを重視するのではなく、福祉的観点から地域公共交通の安定した長期的な運用が望まれる、重要であるというふうに考えております。

平成25年度に作成された幕別町生活交通ネットワーク計画で、試験運行での利用者の属性について、性別は幕別線、札内線とも女性の割合が多くなっておりまして、7月の試験運行の調査では、幕別線は10代が254人で47%、60代が95人で17%、70代が75人で14%、80歳以上が69人で13%、札内線が1番目70歳代で213人28%、60歳代が2番目で156人で21%、その次に108人でこれは10歳以下の方々が14%、11月試験運行では幕別線小学生以下が192名42%、70歳以上147名32%、60歳代62人で14%、札内線は中学生が438人で49%、70歳以上が220人で24%、60歳代が103人で11%という試験運行のデータが上がっております。

そこで、利用者のうちこの年代別、特に60歳以上の高齢者による利用実績についてお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） コミバスの利用状況につきましては、区分的には中学生以上、小学生、乳幼児、この3区分での利用負担になっておりますので、年間の利用に関してはこの区分による割合はお答えできますが、ただいまの質問ですと60歳以上ということでしたので、平成26年2月にコミュニティバスの利用実態調査を行いましたので、その割合でお答えさせていただきます。幕別線では60歳以上の集計が21%、札内線が44%、全体を通しますと33%が60歳以上の利用となっております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○17番（藤谷謹至） 高齢者のため、交通弱者のためのコミバスでありますことから、やはり高齢者の利用が多いということは今の答弁でわかりました。自分が予想したところによると、高齢者はもう

よっと少ないのかなという感じはあったのですけれども、正確な数字はつかんでいないというのが現状でしょうか。

○議長（芳滝 仁） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） 通常の利用においては、3区分での集計のみであります。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○17番（藤谷謹至） やはり長くコミバス、地域公共交通システムを維持するためには、やはり高齢者利用これから増加する高齢者、交通弱者に対応する対策という周知とかPRが必要になってくると思います。コミバスを試験運行する際には、細かい調査というか、を行っているわけなのですけれども、逆に運行してからのこういうマネジメントというか、調査というのをこれますます重要になってくると思っております。

このネットワーク計画の中では、モビリティマネジメントというところで、そういうことが運行してからも必要であるというふうになっておりますけれども、実際運行している中で、特に私が提案したいのは、高齢者の中のモビリティマネジメントというか利用実態ですね、それを調査する必要があるのではないかとこのように感じるのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） コミュニティバスの実施主体に関しましては、十勝バスが実施しているものであります。町としてそういう利用実態を押さえるためには、昨年2月に行ったような形の中でアンケート調査もしくは利用実態調査を行いながら、どのような状況にあるのかを確認していく必要があると思っております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○17番（藤谷謹至） やはりその事業主体が十勝バスということで、十勝バスにある程度任せるという趣旨はわかりますけれども、やはり行政としてもこの調査というのはぜひやっていただきたい。それはやはりお願いしたいというところでございます。

このコミバスを、これから持続的に効率的に運用していくという方策としまして、答弁の中では、出前講座で周知する、図書館で開催されるコミバス de 映画会などイベントでPRする、体験試乗会やバスの中での作品展示等を開催するそういうふうな対策が検討されておるところでございますけれども、平成24年に野原議員が質問された部分がございます、高齢者利用の目的であるコミバスの停留所に対して、ベンチを置いてはどうかという一般質問のところでございます。そのときの前岡田町長の答弁では、停留所に椅子を設置することは、路上に占有許可を受ける必要があると。歩道の幅、幅員が狭いことに加え、強風時の対策や冬期間の歩道の除雪にも支障を来すことが想定されることから、舗道上に設置することが困難な状況にあるものと考えていると。要するにそういうことであるから、ベンチの設置はちょっと難しいのではないかとこの答弁でありました。しかしながら、やはり高齢者、交通弱者というのがやはり足腰が悪いから、そういう公共交通を利用するわけでございまして、全箇所置くというのは、これ物理的に難しいし管理上難しいと思うのですけれども、何カ所かに置くということはちょっと考えられないか、その辺を質問します。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 藤谷議員がおっしゃるように、今のコミバスの乗車実態が、私から見てもちょっと寂しいなという思いを抱いているところでありまして、何とか一人でも多く利用していただきたい、このことは願っているところであります。ただ、乗車利用促進をするために、どこまでやればいいのかということ是非常にこれまた難しい問題でありまして、全部停留所を整備すれば、では乗ってくれるかといったら必ずしもそうでもないのかなというふうに思いますし、これは停留所あるいは小屋を設ける、ベンチを設けるというのは今お話あったように、まずは歩道というのは交通をする場所でありますので、そこが支障なく交通に妨げがない、あるいは事故がないということが第一でありますので、そういったことは十分考えなければならぬというふうに思っていますし、今お話ありましたようないろんなイベントを含めての利用促進はもう一つあります。ですから、利用促進の中でもいろん

な手法があると思いますので、そこは、今ご提言をいただいたことも含めてトータルで考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○17番（藤谷謹至） コミバスについていろいろ調べさせていただきましたら、栃木県の小山市においては、オーナー制度及びサポーター制度、この栃木県の小山市は「おーバス」というコミュニティバスなのですけれども、サポーター要領は一口1,000円以上でサポーターを募集して一口1,000円で募集するかわりに、一口以上であれば小山市のホームページに掲載すると、どういうところがサポーターになりましたよ、10口以上がバスの車内に宣伝をしますよ、100口以上だとバスの車外に張りますよと。100口といたらちょっと10万円になるのですけれども。そのほかサポーター制度というのは、これはオーナー制度ですね、オーナー制度というのは、バスのオーナーになったら、バス停の停車名、バス停の名前をつけることができる。オーナーが希望する場合、小山市ホームページのバス車内でオーナーを紹介されると。オーナーの義務としては、バス停の維持管理、清掃する、オーナー期間はこれ1年間、これはオーナーは金額が1年で、たしか5万円ということが載ってございました。

幕別町においても、札内、まくバス、札内には大きなショッピングセンターがあると。当然その利用者数も多いというふうにネットワーク計画で載っていたのですが、そちらにある程度オーナー制度、サポーター制度これ適用できないかというようなどころでございすけれども、それについて。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今ご紹介いただいた例につきましては、本当に住民の方がコミバスについて非常に愛着、愛情を持って見守っているのだなということだというように思いますが、我が町においてはまだそこまではなかなか気持ちが醸成、盛り上がってきておりませんので、まずは親しみを持って利用していただくというところから始めていきたいと思ひますし、オーナー制度のみならず、広告を出すことは今でも可能でありますので、今ご紹介いただいたことももう少し研究をさせていただく中で、まずはコミバスに親しみを持って利用していただく、そういう雰囲気醸成してまいりたいというふうに思ひます。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○17番（藤谷謹至） もう一点、先進事例というかございまして、コミバスの有効利用の一つでございすけれども、横浜市旭区これコミバスは四季めぐりというコミバスでございすけれども、そこにはAEDを設置してございす。日本で初というふうにしたかと思ひますけれども、バス後部に設置されて車内の緊急時だけではなくて、町なかでの要請にも応えるもので、緊急時においては通りすがりにバスを見つけたら、提供を認めることも可能であると。対応はAED講習を受けた運転手が行うものであります。幕別町の公共施設に設置されているAEDの数は幕別町が8カ所、札内が12カ所であり、走るAEDというふうにして住民の緊急対応、さらにはコミバスの周知にも効果があるものと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） すばらしい例をご紹介いただきましてありがとうございます。AEDについては、学校であるとか主たる公共施設には設置しているというのが現状でありまして、また人が集まる催しの際には貸し出しもさせていただいておりますので、それについて、あればあるに越したことはないのですが、ではどこまでそれを充足するのだということも一つ問題があるかというふうに思ひますので、今言われたお話は一つの例として参考にさせていただきたいというふうに思ひます。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○17番（藤谷謹至） 私もあくまで例でございまして、ただ、答弁いただきました分、出前講座、コミバスde映画会、イベントでの乗車会やバス内において作品展示、これが果たして乗車増加につながるかといえば、これだけではちょっと足りないのではないかと。いろんなことで要するに5年で減価償却というか、5年で見直しをかけるというような当初計画だったと思ひすけれども、その中で年々

利用者が増加していけば問題はないですし、当然これ長期的に高齢者が、先ほどから言っておりますように、これが高齢化、交通弱者がふえていくわけですから、これは幕別町の公共交通システムとして絶対必要なものですから、この辺をやはり自治体だけではなくて、住民も巻き込んだ中での利用をしていただきたいと思います。

次に、デマンド型予約乗り合いタクシーですけれども、利用実績を答えていただきました。こちらのほうはもう本当に料金も最高 1,000 円で半額助成ということで、これはいい制度ではないかと思えますし、利用者もふえている状況にあると考えます。ただやはり、一方で農村部でこういうふうなサービスをすると、当然、住民の中には札内にも欲しい、幕別にも欲しいというような話が出てくると思うのですけれども、乗り合い型予約タクシーとコミバスの整合性というか、その辺のすみ分けですよね、すみ分けも周知をしていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） 利用の区分的には駒島線、古舞線についても農村地区の方の利用という形で整理しておりますし、コミバスについては市街地の方という形での整理はされているものというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○17 番（藤谷謹至） この予約型乗り合いタクシーについて、住民からの利用、利用者からの要望というかそれが出てきているのであれば、お伺いをしたい。

○議長（芳滝 仁） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） 27 年 4 月から 5 便にふやしております。これにつきましては利用される方々のほうから、帰りの便をふやしてもらいたいというような形の要望がありまして、それについて改善したところであります。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○17 番（藤谷謹至） 予約型乗り合いタクシーについて、例えば農村からの利用で幕別町内の利用でありますことから、例えば帯広の病院に行きたいと、そういう場合にはやはり、札内のぎりぎりでおりにタクシーをとめてそれから帯広の病院に行く、あるいはバス、公共交通システムを使って帯広へ行くということが考えられるのですけれども、例えばこれ乗り合いですから、1 人でしたらある程度要望には応えられる可能性もあるかと思うのですけれども、例えばですね、札内までは補助対象になって、そのまま誰もいなければ 1 人で目的地が帯広の病院であるならば、そのままタクシー会社の運行、運賃に従って行ってもらうというようなことは考えられないのか。

○議長（芳滝 仁） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） 実際そのような形での利用実績はございます。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○17 番（藤谷謹至） わかりました。やはり使い勝手のいいようにある程度考えていただきたいと思いますし、これもやはり運行、事業者があつて初めて成立するものでございますから、運行事業者自体を圧迫することのないように持続的に続けていただければと思います。

次に、外出支援サービスの件についてお尋ねします。現在の外出支援サービスの登録者は幕別地区が 301 名、忠類地区が 24 名となっております。これ、数値としては札内地区が出てこなかったわけなのですけれども、もし札内地域の登録者数がわかればお知らせください。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 26 年度末ではないのですが、25 年度末の数字で申し上げますと、札内市街地におきましては 242 名の登録者がいらっしゃるとなっております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○17 番（藤谷謹至） その登録者というのはどのような方法で登録されているのか、お尋ねします。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 外出支援サービスの登録にあつては、利用申請をいただいております。利用

申請をいただいた後、身体状況等を確認しまして、外出支援サービスの登録の対象になる場合については登録している状況であります。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○17番（藤谷謹至） 利用申請を行うということでした。では、これ実際的にこの利用対象者というか、利用のちょっと言葉がちょっと難しいのですけれども、利用できる可能性のある方の数字といったら、これよりかなり多くなると思うのですけれども、利用対象者というのですか、雑駁にいうと。利用対象者数というのがわかればお知らせください。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 外出支援サービスの利用対象者につきましては、ひとり暮らしまたは高齢者のみに属する方、さらに身体等が虚弱で公共の交通機関の利用が困難な方となっておりますので、ひとり暮らしまたは高齢者世帯の人数については、住民基本台帳法からも把握はできますが、この外出支援サービスの利用対象になるかどうかということになりますと、実数の把握は困難なのかと思っております。

また、実際の登録者、26年度末でいきますと301人、忠類が24人ということになりますから、まさにこの利用登録されている方がこのサービスを必要とされている方というふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○17番（藤谷謹至） その利用を本人が申請すると、そういうことにちょっと身体的というか、ちょっと無理があるのではないかと。例えば外出ができないからリフトつきサービスを使うわけでございまして、これ利用申請をするということになれば電話ですることも可能でしょうけれども、想定はこれ役場庁舎に来てもらって申請するというのが前提だと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 外出支援サービスの利用申請される場合においてはご本人の場合もありますし、またご家族からの相談、多くはやはりケアマネージャーまた地域の民生委員さんを通じた利用申請が多いということになっております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○17番（藤谷謹至） この登録者のこれ周知ですよ。こういうサービスがあるということは当然周知を行っていると思うのですけれども、どのような方法で周知されているのか、お尋ねします。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） ホームページを通じた周知というのは当然であります、やはりこういった外出支援サービスを利用される方ということの実態をよく承知されているのは民生委員さんということですので、毎年度年度初めに民生委員協議会の中で外出支援サービスのみならず高齢者の福祉施策について周知、説明しているところであります。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○17番（藤谷謹至） やはり利用したいと思う人は年々ふえている状況になってくるわけなのですけれども、この周知というのが、ホームページは高齢者はちょっと外したほうがいいですよ。そうすると今答弁いただいた民生委員ですか、あとケアマネージャー、となると、細かく出ていって周知するという方法になるのですけれども、現在ちょっと民生委員は本町に何人いるかちょっと数字はつかんでいないのですけれども、なかなかこれ全方向カバーするというのは難しい状況にあるのではないかと感じるのですけれども、いかがですか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 民生委員協議会における説明もさることながら、やはり出前講座等が毎年多くの要望あって開催しております。そういった中でも町の福祉施策についても丁寧に説明したいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○17番（藤谷謹至） 丁寧に細かく漏れのないように回っていただきたい。その周知を図っていただき

たいというふうに思います。

次に、公的な行事にも使えるということで、これは年回数は制限されていないと思うのです。その中でホームページを見て、行事の中で何点か気になった点がございましたので質問させていただきまされども、例えば介護予防教室を開催しますと、これは5月13日だったのですけれども、その場合65歳以上対象で、これは5月13日ですね、受講費が無料で問い合わせが保健課介護支援係と。そのところには3回ということで行ってございます。札内新北町近隣センター、ふらっと札内、忠類ふれあいセンター福寿、この注意書きのところで会場まで交通手段がない方は下記にお問い合わせくださいというふうになってございます。この介護予防教室の性格上から、こういうふうに書かれていると思うのですけれども、もう一方で65歳以上の公的行事でシニア世代体力測定を開催します、これについては65歳以上の町民で介護認定を受けていない方、これについては先着30名で、これたしか忠類地区の様子をテレビで放送されたというふうに認識していますけれども、そのときの参加人数が8名だったと思っております。ここには先ほどの言ったように、注意書きで会場までの交通手段がない方は下記にお問い合わせくださいという注意書きがないのですよね。

先ほど言ったように、介護予防教室という公的行事、シニア世代体力検定、介護予防と体力測定はこれ元気が違うという意味合いがあるのかどうかはわかりませんが、これ同じ65歳以上で例えば30名募集すると、その中で行きたいと思っている方々も、これ移動手段がなければ参加できないという部分も、当然考えなければならないというふうに思うのですよね。その辺の公共の行事において、移動手段、これお知らせの中にこれ注意書きで書くべきだと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） まず1点目の介護予防教室であります、これ介護を予防するための講座でありますので、基本的には元気な方と、自力で来れる方を対象としておりますが、中にはどうしても遠方、会場から若干離れている関係から、どうしても来れない方については事情をよくお聞きしながら委託業者において送迎が行われることもありますので、事前にお問い合わせいただくこととしております。

○議長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 各所で行われておりますいろんな事業の中で、整合性がとれないような書き方をしてしまったのはちょっと不注意だったと思いますので、以後その教室の対象者ですとか必要に応じて、今言ったように委託業者の中でそれも含めてお願いしている事業もありますし、そうではない場合もございますので、その辺十分考えながらご案内していきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○17番（藤谷謹至） そのようにお願いしたいと思っております。例えば去年でしたか、忠類で行った去年、おとしでしたかね、敬老会、忠類の場合は、忠類公区連絡協議会が行っているわけなのですけれども、そのときにたしかバス出ていなかったような気がするのですよね。高齢者が社会参加できるような体制をとることは絶対必要でございますから、その辺を注意深く検討していただきたいと思っております。

次に、平成26年12月の一般質問において、私が忠類ふれあいセンター福寿における生活支援ハウス運営事業とデイサービス事業の今後の運営形態についてという一般質問させていただいたのですけれども、そのとき外出支援サービスは社会福祉協議会から幕別町振興協会に移行するということが答弁いただいた部分がございます。今現在、外出支援サービスも振興協会が行われていると認識してございますけれども、その契約内容等を含めてスムーズに振興協会に業務委託できたのか、その辺をお伺いします。

○議長（芳滝 仁） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（金田一宏美） この4月より幕別振興協会のほうに委託をしておりますが、契約等については問題なくスムーズに移行されております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○17番（藤谷謹至） 社会福祉協議会が忠類の部分は昨年よりも人数が少なくなったわけですが、振興協会がその部分をカバーして運営していただいているということでございますから、心配はしないのでございますけれども、例えば忠類地区においては3点目と競合する部分があるのでございますけれども、公共交通サービスがないということで、忠類ではタクシー業者がなくて、例えば大樹の病院へ行く場合、大樹町からのタクシーを呼んでおおよそ往復5千円ほどかかると、高額になるわけですね。十勝バスを利用して、公共交通を利用して行く場合もでございますけれども、例えば大樹町立病院に行く場合は、足の不自由な方などバスをおりてそれをバス停から大樹町立まで行くとすると、さらにタクシーを呼んでバス停から大樹町立病院に往復するという住民の意見も聞いてございます。

自分としては外出支援サービスの忠類の柔軟的運用というか、その辺をお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（金田一宏美） 忠類地区におきましては、外出支援サービスは大樹町までを対象範囲としておりますので、利用していただいております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○17番（藤谷謹至） 忠類のみならず外出支援サービス、札内とかいろんな形で行っているわけなんですけれども、こういう話も札内の住民でこういう話も聞いたことがあるというか、あります。外出支援サービスを最初行くときに帯広の病院に使うとそれで帰りに診療時間が延びてしまったと、そうすると4時過ぎに例えば診療時間が延びたり、薬をもらう時間が延びたりすると、帰りのサービスが受けられないというような事例もあったと聞いております。そういう場合に、ある程度ちょっと、時間帯を柔軟に使えるとか、そういうふうなことは考えられないのか、お伺いします。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 外出支援サービスにつきましてはワゴン車1台ということで乗り合い型ということから、そういった事情も、事例もあったかと思いますが、今後におきましてはある程度時間も含めて、ほかの方もいらっしゃるから大幅な時間ということにはならないかと思うのですけれども、柔軟に対応できる場所は対応してまいりたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○17番（藤谷謹至） わかりました。

最後の3番目の質問に移らせていただきます。先ほどと同じ忠類地区においては、交通公共システムの空白地域があるというところでタクシーがないと。広尾線のほか幕別町交通計画ネットワークでは、スクールバスの住民利用ということで出ておりました。スクールバスも教育委員会にお尋ねしたところによりますと、登録者は幕別町全体で8名、忠類地区では1名、8名のうち高齢者に至っては1名が登録されていて利用実績はないというところでもございました。これは当然スクールバスという運行上、登下校のところに使う時間帯が当然でございますし、その辺で制度上、使い勝手が悪くて利用されていないということもわかるのでございますけれども、町長の答弁には忠類地区の公区長連絡協議会の意見は何っている。今のところコミバスとか補助金制度を使った部分の公共交通システムは要らないのではないかという、公区長会議の中での意見集約だったと感じております。これ、公区長というのも、地域住民の方それぞれ知っているわけですから、その高齢者の外出するときの状況というのもよくわかっていると思うのですけれども、それを踏まえても、やはり高齢者自身に聞くことが先ほどの高齢者のモビリティマネージメント、こういうところで必要になってくると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私は現時点における必要性が未来永劫同じだというふうには全く思っておりません。当然高齢者がふえれば需要はふえてくるわけでありまして、そこらあたりは常にやはり住民ニーズというものを伺いしながら、どうあるべきかということは検討していかなければならないというふうに思っておりますし、それは公共交通の部分もそうですし、今申し上げた外出支援サービス、

これもひっくるめてトータルとして、どういった足の確保というものができるとかということを考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○17番（藤谷謹至） 忠類の公共交通空白地域に外出支援サービスの柔軟的運用と拡充というところで強くお願いしたいと思っておりますし、これから幕別町の全体的なシステムをつくり上げるときに、忠類のシステムをつくって完全に幕別町のシステムができると、そういう認識に立っていただけまして、来年2月で合併10年目を迎えるところでございますけれども、交通弱者の立場に立っていただきまして、町全体の公平感を住民に持っていただくためにも、これからそういう今質問いたしました観点で考えていただきたいと思いますと感じております。

以上で終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、藤谷謹至議員の質問を終わります。

この際、14時10分まで休憩いたします。

13:59 休憩

14:10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、内山美穂子議員の発言を許します。

内山美穂子議員。

○5番（内山美穂子） 新人議員の内山美穂子です。町民の皆様の負託に応えて全力で頑張りますので、よろしくお祈りいたします。

通告に従いまして、質問させていただきます。

一つ目は、ふるさと納税についてお聞きします。

ふるさと納税は、居住地の応援したい自治体に寄附すると居住地の住民税が減額される制度として7年がたちました。寄附者に特産品を贈呈する自治体も年々ふえ、自治体ホームページなどでは多種多様な特産品が紹介されています。ことし4月の税制改正によって、ふるさと納税をした場合に、居住地の住民税控除の上限額がおよそ1割から2割程度に拡大したことと、給与所得者は控除を受けるための確定申告が不要になったということで、より寄附しやすくなりました。特産品による寄附金集めとの声がある一方で、こうした現状を踏まえると、今後もふるさと納税制度は注目を集めることが予想されます。

十勝管内で特産品の返礼に取り組んでいる町村は15町村に増加しました。管内のある町ではことし5月から1万円以上寄附した人に特産品を送る制度を始めたところ、申し込み開始後1週間で550万円の寄附が集まったといいます。全道一多くの寄附が寄せられた上士幌町では、昨年度のふるさと納税額が約9.7億円。この寄附金でスクールバスを購入したり、町立認定こども園の保育料を今後10年間無料にすることを決めました。また、同町では、ことし2月に東京で寄附した人1,000人を招いて感謝イベントを開き、町への旅行や移住をPRしたといいます。

幕別町では、国の法律改正でふるさと納税が制度化したのを受け、2008年9月に幕別町ふるさと寄附条例を制定しました。これは、ふるさとに寄附をした人が税金の使い道を7項目から選べるというものです。今月からはこれに加えて1回1万円以上の寄附をした町外の人を対象に、特産品などを贈呈することになりました。これは、町の魅力や特産品のPR、産業の活性化を目的にと考えてのことです。

各自治体の置かれている状況は違いますが、本町でも特産品の取り組みが始まるということについては期待しているところであります。そこで、次の3点について町長の考えを伺います。

1点目ですが、平成24年度から26年度までの各年度別に、本町に寄附されたふるさと納税の件数と金額、反対に町民がほかの自治体にふるさと納税をしたことにより減少した住民税の件数と金額で

すね。

2 点目が、広報 4 月号で町内の事業者や個人を対象に特産品を登録する協力事業者を募りましたが、締め切りまでの応募件数と内訳について。

3 点目ですが、ふるさと納税は活用してこそ意味があるものと考えますが、これまでの寄附金の運用状況と用途を選択されたもの以外の寄附金の活用です。

二つ目は、地域おこし協力隊についてです。

この制度は、地方自治体が地域おこしの支援協力要員として、都市部から人材を募集するものです。さまざまな専門分野の人材を呼び込み、新たな目線で地域おこし活動に従事してもらい、活動後は定着につなげるという目的で 2009 年に総務省が政策化しました。この制度の大きな魅力は国から特別交付税による財政支援を得られることです。

十勝管内でも、地場産品の開発、販売、PR などの活動支援で積極的に何人も受け入れているところがあり、今月は帯広市でもお菓子、スイーツのメニュー開発といった地域の観光振興などを目的に女性が着任しました。

本町でも豊富な農産物を加工して地域ブランドを開発したり、販売方法を考えたり、情報発信や意見交換などをしてもらうといった地域の実情に合わせた独自のアイデアが必要です。地域の魅力を発掘するための活動の一つとして、こうした国の制度を活用してみたらどうかと考えます。本町の将来ビジョンに基づき、前向きに導入することについて、町長の所見を伺います。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 内山議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「ふるさと納税について」であります。

本町のふるさと納税につきましては、平成 20 年 9 月に「幕別町ふるさと寄附条例」を制定し、寄附という形を通して、町民、企業、幕別町出身者等、幕別町に思いを寄せる人々の意向をまちづくりに反映し、個性豊かで魅力あるふるさとづくりを進めることを目的に、同年 10 月からスタートしたものであります。

ご質問にありますとおり、本制度は寄附者にとって、より身近な制度となるよう、平成 27 年度の税制改正で、寄附金の住民税の控除枠をこれまでの約 2 倍にするとともに、寄附先の自治体数が年間 5 自治体までであれば、給与所得者等の確定申告を不要とする「ワンストップ特例制度」を創設するなど制度の拡充が行われたところであります。

また、寄附者へのお礼に、特産品などの特典を用意する自治体が増加していることから、全国的に見ましても、今後さらに多くの方が本制度を利用することが想定されるところであります。

ご質問の 1 点目、「ふるさと納税の件数と金額について」であります。

平成 24 年度からの寄附の実績を年度別に申し上げますと、24 年度が 38 件で 509 万 5,000 円、25 年度が 21 件で 156 万 2,000 円、26 年度が 17 件で 155 万 2,000 円となっております。

このうち、町外の個人からの寄附の実績を申し上げますと、24 年度が 26 件で 110 万円、25 年度が 10 件で 66 万 5,000 円、26 年度が 9 件で 77 万 5,000 円となっております。

なお、町外からの寄附につきましては、北海道内で申し上げますと近隣の帯広市や音更町を初め、札幌市や小樽市などにお住まいの方から、北海道外は、東京都や千葉県、茨城県など関東地方にお住まいの方からなど、広範囲にわたって寄附をいただいているところであります。

また、他の自治体に納税された町民の方々に係る住民税の減収分の実績を申し上げますと、暦年にはなりますが、24 年が 19 件で 25 万 1,600 円、25 年が 11 件で 23 万 4,900 円、26 年が 49 件で 70 万 9,900 円となっております。

ご質問の 2 点目、「特産品を登録する協力事業者の応募件数と内訳について」であります。

ふるさと納税につきまして、これまで、町のホームページや広報誌、ポスターを公共施設に掲示するなどして、制度の周知に努めてきたところでありますが、寄附者へ記念品等を贈呈することにより、

ふるさと納税を推進することはもちろん、地域の魅力や本町の特産品等をインターネットを通じ、全国的に発信・PRすることで、町内産業の活性化やその振興にもつながることから、本町においても1回1万円以上の町外の個人の寄附者を対象に、記念品の贈呈を行うことといたしました。

事業実施にあたり特産品等を登録する協力事業者について、広報まくべつ4月号で、町内に本社または事業所を有する法人・個人を対象に募集いたしましたところ、4月30日の応募締め切りまでに3事業者から申し込みがありました。

記念品等の応募内容を申し上げますと、記念品ではトマトジュースやイチゴジャムなどの自家産加工品のセット、野菜などの特産品の産直セット、手延べ麺の詰め合わせセットの3種類、特典として墓石クリーニングサービスの1種類の応募となっております。

なお、本事業につきましては、今月から寄附者への記念品贈呈を開始する予定でありましたが、記念品等の応募が少なかったことから、協力事業者をさらに募集するとともに、商品発送や代金支払いなどを管理するシステムの構築など細部にわたる調整を行うこととし、開始時期をおくらせ、本年9月からの実施に向けて、現在、準備を進めているところであります。

ご質問の3点目、「これまでの寄附金の運用状況と活用法について」であります。

寄附金につきましては、平成20年度から26年度までの間に161件、総額2,012万円の寄附をいただいたところであります。基本的に「幕別町まちづくり基金」に積み立てて管理・運用することとしており、まちづくり基金の中に、「未来を担う子どもたちを守り育てる事業」「地域で支え合う健康・福祉に関する事業」や「パークゴルフの振興に関する事業」など七つの具体的な事業の枠組みを整え、寄附者の意向が十分反映されるよう、管理・運用を行っているところであります。

ご質問の運用状況についてであります。平成26年度に実施いたしましたパークゴルフ場等案内標識設置事業のうち、札内川河川敷地への大型案内標識設置に「パークゴルフの振興に関する事業」の枠組みから工事費の一部128万8,000円を充当したところであります。

また、平成21年度に実施いたしました幕別幼稚園に対する学校給食提供事業に関しては、「未来を担う子どもたちを守り育てる事業」の枠組みから20万円を直接充当したところであります。

その他の事業への寄附金の運用につきましては、今後の事業の展開や基金の残高などを総合的に勘案し、寄附者の意向が十分に反映されるよう、その活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、「地域おこし協力隊について」であります。

近年、三大都市圏への人口の集中とともに、それ以外の地域では過疎化が進展し、人口減少や高齢化等の進行が著しい地域においては、地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる人材の確保が特に重要な課題となっております。

一方、生活の質や豊かさへの志向の高まりを背景として、豊かな自然環境や歴史、文化等に恵まれた地域で生活することや地域社会へ貢献することについて、都市住民のニーズの高まりが見受けられます。

国ではこのような状況を踏まえ、地方の自治体が都市から住民を受け入れ、おおむね1年から最長3年までの期間、地域おこし協力隊として委嘱し、農林業の応援や水源保全・監視活動、住民の生活支援などの地域協力活動に従事していただき、あわせてその定住・定着を図り、地域を活性化することを目的として、平成21年度に「地域おこし協力隊」の制度を創設いたしました。

「地域おこし協力隊を導入する考えについて」であります。

平成21年当初は、地方自治体がこの事業に取り組む場合に、隊員1人につき報酬を200万円と住居や活動用車両の借上料などのその他の経費として150万円の合計350万円を上限に特別交付税で財政支援することとしておりました。

24年度からは、その他の経費が隊員1人につき200万円に引き上げられ、財政支援の額が隊員1人につき400万円を上限に、加えて、隊員の募集等に要する経費として1団体当たり200万円を上限に支援されるように拡充されました。

また、27年度からは、活動期間を終了し、地域おこし協力隊員が起業する場合には、1人当たり100

万円を上限に支援されるほか、原則都市圏から地方部への転入が基本でありましたが、地域要件が緩和されるなど、より活用しやすい制度への見直しが図られてまいりました。

地域おこし協力隊の活動実績は、平成 21 年度は全国 31 自治体に 89 人の隊員数でありましたが、26 年度は、全国で 7 府県と 437 市町村の 444 自治体で 1,511 人まで増加し、国は、28 年度までには現在の倍の 3,000 人に拡大する目標を掲げております。

道内においては 75 市町村で 225 人が、管内においては新得町の 12 人を初め、9 町村で 35 人が観光振興や特産品の開発支援などの業務に活躍されています。

また、総務省の調査では、全国で平成 25 年 6 月までに任期を終えた隊員 366 人のうち、活動地と同一市町村や近隣市町村に定住されている方は 204 人で 56%に及んでおります。

地域おこし協力隊は、客観的な視点で町のよさを再発見できることや、新たな観光資源の発掘の可能性があることなど、さまざまな分野で町の活性化につながる制度であると認識いたしております。

本町におきましても、地域おこし協力隊を活用できる事業などについて内部で協議を進めてまいりましたが、隊員に担っていただく業務内容や活動期間中のサポート体制、終了後の就職・起業に対するフォローアップ、地域住民などへの理解など、整理しなければならない課題があると判断いたしているところであります。

このようなことから、地域おこし協力隊の必要性は十分認識いたしておりますので、引き続き課題の整理に努めた上で、来年度の導入を目指してまいりたいと考えております。

以上で、内山議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5 番（内山美穂子） 再度、ご質問させていただきます。

変わらず幕別町に思いを寄せて寄附してくださっている方に、感謝の気持ちでいっぱいです。

町長のご答弁によりますと、本町に寄附されたふるさと納税につきまして、ここ 2 年間減っていますね。問題なのは流出した寄附金です。歴年ということですが、平成 26 年については 5 月までですか、確認のためにお聞きします。

○議長（芳滝 仁） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 26 年の 1 月から 26 年の 12 月まででございます。

○5 番（内山美穂子） わかりました。ごめんなさい、勘違いしていました。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5 番（内山美穂子） ということは、ことしは 12 月までの間に納付されない住民税がどれだけふえるかまだわからないということですね。私はこれには大変危機感を持っています。といいますのは、この 4 月の改正以降は特に手続が簡単になったということで、テレビや新聞の報道、書店にはふるさと納税の特集本が並び、帯広市内の大型書店では問い合わせも多いと聞きました。有名なビジネス誌の今月号にはふるさと納税の達人という記事が紹介されていました。

この制度、実質 2,000 円自己負担するだけ特産品をもらえることができるのですね。幾らまでの寄附なら 2,000 円で済むのかというと、年収や家族構成などで変わってきます。総務省のふるさと納税に関するインターネット上のサイトを見てみますと、夫婦 2 人年収 300 万円の家庭で 2 万 3,000 円、年収 500 万円では 5 万 9,000 円、年収が 1,500 万円だと何と 38 万 2,000 円が目安です。年収が高いほど高額な特産品が 2,000 円で届くことになるのです。最近は新たな特典もたくさん出回るようになってきました。例えば旅行券ですとか現地で使える商品券、また田植えとかスポーツなどを体験できる、そういう特典がどの自治体も知恵を絞って考えております。こうした現状を町長はどうお考えでおりますでしょうか、お伺いします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 十勝管内にも上士幌のように 9 億円以上の寄附を受けている、大体純益というのが 3 割程度だといいますから、3 億円ぐらいは懐に入っているというような勘定になるかというふうに思います。これを仮に税だというふうに考えますと、税で 3 億円をふやすというのはもう本

当に至難のわざでありまして、恐らく上士幌町は税収そのものは10億円ぐらいしかないのかなど、想像ですけれども思うのですが、そういう中で3億円のお金が入ってくるということは非常にすばらしい、いい材料を得ているのだろうというふうに思います。

ただ、やはり言えますのは、単にお金を集めるだけではなくて、そこには地域内の製造業であったり、あるいは農業であったり、2次的な販売といいますかね、その販売があって、それを使って特産品を送るということであれば、単にお金を集めるだけでは、その町の将来にとって何も残らないだろうというふうに思いますし、また上士幌などは、送り主がだんだんいなくなってきたわというような、そんな話も聞こえてくるわけでありまして、一過性になるような危険性も非常に高いわけでありまして、いわゆるネット通販だとか、カタログ通販みたいなはやり廃りが非常に危惧されるわけでありまして、ですから、私は地域の製造業なり農業に恩恵がもたらされつつ、それが一過性にならないような過大投資にならないような整備の中で、町内の経済が潤っていく、加工業、農産物が売れるという形であれば非常に好ましいなというふうに思っておりますし、よその町に負けないように私どもの町も今組み立てをしているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） いろんな面がある中で、建設的なお考えをいただいたことをうれしく思います。ただ、私、この制度につきましては、本来のふるさとを応援する趣旨からそれてしまっていて、返礼品競争のあり方が問題だと認識はしています。国全体で考えるとマイナス面も多いかと思えます。また、行政サービスを受けている住所地域の税金を払わなくて済むという仕組み、先ほど除雪の話もありましたが、やはり何かサービスを受けている以上、こういう受益者負担というのはしなければならぬとは思っているのも抵抗はありますし、所得が低い人にはメリットが少なく、NPO法人ですとか社会福祉法人ですとか学校法人なんかには寄附が集まりづらくなってきたという話は聞きます。

でも、矛盾は感じているのですけれども、国の政策としてもう既に進んでいるのですね。特典があるかどうかで寄附額が左右されるようになった今、寄附金が流出するのをとめることはできないので、この先、減収が大きくなるようこの制度を前向きに捉えて、幕別町の魅力を全国に発信するいい機会だと思って、地域の産業を活性化させたりする、歳入がふえるよう努力してほしいと思っています。

2点目なのですけれども、ふるさと納税制度の周知についてはわかりました。協力事業者公募の告知は広報だけでしょうか。文書などでの郵送はありましたでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 協力事業者の周知につきましては、今回の場合は広報のみ、広報とホームページでの周知を行ったところであります。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 特産品を扱っている事業者は町内にあるのですけれども、先ほど3件申し込みがあったとお聞きしたのですけれども、実は複数の業者を訪ねてきました。申し込まなかった理由を聞くと、町がこの取り組みを始めたのを知らなかったという声が多かったです。広報での申し込み期間は10日から30日までの20日間の短い期間でした。この4月の新年度の20日間、結構忙しいらしく、目にすることはほとんどなかったのではないかと思います。また、実際にお話しする中で登録するとしても具体的な進め方がわかりづらいとの声もありました。

町長のご答弁にもありましたように、生産や管理、発送の体制をつくらなければならないといった課題もあります。多くの事業者は余裕を持った生産体制で動いているわけではないので、新たな取り組みを始めるにはそれなりの手も要りますし、計画を練らなければなりません。上士幌町はふるさと納税を始める前から、町がNPOと連携してネットで販売する仕組みをもうつくり上げていたので、そういうところと比べると条件が違うと思います。

私が訪ねたところの一つ、ある事業者はここも取り組みが始まったことは知らなかったというお話でしたが、もし行政側から積極的に足を運んで打診して説明してもらえれば参加しますし、町の活性

化に幾らでも協力しますという心強いお話をいただきました。この事業者は将来を見据えた観光事業も展開していて、特産品の詰め合わせだけでなく食事や体験の特典などさまざまなことに対応できます。町の魅力を発信できる大きな存在になると思っています。

ここを含めて事業者などに打診して、協力しながら地域の実情に合わせた仕組みをつくっていくことについては、いかがお考えでしょうか。ご参考までに、ふるさと納税日本一の長崎県平戸市企画財政課の担当の方は、特産品のラインナップを決めるとき、関係しそうな団体に片っ端から電話をかけたそうです。今後どういう形で協力者をふやしていくのか、伺いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 協力事業者の募集の関係でございますけれども、答弁の中にもありましたように、先ほど私ちょっと答弁不十分でしたけれども、広報誌あるいはホームページで募集をしたというお話を差し上げたのですけれども、あわせまして商工会等を通じまして、商工会、観光物産協会等を通じまして、個々の事業者にもお話を差し上げたところでございまして、実際のその4月30日までの募集期間の中では3事業者ということで少なかったのですけれども、さらなる協力事業者の募集ということで、現在も協力事業者を募るべく、個々の事業者と協議を進めているところでございます。今後においても事業者のご理解をいただきながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 今のお話を聞きまして、そういう商工会ですとか物産協会に打診する形で事業者にお話を少しずつ広げているということだと受け取ってよろしいのですか。それであれば、9月の開始には少しラインナップがふえるかと期待しております。品目については多いことが重要です。町内には埋もれている特産品もあります。どんどん発掘してPRしていただきたいというふうに思っています。

十勝管内でも、幕別町の特産品は余り知られていません。町内も町民も自分の町にもし自慢できるこれだという特産品があれば、それはそれはうれしいと思います。また、多くの人に支持してもらえる商品にするためには、既存の商品であってもラベルやネーミングなどを見直すといった工夫ができるような支援も必要だと思っています。ふるさと納税制度の特産品として登録する場合は、価格帯の物がそろわない場合は詰め合わせのセット、価格帯結構高くなってきましたよね、それに見合うだけの商品があるかという、どうかわからないので、そういう形ですとか通年でなくても農産物に関しては数量限定と季節ごとでもいいと思いますし、内容をそのときのお任せにしても、そういうことをしているところもありますし、そういうことでもいいと思います。

また、もし9月にスタートされるとしても、スタート以降も継続して事業者なり、そういうものを随時募集するということをして、追加していったらいいのではないかと思います。町内には原材料は豊富にあるのですから、新たな特産品の開発については本当に期待しています。農協や商工会、また帯広の食品加工センターなど横の連携をつくり早急に進めるべきだと考えます。

きょうの町長の町政運営のお話の中でも、必要な支援は行うというお話だったので、実際に特産品の開発について、もし意欲的な事業者とか個人に対して、具体的にどのような支援の方法があると考えますか。また、こうしたことを総合的にコーディネートする人材も行政の中に必要になってくるのではないかと思います。この2点について伺いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 支援ということでありまして、今お話出ましたように道立の食品加工センターあるいは産業振興センターというものもございまして。そういったところへのつなぎということもありまして、また町では特産品開発の補助金制度を今ありますので、それを今のままでいいのか拡充すべきなのかということも検討しなければならないというふうに思っております。

それと行政のコーディネートということでありまして、まずは担当であります商工観光課の職員が、課のスタッフをもって対応してまいりたいというふうに思っています。

いずれにしても通り一遍のそうした物の紹介だとかということではなくて、ある程度寄り添った形

での対応をしてみたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） その特産品開発の補助金制度というのは、どういったものなのですか、お伺いします。

○議長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（田井啓一） 幕別町特産品研究開発事業補助金ということで、これはホームページにも載せてございます。目的といたしましては、幕別町に関する特産品の開発及びその販売を促進し、情報発信することによって幕別町の知名度の向上を図ることが目的でございます。対象といたしましては、幕別町の特性を生かした特産品の開発のための調査、研究に要する経費であって町長が必要と認める事業ということであります。補助金の額としては、1件15万円以内ということでございまして、申請を希望する場合には商工観光課のほうにご相談いただきたいということでございます。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） ごめんなさい。それを私わからなかったので、周知とかはしてるんですか。

○議長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（田井啓一） 済みません、ホームページで周知しておりますし、たしか年1回広報でもお知らせ、観光物産協会のホームページ等でもお知らせをしているかと思っております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） そういうことがあるのであれば、どんどん利用していただきたいと思うのですが、金額的に15万円というのはちょっと少ないかなというふうには思います。これについては、特産品開発とかというのは町長のお考えの6次産業化にも結びつくことなので、本当にぜひ実現されますように期待しています。

3点目ですが、ふるさと納税について寄附金は使い方が競われるものだと思っています。幼稚園への学校給食を提供したこととか、大型案内標識の一部に使ったことなどは、寄附してくださった方へお知らせしましたでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 直接的にはお知らせはしてございませんけれども、毎年寄附金といいましょうか、ふるさと寄附の使途の状況につきましては、広報誌でお知らせをしております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 昨年の9月の広報誌見たのですけれども、基金には積み立ててあるのですけれども、実際のそういうのはまだ出ていなかったもので、そういうのはお知らせしていただきたいなと思っています。どう使ったかを寄附して下さっている方に発信することによって、応援してよかったと納得してもらって改めて思いを寄せてもらうこと、これこそが本来のふるさと納税のあり方ではないでしょうか。応援してくれた人たちは、自分もまちづくりにかかわっているという実感が湧くと思います。

また、広報誌に年に1回載せているほかにホームページに載せていただくとか、あと例えば礼状については、一例なのですけれども、ただ文章とかではなくて季節ごとに町内の様子を文面に書いたり、写真を添えたりするなどのちょっとした心遣いがあると、寄附した方の心に伝わるのではないかなというふうに思っています。さらに幕別町の魅力を感じてもらえるように、さまざまなアイデアを出し合って、いいものに変えていくということが大切だと思います。いつまでたっても使われずに基金に積み立てているということになると、寄附者のせつかくの思いが冷めてしまって、心情的には好ましくないと考えます。いろんな事情はあると思いますけれども、なるべく早く取り組んでいただきたいと思っています。

使い道を町独自の特色ある事業を企画するために使うことなのですからけれども、外部の意見を聞くということについては重要と考えていますが、この点についてはいかがお考えですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 寄附金条例はそもそも7項目の用途が定まっておりますので、そういう中からニーズの高いものに充当ををしていくということになろうかと思っておりますので、あえて住民の皆さんの意見を聞いてどれがいいですか、これがいいですかということにはならないのかなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 7項目の中で具体的にどういうことに使うかというそういうアイデアのことを言っていたので、7項目のどれというのではなくて、町ならではのそういうことに使っていただきたいという質問だったのです。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） この住民参加というのも、どこまで参加すればいいのかという、これ難しいところはあろうかというふうに思いますし、すべからく行政、予算執行に関してご意見を伺うというのは果たしてどうかという私も私は思っております、そこはふだんから我々は少なくとも広聴活動あるいは住民との対話の中からある程度どういうことを考えておられるのか、どういうことを要望しておられるのかということはわかっているつもりです、私はこの選挙に際しても、そういうことをしっかりやっていきたいというふうに申し上げました。これは待つ姿勢ではなくて、しっかり住民の皆さんのところへ飛び込んでいって、そういったお話を聞く中で、私は対応できるものだというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） わかりました。有効に使っていただけるよう、期待しております。

二つ目は、地域おこし協力隊についてです。来年度の導入を目指して検討を進めたいとお話でしたので、ぜひとも形になるように前へ進めていただきたいと思っています。十勝管内のある町では、今月、札幌に出向いて、隊員に情報提供をするマスコミ関係とか地域交流の専門家を集めて地域のよさをPRするイベントを開きました。これは、地域おこし協力隊というのは、地域とのかかわりが深くなるので町に来る前に事前に町のよさをわかってもらい、長く活躍してくれる人を集めたいという思いで始めており、今後は協力隊希望者を対象にバスツアーも企画していると聞きました。

幕別町での業務内容については早急に煮詰めていただき、またご答弁にありました終了後については当事者ありきなもので、今解決しなくてもいいのではないかなとは思っています。大切なことは意欲的な方に来ていただくために新聞などで告知するだけでなく、募集のための経費も国から出るので、行政が積極的にPRすることだと思います。この点についてはいかがでしょうか、伺います。

○議長（芳滝 仁） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） 管内に地域おこし協力隊の募集状況とかを見ますと、やはり多くはJOINということで、移住・定住の団体が地域おこし協力隊を募集するポータルサイトの的な位置づけでそこを通して募集されているのが多いのかなというふうに思っています。当然町といたしましてもそこを通じでの募集、それとあと年に1回、地域おこし協力隊のイベント的なものが1月に東京のほうでも開催されますので、そういうところに行く必要性とかも今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 来年はぜひ行っていただきたいと思っています。

この春、浦河町の地域おこし協力隊員で30歳の男性なのですけれども、町の未来を考えたいと町議に立候補し、当選しました。彼は隊員の活動のほかに、まちづくりのため新しい形の書店を立ち上げたアイデアマンです。若く、柔軟な発想のまちづくりに期待したいです。

私自身も十勝出身ではありません。住み始めたころは、地元にとっては当たり前のことが新鮮であったり、反対にもっとこうすればいいのと思う場面もありました。ずっと同じ地域に住んでいると、よいところも悪いところも気づきにくくなっていたりするかもしれません。なので、別の地域から来た人の新しい視点で、埋もれている財産を発見してもらうことはとても大切ではないかと考えます。

協力隊に関しては、成功例ばかりではないと思いますが、導入は町の活性化に役立つ取り組みになるのではないかと期待しているところです。

最後になりますが、6次産業化についても強力に推し進めていただきまして特産品をふやして、ふるさと納税以外でも販路を拡大するということを推進してもらいたいと思っています。そして、将来的には、幕別町で雇用や所得をつくり出せるよう力をつけてもらいたいと思っています。よく検討していただきたいと思っています。

これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（芳滝 仁） 以上で、内山美穂子議員の質問を終わります。

この際、15時10分まで休憩いたします。

14:56 休憩

15:10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東口隆弘議員の発言を許します。

東口隆弘議員。

○14番（東口隆弘） 通告に従いまして、質問をいたします。

合併の検証等について。

幕別町と忠類村が合併をして来年2月で10年の節目を迎えます。

この間、岡田前町長は、「地域の均衡ある発展と一体感の醸成」を大きな政策目標として掲げられ、町政を進められてまいりました。

このたびの選挙において、飯田町長が誕生いたしました。これからの4年間町政を進めるに当たって、これまでの10年間の実績とその効果などについて十分に検証を行い、5年後、10年後の幕別町をどのように形づくっていくのか、その方向性示す必要があるものと考えます。

大きなテーマである「地域の均衡ある発展と一体感の醸成」を一層図っていく必要があるものと考え、以下の点について伺います。

①十勝唯一の合併市町村として合併の検証を行い、今後の指針を示すべきと考えているが、いかがか。

②合併特例債のこれまでの借入実績と今後の借入予定について。

③今後の財政状況見込みについて、お伺いをします。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 東口議員のご質問にお答えいたします。

「合併の検証等について」であります。

私は、平成15年8月5日に設置された「幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会」の事務局職員として、町村合併に関する協議と調整に直接かかわってまいりました。

3町村の任意合併協議会は、15年12月に法定協議会に移行し、その後、更別村が脱退することとなりましたが、幕別町と忠類村とは、お互いを尊重し、パートナーシップによるまちづくりを進めていくことで、地方交付税の大幅な減少が見込まれる中であっても住民サービスを維持しつつ、自立的な行財政運営が確立できるとの思いで一致し、2町村による協議を進め、平成17年2月に合併協定調印式を行い、翌18年2月6日、新しい町がスタートすることになりました。

あの日から早いもので来年2月には10年の節目を迎えます。今でも、あの晴れ渡る空を忘れることはありません。2年半以上にわたる合併協議会での出来事が走馬燈のように思い浮かびます。

合併協定書に掲げた合併の理念である「合併後の新町においては、住民の融和、新町の一体感の醸成及び新町全体の均衡ある発展に努めるものとする」の思いをしっかりと受けとめ、まちづくりに取

り組んでまいります。

ご質問の1点目、「合併の検証を行い、今後の指針を示す考えについて」であります。

幕別町と忠類村の合併協議におきましては、財政基盤の強化と多様化する住民ニーズや専門的なサービスの提供などへの対応の最も有効な手段が、町村合併であるとの共通認識のもと、全44項目にわたる合併協定項目を取りまとめたほか、合併後の新町の将来の姿を示した「新町まちづくり計画」を策定いたしました。

合併協定項目のうち新町において調整するとされていた「慣行の取り扱い」の「町の木、花、鳥」につきまして、合併10周年の記念事業として制定することとし、現在候補を募集しているところであり、使用料、手数料等の取り扱いの適正な料金と減免規定のあり方以外の項目は、ほぼ調整を終えております。

また、合併後のまちづくりにつきまして、新町まちづくり計画の基本理念を引き継いだ「第5期幕別町総合計画」をもとに、地域の一体感の醸成や町全体の均衡ある発展に心がけ、各種事業を展開してまいりました。

忠類地域にあつては、長年の念願でありました特別養護老人ホームの建設が実現したのを初め、道の駅・忠類の建設と旧物産センターの改修、ナウマン公園のパークゴルフ場への夜間照明の整備、白銀台スキー場の圧雪車の更新、忠類コミュニティセンターの耐震化などを実施してまいりました。

また、駒畠地域の子どもたちが、忠類の小中学校へ通学することが可能になったことを初め、デイサービス事業や除雪を含む道路維持管理業務が忠類地域から南幕別地域に拡大していることに加え、ふるさと忠類運動会などの行事に駒畠地域からも参加するなど、住民の交流が着実に浸透している様子を拝見するとき、「幕別」「忠類」といった垣根が払われ、まさに一体感の醸成が進みつつあることを実感いたしております。

一方、幕別地域においては、合併市町村が発行することのできる元利償還金の7割が普通交付税に算定される有利な起債である合併特例債を活用し、札内南保育園整備資金補助事業、役場新庁舎建設事業など多くの普通建設事業を実施し、合併による財政メリットを生かしたまちづくりを進めております。

来年2月で合併10年の節目を迎え、これまでも、合併協定項目の進捗状況の検証は、平成19年と22年に行ってまいりましたが、来年度、これまでの10年間の合併の効果や課題の検証を行い、その中で浮かび上がった新たな課題解決に向けた取り組み、指針について取りまとめてまいりたいと考えております。

つきましては、その内容について町広報誌やホームページを通じ、町民の皆さんにお知らせしてまいります。

ご質問の2点目、「合併特例債の借入実績と借入予定について」であります。

合併特例債は、合併年度であります平成17年度と、これに続く18年度から32年度の15カ年度に限り、合併後のまちづくりに必要となる事業について活用することができ、その元利償還金につきまして、後年次において、その70%が交付税で措置される有効な財源であります。

合併特例債の起債上限額は、それぞれの合併市町村における合併関係市町村数や合併後の人口などを基礎に積算されるもので、本町の起債上限額は57億2,910万円となっておりますが、これまで平成17年度から26年度までの10年間で、33億1,480万円の借入れを行っており、27年度以降の借入可能額は24億1,000万円ほどとなっております。

これまで、札内南保育園整備資金補助事業やつくし学童保育所建設事業、札内南小学校増築事業、糠内小学校、札内中学校の大規模改造事業など、子どもたちの未来を考えた施設整備に活用するとともに、新庁舎建設事業や幕別大樹線立体交差関連流末整備事業、忠類コミュニティセンター耐震化事業、忠類地域の小規模特別養護老人ホーム建設費補助事業など、町民の安心・安全の確保に意を用いながら、その活用に努めてきたところであります。

今後の借入予定につきましては、平成27年度において、新庁舎建設事業に19億8,000万円程度の

借り入れを予定しており、その残余分の4億3,000万円については、28年度以降の事業として新庁舎の外構・旧庁舎の解体工事費、現段階での概算ではありますが、約2億4,000万円の工事費に1億円を、札内福祉センター改築事業に残りの3億3,000万円を充当する予定といたしているところであります。

ご質問の3点目、「今後の財政状況見込みについて」であります。

初めに、実質公債費比率についてであります。町では、平成18年度に27年度までの10年間の「幕別町公債費負担適正化計画」を策定し、公債費負担の適正化に取り組んでまいりました。

計画では、平成27年度を目途として、起債発行において国の許可が不要となる18%を下回ることとしておりましたが、借入額の抑制や繰上償還の実施、また借り入れに当たっては、交付税措置率の高い優良な起債の借り入れを行うことに努めてまいりました結果、24年度に17.8%と計画を上回るスピードで改善が図られたところであります。

今後の実質公債費比率につきましても、普通交付税の交付額が毎年1%ずつ減額されると仮定した上で、合併算定替えの特例措置の終了に伴う減額分を加味するとともに、普通建設事業に充当する起債借入額を平成25年度の16.1%が26年度は14.8%、その4年後の30年度は13.5%となる見込みであり、今後においても一層の改善が図られるものと見込んでおります。

次に、地方債残高につきましては、ピークであります合併直後の平成18年度末における238億1,700万円から、26年度末で168億8,300万円と、確実に減少させてきており、27年度における新庁舎建設事業に係る合併特例債の借り入れの影響から一旦増加いたしますが、その後は再び減少傾向に転じ、着実に減じていくものと推計いたしております。

また、地方交付税についてであります。合併市町村における普通交付税の算定につきましては、10年間は合併後の新市町村として算定した額が、旧市町村ごとに算定し合算した額を下回らないよう保障されている、いわゆる合併算定替えの特例措置が講じられているところであり、その後の5年間は段階的に減額される激変緩和措置が講じられるものであります。

本町におきましては、本年度をもって10年間の特例期間が終了し、来年度から5年間の段階的な減額期間を経て、平成33年度から新町一本算定へと移行していくものであります。厳しい財政状況の中、合併市町村におきましては、面積の増による災害対応を初めとした防災対策経費や総合支所設置に係る経費など、合併による特有の財政需要がありますことから、平成の大合併で誕生した地方自治体は、10年間の特例措置終了後の財政支援の継続を求めてまいりました。

その結果、国においても多くの合併市町村の実情を勘案し、現行の特例措置分の7割程度を確保し、特例措置の終了に伴う影響を緩和していくこととしております。

本町における合併算定替えと一本算定との差額につきましては、最小が平成18年度の1億9,800万円、最大が25年度の4億7,000万円でありましたが、その数値をもとに合併算定替えの終了による一本算定への移行に伴う影響額を試算いたしますと、6,000万円から1億4,000万円程度の減額になるものと推測いたしております。

しかしながら、こうした中であっても、町税など自主財源の確保や有利な補助金、交付金、起債の活用など歳入面はもちろんのこと、歳出における経常経費の削減など、常に行政改革に取り組んでいくことや合併特例債の基金造成分として積み立てた基金等を有効に活用することによって、将来的にも健全な財政を保持していくことができるものと考えております。

いずれにいたしましても、今後においても、国の動向や経済状況を注視しながら、町として、町民サービスの向上に最大限努力するとともに、最小の経費で最大の効果を上げることを基本とした慎重かつ効率的な財政運営に意を用いてまいりたいと考えております。

以上で、東口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○14 番（東口隆弘） 再質問をさせていただきます。

まず、①でございます。平成 19 年と 22 年に協定項目の進捗状況等の検証を行って、ホームページ、それから広報でお知らせをしたということでございますが、検証に当たりました人々は町内の職員の方々だけということでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） 町内での検証であります。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○14 番（東口隆弘） しつこいようですが、来年の 2 月で合併 10 年という節目がございます。この 10 年という機会を得て、効果や課題を当時の合併協議会の委員さんも含めた中で、もう一度最初から検証してみるというようなお考えはございますか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 検証については、極めて機械的にできるものというふうに思っておりますので、その結果を、当時の合併協議会の委員さんにお知らせすることはあっても、一緒になって検証するというのはちょっとなじまないのかなというふうな思いでおります。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○14 番（東口隆弘） なじまない、そうですね、そう言われれば少しなじまないのかなとも思ったりもしますが、合併するに当たり、忠類村の委員さん、それから本町の委員さんがいろいろと協議を重ねて合併をするに至ったという、言葉はきついですが、大きな責任を抱いてこの合併につながったであろうという思いがしております。そこで、それぞれの委員さんにもいろいろな思いがあったであろうし、今もあるであろうというふうに思います。私としては、ぜひともその思いを町内の職員の方々も交えた中でやっぱりもう一度検証をし直し、また新たな課題を提起するもしくは解決をしていくような方法がとられるのではないかなというふうに思うのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 基本的には合併協定書 44 項目の内容が今現在どういうふうに進捗しているのか、終わったのか終わらないのか、それと同時に、合併協定書にありました新町まちづくり計画がその計画内容に沿ったまちづくりが合併をされているかということが大きなポイントになるのかなというふうに思っております。そうした中で、合併協定項目については、これは今どうなったのかということとはこれはすぐ、これはもう機械的にわかる話であります。

それと、新町まちづくり計画がどういうふうになっているかということにつきましては、その 2 年後に策定されました 5 期総の中で引き継ぐような形になっておりまして、その中には基本的な考え、視点として住民融和であったり均衡ある発展というものが随所に盛り込まれているということでありまして、これは今の総合計画によるまちづくりがどうあるかということは、ちょっと難しくなりますけれども、少なくとも合併協議会の皆さんでどうだったということにはならないのかな。それよりむしろ合併時において住民会議というものを設置いたしております。それはやはり合併後のまちづくりについて永続的に忠類地域の住民の皆さんの意見を反映していくのだと、そういう趣旨があったわけでありまして、これは合併特例区だとか一定の期間設けられるものと違って、ずっと住民の声を反映していく、そういう思いがあつて附属機関としての設置をしたわけでありまして、どうしても意見をいただくとするならば、住民会議というのがその役割を担うのかなという思いもしているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○14 番（東口隆弘） ただいま町長のほうから、住民会議というお話が出ました。これは、忠類地域に、今、限定をといますか、ほかの本町、それから札内地区にはありません。それで、合併時の時にその忠類も含めた 3 地区に住民会議を設置をしてみたいかがでしようかという提案をしたときに、まだそこまで本町も札内地区も考えがまとまっていない状況だという説明を受けた覚えがございます。私の思いとしては、この 3 地区とも住民会議みたいな組織ができることによってその委員さんの

交流が進めば一体感の醸成といいますか、住民の考え、意識が一つになるのではないかなというところも考えられると思います。だからといって、これは行政から押しつけをして住民会議というものを立ち上げてはいかがかということこそ、いかなものかというふうにも思ったりもするのです。でも、そういうチャンスは行政としてやっぱりつくってあげるべき必要があるだろうというふうに思いますが、その辺は町長はいかがですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） かなり古い話になるのですけれども、当時、忠類地域においてどういった組織を設けるかといったときに、3パターンほどあったかというふうに思います。合併特例区であったり地域審議会というものも合併特例法の中にありました。そして、附属機関であるところの住民会議であります。これはどれがいいのかなということは、忠類地域の住民の皆さんに十分お話を聞いたつもりで私はいるわけでありまして、やはりいつとき5年なり10年でまちづくりに対する意見を言うよりは、やはりずっと町というのは、その地域というのはずっとあるわけなので、ずっとやはり要望であったり考え方を提言していきたいというのが総意であったというふうに思っております。それで、忠類地域においては住民会議を設置するというようなことになりました。

その際に、では全庁的にそういうものができればいいのではないかという議論も今おっしゃったようになりました。ただ、これ今もそうなのでありますけれども、その当時から旧幕別地域においては公区長という制度は行政区ですね、これ昭和32年からですかね、ありますけれども、これがやはりしっかりと機能しているという言い方がちょっと適切かどうかわかりませんが、公区運営の中でその地域の課題というのが集約されて要望もされたり、あるいはその連合体もあったりして、その地域のまちづくりを考えてくれるというそういった公区制度がありまして、行政区制度がありましたので、そこにさらに住民会議を設けるというのは、何か屋上屋ではないのかなというような、そんなような考え方がありましたことから、住民会議については、忠類地域のみにとどまったということでもありますので、今後も、これはやはり今おっしゃられましたように、行政側から、では幕別に住民会議をつくらうやということは、それこそ余りなじまないのかなというふうに思っているところでありますので。

それと合併の検証については、忠類だけでは住民会議でお話を聞くのかな、片手落ちではないのかなというようにも思われるかもしれませんが、そもそもが合併協議において編入合併というものを選択した際に、やはりそこはいわゆる吸収合併ではなくて、互惠互譲の精神にのっとりお互いを尊重しながらまちづくりをしていきたいと思いますということがあったわけでありまして、そのことは旧幕別町民の方も十分わかってらっしゃるというふうに思っておりますので、あえて幕別町民の方から合併に対する検証の意見を聞くというのは、私は必要ないとは言いませんけれども、そこまでには至らないのかなというふうな思いであります。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○14番（東口隆弘） いつまでもいつまでも忠類村と幕別町が合併をした新しい町であるという意識は、どこかでこれは町民の一体化が進めばの話ですよ、あくまでも忠類地域、それから本町地域、幕別地域といいましょうか、旧幕別地域が考え方が異としている場合はやっぱり一体にはなり切れていないのだろうと。これからどういうふうに行行政が町民の一体化を図っていくかということが全てだろうというふうに自分も思っております。それで、ぜひとも上手に住民の方々の理解をさせていただきたいなというふうに考えます。

それから、2番目ですが、合併特例債の利用状況について、また借入状況、るる並べていただきまして、質問はございません。上手な使い方をされているだろうし、これからの借上予定も今建設が始まっております庁舎の建設、それから札内福祉センターの改築ということで、それぞれの地域に形として残ることができて、私自身は大変うれしく思っております。また、それぞれの地域の皆様方には、ぜひとも合併特例債を利用して立ち上げるのだということをご理解をいただきたいなというふうに思っています。それが何ていうのでしょうか、忠類地域住民の思いも少しはあるのかなというふうに考えます。

次、3番目ですが、今後の財政状況について、るるご説明、答弁をいただきました。それで実質公債費率の順調な低下、それから地方債残高も着実に減らしていけるだろうということで、一本算定で交付税が減らされていっているという話も随分前から聞いてはいました。それで、町政運営計画の中で、これらが上手に計画どおり進められることを切に希望するところでございます。それで行財政改革、一層進めていくということですので、町長任期4年間のうち、もし今行財政改革、こんなことをしてみたいというようなことがございましたら、お答えいただきたいと思いますが。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私がしたいというよりは、これ私が係長時代に、実は今の行政改革の5カ年の推進計画というものをつくったわけなのでありますけれども、その当時から残っている項目が実はございます。これは受益者負担をどうするかという問題、特に使用料・手数料、使用料の問題でございます。これを私がどうするかというよりは、これはいつまでも残しておいていいのかな。当然住民の皆さんのご理解があって初めてなし遂げられるものでありますので、ただ課題として、いつまでもこれずっとあっていいのかなと、そういう思いだけはいたしております。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○14番（東口隆弘） 飯田町長は、ことしの春に町長に選任をされたわけでございます。どうぞ、リーダーシップを十分に発揮をされまして、私ども議会もそれにサポートすることができるかどうかかわかりませんが、上手に町政が運営できるように私も努力、協力をさせていただきたいと思っておりますので、これで質問を終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、東口隆弘議員の質問を終わります。

この際、15時50分まで休憩いたします。

15：39 休憩

15：50 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○12番（岡本眞利子） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

発達障がいへの支援についてであります。

発達障害者支援法は平成16年12月10日に制定され、10年がたちます。発達障がいという名前についても多くの方が知るようになり、障がいに対する理解も広がってきていると思われまます。

発達障がいは先天的なさまざまな要因や幼児期の病気、外傷によって起こる発達遅延で、生活に支障が出るといった症状が見られ、通常の育児ではうまくいかないことがあります。成長するにつれ、自分自身の持つ不得意な部分に気づき、社会生活になじめないと感じることもあります。

しかし、先天的なハンディキャップではなく、一生発達しないわけでもありません。発達の仕方が通常の子どもと異なっていますが、支援のあり方によってはそれがハンディキャップになるかどうかが決まると言われております。

子どもの発達は個々によって違います。しかし、「発達が遅いだけ」と放っておいては発達障がいに気づかず適切なサポートができない場合があります。

今後は、先進的な取り組みを参考にしながら発達障がいの支援に取り組んでいくことが必要であると考えます。

そこで、以下の点について伺います。

①早期発見への取り組み。

②過去3年間における乳幼児健診1歳6カ月児、3歳児別の対象者数、受診者数、受診率。

③保健師のスキルアップ。

④ペアレント・トレーニングの実施。

⑤発達障がい者の就労支援についてであります。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

「発達障がいへの支援について」であります。

発達障がいは、脳の一部の発達が十分でないか、あるいは実年齢に対して緩慢であることから、注意力が続かないなど日常生活に支障を来してしまう状態をあらわしております。

通常は低年齢であられる脳機能の障害で、人との接し方や社会性、感情のコントロール、特定の学習能力が未成熟であったり、アンバランスになったりする症状が見られるものとされておりますが、平成24年の文部科学省の調査では、全国の公立小中学校の通常学級の児童生徒の6.5%にその可能性があるという推計が報告されております。

また、平成25年1月に厚生労働省がまとめたところによりますと、少なくとも成人の1.65%の人が注意欠陥・多動性障害などの発達障がいに当てはまるという推計が報告されております。

国におきましては、平成22年12月に障害者自立支援法を改正し、発達障がい者が障がい者の範囲に含まれることを法律上、明示いたしました。

幕別町では、昭和54年に札内南小学校内に「幕別町幼児ことばの教室」を開設し、ことば等の発達におくれのある幼児に対する療育に取り組み、平成8年には幕別町保健福祉センター内への移転を経て、24年4月からは幕別町発達支援センターに改称し、幕別町発達支援システムを基本とし、保健、福祉、教育の連携に加え、就労支援などを一体的、継続的に取り組んでまいりました。

ご質問の1点目、「早期発見の取り組みについて」であります。

要配慮の状態を早期に見つけ、必要な支援に結びつけることは、本人だけではなく、保護者にとっても非常に大切なことであり、早期から支援することで生活上の困難が軽減され、不登校や引きこもりなどの社会生活への不適応を防ぐことにつながっていくと考えてます。

早期発見のためには、保護者の自発的な気づきを促すように、健診や所属する保育所、幼稚園などの関係機関との連携のもとに、働きかけていくことが重要となります。

本町においては、母子保健法に定められている幼児に対する健康診査などのほか、発達支援センター職員による保育所、幼稚園を対象とする巡回発達相談を実施しているほか、昨年度から2歳児と保護者を対象とする「すくすく相談」を開催し、保健師、管理栄養士、発達支援心理士、保育士が子どもの育ちに関する相談に応じているところであります。

また、3歳児健診では医師・保健師によるスクリーニングにより、気になる子どもがいた場合には、同席する発達支援センターの職員が子どもや保護者と面談し、発達状況の確認を行うほか、定期的な相談や保護者からの要望があった場合には、発達検査等を実施するなど、早期発見・早期療育に努めているところであります。

ご質問の2点目、「過去3年間における乳幼児健診1歳6カ月児、3歳児別の対象者数、受診者数、受診率について」であります。

1歳6カ月児健診の状況であります。

平成24年度の対象者234人中受診者は225人で受診率は96.2%、同様に25年度は247人中240人で受診率が97.2%、26年度は170人中166人で受診率は97.6%となっております。

3歳児健診は、24年度の対象者223人中215人で受診率は96.4%、25年度は233人中230人で受診率は98.7%、26年度は232人中230人で受診率は99.1%でありました。

いずれの健診におきましても、受診されなかった児童に対しましては、保護者と連絡をとり、全て確認いたしております。

ご質問の3点目、「保健師のスキルアップについて」であります。

乳幼児期は、発達の上で愛着形成や基本的な信頼感を育てる時期であり、自己肯定感を育むことで、

その後の自立や社会参加の基盤を形成する時期でもあります。

乳幼児健康診査は、身体発育や精神発達のチェック、病気の早期発見、保護者も含めた心理的な問題や育児に関するさまざまな相談に応じるなど、子どもが健やかに育つことを目的に総合的に実施しておりますことから、健診にかかわる職員の資質・能力の高さが重要であると認識いたしております。

こうしたことから、さまざまな研修機会に積極的に参加するほか、新たに採用した職員に対しましては、1年目に乳児期から幼児期への定型発達に関する研修を北海道で実施し、2年目以降につきましては、発達障がいの子どもにあらわれやすい育ちの特性や保護者の支援方法についての研修を町で実施しております。

今後とも、職員個々はもちろんのこと、チームとして対応していく必要性を十分理解し、保育士や発達支援心理士、管理栄養士など横の連携を図りながら、スキルアップに努めてまいります。

ご質問の4点目、「ペアレント・トレーニングの実施について」であります。

ペアレント・トレーニングは、ストレスや深刻な悩みを抱える家族を支援する方法の一つとして、アメリカの神経精神医学者であるハンス・ミラー博士によって提唱され、日本でもこの方法を改良した日本版が実施されるようになってまいりました。

発達障がいにかかわるペアレント・トレーニングは、発達障がい児を持つ親のための子どもの育て方の実践的トレーニング方法であり、保護者の適切な接し方が、症状の改善や子どもが感じている困難の軽減につながると言われております。

発達障がいを持つ子どもの保護者は、深刻な悩みや不安を抱える場合が多く、子育てにおいては、その障害についての知識を有していることが重要であり、ペアレント・トレーニングは、こうした保護者への支援方法として、有効な方法であるとされておりますことから、本町でも各事業の中にその理念を取り入れ、取り組んでまいりました。

本町では、従前から各種健診時に保健師による保護者への助言を実施しているほか、発達支援センターにおいては、保育士や発達支援心理士などの支援者向けと保護者向けに発達支援講演会をそれぞれ年に1回開催しております。

講演会では、大学教授や専門機関の職員等専門職による講演のほか、発達障がい児の育児を経験された保護者の方に、育児の体験談をお話しいただく機会も設けております。

また、保護者会であります「ことばを育てる親の会」では、保護者同士が集い、懇談する「茶話会」を開催し、情報の交換や先輩保護者の体験談を聞くなど、それぞれの不安を少しでも取り除き、子育ての参考となるような交流に取り組んでいるところであります。

今後におきましても、保護者を対象とした研修会や講演会を継続的に開催し、適切な情報提供を行うとともに、支援者の研さんを深め、相談支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「発達障がい者の就労支援について」であります。

国におきましては、平成25年度に障がい者の法定雇用率を引き上げ、さらに障がい者の権利に関する条約の批准に向けた対応として、障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務などを盛り込んだ障害者雇用促進法の改正を行いました。

昨年度、幕別町障がい者福祉計画と第4期幕別町障がい福祉計画を策定いたしました。その際に実施いたしました障がいのある方々に対するアンケートにおいては、一般就労を希望する方が多くいる一方、企業においては障がい者雇用への理解が十分に高まっていないことから、勤務条件や勤務内容などに関し柔軟な対応を求める意見も多数あったところであります。

また、一般就労が困難な方に対しましては、作業訓練や福祉的就労などにより、就労意欲の向上とスキルアップを図っていく必要がありますことから、本町では、平成21年から「障がい者の職場体験」事業を実施しており、昨年度までで延べ75人の方が役場内の各部署やご協力をいただいた民間企業において就労を体験され、そのうち7人が一般就労に結びついております。

加えて、昨年度からは、職場体験より長期間の就労訓練である「チャレンジ雇用事業」を実施し、役場内での就労体験をされた1人の方が一般就労されております。

今後におきましても、幕別町自立支援協議会や各種関係機関と連携を図りながら、一人でも多くの就労につながるよう、発達障がい者を含めた障がい者の方の就労支援に努めてまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○12番（岡本眞利子） では、再質問させていただきます。

発達支援法が制定され10年がたち、支援のあり方について、これでいいということはないかと思われます。これまでも行ってきた一つ一つの事業も見直しが必要になってきているものもあるのではないのでしょうか。そこで、先進的な取り組みを採用するなど、常に前進させていかなければならないとの思いで質問させていただきます。

発達障害支援法では、2章第5条に市町村の責務として、母子支援法に規定する健康診断を行うに当たり、発達障がいの早期発見に十分に留意しなければならないとあります。早期発見のためには、大切な取り組みとして、ただいまご答弁いただきましたように健診であります。健診の内容でございます。問診、計測、診察、保育相談と年齢別にさまざまな健診項目が組み込まれております。その中の一つ、問診票を見せていただきましたが、随分うちの町の問診票はボリュームがありました。そこでお伺いいたしますが、この問診票の改定はどのぐらいでされているのか、お聞きいたします。

○議長（芳滝 仁） 健康推進係長。

○健康推進係長（伊丹 恵） 問診票の改定につきましては、国・道からの指示がある場合については、その都度改定に取り組んでおります。今、国のほうでは、問診票を全国統一で虐待予防の問診項目を入れるように取り組んでいるところですので、今年度中にもう一度見直しがある予定です。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○12番（岡本眞利子） その都度いろいろと中身も変えているということなのですが、大変私も見せていただきまして、本当に細かくて大変親としてもいろいろ大変なことが多いのではないかと思います。

そこで、あるところで、道外なのですけれども、1歳6カ月健診と3歳健診で先進的な取り組みをしているところ、自治体がありました。割とわかりやすく発達障がいと診断がつく子もいれば、判断までなかなか行かない、何らかの支援が必要、また保育園や幼稚園でもいわゆる気になる子など、診断のつかない子どもも少なくないようです。こうしたことを考えますと、乳幼児健診は大変重要であるということを私は認識いたしました。発達障がいのスクリーニングツールといたしまして、M-CHAT、PARS等を活用しております。

M-CHATと申しますのは、国際的にも広く用いられており、乳幼児期のコミュニケーションやこだわりの行動について、23種類の質問になっております。全てはい、いいえで回答するものであります。また、PARSも自閉症の診断ツールとして海外でも広く認められており、人へのかかわり、言葉、そしてこだわり等の行動の特徴を12種類の質問項目について、面談をしながら評価をするやり方です。これらは国が推奨するチェックリストですが、本町としてどのような認識をお持ちであるか、お聞きいたします。

○議長（芳滝 仁） 健康推進係長。

○健康推進係長（伊丹 恵） M-CHATにつきましては、私どもも参考にさせていただいております。1歳半健診の項目で、やりとりの部分ですとか、あとは指さしをするですとか、後追いをするですとか、そういう部分について取り入れさせていただいております。あと、後半の部分につきましては、ちょっと申しわけないのですけれども、勉強不足でまだ理解しておりません。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○12番（岡本眞利子） 自閉症の早期発見には、3歳という年齢が一つの区切りとされております。3歳未満の子どもが自閉症と診断される例は少ないといいますが、このような早期診断のツールを活用することによって、95%の精度で自閉症を予測することができると申しますので、先進的な手法も取

り入れるべきではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 今、係長が申しあげましたとおり、この診断ツールに関しては PARS を含め各種たくさんの診断ツールがございます。現在、一般の健診の中で実施するという形では考えておりませんが、発達支援センターでの個別の相談ですとか、この方法ではございませんが、診断をしていくためのツールとして、子どもたちによい方法という形で取り組みは進めています。でも今おっしゃっていただいたようなことも含めまして、さらに健診の中に取り入れ可能なものがあるかどうかは検討してまいりたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○12 番（岡本眞利子） 今ではやはり先進的な取り組みをどんどん取り入れているところもあるということですので、そのようなこともうちの町も取り入れながら早期発見に努めていただきたいと思います。

では、2 問目の質問なのですけれども、1 歳 6 カ月と 3 歳児健診の受診率が、ご答弁では大変高いということで 95% 以上を超える非常に高い受診率だということがうかがえます。このように高い受診率ということは、本町において言葉のおくれ等の発達や気がかりな子どもを持つ保護者について個別的に相談され、対応し、必要に応じて療育機関への紹介を行うなど総合的な支援をされているということですので、とても安心したところでございます。また、これもぜひとも続けていただき、このように受診率が高いということを実際に引き続きしていただきたいと思います。

そこで、厚生労働省の科学研究で行われた研究報告によりますと、3 歳児健診で気づきにくい軽度発達障がいについて、5 歳児健診が年齢的にも有用であることが報告されております。幕別町で行われている 3 歳児健診は、町で行う最後の健診であります。そして、4 歳、5 歳の健診がなく就学健診診断が行われることになっております。現在では、子どもたちに切れ目のない対応が求められる中で、全国でも大半の自治体がそうなのですけれども、4 歳、5 歳健診が行われていないのが現状であります。そこで、3 歳健診から就学までのこの空白の期間がありますが、町としてどのように対応されているのか、お聞きいたします。

○議長（芳滝 仁） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 支援センターでは 5 歳児に限定した取り組みということではございませんけれども、早期発見の重点的な取り組みといたしまして、現在、年に 2 回、幼稚園、保育所への巡回相談を実施しております。

この発達障がいですが、家庭での困り事がない場合でも、幼稚園や保育所などの所属に入ることによりまして、集団行動や他の子どものかかわり合いなどから、顕著にその症状が出るケースが非常に多いということで、私どものほうも、この巡回相談では所属している子どもたち、主に 4 歳、5 歳、6 歳と、その様子の確認、それから保育士などからの相談などを受けまして、それに対する指導・助言を行っているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○12 番（岡本眞利子） では、4 歳児や 5 歳児でどこにも通園していないという子どもは、幕別町にはいらっしゃるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 4 歳で何人いる、5 歳で何人いるというところは現況の中では把握できていません。ただ、おっしゃっていただいたとおり、小学校へ入る前の年の 10 月に就学児健診を行っておりますが、その段階で、どこにも所属がないというお子さんは毎年 1 人か 2 人はいらっしゃいます、実際。そこのお子さんたちに、今言ったような形でこちらからの働きかけというのは、今の状態ではなかなか難しい状態です。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○12 番（岡本眞利子） 私が言いたいのは、年度途中で引っ越してきたりして、保育所や保育園に入れ

なかったというようにお子さんがいるのではないかということをお聞きしたところです。

○議長（芳滝 仁） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 所属に属していないお子さんについては、直接何か困り事がある場合は、支援センターのほうに相談いただくという形になるのかなとは思っていますが、支援センターとしまして、開所して既に3年がたちまして、年々相談件数、それから通所児童もふえてきているということで、支援センターの関係も認知が保護者の間にもされてきているという考えでございまして、今後ともその周知・広報に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 保育所の入所の依頼があつて、現況の中で、その4歳、5歳児が対応できない数字については把握しておりますが、現在、持ち合わせていないので、申しわけございません。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○12番（岡本眞利子） やはり幼稚園や保育園に通園している子どもたちは、集団生活の中でちょっとおこなっているとか、普通のほかのお子さんとはちょっとおこなうところがあるというようなことがありますけれども、在宅で保育をしている子どもたちにはなかなかそういうところが気がつくことができないのではないかなと思ひまして、このような質問をさせていただきました。したがひまして、本当に幕別町の4歳児、5歳児の全ての子どもたちに健診が受けられるような体制をつくっていただきたいと思ひます。

また、5歳児健診のこの最大の目的といたしまして、保護者が発達障がい気づくということにあります。5歳児健診の町の見解をお伺ひいたします。

○議長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 5歳児健診については、議員がおっしゃいますとおり、担当課においても研究いたしております。5歳児健診の要領の中にごらんいただひているかと思ひますが、発達診断を専門的にする医師あるいは担当職員という欄がございまして、現行検討の段階ではその確保が難しいという段階もありました。ただ現在、発達支援センターのほうに専門職員の配置も考えておりますので、そういうことの中では体制としてはとれる可能性ができてきたかなというふうにも思ひます。

ただ一方で、5歳児になりますと、所属に先ほど申し上げましたとおり、所属に入っていない子というのが本当にすごく少ないのですよね。逆にその間に結構大きくなつた子どもたちを連れて健診に来るのも大変だという意見も、5歳児健診を検討したときには結局日中の昼間、保育所なり幼稚園を休んで連れて健診に来るという、そういうご意見もあつたのは事実です。そのあたりも含めまして、議員がおっしゃるように、4歳、5歳でどこにも療育を受けていないとか集団を持っていないとかという子どもたちの対応の方策については、今後検討してまいりたいと思ひます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○12番（岡本眞利子） 発達障がいにおきまして、早期発見が大変に有効であるということが検証されております。学童期になつて発達障がいを見受けられるようになった場合、2次的と言われる不適当な状況になり得ることが多いと申します。したがひまして、幼児期の早期の段階で発見し、適切な対処を行うことで多くの予防ができるということから、先ほども申し上げましたように、最も適した年齢が5歳児であることは国の研究においても示されております。5歳児健診を行うには、児童精神科医または臨床心理士などさまざまなハードルがあるかと思ひますが、本町の乳幼児健診に5歳児健診の導入の検討もぜひしていただきたいと思ひます。

続きまして、3問目の質問なのですけれども、保健師のスキルアップについてであります。乳幼児健診に従事する保健師が発達障がいの知識を習得し、スキルの向上を図ることが大変重要であります。本町としてもさまざまな研修会に参加され、資質向上に努めているということで、ぜひとも研修の成果も発表できるような機会もつくってあげることが大切かと思ひますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 町長答弁にもございましたが、保健師採用1年目からさまざまな研修、2年目以降においてもいろんな研修に参加して、発達障がいのある子の早期発見を含めた研さんをしているところがあります。そういった研修に参加した職員については、また戻った後、職員同士で研修の結果等を話し合っておりますので、常に新しい情報を保健師同士で共有し合っているというのが現状であります。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○12番（岡本眞利子） 研修を受けても、やはり何もされないままですと、やはり人間って忘れてしまいますので、いかにそれを使っていけるかということも大事かと思っておりますので、ぜひともそういう機会も広げていただきたいと思っております。

そして、4番目の質問なのですが、ペアレント・トレーニングの実施についてでございます。発達障がいのある子は生活のさまざまな場面で困難を抱えがちです。失敗が多く、それを大人がつい叱ってしまいます。子どもが落ちつきがない、集団行動についていきにくい、かんしゃく、また怒りん坊など、子育てをするためのトレーニング、子育ての難しさを感じた保護者に対して、ペアレント・トレーニングを受ける体制が町といたしましても随分充実していることが伺えました。支援者向けと保護者向けに発達支援講演会なども行われているということではありますが、年に1回とは言わず、広く町民の方にも理解が得られるよう周知して、開かれたほうがよいのではないかと思います。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 本町においてもこのペアレント・トレーニングの取り組みについては大変有効であると認識しております。答弁の中にもありましたけれども、そういう発達障がいに対しての有識者、また体験をされた方を招いて今のところ講演会を実施しているところであります。また、このトレーニングにつきましましてはいろんなやり方とございますか、そういうことの情報等も入っております。専門的な知識を受ける研修等ということもされているところもあると聞いております。

また、今後ともそういった先進的な事例を参考にしながら、保護者への支援について検討してまいりたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○12番（岡本眞利子） 保護者がネグレクトにならないように、しっかりとサポートをしていただきたいと思っております。

次、5番目の質問ですが、発達障がい者の就労支援であります。障がい者の雇用については、障がいの特性に応じたきめ細かい支援が求められております。しかし、就労支援は大変に厳しいのが現状でございます。本町では職場体験ということが行われておりますが、26年度は何人ぐらい体験されたのかをお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 26年度においては11名が参加されております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○12番（岡本眞利子） 11名の方が職場体験をされたということでございます。大変本人といたしましても、働く意欲または働くことの楽しさなどもこれから徐々にということであると思っておりますので、さらにこういうところにも行政として力を入れていただきたいと思っております。

そして、障がい者の雇用の促進法によりまして、法律の改正により、平成30年には精神障がい者が雇用率の算定の基礎に加わることから法定雇用率が引き上げの見直しがされることになりました。さ

らなる雇用促進が求められると思いますが、その点についてどのようにお考えされているか、お聞きいたします。

○議長（芳滝 仁） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 雇用率のアップというか、そういうことが2%という標準雇用者の2%という義務づけがされたところでございます。この体験事業を通じて、企業者側のほうに相談、協力をいただく中では、障がい者への理解、それから雇用の必要性についてそれぞれの企業者さんのほうに周知をして理解を求めているところございまして、今後においても、こういう体験事業、障がい者雇用の体験事業といいまして、障がいを持たれている方の事業であるとともに、企業者側においてもその障がい者雇用の理解、体験の場でもあろうかなというふうに思っておりますので、今後においても、この町内企業者への周知、協力をお願いしていきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○12番（岡本眞利子） 一人でも多くの職場体験をしていただき、自信が持てるよう、また働く喜びにつながるよう、行政としても企業への理解を促し、一般就労につながるようさらに支援をしていただきたいと思うところであります。

最後に、障がいがある方も含め、全ての町民が住みなれた地域で安心して生活ができるよう、きめ細やかな福祉政策にスピード感を持って優先課題の一つに取り入れて進めていただきたいことを申し上げて、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は、午前10時から開会いたします。

16:28 散会

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成27年第2回幕別町議会定例会
(平成27年6月24日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

7 小島智恵 8 野原恵子 9 田口廣之

(諸般の報告)

日程第2 一般質問(6人)

会議録

平成27年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成27年6月24日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月24日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議 長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 若山和幸 7 小島智恵 8 野原恵子 9 田口廣之 10 谷口和弥
11 小川純文 12 岡本眞利子 13 寺林俊幸 14 東口隆弘 15 千葉幹雄
16 中橋友子 17 藤谷謹至 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 代 表 監 査 委 員 柏本和成
総 務 部 長 菅野勇次 教 育 部 長 山岸伸雄
会 計 管 理 者 原田雅則 経 済 部 長 田井啓一
民 生 部 長 境谷美智子 企 画 室 長 細澤正典
建 設 部 長 須田明彦 忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明
札 内 支 所 長 羽磨知成 地 域 振 興 課 長 小野晴正
企 画 室 参 事 山端広和 総 務 課 長 武田健吾
商 工 観 光 課 長 岡田直之 農 林 課 長 川瀬吉治
保 健 課 長 合田利信 生 涯 学 習 課 長 湯佐茂雄
学 校 教 育 課 長 川瀬康彦 町 民 課 長 山本 充
経 済 建 設 課 長 天羽 徹 保 健 福 祉 課 長 金田一宏美
都 市 施 設 課 長 笹原敏文 こ ど も 課 長 杉崎峰之
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
7 小島智恵 8 野原恵子 9 田口廣之

議事の経過

(平成27年6月24日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番小島議員、8番野原議員、9番田口議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、きのうに引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、小田新紀議員の発言を許します。

小田新紀議員。

○4番（小田新紀） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

学校教育における学力向上・体力向上への方策について。

文部科学省では、子どもたちの学力及び体力向上のための検査として、平成19年度より「全国学力・学習状況調査」を、平成20年度からは、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を行っておりますが、開始当初より数値偏重あるいは過度な競争をあおることが懸念されてきました。

幕別町ではこれらの懸念事項について配慮しながら、子どもたちや教育現場の実態に合わせて慎重に取り組みを進めてきたと認識しています。

しかしながら、昨年度から今年度にかけて、道教委作成の「チャレンジテスト」の実施と報告の義務付け、さらには体力テストの全学年実施の義務付けなど、多忙化する教職員の負担を増大させるだけではなく、各学校が定めた教育課程の変更を余儀なくされるなど、学校現場においては、限られた授業時数を各種調査のための取り組みに費やすことになり、このことが子どもたちの学習時間にも影響しています。

これらの取り組みは、単なる「学力テストに限った」対策にすぎず、数値を上げることのみを目指しているように思われます。

また、子どもたちの学力の実態を調査するという目的であるならば、統計学的に見ても子どもたち全員への調査というのは意味がないものと思います。

幕別町としての学力向上対策及び体力向上対策にかかわって、次の3点について所見を伺います。

1点目、この1年間の「学力向上」「体力向上」に向けての取り組み事例とその成果について。

2点目、「学力向上」に向けてのチャレンジテストの全員実施、報告の義務付け並びに「体力向上」に向けての全学年体力テストの義務付けの意義について。

3点目、平成27年度以降における「学力向上」「体力向上」に向けての教育環境整備への施策につ

いて。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 小田議員のご質問にお答えいたします。

「学校教育における学力向上・体力向上への方策について」であります。

本町における学校教育につきましては、「生きる力」を育むという基本理念の実現に向け、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成する教育活動の充実に努めるとともに、正しい生活習慣や規範意識を含め、健やかな成長を保障するため、学校・家庭・地域が連携しながら取り組んでいるところであります。

「確かな学力」の定着を図るための学力向上への方策といたしましては、全国学力・学習状況調査等を活用した授業改善を初め、子どものつまずきを見逃さない指導の徹底や ICT を活用した指導方法の工夫、問題解決的な学習の促進、言語活動の充実による思考力、判断力、表現力等の育成に努めているところであります。

また、「健やかな体」を育むための体力は、あらゆる活動の基礎となるものであり、しっかりと身につけておくことが必要であると考えております。

このことから、各学校では子どもたちの発達段階を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて体力向上に向けた取り組みを展開しているところであります。

ご質問の1点目、「1年間の『学力向上』『体力向上』に向けた取り組み事例とその成果について」であります。

初めに、「学力向上」についてであります。主な取り組みとして、各学校でのチャレンジテストを活用した習得状況の把握を行い、授業における「振り返り・繰り返し学習」への活用の取り組みのほか、放課後の個別指導、長期休業中の個別指導や家庭学習の習慣化に対する啓発などにより、学力向上に取り組んでいるところであります。

また、この取り組みによる成果につきましては、特に中学校3年生は、平成26年度に実施された全国学力調査において、全教科で全国・全道平均を上回り、3年前の小学校6年生のときと比べても学力の定着化が見られるところであります。

さらに、質問紙調査では、「国語・算数（数学）の勉強が好き」と答えた子どもが全国・全道平均を上回り、学習意欲の向上をうかがえることができます。

次に、「体力向上」についてであります。学校としての取り組みとして、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」いわゆる「新体力テスト」の結果を踏まえた授業の改善と充実、新体力テストによる体力づくりの意識化、体育的行事に向けた自主的なトレーニングの奨励などがあります。

また、各学校からは、「平成26年度から全学年で新体力テストを実施したことで、子どもが個に応じた目標を持ち、日ごろから自主的な運動に取り組むようになってきた」とお聞きしているところであります。

ご質問の2点目、「『学力向上』に向けたチャレンジテストの全員実施、報告義務、『体力向上』に向けた全学年体力テスト義務付けの意義について」であります。

初めに「チャレンジテスト」についてであります。道教委において「北海道学力向上推進事業」として、「全国学力・学習状況調査」結果をもとに、北海道の子どもたちが苦手としている内容などを中心に作成したテストであり、各学期や学年の学習内容の確実な習得を図るとともに、習得状況を把握し授業改善に生かすことを目的に実施しているものであります。

また、チャレンジテストは、自作テストや市販テストと異なり、インターネットを通じて無料で町内のどの学校においても活用することができることから、各学校には年間指導計画に位置づけた上で実施するよう指示しているところであります。

子どもたちにとっては、学習内容の習得状況や道内・管内における自分の立ち位置がわかり、自分の目標や課題設定に役立つこと。

また各学校においては、児童生徒一人一人のつまづきを発見し、「繰り返し指導」や「振り返り指導」に役立てることができることから、全員が参加することは大変意義があるものと考えております。

なお、チャレンジテストの北海道への報告につきましては、本町の児童生徒のデータを全道のデータに反映させることにより、本町の学力向上対策に活用することが可能となりますことから、全学校において報告を行っているところでございます。

次に、「体力向上」についてであります。小学校学習指導要領では、「地域や学校の実態を考慮するとともに、個々の児童の運動経験や技能の程度などに応じた指導や児童みずからが運動の課題の解決を目指す活動を行えるよう工夫すること」、また中学校学習指導要領では、「体力の測定については計画的に実施し、運動の指導及び体力の向上に活用するようにすること」と示されており、体育科の授業を展開する上で、児童生徒一人一人の体力や運動能力を把握しておくことは不可欠であると認識しております。

また、「知」「徳」「体」のバランスをもって学力であるとの考えからも「新体力テスト」を全ての学年において実施することは、調査結果を生活習慣などとの関連から多面的に分析し、「生きる力」の基盤となる体力を育む取り組みにつなげることができるなど、大きな意義があるものと考えております。

ご質問の3点目、「平成27年度以降の学力向上・体力向上に向けた教育環境整備の施策について」であります。

学力向上に向けた教育環境整備につきましては、指導方法の工夫改善にかかわる教員の加配や小学校における理科担当教諭の配置、町内の全小中学校における国際交流員の活用、特別支援教育支援員などの人的配置を行うとともに、児童生徒用コンピュータ更新、ICT教育の環境整備等に努めているところであります。

さらに、長期休業中には、「学び隊事業」の実施を初め、各学校における個別学習指導を行っているところであります。

体力向上に向けた教育環境整備につきましては、小学校体育科の授業に対して、町の学校体育授業支援事業による体育授業支援員を引き続き配置するとともに、中学校体育科の授業に対する柔道等授業支援事業外部指導者等派遣事業による柔道の外部指導者についても引き続き配置してまいりたいと考えております。

また、各学校に握力計や長座体前屈計等、新体力テストに必要な測定器具を配備するとともに、陸上競技やスケート競技などの有名スポーツ選手による指導機会を拡充するなど、子どもたちの関心や意欲を引き出しながら、体力・運動能力の向上と運動の習慣化を図っているところであります。

以上で、小田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 本答弁につきまして、改めて質問させていただきます。

本町において、両調査が今後の学力向上・体力向上につきまして、非常に大きなウエートを占めているということも感じました。実際、各学校から、その調査について評価するという声もあるということで答弁ありましたが、実際、学校現場におきましては、学力調査並びにチャレンジテスト、そして体力調査、そういったものについては、決して望んでいるものではないという声も多く聞かれます。

また、これらが全学年あるいは全児童実施ということに関しての、その意義についての疑問というものも多くあるというふう聞いております。それが批判、不満となって、あるいは本施策についての失望感につながっているというふうにも聞いているところでございます。

実際、学校現場におきましても、実施そのものに対しての時間に追われまして、それを分析活用までには十分至っていないというようなことも聞いております。

そもそも本調査においては、学力・体力のある一面を捉えたものにすぎず、この調査結果によって学力・体力向上を判断してしまうということは大変危険であると考えます。

かつて、1960年代に実施されていきました地域競争、学校間競争が過熱し、点数を上げるためにとい

うことで、実際、教師が子どもたちに答えを教えたりとか、あるいは何度も何度も練習した後にテストを受けさせるといったこともあり、一時、それが中断になった経緯というのもございます。そういった部分を十分配慮するというふうには思われますけれども、現在、全国各地の先進事例においては調査結果は、あくまでも傾向を探るための参考資料というふうにしておりまして、市町村もしくは各学校が目前の子どもたちに必要な方策を独自につくり出しているところと。

幕別町内の各学校においても、各先生方が本調査結果からではなく、常にふだんの授業や学校生活の子どもたちの様子、個々の学力・体力の分析を日々行い、方策を練って取り組んでいるところと。

先ほどの答弁において、本調査に基づいた事業改善によって成果が見られるということでしたが、それを裏づけるようなデータあるいは具体的な授業内容というものを把握されているのでしょうか、お伺いします。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 具体的な授業内容ということでございますけれども、全学力テスト等を通じまして、やはり子どもたちが目標を持ち、自己の点数を争うのではなく、自分たちが苦手な部分に対して総体的に取り組む姿勢というのでしょうか、そういうことをもって結果として出てきているということございまして、具体的に何をやっているかということではなく、一つとしてはチャレンジテストというの大きな部分かなというふうに思いますけれども、そういうことで学力については、自己の目標、苦手な部分を把握しながらみずから取り組んでいるというふうにお聞きしているところでございます。

また、体力につきましては、町としまして体力調査結果等から見まして俊敏性はあるのですが、他の部分が総体的に本町の子どもたちは全国・全道から劣っているということから、教育委員会としましては、みずからが個々の目標を持つというのは先ほど教育長から答弁いたしましたけれども、それをするための環境整備としまして、握力計だとか長座体前屈測定器だとか、そういうものを学校に配備し、いろんな時間に個々がチャレンジできるような体制をとっているということでございます。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 個々に目標を持ちながらということで本調査を有効に活用ということでしたが、ふだん学校現場におきましては、1時間1時間の授業において、それぞれ課題を持ち、その課題解決のための授業を組み立て、あるいは中長期的に子どもたちにもやはり数値的な目標も持たせながら、それに向けての取り組みということで授業を進めているところと。ふだんそういった取り組みを常に進めている中で、あえてこの学力調査、体力調査という一面的なものを使って、そのウエートを占めながら本町の施策を進めていくという意義についてお伺いしたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） この学力テストの意義ということなのですが、学習の定着状況、それがどういう状況にあるかと、しかもそれが道内・国内全国の中でどういう位置にあるかと、幕別の子どもたちはどういう傾向で、教科の中でもあるいはどういう問題に対しては弱い、あるいはすぐれていると、そういうようなことをまずはかるということが第一の意義かと思っております。

この学力テストをスタートした時点での文科省の意義、目的というのは、この結果を把握することによって、どういう教育施策を立てていって子どもたちを伸ばしていったらいいかということが一つと、もう一つは学校現場において、子どもたち個々の力の弱い強いと、それを把握して、それを今度学校の現場でどういう教育をしていったらいいかと、この二つのために学力テストを行うということでございます。まさに私どもは、そういう立場で学校教育を幕別の子どもたちをさらに伸ばすための把握をして、どういうことを考えていったらいいかと。

また、それは全道・全国の立ち位置の中での比較というとおかしいですけれども、そういう中で幕別の子どもたちどういう傾向にあるのか。

もう一つは傾向だけではなくて、各学校には全ての子どもたちの結果はお送りしていますので、その中で最終目標は、やはりそれぞれの子どもたちに合った指導をしていただくということが最終目標だと

いうふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 今、教育長、述べられた部分については、非常に同感するところでございますが、それに対して、現在行っているチャレンジテストあるいは先ほどお話ありました体力測定器具の各学校への配備といった方策がございました。チャレンジテストは、確かに北海道の子どもたちの苦手な部分を、現役の先生が分析をして、そのための方策を立てたテストというふうなものでございます。

それから、逆に言えば、学力調査向上のためのテストといっても過言ではないという部分があります。決して、そのテストが悪いわけではない。その子ども、子ども、先ほどおっしゃられたとおり個々の子どもに対して合うもの、合わない場合等々ございます。それを全員一律にやらなければいけない。例えば、各学校におかれましては、目の前の子どもたちの実態、各学年、各学級の子どもたちの状況に合わせて市販テストを選んだり選択したり、あるいは自作テストをつくっていたりといった状況がある中で、こういった一面性にすぎないチャレンジテストを全員実施というもの、それから体力測定器具の配備というものについても、体力測定、いわゆる体力調査のための装備ということであり、決して体力全体のもの、あるいは子どもたちが運動能力向上意欲につながるものではないというふうに考えます。これらのものを中心に分析するという部分については、ある意味偏った評価になるのではないかとこのように推察いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 確かに学力テスト、体力テスト、両方とも学力・体力の一部をはかるということにすぎないというのは、これは事実だと思いますし、私もそういうふうには感じているところであります。

ただ、学力ということになりますと、幕別町の総合計画の中では、「生きる力」というもの、これを育むということで、文科省の学習指導要領の中にも「生きる力」ということ、それらをトータルで考えて学力というふうに言っているのです、そういう意味では小田議員、言われたとおり一部をはかるにすぎないということにはつながると思います。

ただ、これをまた全部やるということになると、現実の問題として非常に無理があるということだと思っております。学力テストですと算数、国語というようなことで、学力の本当の基礎になる部分という意味でこれに絞ってやっていると。

また、体力についても幾つかの種目行っていますけれども、それも走る力だとか投てき力だとかということ、柔軟性だとかということポイントとなるところをあくまでも測定していると。そして、全体的にこの子はどういう傾向が劣っているのかすぐれているのか、さらには幕別の子どもたちはどういうふうになっているのかということ判断して、その後、また先ほど言ったように教育の現場に生かしていくということでもありますので、一部だけということではなくて、一部を見ながら全体を判断していくという意味で、現実的な問題として一部しかできないということもあるので、行っているということなので、この辺はご理解いただきたいなと思っております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） だからこそ各学校が主体的に選択し、主体的に活用していくものかなと、あるいは、各家庭に推進して活用してもらおうべきだというふうに考えておりますが、今後、本当にこれらの両調査が必要なかどうか、あるいは必要であるならば、どのように活用していくのがいいのか、より一層幅広く分析していく必要があるというふうに考えております。

次の質問に移ります。

全員実施報告義務ということに関してですが、これまでの施策におきましては、学校の規模や体制、あるいは子どもたちの学力・体力の実態に応じて、各学校の判断を尊重しながら柔軟に対応してきたというふうに認識しております。一律に行うという意図につきましても、先ほどの答弁でも若干ありましたが、そのように変わってきたということにおきましては、これまでの施策にどのような課題があったというふうに分析されているからなのではないでしょうか、見解を伺います。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） チャレンジテストのことというふうにお聞きの部分はそうかというふうに思いますが、チャレンジテストにつきましては、基本的には学期末、学年末、3回の報告の義務を指示しまして入力していただくという形で進めているところでございますが、学力テスト、チャレンジテストの課題というふうになりますと、チャレンジテストそのものは学力調査によって得られたデータ、これは北海道において全体的に弱い部分等についてチャレンジテストとして道教委から配信されるという仕組みでございます。そういうことから見ましても、本町における学力の部分の弱いところではなく、全道的な視野で見た中で弱いところについて繰り返し、振り返り学習をするということが目的でございますので、課題と言われる部分で言うと、基本的に全道との比較等になりますので、そういう面から必ずしも個々人に全て合致しているという問題ではございません。そういう面からの課題というのはあろうかなというふうに思います。

しかしながら、それらは個々人からしては、もう達成している部分であるかというふうに一面的には見えるのですが、学力の定着を図るという面においては効果があるということで認識しているものでございます。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 今、チャレンジテストのことについてお話いただきましたが、学力調査、体力調査につきましても、本町におきましては、当初は全国からの通達で5年生のみ、あるいは中学校2年生のみというふうにありましたが、そこで徐々に全学年実施、全員実施、1年生も実施というふうになってきているわけですが、そのあたりについての変更になってきた経緯というか、これまでの分析されてという部分で、どういった課題があったのかということ再度お聞きします。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 全員、全学年行方といった経緯ということなのですが、先ほど言いましたとおり、町の傾向だけを探るということであれば抽出調査だけでも十分なのかなという気はしております。よく言われるのは5%抽出とかという調査を行えばいいのではないかなという議論があったようです。中教審の中でも同じような議論があって、抽出調査で十分ではないかなということ議論があったところなのですが、最終的な目的は、やはり個々人の学力・体力の定着状況をはかって、それに応じた学習指導を進めると。もう少し大きくなればクラスの指導、さらに学校の指導と、傾向的なものを指導すると、そうした場合には、やはり抽出調査ではなく、全ての学年、全ての個人に対して調査することが望ましいということが言われてまして、私どもはそれを受けまして、全学年、全児童生徒を対象にして行うというふうにご検討いただいております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） そもそも学力調査、体力調査というのは、その名前のおりなのですが、調査目的というもので公表はしないと。それから、児童生徒一人一人についても本人に伝えることはないというようなもので、個々の能力を児童生徒がみずから分析してというようなものではなかったはずだというふうに思います。一般的な傾向を探るといった意味で調査されているものでございますので、そういった本来の趣旨ということも含めて、また今後、こちらのほうの検討を進めていただければというふうに思っております。

実際、全員実施ということに関しての各学校の現場における弊害というものも正直あります。先日、私自身も幕別小学校の5年生の体力調査の現場を拝見してきました。そこでは内容は反復横跳び、シャトルランという2種目をやっていたわけですが、児童数は、今、幕別小学校は1学級です。そこで32人ほどということで、学級数あるいは学級人数にしては非常にいい規模のクラスだなというふうには一般的には思うところなのですが、子どもたちが2種目を1時間で終わらせるための教員の配置という部分につきましては、何名になるかといいますと、8名そのときは必要でした。何でそんなに必要なのかということになります。担任あるいは補助の教員と2人ほど1学年にはいるわけですが、実際、その2人もしくは3人ぐらいでやるということに関していきますと、子ど

もたちを正しくはからなければいけないわけですから、一人一人しっかりと見る、一人の子どもに対して一人の先生が見るといった部分で、二、三人の先生であれば二、三人ずつしかできないと。一つの種目を何分も何分もあるいは2回もというふうにやっています。単純にそれだけでも時間がかかりますから、その間、子どもたちの待ち時間というものも非常に長くなるといった部分もあります。そういった中で、やはりできるだけ多くの人数を一緒にやれるようにということで、ほかのクラスの先生、あるいは本来管理業務である教頭、校長等を駆り出して実施するといった部分で8名の教員を要したと。これがまた教員の人数がふえればいいというものでもなく、子どもたちの1回のテストの後の休み時間等も若干必要になってきますので、そういった時間配分等も考慮してという部分で、本当に一つの時間、今、言ったのはその2種目、結局その1時間で終われなかったと、若干時間をオーバーしてやらざるを得なかったというような実態でした。

そのほかにも例えば運動会であったりとか、昔は100メートル、運命走、全員ができていたものが今は時間が少ない、あるいは児童数が多いということで1種目に限る。中学校の体育祭等も練習時間が減らざるを得ないという部分で、いわゆる運動機会が非常に減少しているというような実態があります。そういった中で、全員全種目実施するためにはかなり多くの時間、日にちが要しているというのも現状です。

北海道が目標としている福井県というところでは、3年生から実施というものもあります。あるいは隔年実施とか先ほど抽出調査には、ちょっと本来の幕別町としては意義を感じないということもありましたが、そういった別の形で同様の結果が得られるというふうに考えますが、そのあたりはいかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） ただいまご質問の中にご指摘という形でありましたけれども、確かにこの体力テストを実施する場合には、種目、子どもさんの人数、そういうのも含めて非常に時間がかかると。それで、先生たちの手というか人数も非常に必要になるということはお聞きしております。今、議員、ご質問されていたように、私ども聞いている中では、やはり校長先生、教頭先生含めて学校全体で体制をつくっていただいて対応していただいているというのが実態でございます。そういう意味では、非常にご苦労かけてるなということは、確かに私どもも思っているところであります。そういう形で、今やっただいていただいているところでございますけれども、またさらに幕別町におきましては、特別教育支援員、こういう方を町単独で配置しております。この支援員につきましては、障がいのある子、困り感のある子、その子だけの世話ということだけではなくて、ほかの教科に関しても活用していただけるように、これは要綱上そういうふうになっておりますので、そういうようなことについて学校の中で、やっぱり体制整えていただいて、協力体制をつくっていただくということをしていただければと思っております。

また、これも幕別町独自のあれなのですけれども、体育授業支援員というのを町内の大規模の小学校に派遣して、体育授業、運動会の手伝いなどを行っていただいているところであります。こういうような支援員の活用を行って、体力テストあるいは運動会の練習、そういうものにさらに取り組んでいただければと思っておりますけれども、今後、また学校現場、校長先生とも協議しながら、さらに体力テストの対応について厳しいというような実態、もう一度調査していただいて、こういうような例えの話ですけれども、体力テストを実施する際には、「教育の日」を活用して地域の人たちが来るときに、地域の人たちを巻き込んで、PTAの方に協力していただいて、こういうのを実施するだとか、あるいは体育支援員をさらにもう少し多く配置して、体力テストの際にはお手伝い願うというようなこと、こういうようなことも検討しながら学校現場と協議していきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 実際、学校現場の負担等を把握して、今後その負担をなくすということについての対策を講じられているというふうに感じておりますので、ますますそういった部分のいろんな幅広

い先進事例を活用しながら検討していただければというふうに思います。

ちなみに、こういった調査、いつまでも続くものではないというふうに考えておりますが、北海道の方針等、あるいは国の方針等もあるかというふうに存じておりますが、幕別町として、おおむねどのぐらいの年数を調査をしていくことで経過を見ていこうというふうな見通しを持っておられるのか見解を伺います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 今後の年度と年数ということなのですが、現在のところ、私どもでは引き続き継続して行うという考え方がございません。ちょっとこれ法律的な話をさせていただきますと、これ地教行法、この53条の中で「調査」という項目があって、文科省・道教委は教育に関する調査を行うことができると、あるいは文科省は都道府県教育委員会、市町村教育委員会に対して、そういう調査を行わせることができるということになっておりまして、先ほど委員言われましたので、言ってみれば国・道教委の方針もあります。その辺のところをちょっと今後注視しながら、どれぐらい続けていくかということについても考えていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 今回の両調査に限らず、さまざまな調査、各学校においてあるわけですが、そういった調査というものをいわゆる分析をして活用していかなければ意味がない。それから、そのやる意義について、はっきりとした意図が見えてこなければ意味がないというふうに思います。道からの指示、国からの指示というものもあるかと思いますが、それをただ一律的に学校現場に押しつけるというような状況にならないことを願います。

今後、さまざまな取り組みがなされていくというふうに思われますし、先ほど答弁いただきました学校教育環境の整備というものもございました。実際、教育につきましては、いわゆる数値というものではなく、子どもたちの実態、子どもたちの状況、姿、それから地域の姿を見て評価されているというふうに思っております。全国の仲間等々、北海道の学力・体力調査の結果順位が低いということで、何か規定するものは聞いたことがございません。逆に、北海道の教育環境あるいは本当に子どもたちが素直で一生懸命物事に取り組むと、そういう姿を見て、本当に北海道はいいね、十勝はいいねというふうにうらやましがられているという実態もあります。十勝管内だけを見ても、各市町村を回る先生方、実際、自分もかつて経験そうだったので、幕別に行きたい、あるいは幕別がよかったというふうな幕別町のこれまでのいわゆる独自性のある教育行政あるいは方針、そういった教育環境について大変評価が高いものでありました。

先ほど答弁でありましたそういった環境整備というものがあつたからこそこの成果が今、出てきているというふうに、どちらかと言えば体力調査、学力調査、そういったものの成果ということではなくて、これまでやってきたこと、継続してやられてきたことが成果に出ているというふうに思いますが、そのあたりどのように分析されているのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 教育長。

○教育長（田村修一） 前段申し上げさせていただきましたけれども、幕別町の総合計画の中で「生きる力を育む」ということ、こういうような考え方のもと、その前の総合計画にもスローガンがあつたかと思うのですが、そのために幕別町の教育委員会あるいは町が協力して子どもたちを育ててきたというふうに考えております。先ほども言いましたけれども、学力というのは学力テスト、体力テストだけではかられるものではないと。よく言われるのが、知・徳・体と言われますけれども、こういうものが全部そろって、そして将来、人間として主体的にいろんな場面でみずから判断して生きていく力、こういうものをつけるということが非常に大切なことなのかなと思っております。

また、それに向かつて、今まで町としては取り組んできたというふうに考えておりますので、私どもといたしますと、それを引き続き継続して子どもたちを育てていくということを考えていきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 先ほど提示された地域を巻き込んで調査を図るというような方法もあるといったこともありました。それらも含めて、非常にすばらしい先進的な取り組みだというふうに思います。全国でもそんな例もないのかなというふうに考えております。そういった先進という部分では、小学校体育支援事業、先ほどもありましたが、私の知るところでは町単独予算での実施というのは、全道はもちろんです。全国でもほぼ初めての取り組みだということで、文部科学省自体も幕別町のその政策について非常に注目をしており、資料も取り寄せているというようなこともあります。

同じように幕別町の取り組みを参考にして、この春、登別市も同じように実施することが決定しております。まさにこういった施策というのは、本当に幕別町が誇るべきものであり、全国の先進事例というようなことだというふうに思います。

最後になりますが、本年度から教育委員会制度が変わって、町長部局において総合教育会議が設置されると、方針にも述べられておりました。教育振興の大綱が策定されるというふうにも聞いております。先ほども申し上げましたけれども、国からのいわゆる一律な施策執行ではなく、やっぱり幕別町らしく誇りと自信を持って、まさに幕別の子どもたちのための主体的な独自性のある施策を今後もご期待申し上げて、私の質問を終了させていただきます。

○議長（芳滝 仁） 以上で、小田新紀議員の質問を終わります。

この際、11時まで休憩いたします。

10：45 休憩

11：00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、板垣良輔議員の発言を許します。

板垣良輔議員。

○1番（板垣良輔） 通告に従いまして発言します。

若い世代が住みやすい町づくりについて

現在、地方の人口減少が取り沙汰されています。その中であって、幕別町は、少しずつ人口がふえてきています。しかし、国勢調査によれば、40歳未満の幕別町の人口は、平成17年に1万1,187人、町全体の割合としては41.63%であったものが、平成22年には1万1,888人、38.37%に減っております。とりわけ20代の若い世代の人口が減ってきています。

このような状況のもと、働く人の3割以上が非正規雇用者であり、中でも若い世代にあっては5割の上ると言われています。

また、賃金については、平成26年、厚生労働省の調べによると、正規雇用者が月額31万2,000円であるのに対して、非正規雇用者は月額19万5,000円になっており、11万円以上の差があります。

幕別町としては、住民生活安定のための雇用対策を積極的に行う必要があると思いますが、当面は若い世代が町に住み続けることができ、そして転入促進に向けた家賃補助など対策を行う定住対策の充実が必要だと考えます。

幕別町が若い世代にとって暮らしやすい町であれば、町は豊かに発展することができ、次の世代につながると思います。今後、定住対策をどのように取り組まれるのか、次の点について伺います。

1番、幕別町は、若者の定住対策として、単身者向け公的賃貸住宅を幕別本町地域、そして忠類地域に設置しています。単身者向け公的賃貸住宅の入居実績、そして単身者向け公的賃貸住宅を札内地域にも設置してください。

2番、若い世代への定住対策として家賃補助を行っている自治体があります。函館市では、ヤングカップル住まいりんぐ支援事業として、結婚1年以内の新婚世帯に5年間、月額1万5,000円を上限に家賃補助を行っています。

また、三笠市では、市外から転入してきた 40 歳未満の単身者世帯、それと若者世帯に対して家賃補助を行っており、単身者世帯は最大 2 万円を最長 3 年間、若者世帯には最大 3 万円を最長 5 年間の支援を行っています。本町でも単身者、そして若者世帯向けの家賃補助政策の実施を。

以上です。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 板垣議員のご質問にお答えいたします。

「若い世代が暮らしやすい町づくりについて」であります。

平成 25 年 3 月、国立社会保障・人口問題研究所は、平成 52 年（2040 年）の本町の将来人口を 2 万 2,062 人、うち 65 歳以上の人口は 9,028 人、15 歳未満の人口は 2,130 人と推計いたしました。

平成 22 年（2010 年）の国勢調査人口は 2 万 6,547 人、うち 65 歳以上の人口は 6,868 人、15 歳未満の人口は 3,731 人でありますので、30 年間で人口は 4,485 人減少しますが、65 歳以上の人口は 2,160 人増加し、逆に 15 歳未満の人口は 1,601 人減少し、同様に 15 歳から 64 歳の生産年齢人口も減少すると推計されております。

人口減少と少子高齢化が進み、生産年齢人口の中心をなす若者が減少すると、労働力の不足から産業が衰退し、地域経済の活力や町の魅力の低下につながり、さらにはまちづくりに不可欠な地域活動の担い手が不足することにより、町そのものの活力をも低下させることとなります。

今後は、いかに若者の町外転出を食い止め、子育て世代に選ばれる魅力あるまちづくりを進めていくかが大きな課題であると認識をいたしております。

ご質問の 1 点目、「単身者向け公的賃貸住宅について」であります。

初めに、単身者向け公的賃貸住宅の入居実績についてであります。本町では民間賃貸住宅が十分に整備されていない本町地区と忠類地区において、公営住宅に加えて単身者でも入居が可能となる特定公共賃貸住宅を整備いたしております。

この単身者向けの特定公共賃貸住宅につきましては、地元企業で働く労働者の住宅確保を目的として整備しており、現在のところ本町地区には 3 棟 24 戸を、忠類地区には 7 棟 23 戸を設置・管理いたしております。

これらの住宅の入居実績につきましては、本年 5 月末現在において本町地区では入居済みが 21 戸で空き室が 3 戸、忠類地区では入居済みが 21 戸で空き室が 2 戸となっております。

次に、「札内地区にも単身者向け公的賃貸住宅の設置を」についてであります。公営住宅や特定公共賃貸住宅といった公的賃貸住宅の整備に当たりましては、その時々々の社会情勢や地域の居住者ニーズ等を勘案し、住生活基本法や地域住宅法に基づいた計画の策定が求められており、本町においては「公営住宅等長寿命化計画」を平成 24 年度に策定したところであります。

ご質問にあります、札内地区における単身者向けの公的賃貸住宅の設置につきましては、札内地区では民間賃貸住宅が数多く建設され、現在では相当数の空き部屋が発生するなど供給過多の状況にあります。

こうした状況にあって、単身者向けの公的賃貸住宅を建設することは、公と民との役割・バランスを損なうばかりでなく、民業圧迫にもつながるおそれがありますことから、長寿命化計画の整備計画には位置づけをせず計画を策定したところであります。

このようなことから、現状において札内地区に単身者向けの公的賃貸住宅を設置することは難しいものと考えております。

ご質問の 2 点目、「単身者・若者世帯向け家賃補助政策の実施について」であります。

本町における定住対策といたしましては、平成 24 年度から幕別町本町市街と忠類市街を対象地域に、住宅取得に要する費用の一部を支援する「定住促進住宅建設費補助金交付事業」を進めてまいりました。

本事業は、26 年度までの 3 年間実施してまいりましたが、この間の実績につきましては 68 件で、そのうち 31 件 72 人の方の町外からの転入に結びついております。

総件数のうち 20 代が 3 件、30 代が 32 件の計 35 件と 51%を占めておりますことから、思いのほか若い世代の方々に居を構えていただいたものと認識をいたしております。

また、人口減少対策として、昨年 6 月、20 代から 30 代の若手職員 15 人で組織する人口減少対策に関する若手職員プロジェクトチームにおいて、柔軟で斬新な発想による少子化対策や地域の活性化、雇用・定住対策についての現状と課題整理、さらには解決策を検討・協議してもらいました。

プロジェクトチームでは、目標の一つに「満 40 歳未満の人口増加」を掲げ、住宅を新築または購入した方に対し奨励金を交付する「マイホーム応援事業」のほか、学校卒業後 2 年以内の転入者に引越越し費用を支援する「幕別へおいでよ！若者引越し応援金」や新婚世帯に対し家賃助成を行う「新婚さんは幕別へ！応援事業」などの施策の提案がありました。

町といたしましては、移住・定住促進を図る上で、住宅の購入に対する支援が最も効果が期待できると判断し、本年度からプロジェクトチームの提言を参考に新たな定住対策事業として幕別町マイホーム応援事業をスタートいたしました。

本制度は、対象地域を町内全域としているもので、子育て世代を中心に本町への移住促進と町内居住者の定住を促すことで活力ある地域社会の構築に資するものと考えているところであります。

ご質問にありました単身者・若者世帯向けの家賃補助につきましては、地方への新しい人の流れをつくり、若者の地方への移住・定住を促進する事例であり、国の総合戦略の一つの柱である「ひとの創生」に位置づけられることから、本年度策定いたします町の総合戦略の協議の中で検討してまいりたいと考えております。

以上で、板垣議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1 番（板垣良輔） 私が若い世代の定住対策、今回、質問に取り上げた理由のうち大きなものが二つございます。

一つは、若い世代が多く住んでいる町は、次の世代へと豊かに町を発展させることができるパワーを持っていると思うからです。

まちづくりは人づくりだと、今までの飯田町長の答弁の中にもあったと思います。まちづくりを推進していくためには、まちづくりを担う若い世代が町に多く住んでいる必要があると思います。

また、二つ目に、現在、若い世代の置かれている背景、非常に困難な現状が多くあります。特に、雇用の面で経済的につらい思いをしている若い世代が大勢います。まちづくり、そして弱者の保護、この現状から少しでも町が若い人を支援する必要があると思い、弱者の保護ということ、この二つの観点から、今回、若い世代の定住対策、質問に取り上げることになりました。

このまちづくり、弱者の保護、そのような観点から再質問させていただきたいと思います。

先ほどの飯田町長の答弁の中にもありました。平成 26 年、昨年の 6 月、人口減少対策に関する若手職員プロジェクトチーム、幕別町に設置されました。その報告書、こちらにあるこれ、非常に大変充実した内容でありました。幕別町の人口減少の現状、そしてそれを分析、そして課題の解決というふうに展開しています。この報告書の中で、20 代、30 代の若い世代が 5 年以内に転出する、町から出るといった人が多い傾向にあるというふうにあります。その中の大きな理由に、結婚そして離婚。

また、住宅を主とする理由というものが 있습니다。この住宅を主とする理由というのが、ちょっとこの中では読み取れなかったのですがどうしたことなのか調べてみると、住宅事情の変化あるいは生活環境の変化ということのようです。つまり結婚して新たな家庭を築くとき、または子どもが生まれた、子どもが大きくなってきた、もう少し大きな家がほしいというとき、若い世代は自分の住んでいる町の外で新居を探す傾向にあるということのようです。

町長は、先日の一般質問の答弁において、住み続けたいと思ってもらうことが必要だというような答弁があったと思います。寺林議員の高齢者福祉対策についての答弁だったと思います。高齢者ももちろんですが、若い世代もまた住み続けたいと思ってもらうことが必要です。

飯田町政では、特に子育て世代を中心に施策を行うことで、子育て支援体制政策、子どもを育てて

みたいと思えるまちづくりを進めていると思います。

でも、人はある程度の年齢になれば、自然と結婚して、自然と子育て世帯になるわけではないと思います。当然ですが、誰しも独身のときに結婚しようと、子どもを生み育てよう、そういった決意をするのだと思います。

生活の土台は経済にあると思います。いつもお金に困っているという状態では未来に期待することはできない。ましてや結婚を決意することはできないと思います。単身者を広く支援する、特に経済面で支援するということが、単身者が子育て世帯になり、町の活性化を推進し、人口減少、少子高齢化を食い止めることができると考えます。

子育て世帯、子どもを育ててみたいと思えるまちづくりを進めるために、単身者を支援することの認識について、また具体的に検討されていることがあれば、それもあわせて伺いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私がこれまで申し上げてきたまちづくりの課題の一つに、人口減少対策ということをお願いしてまいりました。これは、若い人に住んでもらって、結婚をして子育てをしてもらって、住み続けてもらうことによって実現するのだろうというふうに思っております。では、それをどうすればいいのかとなりますと、これはさきの一般質問でもお答えしておりますけれども、特効薬はありませんし、一朝一夕になし遂げられるものでもありません。これは定住対策もそうでありまして、子育て支援もそうでありまして、高齢者対策もそうでありまして、防災対策、さまざまな施策を総動員する中で住んでもらう方、住もうとしている方に、これだったら幕別に住みたいと思う魅力をつくっていくことが大事だというふうに思っております。

それともう一つ、今、ご質問にありましたような、職の確保というのが大事な要素でございます。ただ、この職の確保、産業振興についてはかなり難しい。今、申し上げたさきの施策よりもかなり難しい。これはやはり今、頑張っておられる町内の商工業者にさらに頑張ってもらいたいという必要があるもので、いわゆるプレイヤーが商工業者なので、支援はできても、なかなか我々がみずからやるということにはならないので、一番私は難しいなというふうに思っておりますけれども、今、申し上げたさまざまな施策を総動員する中で、私は若者に住んでいただきたい。それは限りある財源でありますので、何を優先していくかということは当然出てまいりますけれども、そういう中で、まずは、今、実際にやられている定住対策、それと今回新たに医療費の助成ということにまず取り組んでまいりましたのでありまして、今後、お金をかけなくてもやれることもあると思います。そういったことは住民の皆さんからいろいろお話をいただきながら組み立てをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） ありがとうございます。

さまざまな政策がそれぞれ複雑にといいますか、一朝一夕にはいかない、特効薬はない、まさしくそのように思います。

住むだけ、定住対策だけではうまくいかない、本当にそうだと思います。雇用であったり、そういったことをちゃんと保障されていないと、ちゃんとそこに定住していくということにつながらない、まさしくそのとおりだと思います。

最初の答弁の後段にありました家賃補助について、前向きな答弁をいただくことができたと思います。一般質問通告用紙の通告書の中にありました函館市の例を挙げていきたいと思うのですが、これの実績がありまして、ちょっと古いデータなのですが、大体平成16年から5年ぐらいで250世帯にその助成を行い、大体その半数程度が定住につながっているというふうに調べております。この家賃補助政策というのは、非常に定住対策、定住することに対する効果が非常に見込まれるものだと思います。

プロジェクトチーム報告書の中に人口減少の要因に、住んでいる地域に対する魅力、そして満足感が少ないというふうに人口減少の要因、挙げてありました。その記述に続き、住んでいる地域に対する思い入れ、あるいは愛着心が強ければ、その分地域活性化の原動力になると考えられますというふ

うにあります。まさしく、そのとおりだと思います。この家賃補助制度、大体どこでも3年から5年程度の期間を設定している自治体が多い、そんな実感です。そうですね、幕別町なら、どこでも3年とか5年住んでいたら、自然と隣近所とのつき合いであったり、お互い認知し合うような人間関係ができると思います。そういった人間関係は、その町でしか、その地域でしかないものだと思います。そういった人間関係を醸成していくようなことにこの3年、5年の家賃補助政策、つながるのではないかと思います。

実感なのですが、3年とか5年住み続けていたら、ずっとそこに住み続けたいなと思うようになると思うのですが、この期間は定められていないのですが、なるべく長い期間の家賃補助政策を行っていただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 家賃補助については、今後の協議の中で検討させていただきたいと先ほど申し上げたところでございます。

一方で、若者プロジェクトチームの中の分析で、5年以内に町から出ていく方も多いという、そういうようなおっしゃりをされましたし、そういう報告が出たわけで、やはり家賃補助をして、まずは住んでもらうことは私は大切だというふうに思いますけれども、要はその後の魅力がどれだけあるのかと。結婚してそこで子育てをして、そして死ぬまでそこで暮らすためには、先ほど申し上げましたいろいろな要素が、いろいろな施策があるわけでありますので、当初、まず住んでもらうことについては、私はいいと思いますけれども、ただそれはやはりその次の施策がないと住んでいる方に対するメリットがないと、なかなか難しいなというふうに思っておりますので、そんなことから、まずは家を取得する、購入する、あるいは新築をするということであれば、もうかなりそこからずっと家が壊れるまでという、もう40年も50年、住んでいただける可能性があるもので、それをまず第一優先したということでありまして、板垣議員がおっしゃるような家賃補助を全く否定するものではありませんけれども、先ほど申し上げた限られた財源の中では、何を優先してやるのが効果的なのか、効率的なのかという中の選択で、今のところは住宅の取得あるいは購入に対する補助制度を立ち上げたというか継続をしたということでありますので、家賃補助につきましては、今後の検討課題ということにさせていただきますというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） ありがとうございます。

答弁の中にありましたこと、今度は前段のほう、札内地区では民間賃貸住宅が数多く建設され、現在では相当数の空き部屋が発生している供給過多の状態にあるというふうにあります。この供給過多の状況にあるというのは、札内における民間賃貸住宅全体のあきなののでしょうか、それとも単身者に限った単身者用の部屋なののでしょうか、それをちょっと質問したいと思います。

○議長（芳滝 仁） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） 答弁のありました相当数という部分ですけれども、国の統計調査の中に住宅土地統計調査というものがございます。平成22年の数字でいきますと、幕別町全体の賃貸住宅の空き家個数が590戸で、平成25年の調査では490戸となっています。この中には公共の、町が管理する賃貸住宅の戸数も一部含まれております。これはおおよそ40戸から50戸ぐらいというふうに想定しております。ですので、先ほど申し上げました数字のほぼ9割ぐらいは民間の賃貸住宅のあきということになります。

あと、また平成22年度の国勢調査におきまして、これは現に居住している場所の住宅の種類、調査しております。その中で、民間賃貸住宅にお住まいの方の87%が札内市街地にお住まいということからも想定いたしますと、この空き家の賃貸住宅の相当数が札内市街地にあるものというふうに推定しております。

単身かどうかなのですけれども、先ほどの住宅土地統計調査の種別の中には、そうした部分の調査の項目がたしか含まれてなかったのかなというふうに思いますので、そこまでの詳細についてはわか

らないという状況であります。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 単身者かどうかということはわからないというふうな答弁でした。

私が調べてみた結果ですが、そのときそのときによって空き物件の状況は変わりますので、一概にいつもこうだとは言えないとは思いますが、大体、札内の中で全体的に探しても、単身者の空き物件状況は10件に満たないというのでしょうか、非常にアパートやマンションというのが少し少なくて単身者向けなのですけれども、そういった中で一人で暮らす単身者の人がファミリータイプの部屋に住むような経済的な余裕があるとはちょっと思えないのです。そういった意味で単身者向けの公的賃貸住宅、建設するということは、もともと単身者に限った話、そこまでバランスを明らかに著しく損なうものなのかどうか、ちょっとなのかと思います。ぜひ改めて単身者向け、公的賃貸住宅設置すること難しいとは思いますが、ぜひ検討していただきたなと思います。

短いですが、私のこの質問をこれで終わらせたいと思います。ありがとうございました。

○議長（芳滝 仁） 以上で、板垣良輔議員の質問を終わります。

次に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○2番（荒 貴賀） 通告に従いまして、一般質問させていただきます。

子育て支援と保育事業の拡充についてであります。

幕別町が、子育て世帯の支援施策として実施している子どもの医療費無料化はとても喜ばれ、マイホーム応援事業補助金とあわせ、定住対策の成果としてあらわれてきています。

しかし、核家族化が進み、共働き家庭がふえる中であって、日々の仕事が多忙のため、悩みがあっても相談窓口を利用できず、支援も十分受けられないまま子育てや仕事等の不安を抱える家族が多くいます。

特に、核家族化の中で双子・年子を抱えている家庭の悩みが大きいのが実情です。

現在、町の保育事業として病後児保育は実施されていますが、札内地域のみにとどまっています。利用状況からしますと、ほかの地域でも必要と私は考えております。

また、子どもが急病のときは、本来であれば保護者が職場を休んで対応すべきですが、急な休みをとりにくい現状があり、病児保育を望む声が多く、自治体で支える取り組みが必要であると考えます。

さらに、休日出勤の職場も多く、休日保育の要望も切実な状況です。

働きながら子育てできる環境を整備するため、町全体での子育て支援について、次の点を伺います。

①病後児保育を本町地域でも実施を。

②子どもの急病時に対応できるように医師との連携が必要ではありますが、病児保育の検討を。

③休日保育の実施を。

④保護者ニーズに合わせた保育時間の延長を。

⑤支援員の派遣などによる年子・双子支援の実施を、ぜひ検討願います。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 荒議員のご質問にお答えいたします。

「子育て支援と保育事業の拡充について」であります。

平成24年8月、子どもと子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、子ども・子育て支援法が制定され、同法と関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、本年4月に施行されました。

一人一人の子どもの健やかな育ちをひとしく目指すことを基本理念とした「子ども・子育て支援新制度」のもと、本町におきましても保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、「幕別町子どもの権利に関する条例」や「幕別町次世代育成支援行動計画」を踏まえた「幕別町子ども・子育て支援事業計画」を本年3月に策定し、向こう5年間の幼児教育・保育・地域

の子ども・子育て支援に係る基本理念を定め、その実現に向け取り組み始めたところであります。

ご質問の1点目、「病後児保育を本町地域でも実施を」であります。

病後児保育は、病気の回復期にあるものの、まだ本来の状態に戻っておらず、通常の保育を受けるのが困難な児童が、保護者の就労等により家庭での保育を行うことが困難な場合に、一時的に保育を行う事業であります。

本町では、札内青葉保育所で指定管理者制度へ移行した平成22年4月から病後児保育室「ひだまり」を開設し、病後児保育を実施しており、その内容は、町内の認可保育所に入所している児童を対象に専用の保育室において専任の看護師と保育士が保育を行っております。

利用状況から見ましても、認知度が高まってきてはいるものの、事業の実施場所が札内1カ所であるため、他の保育所に入所している児童の保護者からは、通所している保育所での実施の要望もお聞きいたしております。

しかしながら、青葉保育所での受け入れ体制に十分余裕もありますことから、当面は現行の体制を継続してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「医師との連携による病児保育の検討を」についてであります。

病児保育は、一般的には親が就労しているなどの事由から、保育所に通所している子どもが病気になったときに、保護者にかわって保育をすることです。

病気の進行状況等により「病児対応型」と「病後児対応型」に区分されておりますが、保育の実施形態からは「医療機関併設」や「保育所併設」、さらには「単独型」に分類されております。

ご質問の「病児対応型」の保育においては、病気の急性期から回復期までを対象としているため、医師の回診や病気の急変時にも対応できることが必須であり、医療機関に併設されていることが多く、「病後児対応型」は、病気の回復期の病児を対象としているため、医師が不在でも保育が可能と診断されている児童を対象として保育所に併設されていることが多いという実態があります。

子どもの病気は、働く保護者にとっては重大な問題であることは承知いたしておりますが、「病児対応型」の実施には、医療機関との連携や医師の確保、施設の整備など多くの課題がありますことから、病児保育の取り組みは難しいものと考えております。

ご質問の3点目、「休日保育の実施を」であります。

本町では、仕事と子育てを両立しながら、安心して子育てができるように平成22年度から青葉保育所において病後児保育と延長保育を、さらに26年度からは、札内南保育園において延長保育を実施し、保育サービスの充実に努めてまいりました。

近年の経済情勢等から、家庭における生活様式の多様化や保護者の就労形態等により、休日保育の要望があることは承知いたしております。

しかしながら、通常保育においても人材確保が困難な状況にあることに加え、事業の実施に当たっては保育体制や実施場所など多くの課題がありますことから、現時点においては休日保育の実施に取り組むことは困難であると考えております。

ご質問の4点目、「保育時間の延長を」であります。

現在、町内の5カ所の認可保育所の保育時間は、「幕別町町立保育所条例」により午前7時30分から午後6時30分までの11時間としております。

また、札内青葉保育所と札内南保育園につきましては、指定管理制度の導入と民営化移行に際して、保育サービスの拡大のため午後7時までの延長保育を実施いたしております。

保護者の就労形態の多様化に伴う保育時間の拡大につきましては、実施に伴う職員体制の整備が必要となりますが、保護者懇談会等の機会を通じて利用者ニーズを把握の上、実施方法や職員体制のあり方などを十分研究し、保育時間の設定について検討してまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「年子・双子支援の実施を」であります。

核家族化の進展や未婚化・晩婚化の一方で、若年出産の増加など妊娠や出産を取り巻く環境が大きく変化している中、本町においても子育ての孤立化や育児不安の事例が生じており、その対応に努め

てまいりました。

妊娠期から出産期、新生児期、乳幼児期を通じて母子の健康を保持していくため、パパママ教室や家庭訪問、乳幼児健診等の機会を通じて育児の不安の軽減を図り、安心して子育てに取り組んでいけるよう支援いたしております。

加えて、子育て支援センターにおいては、月齢や年齢に応じた保護者間の交流や育児不安を解消するための各種相談事業を展開し、家族レクリエーションや高齢者の方々との運動会なども計画しながら子育ての環境づくりにも取り組んでいるところであります。

また、これまでも多子世帯育児への支援として、必要に応じてボランティアの方々による支援や既存の支援団体の紹介などを通して、多子世帯を含めた育児支援に取り組んでまいりました。

ご質問の年子や双子の世帯への支援につきましては、家庭の事情等の背景を考えますと、現時点においては一律のサービスとして制度化していくことは困難であると考えておりますことから、引き続き、個々の事例に応じたきめ細かな対応に努めてまいります。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 答弁いただきまして大変ありがとうございます。

何点か再質問させていただきます。

1番の病後児保育についてなのですが、平成25年度の児童数が561人おりまして、病後児保育の利用日数が124日児童を預かっているのです。日曜、祭日を除けば、平成25年は301日ですから、3日に1日は児童を預かっていた計算になります。去年は少し下がったので76日というふうには下がってはいるのですが、かなりの数が利用されて、浸透されて、たくさんの方々が本当に喜ばれている事業の一つだと思います。

その中で答弁にもありましたが、受け入れ体制に十分に余裕があるというふうにお話があったのですが、これは1日4人まで預けられるから、全体的に見ればもっと預けられるのではないかというものだと思いますが、実際は流行感染症、インフルエンザ等の問題がございまして、やはりそういう子たちの回復期の利用者が、青葉保育所のほうに問い合わせますと少し多いのです。その中で、そういう方が利用されますと、やはり通常の風邪の子、もしくはほかの感染症のお子さんが利用できないという現状が出てきて、実際はもっと数が多いという状態があるのです。やはりこの辺も考えますと、もう少し、もう一つ、二つつくっていくというような現状がとても望まれるのではないかと思います。

中には、本町のほうからもやはり使いたいという方はいらっしやいまして、先月、幕別本町の方から一人、青葉保育所のほうに利用している方がいたのですが、やはりとても大変ではあるのですけれども、やはり預けるところがないので、わらにもすすがる思いでという方でした。やはりそういうのもあるので、本町にもぜひつくっていただきたいというように思います。

本町のほうは、やはり8キロ離れていますので、なかなかこれから預けて、またほかにもお子さんがいましたら大変な状態もありますので、ぜひこの辺は検討していただきたいと思います。

一つお伺いしたいのですが、その辺を踏まえて取り組み、今は病後児保育を1からつくるというのは大変な状態があるのかと思いますが、本町地区の子どもを支援センターのほうにその部屋を一つつくって、病後児を預かるという制度はどうかと思うのですが、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 本町地区へも病後児保育の設定をということでございますけれども、ご承知のとおり病後児保育の基準として、専任の看護師、それから専任の保育士、また専用の部屋という準備が必要になります。現行の中で、現在の青葉保育所での病後児の受け入れ体制の人数で、議員がおっしゃいますとおり確かにそういう感染症のこと、特定の中では1日、2日足りない日があるかもしれませんが、まだまだ現況の中ではお母さんたちにもご協力いただいて、連れてきていただ

くことで十分解決できたり、あとこれを全て何日も前からの予約ではないですけれども、朝、言っただいて、その人数の中で整理もしておりますことから、現行、それらを総体的に勘案して、今、本町のところにつくっていくというよりは、現行の青葉の保育所に皆さんにもご協力していただきながら、そこを充実させていきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） わかりました。やはり親御さん負担のほうを考えますと、町の負担もありますからあれなのですけれども、やはり負担軽減ということできめ細かな対応ということで、ぜひ本町地区にも今後本町地区にも若い世帯を迎えるということなどを考えますと、ぜひ必要になる事業だと思いますのでご検討のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、もう一つなのですが、今、答弁がありました、幕別町における病後児保育のルールというのがあるのですよね。やはりその基準にのっとって病後児保育を運営していく、もしくは利用していただくというのがあるのですが、保護者の方からとても使いにくいという声が多少あります。その一つの原因になっているかどうかは少しあれなのですが、近年、少し下がってきているという状態では一つ原因があるのではないかとこのように私は思っております。

町のホームページを見ましても、細かいものが載ってないのです。体温が何度までですか、こういう状況でしたら使えますとかいうのが余りないのです。事前予約も必要というふうにありましたが、もし、今、わかるようでしたら、体温が何度まででしたら預かれるというような基準があるのでしたら、お聞かせいただきたいと思ひますが。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 病後児保育の利用するときの手順ということになると思ひますが、あくまでも、うちの町で病後児を受けるということでは、体温が何度かということではなくて、病院の医師の回復期に当たるというものの診断書といひますか、証明をいただいた上で回復期に当たるということで、他のお子さんたちにもご本人といひか児童本人にも迷惑がかからないといひか、お預かりしても大丈夫といひことでの前提でやっていますので、基本的には体温がということではなくて、あくまでも医師の診断に基づいてお預かりしているといひことの手順となっております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 回復期といひのは、やはり子どもによったり病気によってもやはりまちまちなものがありますので、その辺は病院では回復期と言われましたが、預けてみたら急に体温が上がったために呼び戻されてしまったといひのがやはりあるのです。その辺の基準は大変難しいところではあるとは思ひのですが、一定の基準といひものを設けていただいたほうが利用者としては、やはりありがたいといひのがあるかとは思ひます。

全体的にそういうわけではないのですが、やはり音更ですと8度以下とか帯広でも8度以下といひふうに、これの基準が絶対といひわけではないのですが、目安としてこのぐらいでも預けていただいても何とかしますよとか、その辺はご相談くださいといひようなものがあつたほうが、保護者的にも会話が入りやすいのではないかと。幕別のように余り基準といひものがなく、全てをご相談くださいといひような状態になりますと、使いたくても、なかなかこれはどうなっているのだろうかといひのも多々あるかと思ひます。ぜひ、その辺の細かい明確はなくてもよろしいのですが、病院の判断であれば大丈夫ですよといひような一筆があれば、また変わってくるかと思ひるので、ぜひ、その辺を明記して配布していただきたいといひふうにお願ひします。

次に、二つ目に、病児保育事業について伺いたいと思ひます。

近隣では帯広の民間の託児所で2カ所、芽室と音更でも民間の託児所が1カ所ずつ行っています。やはり今は核家族で親に頼れない方や働き方がとても多様になってきまして、共働きが多く、両親ともに何度もお休みすることができない、もし一日でも預かっていただければ、また変わってくるのではないかと思ひます。

今の会社は、やはり休みや早退をすると職場にしばらくなり、退職や転職を考えて、ほかの職場、

今、幕別でできる支援の枠組みの中で仕事を探すというような状態にもなっています。やはりそういう中ですと、やはり家庭が大変になってきたりとか、なかなか貧困の格差の抜け出しができないというような状況も生まれてくるかと思えます。ぜひ幕別でも病児を町でやるとかではなくて、委託というような感じで、もし制度的に考えていただければ、もしくは病院、多くのところでは医療機関に併設型ということでやっているのです。やはり病院と連携して、ぜひお願いしていただくというような前向きな検討をしていただければと思っております。その辺について、答弁をぜひお願いいたします。

○議長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 病児保育ですが、町長の答弁にもありますとおり、これは急性期であったり、病気が重篤な場合の判断等も含めて、医師の関与が必須となっております。その中で一つの自治体の中でそれを設けるというのは、非常に困難があると思えます。

ただ、その方法論は議員がおっしゃったようなこともあるかと思いますが、現状の段階では、十勝管内の中でも議員がおっしゃいましたとおり民間で1施設がこれを実施しておりますよね。私たちとしましても、その民間の1施設との連携は十分とって、どうしてもそこへ預けなければいけないときなんかは、その民間の施設長さんとの連携なんかもとらせていただきながら、お母さんにそのご案内をしたりもしているのですよね。私たちもお母さんが困っていることは非常によくわかりますけれども、現況の公的サービスの中でこれを構築していくということは、まだまだ課題を解決していかねばいけない部分が非常に大きいものですから、今のところは、個々本当に大変なところにはできるだけ支援をしていくような体制をとっていきたいとは思っていますが、現状の中で一律のサービスとして委託等々を考えていくというのは無理だと考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） ありがとうございます。

それでもやはり重要な課題でありますので、やはり帯広の2カ所と芽室と音更の1カ所ずつ、やはり小さい託児所になりますので、そういったもうなかなか感染症ですとかインフルエンザがはやってくるととても大変な状態があつて預けられない。そうなった場合に、やはり苦労して会社をやめていられる方だったり、会社に迷惑をかけている方というのもありますので、ぜひその辺をご考慮いただければと思います。

三つ目の休日保育についてなのですが、音更が平成19年からやっております、24年では132人、平成25年では62人、平成26年では81人と多くの家族が利用しています。町の規模も考えますと、これが全て幕別に当てはまるかといったらそうではないかとは思いますが、幕別でもやはり利用したいと思っている方、答弁にありましたが、いるというふうに伺っております。その中で、やはり経済の発展の中で幕別もそういう経済発展、産業改革を考えますと、ぜひともこの休日保育を実施して、働ける方をふやして雇用の創出をぜひ考えていただければと思います。

今、小さい子どもを持つ保護者の方が、日曜日、休みがとれなくて、シフトが変更できないという声も聞かれております。パートの方も大変な状態もありますので、幕別としても、その辺をぜひ検討していただきたいと思えます。

私的には、趣旨が少し違うものもあるかと思うのですが、ぜひ一時保育事業で日曜、祭日の試験的にニーズ調査をしていただけるという案はどうかというふうに思います。確かに保育所とは違うのですが、やはりそういうのを幕別も前向きに検討してやっていくということで、保育所の休日保育のほうを望む声がさらにニーズとして出てくるのではないかと思うのですが、その辺の考えについて答弁をお願いします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、一時保育というような形をとってやるのが可能なのかというお話でありますけれども、形はどういう形であろうとも、やはり休日に預かるということが、新たな職員体制を整備しなければならないという問題になりますので、そこはやっぱり現状においてなかなか難しいのだろうなというふうに思っております。

ただ、これが雇用の形態が随分変わってきたと、休日に夫婦とも保護者が働いて、預かるところがないのだという状況になれば、それはまた別なのですが、それはやっぱり現時点においては、それは難しいのかなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 今、町長の答弁のほうにありましたけれども、日曜・祭日の仕事の関係、やはり幕別としてもそういう施設がないので、そういう職場についていないというのがあるのだと思います。もう既に最初に職場を選ぶ枠組みから日曜日・祭日がお休みのところを保育所の合わせた職場を最初から選ぶというような状態があるのだと思います。やはりその辺について、一歩進んだ子育て支援ということで、休日保育は、ぜひお願いしたいところであります。

確かに人数的な問題ですとか、今、保育士の雇用関係ですとか大変なものがありますけれども、やはりその改善を含めて、ぜひ、この辺は休日保育をすることによって、やはりたくさんの方が働くことで消費を促して経済が回るというのもありますので、検討のほうをお願いしたいと思います。

四つ目をお願いしたいと思います。

保育事業の延長を求める事業なのですが、幕別町の基本計画にありますとおり11時間と定められておりますので、その中ではなかなか難しいというふうに答弁をいただきました。

しかし、朝、早く家を出なくては間に合わないために、祖父の方が、朝、送りに行ってしまうという家庭もありまして、なかなか高齢化が進んでいて、子どもを毎日届けるのが大変だということから、職場を変えるという声も聞かれます。

やはり冬場になりますと、路面状況が悪くなって、さらには今までは間に合っていたのですが、間に合わなくなったために冬場には職場を変える。そしてもしくは冬場に祖父母にお願いするというようなことも声が聞かれています。

小学生のほうには子ども支援サポートがあるのですが、幼児のほうにはないという話なので、江別のほうでは先行してやっています、ぜひその辺についてもご検討いただければと思います。江別のほうは、緊急サポートネットワークという、緊急の保育所から呼び出しがあった場合でも、登録者が登録者同士で助け合うというNPO法人として、やはり真ん中にしっかりとそういうものを置いて管理しているというのがありますので、民間任せではなくて、そこら辺に町もひとつ入って、そういうのをやっていくというのを、幕別でもぜひ取り組んでいただければと思いますが、その辺については検討いただけるのであればありがたいです。

○議長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 保育時間の延長に関しては、現在、後半の時間については、答弁にもありますとおり青葉と南保育園の中で実施させていただいております。入所の申し込みの際等に、その辺も十分勘案して、町での保育所の設定もさせていただいているところです。

現状を見ましても、大体毎日6時半から7時のその延長時間で利用されている方が各保育所で2人から5人という設定なのですね。今おっしゃいますとおり、ないからその職を選んでいるという現状ももしかするとあるかもしれませんので、今後、保護者の就労形態等々も十分皆さんからの声をたくさん聞きながら、現状として本当に保育時間の延長が必要なのかどうかも含めて検討し、どんな形で実施できるのかも検討していきたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） そうすると、延長保育のほうはそうなのですが、朝のほうなのです。延長だけではなく、早期に保育所をあけていただきたいという声があるのです。その辺についても、こちらのほうでは7時からというふうには書かせていただいたのですが、8時何分までに会社に行かなければいけない、そして保育所の準備をして預けてとなりますと、7時半では間に合わないということもありますので、11時間以内でやるのであれば、やはり7時から6時までというふうな試験的に運用というふうに、さらにニーズに合わせたものというのを考えていただければなと思います。その辺についても、やはり数もあります、人にもよりますので一概にこういうふうにはならないかとは思いますが、

ぜひ検討をしていただければと思います。

五つ目の双子・年子支援についてお願いしたいのですが、今、答弁にいただきましたとおり幕別ではたくさんの支援、サポート事業が展開しておりまして、調べてみますとかなりの数があって大変驚きました。やはり幕別としてもいろいろ取り組んでいることにこれからもぜひお願いしたいとは思いますが、やはりなかなか伝わっていないというのが現実的にはありまして、ホームページ等には載ってはいるのですが、なかなかそういうのがあってもわからない、そういうのがあっても入れないという方が多いので、やはりその辺について、もっと積極的に前向きに取り組んでいただければと思います。

その中の一つなのですが、すきやき隊のほうでヘルパーさんのほうの支援をとというのがありますが、そうではなくて両方できるような感じというふうに捉えてよろしかったのですか。事業をきめ細かな対応というふうに答弁をいただいたのですが、家事のほうもやりますし、子どもを見るというふうに捉えてもいいのですか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） この直接的支援という中でのボランティア等々をお願いしながらということころは、決してヘルパーさんのように、お手伝いさんのように大変なところの家事を手伝ってもらおうという意図で調整するわけではありません。お母さんが、あくまで自分の子どもを育てていく中で、子どもが多いとか双子がいて大変なところを上手にどうやってやっていけるかという知識を持っていたり、近所のおばさんやおばあちゃん役として、それをきちんと伝えていくようなことをしていくというボランティアの役割です。

また、本当に大変な場合については、一時保育等々も利用していただくという形で支援していきたいと、個々に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） ありがとうございます。

その中で、やはりよく伝わっていないという方が多いのです。共働きになりますと、そういう支援があっても、家に訪問に来ていただいてもなかなか会えないというような状態もあるかと思えます。そのときは何か配布したものをいれるとか、何かそういう事業とかをやっておられるのかどうか少し聞きたいのですが。

○議長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 本町におきましては、今、言ったように、例えば共働きであればどこかに預けている可能性もありますし、あと健診体制が、ほとんどの健診が95%以上、大体のお母さんに必ずお会いするチャンスがあります。そういう中で、一覧表という形で転入の際、各種健診の際に幕別町ではこんな母子に対する事業をやっていますというものはPRしておりますが、やっぱり現状の中で伝わっていないというお声もあるということは、その辺、十分踏まえまして、PRに関しても、もうちょっと力を入れてやっていきたいと思えます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） ぜひ、その辺をよろしくお願いしたいと思います。

今の核家族化、すごく多くなっている現状で、やはり大変だからそういうのが充実している町へ移住して、そこに支援を求めるとい方が中にはいらっしゃるのですよね。やはりそういうのをしっかりニーズがあるというものを考えて、もしくは転出される家庭もおるということを見ていただいて、一つでも多く実現するために前向きな検討をお願いしたいと思います。

短いですが、これで質問させて終わります。ありがとうございました。

○議長（芳滝 仁） 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○8番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問を行います。

『改定』介護保険制度を安心して利用できる制度に。

2014年4月、医療介護総合確保推進法が自民党・公明党の賛成で可決しました。

政府は病床再編を「川上」、地域包括ケアシステムの構築を「川下」の改革と表現し、水が上から下に流れるように「入院から在宅へ」「医療から介護へ」「公的介護から民間ボランティアなどへ」と公費抑制型の医療・介護提供体制を改定しました。

今回の介護保険改定は、介護の社会化から介護の自己責任化への流れを加速させ、介護問題を公的の制度に頼らず、本人・家族と地域の連帯責任で対応させようとし、次の給付削減の実施を決めました。

①要支援者に対する訪問介護、通所介護を介護保険の枠外に。

②特養入所を原則「要介護3以上」に。

③所得160万円（年金収入280万円）以上の人の在宅・施設の利用料を2割負担に。

④低所得者が介護施設を利用する場合の食事費、居住費を軽減する「補足給付」の要件見直しです。

介護保険がスタートして15年が経過し、当初、掲げられた介護の社会化の理念とは裏腹に、利用者・家族にとっては保険あって介護なしの事態が深刻化しています。低く固定化された介護報酬、慢性的な人手不足など、介護現場は依然として厳しい現状に置かれています。

今回の介護保険の見直しは、矛盾や解決するどころか、さらなる困難を利用者、家族、介護現場に押しつけるものです。

町は、改定介護保険法による制度変更の実施猶予期間の2017年度から「新総合事業」に移行するとしています。その計画がどこまで進められているのか、またその改定は安心して利用できる介護サービスでなければならないと考えます。

したがって、次の点について伺います。

1、総合事業利用者のサービス利用を継続して利用できるようにし、期限を区切らないこと。

2、介護保険利用の相談があったとき、基本チェックリストで振り分けず、要介護認定申請を受け付けること。

3、特養入所基準は、要介護3以上となっているが、要介護1、2でも市町村の関与のもと、「特定入所」を認めるとなっている。したがって、認定者の実態に即した対応をしていくこと。

4、新総合事業の費用が上限を越えて伸び続けた場合、その超過分については、国庫補助金を拠出しないとしている。不足する場合は一般会計から繰り入れすること。

5、国に介護保険の国庫負担割合の引き上げを求めていくこと。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「『改定』介護保険制度を安心して利用できる制度に」についてであります。

地域医療・介護総合確保推進法が成立し、本年度から地域包括ケアシステムの構築を柱とする「幕別町高齢者福祉ビジョン2015」がスタートいたしました。

地域包括ケアシステムは、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを継続するための仕組みであり、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、要介護認定者数が大幅に増加することが見込まれることから、地域包括ケアの実現に向けて、これからの10年間の取り組みが大変重要であると認識しております。

地域包括ケアシステムの構築においては、医療や看護、リハビリテーション、介護といった専門職

によるサービスの提供体制の整備はもとより、在宅生活の前提である調理、買い物、掃除などの生活支援の確保のほか、高齢者みずからが持つ能力を最大限に生かして、効果的な介護予防に取り組むことも重要であると考えております。

ご質問の1点目、「総合事業利用者のサービス利用を継続して利用できるようにし、期限を区切らないことについて」であります。

新しい総合事業につきましては、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成され、これまで要支援者の介護予防給付として実施してきた介護予防訪問介護と介護予防通所介護の二つのサービスが地域支援事業に移行されることとなりますが、既存のサービス事業所による訪問介護や通所介護につきましては、従前どおり専門職によるサービスを提供することが可能とされております。

さらに、NPOや民間事業所など、多様な担い手によるサービスを利用することができるようになり、住民によるごみ出しといった生活支援サービスや地域サロンなどの住民主体の交流の場などを活用したサービスの提供が可能になると考えております。

本町では、平成29年4月を目途として、総合事業を実施したいと考えておりますが、利用者のサービスの選択につきましては、その状態像に応じたサービスを提供することが最も重要であり、利用者本人の意向を最大限尊重し、必要なサービスが継続的に提供できるように適切なケアマネジメントに努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「介護保険利用の相談があったとき、基本チェックリストで振り分けず、要介護認定申請を受け付けることについて」であります。

現在、本人やご家族の方が生活上において何らかの支援が必要として相談に来られた場合につきましては、その意向を最大限に尊重し、介護サービスを必要とされる場合には、要介護認定の申請につなげております。

総合事業の実施後におきましても、本人やご家族が要介護認定をご希望される場合は、申請を受け付けて「基本チェックリスト」による振り分けを行うことをせずに対応してまいりたいと考えております。

その上で、要介護認定申請の結果が非該当と判定された場合におきましては、「基本チェックリスト」を活用し、利用者の状態像に応じた適切な介護予防ケアマネジメントに基づき、必要なサービスが利用できるような相談体制づくりを進めるよう努めてまいります。

ご質問の3点目、「要介護認定者の実態に即した対応をしていくことについて」であります。

介護保険法の改正に伴い、平成27年4月1日以降、新たに特別養護老人ホームに入所できる方は、原則として要介護3以上の方に限定されることになりました。

しかし、要介護1や2の方でも、やむを得ない事情で居宅において日常生活を営むことが困難である場合におきましては、特例的に入所が認められることとなりますが、この特例入所の運用に当たっては、入所の判定手続において、市町村の適切な関与が求められることとなっております。

今回の法改正を受けて、北海道と北海道老人福祉施設協議会が協議を重ね「指定介護老人福祉施設入所優先度判定指針」の一部が改正され、本町では、この指針に基づき適切に対応しているところであります。

具体的には、広域型の特別養護老人ホームに対しまして、施設は特例入所に該当する申し込みがあった場合には、特例入所対象者に該当するか否かを判断するための意見を町に求めることとし、町は、地域での居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して適宜意見を表明しております。

また、地域密着型特別養護老人ホームに対しましては、町職員が入所判定審査委員会に出席し、意見を表明しているところであります。

今後におきましても、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者が適切に入所することができるよう関与を行うとともに、入所決定過程の透明性、公平性の確保に努めてまいりたいと

考えております。

ご質問の4点目、「新総合事業の費用の国庫補助超過分について、一般会計から繰り入れすることについて」であります。

新しい総合事業の上限額につきましては、総合事業に移行するサービスに要する費用が賄えるよう、従前の費用実績を勘案した上限設定をすることとされております。

また、一方で総合事業の円滑な実施に配慮する必要がありますことから、上限を超える場合には、別途、厚生労働省において個別に判断する仕組みを設けることとし、一定の特殊事情が認められる場合は、上限を超えた分についても総合事業として実施することを認めることとされております。

本町では、平成29年度から総合事業を実施する予定であり、第6期介護保険事業計画における給付の見込みでは、上限額の範囲内において総合事業の実施が可能であると推計しておりますので、効率的・効果的な事業の実施に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「国に介護保険の国庫負担割合の引き上げを求めていくことについて」であります。

これまでも北海道町村会におきましては、介護保険制度の充実について、国に対する要請を行っており、特に介護保険に係る財政運営の充実につきましては、介護保険制度を安定的に運営するため、将来にわたる地方財政が過重とならないよう国庫負担割合を引き上げることや、財政調整として交付されている調整交付金の調整率5%を外枠とするよう要請を行っているところであります。

本年度も、今年9日に中央要請を行ったところでありますが、引き続き、さらなる負担増につながることをないよう、町村会などを通じて国に対し要請活動を行ってまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） 1番目の質問ですけれども、今回の総合事業利用者のサービスなのですが、今までは介護保険制度、この中で要支援1、要支援2の方々のサービスは提供されておりました。

2017年度からスタートするこの新介護保険制度総合制度ですが、この方々に対しまして、今まで受けていたサービス、その中で移行していく、そういう過程の中にある方々なのですが、そういう方々に対しまして、今、答弁にありましたようにNPOや民間事業、さまざまな担い手によるサービスを利用する、こういうこともできるようになったという答弁をいただいております。それはそれとして地域のつながりが深め、そして高齢者との垣根がなくなっていく、介護保険を要支援1、要支援2の方々の垣根がなくなっていくということでは大事なことだと思いますが、けれども一番大事なことは、介護保険制度を利用して、こういうサービスを受けている方々が、移行することによって介護保険から外されるということになりますと、今まで公的ということではきちっとサービスも保障されるということですね。心配されるのは、そのサービスが外されて、民間に移行していった場合に、そういう方々の自立して何とかして生活していく、ひとり暮らしでも高齢者夫妻でも生活していける、そういうところから外されてしまいますと、公的サービスだったら利用したいけれども、民間ですとかNPOですと、なかなか利用できないという状況になる可能性もあります。そこが一番心配なところなのです。ですから、きちっとそういう方々には、公的な介護保険制度で対応できるような手だてをしっかりとっていきながらも、NPOとか民間とも連携をとりながら実施していく、そこが一番大事なところではないかと思っております。

それで、今、通所介護、それから訪問介護で利用している要支援者、80代以上の方が多いというのが現状だと思います。ちなみに幕別町なのですが、平成24年度が要支援1、要支援2の方、27.6%、平成25年度が28.8、平成26年度が29.8%と利用される方が高齢化とともにふえております。そういう点では、地域でしっかりとこういう介護サービスを利用している方々のサポートが必要だと思いますので、心配される、機械的にこのNPOや民間に移行させない、このことを新しい制度にスタートしたときにしっかりと担保していくことが必要だと思いますが、その点について伺いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 総合事業につきましては、町長から答弁にありましており現在の予防給付のうち通所介護サービス、訪問介護サービスだけであって、ほかの訪問リハビリとか医療系のサービスを含めては、予防給付、介護予防の給付として支援していくものであります。

また、既存の訪問サービス、通所サービスについては、町長の答弁にありましており専門によるサービスが継続されますことから、その利用に当たっては、利用者の意向を最大限に尊重しながら、継続して使えるように考えたいと思っております。

また、多様なサービスとして、NPO またはボランティアということで国の制度になっておりますが、やはりここは現状としましては、それらのそういった団体の育成、これが重要な鍵となっておりますので、現在、そういったNPO は、この幕別町内にはいらっしません。

ただ、現行の訪問介護サービスや通所介護サービスを補完するサービスも今後必要になってくることもありますことから、そういった育成や支援について十分に検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） 公的サービスは専門の方が対応していきます。NPO とか民間ということであれば、専門の方でなくても対応してもいいということになります。2017 年度からスタートするわけですから、その間にしっかりと養成をしていく、そういうことを町の責任として実施していかなければ、要支援1、2の方のサービスの低下につながると思います。そこの手だてをこの2年間でしっかり行っていくということが必要ですが、具体的にどのような形でこのNPO ですか、それからボランティアの方ですか、そういう方々に指導をしていく、養成していく、その方向性をお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 現在の総合事業の実施に向けまして、課内において検討会議を設置しております。その中では全体的なスケジュールの確認と多様なサービス、現行の通所型サービス、また訪問型サービス以外の多様なサービスの地域資源の洗い出し、そういった確認作業を今しているところであります。本年度中には総合事業の実施項目について決定したいと思っております。

ただ、NPO だとかそういったものについては、一体どんな場合で活躍できるかというのは、本当にこれから洗い出しを進めながら考えていかなければならないと思っておりますので、まだ現在では、ちょっと方向性は決まっております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） その点につきましては、今後の対応が大変重要だと思っております。公的介護保険制度から民間ということであれば、やはり公的な保障というのは財源も保障されておりますので、そのサービスの内容の質の向上にもなります。

けれども、そういうふうに枠が外されてしまいますと、サービスの低下が非常に心配なわけで、その点をしっかりと踏まえながら2017年度にスタートということで、間に合わせていただきたいと思っております。

次に、チェックリストで要介護認定者、そこのところの振り分けを行わないように、この点について質問をいたします。

介護保険の相談にあつて、利用したい方が窓口に行って相談するときに、このチェックリストというのは、介護保険を利用するときに窓口に行って相談します。そのときに、今回のガイドラインでは、この基本チェックリストで振り分けでもいいですよというふうなガイドラインがあると思うのですが、そうではなくて、やはり介護認定というのは要支援1とか要支援2、それから介護1、この3段階は非常に今の介護認定の中でも、非常になかなか判定が大変だという状況ですよね。医師ですか、そういう専門の方がいても判定がなかなか難しいというところで、今回のガイドラインでは、基本チェックリストで振り分けるといふようになっております。それで、町では、振り分けをしない方向でいくということですので、そこのところもしっかりとこの制度が移行した場合でも担保をちゃんとし

ておかないと、本来ならもし介護1になるかもしれないのが、窓口で相談に来たときに、この基本チェックリストで振り分けた場合には要支援2になったりだとか枠が外されたとか、そういう可能性も先行実施している自治体で実際にあるということなので、そこが本当に心配なところですよ。その担保もしっかりと行っていくことが必要だと思いますが、その辺も今後のスタート時点に向かひまして、ご家族の要望などしっかり聞き、そして本人の状況などもしっかりと踏まえて、高齢者が安心して暮らせるということで、要支援1、要支援2ですと、しっかりとそのサービスを行うことによって健康寿命も延びるという可能性もありますので、そこをしっかりと対応していくことが必要だと思いますので、そのところをもう一度しっかりと確認をしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 町長答弁にもございましたが、要介護認定申請につきましては、やはり本人やご家族が介護サービスを使いたいといった場合については、介護認定の申請につなげると、この方向で考えております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） そこが大変心配になっているところですよ。幕別町では、そこをしっかりと実施していくということを、今、答弁されたのですが、実際に町の厚労省のガイドラインの中では、そういう人達を認定から外していくということは、介護保険の保険給付の削減につなげていくという、そういう方向性が先行している自治体であるということ、そこが非常に心配される場所でありまして、しっかりと高齢者の希望する方の要望に合わせて、しっかりと実施していくということをここで確認していきたいと思っております。そのところが非常にまた心配されている場所でもありましたので、町ではそこを線をしっかりと設けて、介護を要支援1、要支援2の方、総合支援に移っても実施していくということですので、そのところをしっかりと確認しておきたいと思っております。

次に、介護保険の中で、今、特別養護老人ホーム、要介護3以上の方でなければ、今度入所できないというふうに定めておりますけれども、特例として要介護1、要介護2の方でも町の関与のもとで入所できる、こういう特例があります。そのところが、今、心配される場所なのですよ。地域を歩きましても、特別養護老人ホームに入れる人たちは、3以上でないともう入れないのではないだろうか心配されているのですよ。それで、要介護1、2でも町がしっかりと審査をして対応していけば入所できるのだということも周知していくというか、家族の方にもしっかりと伝えて、それで希望する方には入所できる、そういう対応が必要だと思うのですけれども、今、幕別町で要介護1、要介護2で希望されている入所希望者、今、何人いらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 本年3月末現在であります。要介護1で入所待機されている方が16人、要介護2で入所待機されている方が33人となっております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） では、今49の方が待機しているという、今でもそういう現状が待機者49人ですよ。そうしますと、2017年度に移行した場合には、そういう方たちもやはり町がきちんと調査し、そしてその対象になるとすれば、入る条件の可能性があるということですので、そういうことは、今、利用したい方にきちんと周知されているのかどうか、そこをお聞きしたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 49名、入所待機されているということですが、現実として、特例入所に該当するというのは、やはり認知症がひどいとか、精神障がいが悪化しているとか、また家庭での虐待、あとは家庭で介護してくれる方がいないといったそういう条件に該当しないと特例入所には該当しないわけでありまして、49名の方が全て特例入所かどうかというのは、ちょっと現時点では定かではありません。

周知の件につきましては、これ4月からこういった制度に変わりました。施設側においては、入所申し込みの際に、必ずこの入所の特例がありまして、そういった方については、入所が可能とい

ますか、可能性があるということについては十分周知されておりますが、町におきましても、改めてこういった部分、制度改正については、広報を通じて周知してまいりたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） 今、介護施設、特養などが不足してしまっていて、これから利用する方がふえていくと思います。今、特例入所の基準が定められておりますけれども、そのところをしっかりと町が周知して、対象になりますよということもお知らせすると同時に、その基準が町の責任になってきますよね。ですから、この今、言われましたように認知症であるものですか知的障がい、家族等による深刻な虐待ですか単身世帯で独居家族または高齢者が病弱である、そういう方々の基準を、町がどういうふうに見ていくかということになると思うのですが、これはそれぞれ町村の判断で決められていく、病弱の度合いがどれぐらいなのかとか、虐待がどのぐらいなのか、そういうものも町の基準、判断というものでこれから決められていくと思うのです。ですから、そのところをやはり一人でも二人でも入所の希望している方を広げていく、そういう可能性を町としてきちっと対応していくことが必要だと思うのですが、その点はいかがですか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 特例入所の優先の入所指針につきましては、町長答弁でもありましたが、北海道と北海道老人福祉施設協議会が協議を重ねて入所優先判定指針を定めております。全道は、この指針に基づいて入所の優先度を確認しているものでありまして、この優先入所の該当すれば、町としても入所が可能という判断で施設のほうに回答している状況であります。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） では、町からこういう介護1、介護2で特別養護老人ホームに入所希望しています。それを町でそういう状況を道に知らせて、道がその判断をするということですか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 道と市町村等についてはかかわりは全くないのですが、あくまでも道とこの協議会のほうで定めた指針に従って、全道が同じ考えのもとに入所判定を行うということでございます。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） 3番目の基準は承知しました。

4番目ですが、総合事業の場合に、上限を超えて伸び続けた場合には、国庫補助金の拠出をしない、ガイドラインではこのように定められておりますけれども、答弁の中では、一定の特殊事情が認められる場合、上限を超えた部分でも総合事業として実施することが認められており、その財源も保障するというふうに答弁しております。しかし、今、高齢化社会に行く中で、その介護保険の費用が自然増でも6%、7%と言われております。でも、国としては75歳以上の高齢者の伸び率で財政の保障をしていくと。そうすると、75歳以上の方は3%から4%の伸びではないかと。そうすると、上限もそれに合わせるというのが今回の厚労省のガイドラインの財源の保障だと思うのですが、その自然増の場合は、どのように財源を保障していくのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 新しい総合事業につきましては上限額が定められたということで、原則としましては、75歳以上の高齢者の伸び率、これを前年度の実績に加味するというのが原則になっております。本町の75歳以上の伸び率につきましては3%台ということですが、この伸び率でいきますと、やはり総合事業への移行というのは難しいと。その中で、国では選択可能な方式、または10%の特例、そういった多様な上限の枠組み設定を行っておりまして、本町ではこの10%特例、やはり伸び率が低い中でいくと、本町が考えているような総合事業は難しいという中では、10%特例の枠組みを使って、何とか枠組みの範囲内で総合事業を実施したいと考えているところであります。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） そうしますと、今の介護保険の国の介護保険にかかわる交付税ありますよね、そ

の中で新介護保険制度、総合事業に移っても、今の高齢者のサービスはきちっと保障できる、そういう財源で見通しだということでしょうか、ということですか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） そのとおりでございます。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） 先行している自治体では、そのサービスを抑えるということで、高齢者の要支援1、要支援2の方々のサービスが低下しているということも報告もされておりました、そこが非常に心配なところでもあるわけです。そうしますと、幕別では高齢者人口ですとかそういうことを見ても、自然増を見ても、今の要支援1、要支援2の介護サービスは低下しない、こういう状況でもあるということなのではないでしょうか。

それと、今、介護保険料も今年度から引き上げになってきております。サービスを実施していく中で、今、国の財源構成としては、介護保険給付の場合は国が25%、都道府県が12.5%、市町村が12.5%、保険料50%で事業費を捻出しておりますよね。今、介護保険料も今年度から引き上げになりまして、第1段階では2万7,800円です。町としては、今まで9段階11区分を12段階にしたということで、一番12段階の方は年間11万1,200円の介護保険料になっているのです。サービスをきちっと保障していくということであれば、やはりその財源をどうするかということなのですけれども、このままでいきますと、介護保険料も引き上げになっていく可能性もあるのです。国が25%で保険料50%で保障していくというふうになりますと、大枠の介護サービスにかかわる財源が膨らんでいくと、さらなる介護保険料の引き上げにもつながっていくということになるのですが、財源は大丈夫ですと、今、答弁いただきました。これは、介護保険料も引き上げになって、全部の中で国の財源保障と、それから介護保険料の財源と全部で合計して財源を保障していきますよということですよ。サービスが膨らんでいったら、またそれが介護保険料の引き上げにつながっていくと思うのです。そういう形でサービスを保障するというふうになっても、実際に介護保険料の引き上げにつながるわけですから、その辺はどのようにお考えになるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 介護保険の財源が未来永劫大丈夫と言っているのでは決してなくて、今回、6期の計画の中で、この新しい制度を取り入れて、上限設定をして、今、使っていただいている方々のサービスを十分保障し、またこの間に、新たに認定になる方たちのサービスももちろん民間の方の力も得ながら、町も努力しながらやっていくという計算のもとで、十分今期の保険料の中で、今期の計画の中の財源はきちんと保障されていますというものです。ですから、もちろん私たちも国に対して、この制度を円滑に継続して進めていくためには、もっとお金出してもらわなければいけないとも思っていますし、その辺については、この計画を進めながら、一方で、そのことをきちんとやっていかなければいけないというふうにも考えております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） 本当にその財源の保障がどうなるかというのが非常に心配です。こういうふうにして要支援1、要支援2の方が外されても、やはり介護保険料の負担がふえていく可能性もこれから、今の状況では大丈夫ですよということでも、将来的に計画を持って制度というのは確立させていかなければなりません。そういう中で、この制度が続いていく中で、さらにまだ介護保険料の引き上げもこれから続けられていくのではないかと、そういう懸念もありまして、この負担が大変重いのですよね。それで、これはもう年金から有無を言わず引き落としされますので、いろいろな事情などがあって、今月、今回ちょっとこの次に介護保険料を納めたいのですけれども、そういうことも全然できないわけですから、この負担も大変重くなっております。それで、この介護保険料の引き上げがもう決まってしまうと、これからまた3年ごとに見直しされていくのですけれども、こういう介護保険制度を続けていく中で、財源をどうしていくかということも今後考えていかなければならない問題であります。国に対しまして、調整交付金の調整枠、調整率50%外枠にするようにと要請して

いくということでしたけれども、やはりこれは国の25%の財源ですね、ここの25%の引き上げも求めていく必要があるのではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） もちろん町村会通して、今回、町長が出向いていただいた中央要請の中でも、その国の率自体も引き上げてほしいというのは、当然、要請項目の中で要請しております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） 今後、さらに町民の負担が大きくならないように、そして介護サービスもしっかり町民の暮らしを支えていく、そして一人一人が豊かにこの地域で暮らしていくという、こういう制度でなくてはならないと思います。

今、この幕別町では、子どもの世代から若い世代から高齢者まで安心して暮らしていくというそういうまちづくりが求められていると思いますけれども、若い世代には子どもの医療費、中学校卒業まで無料、実現しております。そして、定住対策につながっていく、そして若い人たちの雇用の場もこれから考えていかなければならない問題であります。そういうふうにして、高齢者も安心してこの町で暮らしていくというふうになれば、単身者で暮らしていても、子どもたちがここに住んでいなくてもほかの地域で暮らしていても、幕別町に高齢者が住んでいても介護保険制度ですとか、それから地域とのつながり、そういうものがきちっと流れていけば、安心してここに住んでいられる、そういう流れをこれから町としてもしっかりとつくっていかなければならないと思います。そういう意味でも、今回の介護保険制度、変えられていくわけですけれども、安心して利用できる介護保険制度、このことを担保していくことを求めまして質問を終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○16番（中橋友子） 通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

私は飯田新町長の政治姿勢についてお伺いをしたいと思います。

飯田町長におかれましては、4月の町長選挙で、子どもたちの未来のために、子どもたちを育ててみたいと思えるまちづくりを訴えられ、激戦を制し幕別町長として就任なされました。

子どもたちが豊かに育むことのできる町は、大人たちにとっても住みよい町であり、平和で安定した暮らしが大前提となります。全ての町民が幕別町に住んでいてよかったと言える活気あふれるまちづくりに取り組まれることを期待いたします。

とりわけ地方自治体の行政は国の政治の影響が大きく、安倍政権が誕生して、この2年半の間、消費税の増税や社会保障の改悪、TPPの推進、原発の再稼働に向けた動き、集団的自衛権の行使への具体化など町民に深刻な影響を与えてきます。町民を守り、地域経済を発展させていくためには、町民の立場から積極的に国に対しても発信するとともに、自治体としてできる施策に可能な限り取り組んでいくことが求められます。

新町長として、今後4年間、以下の点についてどのように進めていかれるのか、多方面にわたりますけれども、基本姿勢を伺います。

第1には、福祉、暮らし最優先のまちづくりを進めること。国の社会保障解体とも言える制度の改悪に対して、町民の命や健康、暮らしを守ることです。

日本共産党町議団、昨年7月から9月にかけて実施いたしました町民アンケート調査では、前年より生活が苦しくなったと答えられた方が75%に上り、その理由は年金の削減32%、税や保険料の負担増18%と数字がはじかれました。低所得であっても不安を抱かずに生活ができる三つの要素として、一つには住む家があること、二つには公共料金が低く抑えられていること、三つ目には安心して医療を受けられる、このことが挙げられます。国保税や介護保険料の負担軽減を図り、安心して医療や介護が受けられるよう町独自の減免制度の確立を求めます。

第2には、基幹産業農業と商工業を守り、地域経済を発展させ、雇用の安定を図ることです。

地域経済の健全な成長のために地域循環型の経済の推進と地元企業への積極的な支援に取り組み、雇用の安定にもつなげていくことが求められます。その一つには、地域循環型経済の柱にエネルギーの地産地消を位置づけ、バイオガス発電など具体的取り組みと町内の体制を確立すること。

また、二つ目には町内事業所の雇用実態の掌握、非正規労働者の正規雇用化に向けた町としての支援、少なくとも町の臨時職員や、あるいは町の委託を受けて従事する労働者から、ワーキングプアを生み出さないとする具体的な手だてを伺います。

三つ目は、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組むこと。

全ての子どもたちに行き届いた教育の保障を行うことは、将来の人生を大きく開きます。長年の課題である少人数学級の実現、特別支援教育をさらに前進させ、臨時教員も含めた研修の強化、内容の充実、さらには定員を大きく超える学童保育の充実にどのように取り組まれるのか。

また、高校の適正配置計画が進められる中での幕別高校の存続は急がれる課題であります。存続に向けての取り組みを伺います。

第4は、積極的に平和に貢献するまちづくりを進めることです。

ことしは終戦70年の節目の年ではありますが、新たな憲法解釈で平和が脅かされかねない現状にあります。幕別町非核平和宣言にふさわしいまちづくりを大いに促進し、平和の大切さを知らせる施策を強化すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

第5は、財政の見通しについてです。

幕別町の起債残高、平成18年度の238億円をピークに平成25年度は168億円、実質公債費比率は16.1%まで減少しています。

しかし、きのうの質問の中にもありましたけれども、合併による交付税措置は、来年度から一本算定で減少されます。大型事業に取り組まれることも見通し、今後の財政の見通しについて伺います。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますが、私からは学校教育と幕別高校にかかわる質問以外の質問につきましてご答弁させていただきます。

「町長の政治姿勢について」であります。

私の政治姿勢につきましては、さきの町政執行方針や寺林議員の答弁で述べさせていただいておりますので、ここでは個別のご質問に対してお答えをさせていただきます。

ご質問の1点目、「福祉、暮らし最優先のまちづくりを進めることについて」であります。

初めに、国民健康保険税についてであります。

国民健康保険税の減免につきましては、地方税法の規定に基づき、天災その他特別の事情がある場合や貧困により生活のため公私の扶助を受ける者、その他特別の事情がある者に限って、条例の定めるところにより、減免することができることとされており、町税条例においても、同様の事情にある場合において減免することとしております。

減免はあくまでも個々の納税者の状況によって個別に判断し、決定すべきものであり、一律に減免した場合は、法定軽減のように国の補填はなく、結果的に他の被保険者の負担になってしまうものでもありますことから、負担の公平性の観点からも、現時点におきましては、減免制度を変更すること、また条例の規定に反した減免等を行うことは適当ではないと考えております。

今後におきましても、国民健康保険税の支払いが困難な方につきましては、納付猶予や分納などを含めた納付方法の相談に努めてまいりたいと考えております。

次に、介護保険料についてであります。介護保険料につきましても、所得に応じて保険料を設定するなど、所得の低い方に対して一定の軽減措置を行っております。

平成27年度からの第6期介護保険料は、非課税世帯である「新第2段階」に該当する方につきまし

て、国の基準保険料率である 0.75 よりも 0.1 引き下げし、第 5 期の保険料率である 0.65 を継続し、さらには「新第 4 段階」に該当する方につきまして、第 5 期の保険料率である 0.9 から 0.05 引き下げをするとともに、所得段階をこれまでの「9 段階 11 区分」から「12 段階」とし、よりきめ細かな所得段階設定をしたところであります。

また、今回の介護保険法の改正により、世帯非課税の低所得者に対しましては、別枠で国や北海道、町が公費を投入し、より一層保険料の軽減が図られる内容となっており、本町の保険料率についても、国の制度改正に合わせた保険料率を設定したところであります。

介護保険料の軽減につきましては、今後におきましても制度の枠組みの中で対応してまいりたいと考えておりますが、国保税同様に支払いが困難な状況の方につきましては、個別にご相談をさせていただき適切な対応に努めてまいります。

ご質問の 2 点目、「農業と商工業を守り地域経済を発展させ、雇用の安定を図ることについて」であります。

地域経済の発展のためには、生産者や流通業、消費者といった縦の連携を強化するだけでなく、農業や商業、製造業、観光業、金融業などの横の連携を強化することも重要であります。

人材、技術、地場産品、金融など、町内の多様な資源を地域の中で有機的なつながりを持たせることによって、独自の競争力のある地産地消型の商品やサービスを創造することが可能となり、地域内で新たな需給関係を構築することを通して、地域の自立と地域雇用を生み出す循環型の地域経済が確立できるものと考えております。

このため、農業につきましては、農業試験圃場の活用や関係機関との連携から、農業の生産技術の向上と高収益作物の導入を図ることを初め、経営においては、ゆとりみらい資金の活用などによる経営基盤の改善・向上に向けた支援を行ってまいります。

さらには、農村アカデミーやグリーンパートナー事業により、担い手、後継者対策につきましても引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

商工業におきましては、商工会と連携を図りながら経営改善普及事業を初め、各種の活性化事業に対し必要な支援を行いますとともに、今後におきましては、特産品研究開発事業補助金制度や企業誘致優遇制度の拡充につきましても検討してまいりたいと考えております。

また、商工会が実施いたします、発行総額 2 億 6,400 万円のプレミアム商品券発行事業につきましては、参加事業者による魅力ある営業展開により、新たな顧客の獲得やリピーターの獲得につなげていただけるよう期待をいたしているところであります。

なお、中小企業融資につきましては、中小企業者の育成振興、経営安定化に資するよう資金調達環境を整えるために、利息補給金と保証料補給金の交付拡充を行うべく、本定例会に所要の予算の計上と条例改正を提出させていただいたところであります。

次に、「地域循環型経済の柱にエネルギーの地産地消について」であります。

地域に必要なエネルギーを地域の再生可能エネルギーによって賄うエネルギーの地産地消につきましては、二酸化炭素排出量の増加による地球温暖化の防止や廃棄物の再利用による循環型社会の形成、さらには新たな雇用の創出による産業や地域の活性化に寄与するものであると認識しているところであります。

本町における再生可能エネルギー活用等の具体的な取り組み状況についてであります。太陽光発電につきましては、個人住宅における発電量 10 キロワット以下の太陽光発電システムの設置実績をいたしまして、平成 26 年度末で 407 件、発電量 10 キロワット以上の太陽光発電システムを設置し、全量を電力会社に販売している事業所等の件数は 93 施設、このうちいわゆるメガソーラーと言われる施設が 9 施設であります。

また、ペレットストーブの町助成による設置件数は、平成 26 年度末で 14 台、バイオディーゼル燃料の原料となる廃食用油の回収状況は 7,789 リットルとなっております。

家畜ふん尿を利用したバイオガスの建設につきましては、「バイオマス産業都市構想」が

平成 25 年 6 月に十勝全域として認定され、鹿追町など各地域でバイオガスプラントの建設や発電、それに伴う余熱を利用した事例が報告されているところでもあります。

本町におきましては、家畜排せつ物を利用したバイオマス発電の有用性は理解しつつも、初期投資に多額の資金を要するなど実現に向けての課題が多いため、関係機関等と協議しながら研究を進めている段階にあります。

また、再生可能エネルギーに関する庁内体制についてであります。バイオガス発電など再生可能エネルギーの取り組みにつきましては、現在、全庁的に各種の情報を共有しながら、それぞれの担当部署で調査・研究を行っているところであり、現時点では、独立したエネルギー関連部署の設置を必要とする新たな取り組みを進めていくまでには至っていない状況にありますことから、今後においても、引き続き現行の体制の中で調査・研究を深め、その可能性について探ってまいりたいと考えております。

次に、「町内事業者の雇用実態の把握と非正規職員の正規雇用化に向けた支援について」であります。

町内事業所の雇用実態の把握につきましては、毎年、町独自に事業所雇用実態調査を行っているところであり、本年 1 月に実施いたしました調査の結果では、回答のあった 209 事業所の就労者 3,187 人のうち、正規労働者が 1,849 人、率にいたしますと 58.0%、臨時雇用など非正規労働者が 1,338 人、率にいたしますと 42.0%となっております。

町といたしましては、既存企業の事業場の増設や業務拡大により雇用の創出が図られるよう、引き続き企業開発促進条例に基づく助成措置を講じるとともに、国が実施しております、非正規労働者の正規雇用への転換等を助成する「キャリアアップ助成金」などの各種助成制度につきましても、商工会と連携を図りながら周知に努めてまいります。

次に、非正規職員に対する支援であります。

現在、本町では嘱託看護師や嘱託保健師、年金業務員などの嘱託職員、一般事務補助や保育士などの日額臨時職員や給食調理員等のパート職員など、多種多様な雇用形態の臨時職員を任用しており、平成 27 年 5 月 31 日現在の総数は 307 人となっております。

このうち保育所の臨時保育士と調理員兼管理人につきましては、平成 25 年度に日額単価の見直しを行い、さらに 27 年度には単価の見直しを行った上で、日額制から月額制に改めたところであり、へき地保育士、学童保育所の指導員、幼稚園の臨時教諭といった同じく専門知識を必要とする職種につきましても、27 年度に日額単価を見直し、待遇改善を図ったところでもあります。

加えて、図書館勤務の臨時職員の賃金につきましても、平成 26 年度に日額単価の見直しを行い、さらに 27 年度には臨時保育士等と同様に単価の見直しを行った上で、日額制から月額制に改めたところでもあります。

今後も業務の複雑化や専門知識の必要性などを十分考慮し待遇の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、外部委託や請負にかかわる取り組みといたしましては、低落札による業務等の品質低下や労働条件の低下への影響を防止するため、工事、業務委託に関する入札において、最低制限価格を設けており、町の指名業者には、適正な賃金の支払いなどについて記載した文書を毎年配布し、要請を行っているところでもあります。

さらに、コミュニティセンターなどの施設管理業務につきましても、常勤者の配置と毎月の勤務体制実績報告書の提出を義務付けており、本年 2 月に実施した平成 27 年・28 年度競争入札参加資格者申請においては、工事、設計、業務委託の申請者に対しまして、雇用保険、年金保険、健康保険の加入を資格要件として定めるなど、雇用の安定・改善に向けて、現行の入札・契約制度の中でできる限りの取り組みを行っているところでもあります。

今後も引き続き非正規労働者の安定雇用に向けた調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組むことについて」であり

ます。

定員を大きく超える学童保育の充実にどのように取り組むかについてであります。平成 27 年 4 月 1 日から始まりました「子ども・子育て支援新制度」に伴う児童福祉法の改正により、「放課後児童健全育成事業」いわゆる学童保育事業の対象年齢が「おおむね 10 歳未満」から「小学校に就学している児童」に拡大されました。

本町では、昨年実施いたしました利用意向アンケート調査などの結果を踏まえ、本年 4 月 1 日から学童保育所の入所対象を 6 年生まで拡大したところであります。

各学童保育所の登録者につきましては、本年 6 月 1 日現在で 349 人であり、そのうち 4 年生から 6 年生までの拡大分として 36 人の登録であります。

中でも、札内南小学校下のつくし第 1・第 2 学童保育所では、定員 90 人に対し登録者数が 165 人となっておりますが、実際の通所者数は平均して登録者数の約 8 割前後となっております。

施設の面積や指導員の配置は基準を満たしておりますが、今後、隣接するコミセンの活用も視野に入れながら関係機関や地域住民の皆様方のご理解、ご協力をいただきながら子どもの放課後を安全・安心に過ごせるように努めてまいります。

ご質問の 4 点目、「積極的に平和に貢献するまちづくりを進めることについて」であります。

本町におきましては、昭和 60 年 12 月 23 日に「幕別町平和非核宣言」を行い、恒久の平和を願うとともに、幸せな町民生活を守る決意を表明したところであります。

具体的な取り組みといたしましては、これまで、平和非核宣言の看板を働く婦人の家、蝦夷文化考古館、幕別消防署の糠内分遣所の敷地内の計 3 カ所に設置、さらには原爆パネル展の開催、被爆者による講演会、平和を願う千羽鶴を町民から募集し、広島・長崎に寄贈するなどの取り組みも行ってきたところであります。

また、平成 21 年には、「平和首長会議」に加盟し、国連などに対する核兵器廃絶と軍縮に関するアピールや核実験抗議に係る署名活動などに参加しております。

ご質問にありますとおり、本年は終戦 70 周年の節目でありますことから、老朽化の著しい平和非核宣言の看板を本年度から年次計画をもって改修してまいりたいと考えております。

また、例年、幕別・札内・忠類地域を年ごとに順にめぐり開催していた原爆パネル展を本年は 8 月中にこれら 3 地域をめぐり開催するとともに、広報まくべつ 8 月号では、平和に関連する記事の掲載に合わせて、子どもたちから平和に関する標語を募集するなど、町民の皆さんと一緒に平和の尊さを考える機会をつくってまいりたいと考えております。

ご質問の 5 点目、「財政の見通しについて」であります。

東口議員のご質問でお答えしましたとおり、本町の起債残高は合併後減少傾向にあり、新庁舎建設事業に係る合併特例債の借入れの影響から一時的に増加するものの、再び減少傾向に転じていくものと推計いたしており、また実質公債費比率につきましても、ピーク時の平成 19 年度、20 年度は過去 3 カ年の平均で 23.9% でありましたが、平成 21 年度以降は改善が図られ、今後におきましても、順調に低下していくと見込んでいるところであります。

また、合併市町村における普通交付税の算定につきましては、10 年間は合併後の新市町村として算定した額が旧市町村ごとに算定し合算した額を下回らないよう保障されている、いわゆる合併算定替えの特例措置が講じられているところでありますが、その後、5 年間の経過措置を経ながら段階的に減額され、最終的に新市町村の一本算定へと移行していくものであります。

本町におきましては、本年度をもって 10 年間の特例期間が終了し、来年度から段階的な減額期間に移行していくこととなりますが、国においては、合併市町村の実情を考慮し、全国ベースで 9,500 億円に上る現行の特例措置分の 7 割程度である 6,700 億円を確保し、特例措置の終了に伴う影響を緩和していくとしたところであります。

こうしたことを踏まえ、本町における合併算定替えの終了による一本算定への移行に伴う影響額を試算いたしますと、最小で 6,000 万円、最大で 1 億 4,000 万円程度の減額になるものと推計いたして

おりますが、地方交付税につきましては、地方財政論議の中で削減圧力がある一方、原資の安定確保のため法定率の見直しがなされるなど、今後の制度の見直しについて、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

今後におきましては、合併特例債の基金造成分として積み立てた基金の活用などを視野に入れながら、「第5期幕別町総合計画」の理念に基づき、住民福祉のさらなる向上に取り組んでいくとともに、国の予算や社会経済情勢を勘案し、中・長期的な展望に立った健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 質問の途中ではありますが、この際、14時20分まで休憩いたします。

14:09 休憩

14:20 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田村教育長。

○教育長（田村修一） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の3点目、「安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組むことについて」であります。

初めに、「少人数学級の実現」についてであります。

少人数学級は、教員と児童生徒との関係が緊密化し、細やかな対応が可能となり、児童生徒一人一人に質の高い教育を行うことができるとともに、いじめ・不登校に対する適切な指導や教室にゆとりが生じ、さまざまな教育活動が行えるなどの効果が期待できるものであります。

本町では、国の学級編制基準に基づき、小学校第1学年の学級は35人以下で編制しており、また道の少人数学級実践研究事業の活用により、一定の条件を満たす学校においては、小学校第2学年と中学校第1学年では35人以下の少人数学級を編制しているところであります。

なお、全学年における少人数学級の実現につきましては、町単独事業として行うには教職員の給与等の負担が大きいことから、国などに対して北海道町村教育委員会連合会や全国市町村教育委員会連合会を通じ、「小学校1・2年生における30人学級の早期実施」「通常学級の少人数化」を引き続き強く要望してまいりたいと考えているところであります。

次に、「特別支援教育をさらに前進させ臨時教員も含めた研修の強化など内容の充実」についてであります。

本町では、特別支援学校に在籍する児童生徒が町内の小中学校において交流活動を行うことができる「町地域学習校制度」を実施しており、現在、制度を利用している保護者等と連携の上、地域での交流が推進するよう努めているところであります。

また、道の特別支援学校においては、小中学校の要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の教育に関し、必要な助言または援助を行う「パートナーティーチャー派遣事業」を実施しており、平成27年度、本町では小中学校8校が要望し、学習指導の進め方などの支援を受けておりますことから、今後も多くの学校が活用できるよう要望してまいりたいと考えております。

一方、本町においては、今年度から「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に名称変更し、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点に立ち活動を始めたところであります。

具体的には、就学先を決定する会議の場だけではなく、障がいのあるまたは困り感のある就学前児童の様子を複数の委員が実際に見て状況を把握し、保護者から相談を受けたりすることにより、児童生徒がより適切な就学先の判断を行えるシステムづくりとその後の助言・相談といったケアを目指していくものであります。

さらに、昨年度、町内の各小中学校に設置されている特別支援学級の担当教諭と設置校の校長などで構成する「特別支援教育振興会」が組織化され、特別支援教育の研修に関すること、特別支援学級の行事に対する援助など、各学校が連携して活動しているところであります。

今後も児童生徒が行事に積極的に参加し、学校間の交流が図られよう支援してまいります。

次に、本町の特別支援教育支援員に対する研修につきましては、十勝教育局の特別支援教育担当の指導主事を講師に招いての講義や、学校の授業見学など、特別支援教育について必要な知識等を深めるために3日間の研修を行っているところであります。

また、正規職員や代替・期限付教諭に対する研修につきましては、法令による初任者研修などのほかに、十勝教育局や町教育研究所などが行う研修、十勝教育研修センターが行う生徒指導、特別支援教育等の講座などさまざまな研修を受講させているところであり、今後も希望する多くの教職員が出席できるよう、校長会などと連携して対応するよう努めてまいります。

次に、「幕別高校の存続に向けての取り組みについて」であります。

全国的に少子化が進んでおりますが、昨年度の管内における中学校卒業者は3,220人であり、前年比で約200人が減少する中、幕別高校の入学者数は、前年比31人減の29人となり、定員の80人を大きく下回り、間口も2学級から1学級という結果となったところであります。

また、今後の十勝学区の中学校卒業生数は、本年度に前年比34人減の3,186人であり、翌28年度には同86人減の3,100人と大きく下回ることが推計され、道教委が学区ごとに中学校卒業生を基礎として、学校・学科配置状況などを総合的に勘案し、来年度から30年度の3年間の「公立高等学校配置計画案」を6月2日に公表したところであります。

これによりますと、管内では最終年度の30年度に帯広三条高校を1学級減らし6学級とし、本年度、入学者が少なく学級減となった幕別高校は、来年度においても1学級とする厳しい内容でありました。

道教委の推計では、今後も引き続き十勝管内の中学卒業生数が減少していく見込みとなっており、幕別高校においても大きく影響されるものと考えられますことから、本町の地域に適した教育力を維持するため、高校の将来像について、今年度、仮称「幕別町後期中等教育を考える会」を設置し、高校進学を希望する生徒や保護者、各産業界の方々などからの意向などを踏まえながら、江陵高校を含めた後期中等教育のあり方や間口維持への方策等について検討してまいりたいと考えているところであります。

以上で、中橋議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○16番（中橋友子） 再質問を行わせていただきます。

新しい町長になりまして、行政執行方針をお伺いしました。今回の質問は、執行方針をお伺いする前に提出したものでありますので、内容の中にダブリ、あるいはお答えいただいているのに書いてあるというものもありまして、そういった点を省きながら、幾つかに絞って再質問をさせていただきます。

まず、国保や介護の減免につきましては、これは何度もこの場でもやりとりをさせていただいてきましたので、現状だけお伝えをさせていただきます。

昨年の決算の中で、国民健康保険の加入者は全体の4,434世帯でありました。そのうち滞納をされている世帯が804世帯、実に全体の18.2%でありました。18.2%の方のうちの所得状況は、100万円未満の所得しかないという方が34.1%ということでもありますから、改めて国民健康保険、町で健康を守るために実施している大切な制度ではありますが、その保険料の負担に重いということで滞納が生じている現象が解消されてきていません。これは、これからの4年間もこれらの問題をどう解決していくか、また私は望みはしませんが、広域化の動きも正式に国会でも決まりました。そういう流れもありますので、この現状は、ずっと続いていることを念頭に置いて、今後の国保税の対応に当たっていただきたい、そのように思います。

また、介護保険のほうにつきましては、先ほどもありましたけれども、特別徴収という仕組みであ

るために、国保のような大きな滞納は生じておりませんが、それでもやはり実態としては負担の大きいという点では同じであります。これらを解決していくことが、幕別町で高齢化が進む中で、国保は高齢者ばかりではありませんけれども、安心して暮らせるまちづくりの大切な一つの政策になると思います。

そういった、また他の保険に比べて負担率が格段に高いということもあわせるならば、やはり独自の減免制度など、負担の公平をおっしゃられておりますけれども、公平を保ちながらも、さらに本当に健康を守る、その加入者の状況に合った対応をしていくという大事な仕事もあると思いますので、その辺も念頭に置いて進めていただきたいと思います。

2点目の農業と商工業を守り、経済を発展させていくところであります。

今回は、新しくご答弁の中では、非常に生産者、流通業者、消費者といったのを町長のお言葉では縦の連携、それから実際の農業者や商工業者、金融業など横の連携、それぞれ強化しながら発展させていきますよという、非常に大規模な仕組みの中で商工業を発展させていく、基幹産業を発展させていくというふうに受け取りました。これもこれからの分野になっていきますので、今回は利子補給の政策などが出されておりますけれども、こういった事業がどのように展開されていくのか見守りながら期待もしていきたいと思います。

この項で位置づけて、もう少し頑張っていたきたいという思いの項目は、やはり自然エネルギーにかかわる町の取り組みについてであります。

幕別町では、自然エネルギーにかかわりましては、きょうも持ってまいりましたけれども、これ「地域新エネルギービジョン」というのを基礎にしまして、ずっと取り組んでこられました。これは、平成15年度、幕別町地域省エネルギービジョンを策定する。そして平成17年2月に地球環境温暖化防止に向けた国際的な取り組み、京都議定書が発行されたときに、それを達成するための一つの計画であったと。18年に新しいエネルギービジョンが策定されたという流れで来たのです。今、この新エネルギーに対する位置づけというのは、そういった地球温暖化あるいはCO₂を削減するというこれも大事な課題であり、達成されているわけではありませんから引き続きの課題ですが、それを越えて、その後の自然エネルギーの必要性、原発事故もありましたし、そういった中で、我が町のエネルギーは、我が町で築くという地域循環の中に位置づけるという、そういった流れになってきています。それは、まだまだ全国的には普及は進んでいなくて、北海道でも179ある自治体で、今、エネルギー100%と言えるところは6自治体、蘭越、苫前、愛別、ニセコ、幌延、壮瞥というふうに挙げられています。

本当に都道府県単位では大分県が25%までいったということもありまして、そういった取り組みが進んでいるのですけれども、残念ながら北海道は全体の中でも低いほうで取り組みはしております。

私は、経済を循環させるということは、ここにある資源を使ってエネルギーをつくり出し、農業は農業で生産物を上げていくというのはありますが、それをきちっと地域でエネルギーをつくったものを消費し、そのお金ですよね、お金が回るというようなそういうところまでいくことなのだろうなというふうに思うわけです。

ですから、環境省でも再生可能エネルギーをきちっと位置づけるということで調査報告もあるのですけれども、日本ではこの豊かな自然エネルギーを活用すれば、例えば今、なかなか幕別だけというのは出なくて申しわけないのですが、日本全体で使う電力供給に置きかえれば、今、全体で2億3,715万キロワット使っているそうですが、その10倍の力を自然エネルギーでつくり出すことができると。だから、地域差はあると思いますけれども、北海道なんかはもっとも高い。ですから、幕別なども、これだけ豊かな町でありますから、そういう今までのエネルギー対策から一歩進めて経済に生かしていく、地域の活力につなげていくという発想に立てば、特別な部署もつくってでも頑張る値があるのではないかなというように思いも含めて体制づくりをお尋ねしました。いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） おっしゃるように自然エネルギー、あるいは再生可能エネルギー、これはもう大変大切なことだというふうに思っております。

ただ、その現実を見たときに、では自然エネルギー、再生可能エネルギーのこういった分野であっても活用できるのかというのは、それぞれの町によって違うのだというふうに思います。我が町に置きかえて考えたときに、可能性としてあるのは、私はバイオマス関係なのかなというふうに思っています。そのバイオマスの中でも林地残材というのが一つあります。もう一つは、家畜ふん尿というのがあります。この二つが可能性としては比較的高いのかなというふうに思っておりますし、十勝管内での計画も管内全市町村でつくって活用ができるような環境づくりとして、そういう計画をつくっておりますので、将来、そういったものが出てきたときにはやっつけられる環境はできたということなのでありますけれども、まず二つ申し上げた中の一つ目の林地残材についてでありますけれども、これはこの間、町内の林業をやっておられる事業所長とお話しする機会がありましたけれども、やはり今まで問題になっていたのは、山から林地残材をおろしてくるための経費が非常にネックになっているということでもあります。これは、実は補助制度はできたということは、私、聞きました。ただし、これは3年程度の補助だということです。その後は、ではどうするのだということで、この林地残材の活用に関しては、これまでも何回か議論がございましたけれども、やはりその林地残材を下まで持ってくる、工場まで持ってくる経費がかかって、差上げますからどうぞと言っても持ってくる人は誰もいないというような状況でありますので、補助制度はできたと言いつつも、やはりその運送コストが課題になって、私は極めて難しいなという認識を持っております。

もう一つが家畜ふん尿であります。

これも鹿追などは、におい対策も含めて、観光地でありますので取り組みは非常に早かったわけなのでありますけれども、我が町のことを考えたときに、唯一可能性があるのは、酪農家がある程度集積している忠類地域なのかなというふうに思っております。

ただ、忠類地域において、では誰がやるのだということがやはり一番問題になるわけでありまして、やはり施設整備というのはお金がかかるわけです。もともととれるのなら誰でもやるのですが、なかなかそういう仕組みにもなっていないということで、私はやはりこれは誰がやるのだといったときには、町が、ではやりますかということにはならないなど。やはり、できれば農協なり農協主導、町も主導しますけれども、畜産酪農家の団体というようなことになってくるのかなというふうに思っております。今、そういう熟度にありませんので、それで熟度がある程度、機運が盛り上がってきた段階では、専門の部署というのは当然必要になってくると思います。なのですが、今のところは、まずは全庁的に情報を共有して、そしてもし役割が出てくるとすれば、担当部署がその役割を担っていくと、それでさらに熟度が上がって、もう事業化に進むぞといったときには、私は専門の部署をつくるべきだというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○16番（中橋友子） コストを考えると、なかなか踏み込めないというのはそのとおりだと思います。その事業そのもので採算が合うかというふうになればそれは難しい。しかし、広く考えて、今、化石燃料を枯渇させていっているわけですし、CO₂も出していっているし、それから原発のリスクの大きさも今回、私たちはもう嫌というほど考えさせられたと。そういうことを考えれば、今の投資するお金は、確かに投資した分が戻らないというのはあるけれども、そういった自然の私は歴史のやっぱり必然ではないかなというふうに思うのです。今までそういうものを活用していたけれども、ここで立ちどまって、本当に人間って循環できる生活、自分たちで作り出すものは作り出し、それを得て生命をきちっと保つというようなことも含めて、その中に自然エネルギーもきちっと位置づけてやっつけば、今回のようなリスクも、今回のリスクというのは事故も含めてのリスクもなかったのではないかと思います。そういうことを思えば、町長、この町では最近のやり方として、例えば大学の専門の方たち、以前は道工大といっていましたけれども、今、新しい名前が変わったのです。あそこは氷室が中心だと聞いていましたけれども、しかしほかにもそういったバイオガスだとか、いろいろ研究されている方は、今の時期ですからいらっしゃいますよね。そういう力をかりながら、ちょっと私、スピード遅く思うのですよ。これ、できたのは平成18年ですし、その前、平成15年からやって

きて、今、平成27年ですよ、町長。そうしたら、これからもその部署で任せてゆっくりでいいのかなと思います、どうですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ、鶏が先なのか卵が先なのかみたいなそんな議論かなというようなそんな思いもしていますけれども、確かに町の施設は大切だというふうに思います。やるぞということを外内に見せるということは大切だと思いますけれども、ただ、今の段階ではちょっと私、空回りしてしまうのではないのかなという危惧を抱いております、これはある程度、事業化が見えてくるという可能性があるのであればいいのですが、今の調査・研究段階であれば、それは特に専門の部署を立ち上げるまでもないのかなというふうに思います。

先ほど申し上げましたようにバイオマス、林地残材と家畜ふん尿というのは、私は有力な資源だというふうに思っていますので、そこらあたりの調査・研究というのは、これはいつでもやる気なればできますので、これまでも当然やってきてはいるのですけれども、さらに時代の変遷とともに、今の現時点において可能なかどうなのか、事業化することによって、そこは収支の均衡が図られるのかといったことも含めて、調査・研究をやらせていただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○16番（中橋友子） ぜひ、先進地も近くに鹿追とかあるわけですし、個人でも町内でも踏み出すというような考えを持っていらっしゃる方もいらっしゃるようなので、ぜひそういったノウハウをきちっと入手しながらスピード感を持って対応していただきたい、このように思います。

次は、子育ての分野で、教育関係は教育長に伺いますので、ここで挙げた学童保育の関係で一つだけ。

これ、何回もこれも取り上げてきているのですけれども、お答えいただきましたように大変定数オーバーする中で、今、学童保育を実施されている。町内では、はぐるま、あすなろ、つくし、やまびこ、忠類と5カ所で実施されている。定員オーバーされているのは、この中の大きくは1カ所、つくしというふうに押さえておりますけれども、放課後の子どもの安全を守りながらも、きちっと生きがいを持ちながら、そこで時間を過ごすことができるという役割があるわけですけれども、今、本当に学童の現状を見ていましたら、先ほど登録者の8割が常時、来ているというつくしですけれども、現実には定員90人のところに8割であっても40人ぐらいいつもオーバーしてこられているわけですよ。

それで、第1保育、第2保育というふうに分かれては名称上は分かれていますのですけれども、実態はつながった一つの施設ですから、そこに町も手だてをとろうということで、指導員の方をふやして頑張ってもらっていると。これで何とかやっているのですけれども、しかし今は少ないのですが、小学校6年生まで受け入れられることも決めていると。地域の恐らく南コミセンを借りてでも対応したいというお答えなのですけれども、これ、やっぱりこれからも6年生まで見ていくというふうになりますと、最初のときは6年生って少ないと思うのですけれども、今、通ってらっしゃる1年生、2年生、3年生がそのまま進級していくときは在籍される方が多くなるのではないかなというふうに、これ見方違ったら言っていた方がいいですけれども、そうした場合の将来的な児童の実態を考えれば、コミセンも結構利用の高いところですから、その対応でいいのかというそういった見通しなども含めて問題はないでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 子育て支援計画、実際立てるときの試算等も含めまして、長期見通し等も立てております。その中で、ことし、来年、再来年ぐらいは、おっしゃっているように現在、在籍の子が5年生、6年生になっていくことでふえていくという見通しも立てておりますが、町全体の子も全体の数ですとか、あそこの団地造成が落ちついた中での推移を見ていきますと、30年、31年にかけては減っていく見通しを立てているのです。それで、この数年間については、コミセンを使う近隣の町民の方にもご協力をいただきながら、何とかやっていけるのではないかなというところで今のと

ころ見通しを立てております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○16番（中橋友子） 少子化ですから、たくさんふえていくということはないのだろうなというふうには思うのですけれども、しかし今日の南小学校の学校のマンモス化もそうですし、それから学童ももちろん一体のものなのですけれども、団地造成して当然そういうふうにはなったのですけれども、しかし通学区域の見直しなどの影響もあってこういうふうになったということがあるのだと思うのです。ですから、いろんな実際の保護者や地域の皆さんのたび重なる検討をされて決められたのが今の通学区域でありますから、これが簡単に見直しにまたなるなどというふうには思っておりませんけれども、しかし10何地域も選択地域も含めて残っておりますよね。そういったことも、同じ札幌の中で1カ所だけそういうふうに変なマンモスになっていて、あとはそうでもないということであれば、そういった全体のパイを考えて区分するというような、そういった手法も時には入れていかなければならぬのではないのかなというふうに思いました。もし、お答えがあればお願いします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 南小学校の児童数の推移と、これは表裏一体の関係であるかというふうに思いますが、南小学校においても、今の第2学年が4クラスで、第1学年が3クラス、その後はずっと3クラスで推移すると、そういった推計も出ております。それは現行の通学区域においてです。今、民生部長が答弁しましたようにおおむね平成31年ぐらいを過ぎれば、どんどんどんどん減っていくような状況に入っていくというふうに思っています。ですから、まず増築したほうがいいに決まっているのでありますけれども、何年間か何とかコミセンを使いながらご辛抱いただきたいなというふうに思っているところであります。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○16番（中橋友子） わかりました。変動がありますので、私たちも推移を見守りながら、もし途中で提言させていただくようなことがありましたら、また機会をいただきたいと思っております。

学校の話になりましたので、教育長のほうに質問いたしますけれども、一つは幕別高校の存続のことなのですけれども、これ本当に急がれる状況になってきています。今、お答えの中では、幕別高校の「後期中等教育を考える会」を仮称ですが設置をして、対策、とっていくのだということでありませう。これ、教育長、いつぐらいをめどにこの考える会、設置をし、そして目標、結論を見出そうとするのはいつごろをめどにしているのか、伺います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） この考える会でありますが、いつごろということなのですけれども、一応、答弁の中では今年度と書かせていただきましたけれども、できるだけ早い時期、年内、秋ぐらいまでにはできればというふうに私の中では考えております。

ちょっとつけ足していただきますけれども、目的というのは、幕別町内あるいは管内の企業、これは就職を受け入れる側の方たちがどういう高校生を求めているのか、あるいは保護者が将来的なことを考えて、どういう勉強をしたいのか、子どもにさせたいのかという、そういうようなものをこの会の中で考えていって、時代の中で求められるような卒業生をつくっていくためには、どういう学科というか、学科というよりも、今、私の中で考えているのは単位制だとかということ、求められるような勉強を幕別高校の中でどういう形でつくっていけるかというようなことを、この会の中で検討というか、そういうことを進めていきたいなというふうな感じでイメージには持っているところであります。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○16番（中橋友子） わかりました。どちらかというと、教育の内容、中身ですね、それもすごく大事だと思います。幕別高校、今、物すごく頑張っていて、そういった地域の企業との連携もいただいて、卒業生が地元の企業に就職していく例が生まれてきていると、大変いいこと思うのです。

それと同時に、学校そのものの存亡ということがあるものですから、これは道教委の関係で、なか

なか町としてはかかわりは難しい面があるのだと思うのですけれども、今度、外枠、学校そのもの、江陵高校もありますし、それをどうするのかということもここで検討されていくということではないのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 実は、私、就任してから道教委の高校推進室のほうに2度ほどこういうものをつくりたいということを相談に行っております。その中では、先ほど言いましたとおり、子どもたちはやがて減っていくと。ただ単に高校をどうするのか、高校の間口をこのままにしておいてくれというお願いだけでは、とても正直言って生き残っていけないと思うのです。

そこで、地域の方たちが、この高校に求めているもの、地域の方たちが求めているものがある高校だと、みんなが進学してくれると、そういうようなことで学科のあり方とか何かについてこれから考えたいのだと、それで道教委のほうでも一緒に考えてくれないかということをお願いに行っています。その中には、もちろん今後の存続のことも含めてお話し合いさせていただいておりますので、そういう意味で、中身だけの問題ではなくて、外枠も含めて考えていきたいなと思っておりますので。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○16番（中橋友子） 安心しました。わかりました。ぜひ、この帯広のベッドタウンの幕別に必ず高校が存在し続ける。それは、単なる子どもが減っていくのに無理やりつくりなさいよというわがままではなくて、地域の教育文化、そういうものを本当にまちづくりの一つの拠点としてやっていこうと思ったら、今、教育長が言われるような視点を持ちながらきちっとつくり上げていくということが大事だと思いますので、今後ともご努力されますよう期待したいと思います。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員、そろそろ時間ですので。

○16番（中橋友子） ごめんなさい。55分でしたね、議長、済みません。わかりました。

財政のことにつきましては、きのう東口議員が質問されて、将来の状況も大枠ではわかりました。健全財政とあわせて必要な仕事がきちっとできる、その確立を求めて終わりたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

この際、15時05分まで休憩いたします。

14:55 休憩

15:05 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○10番（谷口和弥） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

旅行先に選んでもらえる幕別町にするために

高橋はるみ北海道知事の諮問機関、北海道観光審議会の計画部会が、2017年度の外国人観光客の目標人数を従来の120万人から、ほぼ2倍の230万人になるという推計を出した。

北海道によると、円安を背景に12年度から来道する外国人旅行客が急増し、2013年度は過去最高の115万人になります。2014年度も集計を終えた上期（4月から9月）は、前年同期比23.3%増の65万人と好調に推移し、2013年度からの5年間の指針、「北海道外国人観光客来訪促進計画」などで設けた2017年度の目標である120万人は、2014年度で達成する見通しだということでもあります。

近年格安航空会社（LCC）の参入があっただけでなく、道東自動車道が釧路圏まで延伸、帯広・広尾自動車道は忠類地区まで延伸され、来年には北海道新幹線の開通により、首都圏と北海道がつながるなど、北海道の観光を取り巻く環境は大きく変化をしようとしており、我が町の観光振興のために一人でも多くの観光客に立ち寄りたいたいと思っておりますための施策が求められているところであります。

屋外型ガーデンイバンド「北海道ガーデンショー2015大雪」が5月30日から10月4日までの予定

で、上川町の大雪森のガーデンを主会場に開幕しているところであります。開幕初日には多くの遠くは海外からのツアー客も来場するなど、たくさんの観光客が訪れたことなどが新聞で報道されているところであります。このイベントのパンフレットには北海道ガーデン街道が紹介されており、本町の十勝ヒルズも北海道におけるガーデンツーリズムの根幹となる観光ルートの一つとして、掲載がされています。

これまでも幕別町は、町のにぎわいづくり、経済の活性化の視点に立って、自然、景観、産業などといった地域の資源を観光資源として、魅力発信、観光プロモーション事業を中心に施策を展開してきたところであります。

ついては、以下の点について考えを伺います。

①幕別町の観光入り込み客数と宿泊者数、外国人宿泊者数の推移について。

②我が町のどんな魅力を柱に宣伝をしていこうか考えているか。

また、今後予定している観光情報の発信、観光プロモーションの展開について。

③「地方創生先行型交付金」をもとにした「忠類地域魅力発信事業」の進捗状況について。

④各種スポーツ大会の開催状況、スポーツ合宿の誘致に向けた取り組み状況について。

⑤幕別地区もしくは札内地区に新たな「道の駅」を、あるいはそれに準ずるような地元物産品直売所を新設する考えは。

⑥今後の役場内における観光振興の体制をどのように進めるか。

また、「地方創生人材支援制度」の活用や「地域おこし協力隊」委嘱などの考えはあるかどうか。

以上、お伺いさせていただきたいと思えます。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「旅行先に選んでもらう幕別町にするために」についてであります。

観光は、地域経済の活性化や雇用機会の創出、さらには豊かな地域づくりなどにつながりますことから、本町におきましても重要な産業の一つであると認識をいたしております。

国においては、観光を力強い日本経済を立て直すための成長戦略の柱として位置づけ、政府全体で「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」に取り組んでおり、北海道においても、平成 25 年 5 月に策定した、「（第 3 期）北海道観光のくにつくり行動計画」に掲げた数値目標の達成に向けて、取り組みを進めているところであります。

本町におきましても、本年 3 月に、高規格幹線道路帯広・広尾自動車道の忠類大樹インターチェンジと道東自動車道の白糠インターチェンジが供用開始され、来年 3 月には北海道新幹線の開業が予定されており、今後の観光形態の変化が想定されますことから、十勝管内はもとより管外の自治体とも連携を図り、情報発信の強化や観光資源の磨き上げなど、地域のさらなる魅力づくりを推進することが重要であると考えております。

ご質問の 1 点目、「幕別町の観光入り込み客数と宿泊者数、外国人宿泊者数の推移について」であります。

本町の観光入り込み客数等につきましては、町が四半期ごとに報告している数値をもとに北海道が毎年、「北海道観光入込客数調査」を公表しておりますので、その結果をお答えいたします。

観光入り込み客数の過去 5 年間の推移につきましては、平成 22 年度の 50 万 2,000 人が、平成 26 年度には 56 万 5,000 人に増加しており、率にいたしますと、12.5%の増加となっております。

宿泊者数の推移につきましては、平成 22 年度の 7 万人が、平成 26 年度には 9 万 6,000 人に増加しており、率にいたしますと、37.1%の増加となっております。

外国人宿泊者数の推移につきましては、平成 22 年度の 6,000 人が、平成 26 年度には 1 万人に増加しており、率にいたしますと 66.7%の増加となっております。

観光入り込み客数等の増加の要因といたしましては、平成 23 年に道東自動車道の夕張一占冠インターチェンジ間が開通となり、道央圏から十勝圏への移動時間が短縮されましたことや、平成 24 年には、

清水町におきまして北海道ガーデンショーが開催され、多くの来場者がありましたことなどにより、本町への観光入り込み客数等も増加傾向にあったものと考えているところであります。

ご質問の2点目、「町の魅力の柱、今後予定している観光情報の発信、観光プロモーションの展開について」であります。

初めに、町の魅力の柱についてであります。

本町の観光資源といたしましては、パークゴルフ場や町内4カ所の温泉施設、ふるさと館やナウマン象記念館などの郷土文化施設、道の駅・忠類や周辺施設、丸山展望台やシーニックカフェちゅうるいなどの展望施設、ふるさと味覚工房で実施をしております地元農畜産物の加工体験、あるいは農産物の収穫体験や酪農体験など、さまざまな観光資源を有しております。

今後におきましては、旅行者ニーズの多様化への対応や体験型・滞在型観光の構築を視野に入れて、従来の観光「見る・食べる・遊ぶ」に加え、農村風景や農畜産物の加工体験などを資源として活用する「グリーンツーリズム」を柱に、他の自治体の施設を含めたさまざまな観光資源との連携により、幕別町の魅力を幅広く伝えてまいりたいと考えております。

次に、今後、予定している観光情報の発信、観光プロモーションの展開についてであります。

本町の観光情報の発信、観光プロモーションの取り組みにつきましては、ご質問にありますように、平成24年度にパークゴルフやナウマン象など本町独自の魅力を、さらに発信するために「幕別町魅力発信・観光プロモーション事業」を実施し、観光パンフレットや観光ポスターの作成、観光PR用DVDの作成、マスコットキャラクター「パオくん」のデザイン作成、モニターツアーなどを実施し、昨年度には、本事業で作成いたしましたマスコットキャラクターのデザインをもとに「パオくん」の着ぐるみをリニューアルしたところであります。

本事業で作成いたしました観光PR用DVDにつきましては、町のホームページや観光物産協会のホームページにおいて観光情報の発信に活用するとともに、インターネットでの議会中継の合間にも放映するなど有効に活用いたしております。

また、マスコットキャラクターの「パオくん」につきましては、町内のイベントはもとより、開成町の「あじさい祭り」にも出演するなど、さまざまな場面におきまして観光振興の一翼を担っているところであります。

本町の観光振興につきましては、観光イベントの企画・運営や観光情報の発信を初め、物産の調査・研究、販売促進など幅広い分野にわたり観光物産協会にご協力をいただいておりますことから、今後におきましても観光物産協会と密に連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

具体的に申し上げますと、町と観光物産協会のホームページでの情報発信はもとより、道の駅忠類や各観光情報センターなどでの観光情報の発信、道内最大級の食の祭典であります、さっぽろオータムフェストでの観光情報の発信や物産販売、さらには地域情報誌や旅行情報誌への広告掲載などに取り組むとともに、グリーンツーリズムなど地域の観光資源を生かした体験型・滞在型の観光ツアーや半日・1日観光コースなどのモデルコースの提案も行っておりまいりたいと考えております。

また、本年度、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用して、「誘客促進事業」を実施してまいりますが、本事業につきましては、主に旅行閑散期を対象として町内の宿泊施設の宿泊代金を町が一部助成して、割安となった旅行商品を企画・販売する事業であり、旅行者が本町の観光リピーターとなっていただけるよう、魅力ある旅行商品づくりに向けて各宿泊施設と協議を進めているところであります。

ご質問の3点目、「忠類魅力発信事業の進捗状況について」であります。

高規格幹線道路帯広・広尾自動車道の忠類インターチェンジの開設を控えた昨年11月、忠類地域の交流人口の拡大を主眼に、町商工会忠類支部、JA忠類、株式会社忠類振興公社、地域団体のディスカバリーなどの参画を得て検討委員会が発足され、現在の忠類地域魅力発信事業実行委員会に改称されております。

魅力発信事業実行委員会は、「イベント部会」「花と環境部会」「食の充実部会」の3部会により、

これまでそれぞれの事業の検討が進められてまいりました。

イベント部会につきましては、忠類の奉仕団体の集まりであるパオツズクラブを中心として、昨年終了したシニアファッションショーにかわる地域を盛り上げるイベントの実施に向け、現在、協議・検討を進めているところであります。

花と環境部会につきましては、忠類地域を盛り上げたいという思いを持った方々の集まりであるディスカバリーの会員を中心として、道の駅・忠類の東側に町が設置するモニュメント「愛と幸せの鐘」の周辺環境整備を現在実施しております。

食の充実部会につきましては、商工会忠類支部を中心として、忠類地域の特産である「ユリ根」や「どろぶた」などの食材を生かしたメニューを各飲食店で提供できないか、現在検討を進めているところであります。

これらに加え、和歌山大学観光学部との連携事業につきましては、昨年に引き続き本年も9月に一行の来町が予定されており、昨年度提案いただいた道の駅周辺整備などの検証や広域連携等について調査・研究される予定で準備を進めているところであります。

また、ナウマン象記念館では夏休みの子ども体験学習として、ペーパーオブジェに精通した忠類在住の方を講師にお招きし、ナウマン象などのペーパーオブジェの製作イベントを実施することといたしております。

このほかに、近年増加している自転車愛好家をターゲットに「観る」「遊ぶ」「食べる」「泊まる」を楽しめるツーリングコースのマップ作成とあわせて、道の駅などにサイクルスタンドを設置することといたしております。

これらの地方創生交付金事業に加えて、本年1月に東北海道自転車競技連盟の協力を得て初開催した、ファットバイクの全日本雪上マッチレースを今年度も実施する予定であります。

また、先月には白銀台スキー場において、北海道自転車競技連盟による2015MTB北海道選手権というマウンテンバイクの大会が実施されたところであり、新たな観光資源としてサイクリスト向けの環境整備に取り組んでおります。

これらに加え、ナウマン公園に集客効果の高い大型遊具の導入に向け、本年度実施設計を行い、道の駅などの周辺施設との相乗効果により誘客を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「各種スポーツ大会の開催状況、スポーツ合宿の誘致に向けた取り組み状況について」であります。

初めに、各種スポーツ大会の開催状況についてであります。

本町主催のスポーツ大会は、「町長杯幕別町民パークゴルフ大会」「パークゴルフ発祥の町パークゴルフ家族大会」のほか、実行委員会を組織して「まくべつマラソン大会」を開催しているところであります。

また、町体育連盟に加入している各種団体が主催するスポーツ大会として、年間約20種類、延べ約80大会が本町の各施設において開催され、各種スポーツ愛好家のみならず、町民各層がスポーツを通じての交流や体力づくりに取り組んでおります。

次に、スポーツ合宿の誘致に向けた取り組みについてであります。

スポーツ合宿の誘致につきましては、本町のスポーツ振興はもとより、知名度の向上や交流人口の拡大、さらには教育的効果などといった地域の活性化や観光振興につながるものと認識をしているところであります。

本町におけるスポーツ合宿の誘致に向けた可能性につきましては、平成24年度に実施をいたしました「幕別町魅力発信・観光プロモーション事業」の中で、町内の体育施設の実態調査や宿泊施設へのヒアリング調査を行ったところであります。

本調査では、夏の合宿が多く行われる種目であるサッカーやラグビー、野球、バスケットボール、バレーボール等の合宿を実施するには、十分な体育施設数を有しておりますが、宿泊施設に関しましては、スポーツ合宿が主として行われる夏場は、宿泊施設においても一般旅行者の宿泊ピーク期と重

なるため、物理的に客室の確保が難しいとの調査結果となっております。

その後、町といたしましては、道内で全日本のナショナルチームの合宿を受け入れている自治体の視察を行うなど、スポーツ合宿の誘致に向けた調査・研究を続けてまいりましたが、ナショナルチーム規模のスポーツ合宿を誘致した場合には、競技団体に対する協力金や選手の移動に要する経費、看板やパンフレットの作成などに300万円以上の財政負担が必要となりますことなどから、費用対効果の観点からもスポーツ合宿の誘致につきましては難しいものと考えております。

しかしながら、「集団研修施設こまはた」などでの少年団や部活動のスポーツ合宿につきましては、教育委員会とも連携を図りながら積極的に施設利用に向けた情報発信を行ってまいります。

一方、国においては、スポーツの観戦者やスポーツイベントの参加者と開催地周辺の観光を融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す「スポーツツーリズム」を積極的に推進しているところであります。

本町におきましても、昨年9月には「ツール・ド・北海道2014」の第2ステージが開催され、会場には参加選手や大会関係者を初め、多くの観戦者が訪れ、観光物産協会も地元物産品の販売や観光PRを行うなど、本町にとりましても大きな経済効果があったものと認識をいたしております。

今後におきましても、パークゴルフを初めとするさまざまなスポーツによるスポーツツーリズムに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「幕別地区、札内地区に新たな道の駅や地元物産品直売所を新設する考えについて」であります。

道の駅は、道路交通の円滑な「流れ」を支え、安心して利用できる快適な休憩のための「休憩機能」、道路利用者や地域の方々のための「情報発信機能」、道の駅をきっかけに、町と町とが手を結び活力ある地域づくりをともに行うための「地域の連携機能」の三つの機能要件をあわせ持つ休憩施設であります。

本町におきましては、平成17年8月に観光物産協会が中心となり、勉強会を発足させて具体的な検討を開始し、19年5月には、「幕別町総合公園スマイルパークの土地利用に関して」と題した道の駅設置の要望書が観光物産協会から提出され、20年2月には、商工会と観光物産協会の連名による「道の駅設置要望書」が提出されております。

また、商工会におきまして、平成22年8月から10月までの土曜日、日曜日と祝日の29日間、道の駅開設の可能性を探る試験的な試みとして、百年記念ホールの北側に地場産品の直売所を開設し、乳製品や農産物加工品、パークゴルフ用品などを販売するとともに、情報発信のあり方につきましても研究がなされてまいりました。

試験販売には15の事業者と商工会女性部、観光物産協会が参加され、実績といたしましては、29日間で283万4,788円、1日当たりいたしますと9万7,751円の売り上げがありました。

販売品目の中では、パークゴルフ用品の売り上げが最も多く、175万222円で販売総額の61.7%、次いで菓子類が29万8,485円で10.5%の状況でありました。

来客数につきましては、合計2,593人で、1日当たりの来客数は89.4人となっております。

その後、商工会、観光物産協会、町の三者で、「道の駅実験店舗計画策定協議会」を立ち上げ、平成22年度に行った道の駅設置に向けた試験販売の経過を踏まえ、道の駅実験店舗を今後どのように展開していくのか、また実験店舗の必要性の有無について議論を重ねてまいりましたが、23年7月の全体会議におきまして、「道の駅を目指した試験販売をさらに進める機運はうせてきている」として、協議会での道の駅実験店舗設置に係る検討、協議を終了し現在に至っております。

道東自動車道は、本年度中の阿寒インターチェンジまでの開通が予定されており、釧路圏からのアクセスがより近くなりますことから、本町におきましても国道38号線の通過交通の減少が見込まれるところであります。

このようなことから、当面は、社会情勢の変化を見守ることになるものと考えております。

ご質問の6点目、「今後の観光振興の体制と『地方創生人材制度』の活用、『地域おこし協力隊』

について」であります。

初めに、今後の観光振興の体制についてであります。

町の観光に関する事務は、これまで町全体の観光施策を総括する本庁の経済部商工観光課と忠類地域の観光振興を担う忠類総合支所地域振興課が幕別町観光物産協会などと連携を図りながら、イベントの開催やPR、町のホームページを活用した観光資源に関する情報発信などに取り組んできたところでもあります。

今後の役場内の体制につきましては、現行の2課による連携強化を基本としながら、平成28年5月の新庁舎移転を見据えた組織機構の見直しに向け、昨年、庁舎内に立ち上げました行政改革推進本部の組織機構検討部会において全庁的な組織機構のあり方の論議を進める中で、本庁と忠類総合支所の観光振興の機能分担を初め、その充実・強化を図る組織体制の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、地方創生人材支援制度についてであります。

本制度は、国が地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を副市町村長や幹部職員など市町村長の補佐役として派遣し、地方版の総合戦略の策定や総合戦略の施策の推進を支援する制度であり、本年3月に創設されたものであります。

派遣先の市町村につきましては、市町村長が地方創生に関し明確な考えを持ち、派遣される人材を地域の変革に活用する意欲のある、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しようとする原則人口5万人以下の市町村となっております。

平成27年度におきましては、全国では69市町村、道内では7町、管内では上士幌町と清水町の2町が本制度を活用しております。

本町におきましては、総合戦略の策定に当たり、庁内に町長を本部長とする「幕別町地域創生・人口減少対策推進本部」を設置するとともに、公募委員や産業界、大学、金融機関等で構成する「幕別町創生総合戦略審議会」を町長の附属機関として置き、総合戦略の策定を初め、総合戦略に基づく施策の推進、効果の検証等を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊についてであります。

地域おこし協力隊は、地域を変える新しい力となり、さまざまな分野で町の活性化につながる可能性を秘めているものと認識いたしておりますので、さきの内山議員のご質問にもお答えいたしましたとおり、受け入れのサポート体制や住民理解などの課題の整理に努め、来年度の導入を目指し検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

一つ一つの設問に対して、大変丁寧なご答弁をいただいたのだなというふうに思います。盛りだくさんな中身で、本当に答弁を聞きながら、また新たにいろいろな勉強をさせていただく、そんな内容でありました。

今、観光ブームだというふうに言われているところでもあります。初回、質問にもありましたように従来からある大手観光会社のパックスツアーにさらに格安のパックスツアーを提供する会社が加わり、さらには格安航空会社の参入によって、インターネットの普及等による個人の旅行手配など、観光を取り巻く環境は大きく多様化している、そんな状況です。

格安旅行会社で見ると、北海道内は新千歳空港しか離発着がないものの、成田空港や中部国際空港、関西空港には連休などの休みのときを除けば、往復1万円を切るような値段で航空券が手に入る。そして、それらの空港を経由して、沖縄など南国や九州、四国まで往復で2万円にもならないようなそんな旅行も可能になってきている。

宿泊先に至っても、インターネット等で旅行会社のホームページから地域を指定し、評価順や価格順などホテルを並べかえて、そして自分のニーズに合わせて宿泊先を選択することができる。インタ

一ネットの普及によって、費用節約型で自由な旅行が誰にでもできる、そんな時代になったわけであり、費用が節約できるから、また次もいろいろと考えてみよう、そんな状況であります。

私もこの手法で幾つかの国内観光地を研修など、またプライベートでも利用させていただきました。LCC 4 社とも利用してみました。旅行先で耳にするのは、日本人の観光客を上回る中国語圏の、また韓国語の旅行客であります。観光名所と言われるところのお土産屋さんや飲食店、店員さん等に聞くと、もう消費してくださるのは外国人のお客さんが多数派なのだよ、そんな声も聞こえるところであります。

旅行計画が容易に立てられる時代を迎えて、本町にたくさんの旅行客が足を踏み入れて、そして本町での旅の思い出をつくってもらい、そういう特別な思いの中で本町の特産物をお土産等を選択してもらうこと、食事をしてもらうこと、宿泊してもらうこと、そんなことに思いをはせながら続けさせていただきたいというふうに思います。

一つ目でありますけれども、幕別町の観光入り込み数等について、その推移を質問させていただきました。

平成 22 年度に比べて、ふえているのだよということの答弁をいただいたところであります。そのことで言いますと、幕別町は十勝管内では、観光客入り込み数で言えば、1 番が帯広以下、音更、新得、中札内、鹿追、足寄に次ぐ 7 番目の入り込み数、そういう数値が北海道十勝振興局のホームページから読み取ることができました。人口規模の順ではないのだけれども、町のいろいろな背景が違うから、その基準、これだけで議論することはできないのだと思うのですけれども、幾つかの自治体においては、町の工夫の中で、町自体の観光入り込み客数をふやすことで追い抜くことができる、そういう条件があるのかなというふうに思っているところであります。

そこでお聞きしますけれども、一つは昨年 13 年度と 14 年度を比べた場合、十勝全体では、観光入り込み客数は多くなっているのですけれども、幕別町は、この 1 年間、数字の出ている直近のあれで言いますと減っているのです。そのことについて、どういう理由があるのかということがわかりたいということ。

それからもう一つ、外国人の入り込み客数でありますけれども、平成 18 年から 20 年、平均しますと、大体 1 万 3,000 人ぐらいの人数の外国人が幕別町を訪れているわけですが、今、言っていた 26 年ですか、2014 年の数字は 1 万 37 人ということであります。すごく 4 年前のときは比べてふえているのですけれども、合併の前後に比べたら大きく減っている、そういう数字が出されるのです。この数字の比較の中で、どんなことが想定されているのか、総括があるのか、お話をさせていただきたいというふうに思いました。

○議長（芳滝 仁） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） 初めに、観光客の入り込み客数であります。2013 年と 14 年、平成 25 年と 26 年を比べた場合、平成 25 年の観光入り込み客数につきましては 57 万 8,600 人です。26 年度につきましては 56 万 5,400 人ということで若干減少しております。平成 22 年から比べますと、平成 25 年度までは、ずっと右肩上がりできておりました。しかしながら、26 年度にかけましては、若干落ち込んでいるということでもありますけれども、この要因につきましては、平成 24 年に北海道ガーデンショーが、これは十勝の清水町を会場に行われました。その流れにおきまして、十勝管内にも多くの観光客が訪れていただきました。そういった要因といいますか、そういった要因があつて、平成 25 年度も右肩上がりではありましたが、26 年度につきましては、そういったガーデン関係の入り込み客数が減少いたしておまして、26 年は減少しているということでもあります。

あと、外国人宿泊数につきましても、これ傾向といたしましては同様であります。22 年から 25 年までは増加しております。25 年度の数字を申し上げますと、25 年度は 1 万 730 人です。それが 26 年度には 1 万 37 人ということで、これも若干は減っております。この外国人の要因につきましては、詳しくは分析はいたしかねますが、全体的な観光客と同じような要因であるというふうに考えております。

外国人の数字、平成18年以降、合併後の数字で1万3,000人ということでありまして、ちょっと今、私ども平成22年度から26年度までの今、5年間の分析をしております、それ以前の多かった要因ということにはちょっと今、掌握はしていないところであります。

○議長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（田井啓一） 外国人の宿泊者に関する数字の流れと申しますのは、やはり東日本大震災の影響、いわゆる放射能の影響と申しますか、それが本当に外国の方々が非常に敏感に感じられて、日本そのものに対する観光客が大幅に減ったと、その流れで当然幕別も訪れる外国の方も一気に減りまして、それが今の状況でいきますと、減った状態からようやく1万人まで回復してきた状況にあるというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） この幕別町に何か特別な原因で観光客からの評価があつて、そういうことになつてしまつたのではないのだということがわかれば、それは安心でした。これからも入り込み客数、宿泊者数増のために英知を結集して検討していただきたいというふうに思います。

それで二つ目の質問でありますけれども、十勝総合振興局の中に入りますと、コーナーの中で、どの自治体もたくさんその町のパンフレットがあります。幕別町に足を踏み入れるということの中では、やっぱり特別な何か大きなものがないと、なかなか多くの中の一つになってしまうのかなというふうに思つて、それを一つ一つ開いてみたところでありました。

24年度に行われました魅力発信・観光プロモーション事業、観光パンフレット2万部、ポスター200部、観光PR用DVD50枚、そういったものが予算化されて、そしてきっと有効活用されているものというふうに思いますけれども、その活用の状況、それからDVDについては物産協会のホームページ、幕別町のホームページから見れるような仕組みになっていると、私も確認しましたがけれども、どれぐらい見られているのか、それからゆるキャラ「パオくん」、各種いろんな行事に出ているということの答弁がありましたけれども、どのような活躍ぶりなのか、それからもう一つ、農家民泊の修学旅行生の受け入れへの推進状況、これらについてもご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） ご質問の1点目であります観光パンフレット、またポスターの配置状況でありますけれども、観光パンフレットにつきましては、十勝管内の観光案内所はもとより、札幌市札幌駅にあります観光案内所ですとか、遠くは長野県の松本空港のターミナルビルですとか、さまざま幅広く置かせていただいております。

また、ポスターにつきましても、同様に今申し上げましたところに合わせて配布をいたしております。

また、24年に作成をいたしました観光PR用のDVDであります、先ほど町長からも答弁させていただきましたけれども、町のホームページ、または観光物産協会のホームページで直接見ることもできますし、議会中継の間でも放送をさせていただいております。

また、昨年におきましては、札幌の大通公園で、札幌ビアガーデンというものが行われておりました、その中でも市町村の観光PRをする時間をいただきまして、もちろんパオくんも行ってございます。その中で、DVDを放映しながら町の観光PR、物産PR、またイベント等のPRもしてきたところであります。

また、ホームページのアクセス数につきましては、ちょっと今、数字を持ち得ていません。申しわけございません。

あと、パオの出席につきましてはありますが、パオくん、これも町内のイベントはもとより、町外でのイベント、これも先ほど申し上げた札幌のビアガーデンですとか、あと三井アウトレットパークでも、そういったイベントがございまして、そういったところでも出席をしております。

また、町内の保育所のクリスマスですとか、そういったところにも出席をして、子どもたちにも大変喜ばれているところでございます。

あと、修学旅行生の受け入れにつきましては、これは幕別みのりの里協議会というところが受け入れをしております、例年6月と秋10月、2回に分けて関西地区の高校生の修学旅行を受け入れをしているということで、1年間に大体120人から150人程度の高校生の受け入れをしているというところでございます。

また、この高校生の感想といたしましては、これ、たった1泊2日でありますけれども、さまざまな体験をしていただいて、帰りのお別れのとときといいますか、そういったときには、涙を流されるような高校生もいらっしゃる、非常に教育的な効果も高いというふうに感じております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 最後の修学旅行生のこと、昨年でしたか、テレビの放送もあって、その中では旧忠類村の酪農家の方のご家庭も紹介されて、私も見ましたけれども、本当に感動的なものでありました。ぜひこれからも農家の方の協力を得ながら、大きくしていただきたいなど、その中で幕別町のすてきな思い出、また来てみたい、今度住んでみたい、そんなようなことにつながっていくと理想的なのかなというふうに思います。

それで、幕別町に来てもらうのに、やっぱり私は大きな柱を掲げなくてはならないのではないかな、あったほうがいいのではないかなというふうに思っているところであります。初回質問にありましたように、今10月4日までの期限でもって北海道ガーデンショー2015が開催されている。

それから、観光庁が6月15日に外国人観光客向けの広域観光周遊ルート、全国で7ルート選定した、その中にはこの十勝幕別の十勝ヒルズが含まれる「アジアの宝 悠久の自然美への道 ひがし 北・海・道」というルート名でもって、十勝ヒルズがこの中に含まれているわけでありまして。いろんな番組等でも紹介されていますけれども、十勝ヒルズの経営者、職員の皆さん方の取り組みが、やはり大変感動的なガーデンとして一つあるわけでありまして。この十勝ヒルズということばかりにはならないですけれども、この十勝ヒルズのことを全面的に表に出し、大きな柱として幕別全体の入り込み増を求めべきというふうには私は考えるのですけれども、どうでしょうか。

それからもう一つ、外国人入り込みということの中では、一番は台湾、次が香港、中国、そういった中国語圏の外国人、それからシンガポール、韓国が上位5カ国になってくるわけでありまして。数の上では中国語圏の3カ国の外国人が圧倒的が多くなのです。これも十勝総合振興局の資料を見ますと、2月が圧倒的に多くの旅行客が訪れる月なのですよ。これは中国の旧正月が2月に毎年ちよつとずつずれるのですけれども、あるということが大きな理由で、この時期は、もう本当にどこも右も左も中国語だというような感じの観光地の状況になるというようなことも言われているところであります。この大きな柱と、それから外国人観光客に向けたこの2月に標準を合わせて、幕別町のやっぱり商工観光部の課としては、もう営業活動について全力を注ぐべきだというふうに思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） ご質問の1点目の十勝ヒルズさんの件であります。

町といたしましては、幕別町全体の観光ということで、一つに特化するということはありませんけれども、観光物産協会といたしましては、従前から十勝ヒルズさんと連携をいたしまして、道内の最大の食の祭典であります札幌のオータムフェストにおいて物産販売をしたり、町といたしましても従来から十勝ヒルズさんに観光パンフレットを置かせていただいたり、町にも十勝ヒルズさんの観光パンフレットを置かせていただいております。

また、先ほど町長からも答弁させていただきましたけれども、国の交付金を使いまして、今年度、誘客促進事業を行ってまいります。その中におきまして、割安の旅行商品を、今、各宿泊施設で考えていただいているわけでありまして、宿泊施設と十勝ヒルズさん、それぞれが連携をした宿泊商品、そういったものも構築できないかということで、現在、協議を進めているところでございます。

また、2番目の外国人、台湾の方が今一番多い状況でありますけれども、外国人の誘客に向けた取

り組みといたしましては、なかなか町単独で行って海外に出向いてということも、費用対効果の面からも難しいというふうに考えております。幕別町の観光物産協会は、十勝観光連盟にも所属しております。また、とち観光誘致空港利用推進協議会にも加盟しております。そういった上部団体といますか、十勝規模の団体におきましては、台湾に行って観光プロモーションをしたり、モニターツアーを行ったりと、そういったことをしておりますので、そういった取り組みの中で協力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 今の答弁、わかりました。

きのうの北海道新聞の1面の中で、北海道が道内観光の活性化を目指して、プレミアムつきの旅行券を発売するのだということの報道がされていたところであります。7月31日から販売する、ことし9月から来年2月まで道民向け、道外客向け、外国人客に向けて、3種類のお得な航空券セットを、行きか帰りのどちらかは千歳空港ではなくて地方空港を使ってということの条件に販売をする。そういう中では、先ほど今言いました2月もこの中にも含まれているということの中では、いろいろと物産協会や上部団体との関係があるのは理解しましたけれども、ひとつ大きなやっぱり集客に向けての目標を設置するべきものになるのだと、今、思いますので、検討いただきたいというふうに思います。

三つ目です。

地方創生先行型交付金をもとにした忠類地域魅力発信事業、さまざまな取り組みがされているということがわかりましたので、これについては、簡単にさせていただきますけれども、某実用情報誌の中で、春の全道道の駅グランプリ、全国で1,000以上ある道の駅の中で、道の駅・忠類が総合3位に選ばれた。食や景観、体験などをポイント制で絞り込んで決定されたと、目的地として1日楽しめる場所として評価が高かった、そういうようなことが、これもまた新聞報道の中でされているところがあります。このことについて、反響は町にありますか、そしてこのことを私は町外に向けて宣伝に利用しない手はないのだと思うのですけれども、このことをどういうふうに扱おうとしているか、もし検討がされているのであれば、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 地域振興課長。

○地域振興課長（小野晴正） ただいまのご質問なのですけれども、5月に、先月なのですけれども、「一個人」という雑誌の中で、春の道の駅グランプリということで忠類・道の駅が3位に選ばれたということで、大変地域として喜んでるところです。

この記事の内容で見ますと、道の駅だけではなくて、忠類地区、道の駅を中心といたしまして、ナウマン公園、それからアルコ 236、ナウマン象記念館、それからシーニックカフェ、そういったものが一体的に整備されていまして、道の駅に観光に行くだけではなくて、1日中楽しめるということで評価をいただいたということで考えてございます。

忠類地域といたしましても、今後とも全体の道の駅、それから周辺整備をやっていきまして、今後とも同じような形で観光振興に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 了解したところであります。

4番目に行きたいと思います。

スポーツ大会の開催状況やスポーツ合宿についてご質問をさせていただいたところでありましたけれども、さまざまなスポーツ大会の取り組み、それから合宿等についての誘致の検討がされているということ、そのことは理解いたしました。

そして、答弁の中では、ツールド・北海道2014の例が出されていまして。本町においても大きな経済効果があったということもご答弁の中であったところであります。

それで、これも4月21日の新聞報道の中での記事を引用させていただきますけれども、見出しは「ス

ポーツは観光資源だ」、国内外のスポーツイベントを企画、誘致する団体、スポーツコミッションが全国で次々と誕生している。スポーツを観光資源として活用して地域活性化につなげる、そういうことであります。それで、この中で紹介されているものの一つに、埼玉スポーツコミッションというのがありまして、ツールド・フランス日本版、これをさいたま市の都心部で開催したと。沿道に詰めかけた観客が10万人、飲食や宿泊などの経済波及効果は28億円、そういうことの中で、スポーツは観光資源だということを理由づけているわけであります。

北海道内では、道ゴルフ観光協会、サイクルツーリズム北海道観光協会、そして札幌市がこのスポーツコミッションをこれから設置する、あるいは既に設置している、そういうことであります。

札幌市の取り組みでありますけれども、2026年の冬季五輪誘致の運動の決定がもうされているところであります。そしてこのスポーツコミッションが来春設置するということを決めているところです。どんなふうにするかといいますと、道や他市町村を巻き込んで、全道の大会誘致を担う組織としたいということの中で、10月に準備室を設置し、各道内の市町村にも呼びかけていくのだということでありました。幕別町としてもアンテナを高く掲げておくべきというふうに考えています。

東京五輪は2020年の7月にはあり、パラリンピックも8月にあり、そして事前合宿の場所として、気候の特殊性からも、北海道は有力な候補地になるだろうと、2018年の韓国での冬季オリンピックの事前キャンプ場としても北海道が選ばれる、そういう条件がたくさんあるということの中で、このスポーツを観光資源に幕別町もこのことについて検討していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 実は、私が経済部長時代に、スポーツ合宿を誘致できないのかということで、答弁の中で一部触れておりますけれども、ある町、これ釧路町に行ったわけです。釧路町は、女子柔道のナショナルチームの合宿を受け入れていたわけです。どの程度のお金がかかるのかな、それに見合う経済効果があれば、お金を出してもいいのだろうなという思いでお話を聞きに行ったのですが、その結果として300万円程度かかるということ。

それと、実は世界選手権あるいはオリンピックを前にした合宿というのは、これ柔道の例ですけれども、それ用の畳が大会によって畳が違うのですね、使う畳が。そうすると、それ用の畳を用意しなければならぬと、そういう目に見えないようなお金もかかってくるということで、これはちょっと難しいなという思いをして帰ってきたわけなのでありますけれども、ただ競技によっては、それほどお金がかからない場合もあるのかというふうに思いますので、そこは情報を得ながら、もし来ていただけるのであれば、それらの取り組みをしてまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 5番目の質問に。

幕別地区、札内地区に道の駅、あるいはそれに準じた地元物産品直売所を設置する考えということでご答弁いただいたわけですが、高速道路が延伸の中では慎重な姿勢がある。今までの経過もあるということの中では、本当にすぐにそうしようということにはならないのは理解ができるところであります。しかしながら、このことについては、物産観光協会の新しい会長さんとも、それから、今JA札内のファーマーズの関係者の方ともちょっとお話しさせていただきましたけれども、やっぱり検討をしていただきたい中身の一つなのです。幕別で何か特産物を観光物産協会の中のホームページで紹介されている、買うということの中で、要するにお土産のコーナーですね、それらを買おうと思ったときに、結局どこかのお店に行けばいろいろ陳列があって、その中で選んで買うという仕組みがなかなかないのですよね。それぞれのお店に行けば買える。忠類、それから浦幌、更別、中札内、この質問に当たって、どんなふうな陳列内容かを改めて見てきましたけれども、忠類の道の駅にもなかなか幕別の地元ものというのはそう多く置いていない、ほかの自治体に比べて少ないのだというその率直な感想でありました。

それから、とから帯広空港ですね、そこに行きますと、幕別の関連なものないかなと思って探した

らばなかなかないのですね。七つ、八つの幾つかのお店が入っているのですけれども、そこでやっぱり北海道全体のもので、その中に十勝がぽっとあって、幕別のもので探したらば、私の手のひら大の忠類の道の駅でも売っているナウマン象のぬいぐるみが2個ありました。もうそこに行ってしまったらば、もう幕別のものであるというのは、もうないのです。そういうことの中で、どうかレンタカーで乗っている観光客が、自家用車の観光客が、観光バスに乗った観光客が寄って、そして幕別のもを買って行って、そういった仕組みということの中では、道の駅やこれに準ずる施設が必要ではないかなというふうに思ったわけでありませう。

JA 札内ファーマーズについては、また今、地主さんとの関係の中では、ことはやれるけれども、来年以降、あの場所ではやれない。そして、かわりの場所がもう検討できないというようなそういう状況もあるような中で、私は町が全部用意してとかということにはなるかどうかは別にして、このことについて手を差し伸べる、そういったことも必要だというふうに思っています。

この直販所について、検討をやっぱり私はしていくべきなのだと思うのですけれども、改めてご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 直販所ということなのか、道の駅になるのか、ちょっと今、質問の趣旨がはっきりわからなかったのでありますけれども、いずれにしても物を売るところに対する支援というか箱物の用意というのは、簡単なのです、道の駅をつくるにしても。私はつくるのは簡単だというふうに思っています。ただ、問題なのは、それを維持していくことだというふうに思っております。

ましてや、北海道は冬場、極端なことを言うと、お盆を過ぎると観光客ががたっと減ってくるわけでありまして、冬場にいかにお客さんに来てもらうかということが一番ポイントになるわけでありませう。

実は、忠類の道の駅を建設するとき、地方債の対象になったわけでありませう。通常、収益事業をやるならば、地方債の対象にならないのですけれども、ならないということはないですね、それ用の起債の対象になるということでありませうけれども、過疎債の対象になったはずでありませう。これは北海道における道の駅というのは、まず赤字だということが前提にあって、過疎債の対象になったと、そんな経過も実はありまして、それを物語っているように冬場対策をいかにしていくかということが非常に大切でありませう。ですから、まず日常的に近隣の方々に利用していただける何か誘客できるような要素、機能というのが必要であり、それに加えて単に物を売のではなくて、谷口議員がおっしゃったように、地場のものがそこに行けばあるということでない、単なるお土産屋になってしまうので、それではそういったものは何ら必要ないのではないかなというふうに私は思っておりますので、そこはやはり地域の方々、この町内に住む方、農業をやっている方もそうですし、物をつくっている製造業、加工業の方もそうですし、そういったやっぱり機運がないと、この道の駅、あるいは物産所というのは維持していけないのだというふうに思っておりますので、そこら辺は全くしないというのではなくて、そういった機運の盛り上がりで、ある程度10年を超えるスパンで、しっかりとそこで運営をしていくのだというものがあって、初めて私はできるというふうに思っておりますので、そこら辺は、もしそういう方がいらっしゃるのであれば、お話し合はさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 時間ですので終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で谷口和弥議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、あすの会議は、午前 10 時から開会いたします。

16 : 07 散会

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成27年第2回幕別町議会定例会
(平成27年6月25日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
10 谷口和弥 11 小川純文 12 岡本眞利子
- 日程第2 報告第4号 平成26年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第3 議案第49号 幕別町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第50号 幕別町中小企業融資に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第51号 幕別町居宅サービス事業の実施に関する条例を廃止する条例
- 日程第6 議案第52号 幕別町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第7 議案第53号 平成27年度幕別町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第54号 平成27年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第55号 平成27年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第56号 財産の取得について（情報ネットワーク機器一式）
- 日程第11 議案第57号 財産の取得について（議場音響等システム一式）

会議録

平成27年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成27年6月25日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月25日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 若山和幸 7 小島智恵 8 野原恵子 9 田口廣之 10 谷口和弥
11 小川純文 12 岡本眞利子 13 寺林俊幸 14 東口隆弘 15 千葉幹雄
16 中橋友子 17 藤谷謹至 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 代 表 監 査 委 員 柏本和成
総 務 部 長 菅野勇次 教 育 部 長 山岸伸雄
会 計 管 理 者 原田雅則 札 内 支 所 長 羽磨知成
民 生 部 長 境谷美智子 経 済 部 長 田井啓一
建 設 部 長 須田明彦 企 画 室 長 細澤正典
忠類総合支所長 伊藤博明 総 務 課 長 武田健吾
企 画 室 参 事 山端広和 糠 内 出 張 所 長 阿部麗子
地 域 振 興 課 長 小野晴正 水 道 課 長 坂井康悦
商 工 観 光 課 長 岡田直之 農 林 課 長 川瀬吉治
生 涯 学 習 課 長 湯佐茂雄 町 民 課 長 山本 充
経 済 建 設 課 長 天羽 徹 保 健 福 祉 課 長 金田一宏美
税 務 課 長 中川輝彦 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 妹尾 真
都 市 施 設 課 長 笹原敏文 土 木 課 長 寺田 治
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
10 谷口和弥 11 小川純文 12 岡本眞利子

議事の経過

(平成27年6月25日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番谷口議員、11番小川議員、12番岡本議員を指名いたします。

[報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、報告第4号、平成26年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 報告第4号、平成26年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

繰越明許費につきましては、歳出予算の経費のうち、年度内にその支出を終わらない見込みのものについては、地方自治法第213条の規定によりまして、翌年度に繰り越しをして使用することができるものであります。

翌年度に繰り越しをしました当該経費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越額及び財源内訳を示した繰越計算書を翌年度の5月31日までに調整し、次の議会において報告しなければならないものとされております。

今回報告をいたしますのは、総務費の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業以下8事業であり、これらの事業につきましては、国の補正予算の決定時期が年度の後半となったこと、あるいは北海道の事業の一部が繰越事業にて実施することとなりましたことなどの理由から、事業の実施を翌年度に繰り越しするものであります。

事業ごとの繰越額につきましては、繰越計算書のとおりであり、8事業の繰越額の合計は3億7,582万8,000円であります。

なお、繰越事業の財源の内訳につきましては、右の欄のとおりとなっております。

以上で、報告第4号の説明を終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号を終わります。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第3、議案第49号から日程第11、議案第57号までの9議件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第49号から日程第11、議案第57号までの9議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(芳滝 仁) 日程第3、議案第49号、幕別町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 議案第49号、幕別町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は2ページ、議案説明資料は1ページをお開きいただきたいと思います。

子ども医療費助成事業につきましては、現在、北海道が実施する北海道医療給付事業の補助に加えて、町独自の子育て支援策として小学生までの医療費を無料化しているところでありますが、次代を担う子どもたちの健やかな成長と安心して子どもを育てられるまちづくりを推進する観点から、子育て環境の一層の支援を図るべく、平成27年10月から中学生までの医療費無料化を実施するとともに、対象要件としております所得制限を撤廃することといたしたく、幕別町子ども医療費助成条例の一部を改正しようとするものであります。

本改正によりまして、中学生までの子どもにつきましては、入院時の食事自己負担額を除く全ての医療費が無料化されることになり、子育て世代に係る経済的負担の軽減につながるものと考えているところであります。

議案説明資料の2ページをごらんください。

ここには、改正する条例の概要について記載しております。

このたび改正しようとする内容についてであります。次の2点であります。

1点目は、助成対象年齢の引き上げであり、現在対象としている「12歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者」を「15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者」に改めるものであり、これまで対象としておりました小学生までの子どもに加え、中学生の医療費につきましても助成の対象にしようとするものであります。

2点目につきましては、現在助成の対象要件としている所得制限を撤廃するものであります。ここで、所得制限とは児童手当法施行令に規定している所得額を超えていないということであります。

なお、これらの改正に伴う影響額につきましては、前年度以前の実績ベースで試算したところ、中学生の医療費助成分では年額で約1,500万円、所得制限の撤廃分では年額で約224万円、合計で約1,724万円となる見込みであります。

ただし、平成27年度につきましては、10月から2月診療分までの5カ月分が対象となりますことから、影響額といたしましては、約720万円と見込んでいるところであります。

議案書にお戻りいただき、2ページをごらんください。

附則についてでございますが、第1項は施行期日を規定したものでありまして、平成27年10月1日から施行するものであります。

第2項は適用区分について規定したものでありまして、この条例による改正後の幕別町子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によることとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(芳滝 仁) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小川議員。

○11 番（小川純文） 今、子ども医療費助成の一部を改正するというご説明が懇切丁寧にあったわけがありますけれども、私としてはこの条例に反対するわけではないのですけれども、逆に今までの中でも一般質問等におきましても、この今回、二つの向上が図られたということで、小学生から中学生までという拡大が図られたという点と、所得制限を撤廃したということで、これは2段階進んだわけがありますけれども、これも4年前に前町長のやっぱり子育て支援、定住促進等々の総合的な判断の中から、町長施策の一環として始まって4年がたって、今回、町長がかわりまして、町長も一番今回の町長選の中におきましては、子どもたちの未来のために、子どもたちを産み育てたいまちづくりということで公約の一環ではあるのですけれども、ただその中に、今までどうしても、道だとかいろいろ関連する条例、施策の中でどうしてもこの所得制限の撤廃というものについては、非常に今まで厳しいという答弁が何回もなされてきたと。今回は公約であるというそれに基づいた施策ということでありまして、今も副町長のほうから懇切丁寧にご説明はあったわけでありまして、全くここを大きくやっぱりハンドルを切ったというか、方向性をそれに向けていった中で、要するに子どもを産み育ててみたいと思えるまちづくりというのが、これが医療費の助成が今回大きく出ているわけですが、それがやっぱり全てなのか、これを起爆としてどういうふうに物事を考えて、これからのいろんな施策づくりの一環と捉えているのか、そこら辺について再度ご説明をいただきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） あくまで子育て支援の大きな一環として、これを基点に、今後、子育て支援策の日常的な政策に向けて構築していきたいという第一歩にしたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○11 番（小川純文） これは施策なのでもうちょっと、もう一つ上の段階のお話をさせていただきたいなと思うのですけれども、今回の医療費というのは、突発的経済負担に対する助成というのが大きなポイントだと思います。今、民生部長さんのほうからもお話、説明ありまして、日常的支援というものが一番多くの町民に対して、また子育て世代の人方に対しての施策的波及効果が出てくるのではないかなと。

ただ、その中で、きのう、おとつと二日間にわたって一般質問もありましたけれども、その中でも日常的支援策というものがいろいろ出ておりましたけれども、例えばありました保育所の保育時間の問題につきましても、答弁の中では民設民営また委託管理、その部分と町営の部分についての保育時間の差があるとか、だけれども、それは説明の中では条例でなっているからまだ厳しいのだと。だけれども、こういうものについては逆にどちらも町の保育行政の中で民設にしても町がこれはかなり指導的立場で関与している中で、民間活力というものの中でそれだけ一歩前進している中で、なぜ町の条例は改変して、そういう同じ、今度同じ施策の中で、町内一円に向けてこれについてもできればスピード感を持って取り組むような姿勢がいただければ、やはりその産み育てたいまちづくりというものが一体的に進んでいくのではないかなというふうに思うわけなのですけれども、そこら辺について施策としてのお答えをいただければと思います。

○議長（芳滝 仁） 川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 一般的に社会保障の給付事業ということで考えますと、これは児童手当、児童扶養手当、いずれも所得制限が設けられるというのが一般的です。児童医療費につきましても、道でもやはりまだ所得制限設けていると。そういうようなこともありまして、現行では町も所得制限を設けてきたという経緯があります。特に、子育て支援策というのは、今後将来に向けては非常に大事な施策であるというふうな認識のもとに、町としましては、ちょうどことしの4月から子育て支援の新制度が始まったということにあわせて、今、小川議員からお話がありましたように、保育所等における保育も充実を図っておりますし、また例えば学童保育におきましても、3年生から6年生まで拡充したと。また、子育て支援センターにおきましても、コンシェルジュを配置して、いろいろなそ

の一般のお母さん方にも相談にも乗れるし、また保育の仕方におきましても、何らかの手助けができるような、そんな手も打ってきました。そういう子育て支援策を一步一步拡充する中のこの一つの方策である。そういうことにおきまして、子ども医療費も拡大化を図って、そして子育て支援策が継続的に、そしてなるべく拡充した形で進んでいくことが、皆さんの安心して子育てをしていけることにつながるものだと、そういうふう判断しましたので、所得制限の撤廃につきましては、特に子育て支援に鑑みて、そこは外させていただいたと、そういう考え方であります。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○11番（小川純文） わかりました。そういうことであれば、やっぱりこの施策がより一層充実する、そしてまた、子育てをしている本当にお母さん、お父さんたちにも、いや、町でこうやってもらって、本当に子育てがしやすいのだとロコミが出るような、そういう周知が徹底できるような方策も取り組みながら、鋭意それこそ一体的なスピード感を持ってやっていただければ非常にありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、議案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第50号、幕別町中小企業融資に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第50号、幕別町中小企業融資に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は3ページ、議案説明資料は3ページになります。

まず、議案説明資料3ページをごらんいただきたいと思います。

幕別町中小企業融資につきましては、町がその原資となる預託金を町内の3金融機関に預託することによりまして、低利の融資制度として事業者の皆様の資金需要に応えるとともに、利息補給金や保証料補給金を交付することにより、経営に必要な運転資金の調達や設備投資資金の支援を行ってきたところであります。

現在、国内経済は持ち直しの動きが続いているものの、一昨年9月、昨年11月のたび重なる電気料金の値上げや昨年4月の消費税率引き上げ、さらには円安による原材料や資材価格の高騰など、町内中小企業にとりましては、依然として厳しい経営状況にあります。

そこで、町では町内中小企業者の育成振興、さらには経営の安定化に資するよう、資金調達の環境を整えるために、本融資制度の拡充を図るべく、幕別町中小企業融資に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

初めに、第7条第1項第1号は利息補給金に係る規定であります。対象となる貸付利率を年1.2%から年1.0%に引き下げるとともに、補給対象の利息の幅を年2%から年2.2%に拡充するものであります。

次に、第2号から第4号は保証料補給金に係る規定であります。特に第2号では運転資金に関して貸付金額が500万円を超えた分は2分の1の加算、また第3号では設備資金に関して貸付金額が1,000万円を超えた分は2分の1の加算となっておりますことを見直しいたしまして、改正条例では

現行の第2号から第4号までの内容を第7条第1項第2号として一本化し、保証料補給金については融資額に係る保証料を全額とするように拡充するものであります。

議案書にお戻りいただき、3ページをごらんください。

附則についてでございますが、第1項は施行期日を規定したものでありまして、平成27年7月1日から施行するものであります。第2項は経過措置について規定したものでありまして、この条例の施行の日以後に申し込みのある融資から適用し、施行日前に申し込みのあった融資について、なお従前の例によることとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第51号、幕別町居宅サービス事業の実施に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第51号、幕別町居宅サービス事業の実施に関する条例を廃止する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は4ページをお開きいただきたいと思います。

介護を要する高齢者の心身機能の維持向上と介護をしている家族の負担軽減を図ることを目的に忠類村において開始したデイサービス事業につきましては、平成9年の開設当初から忠類社会福祉協議会に事業を委託して運営してまいりました。

しかしながら、近年、地域人口が減少する中、デイサービス事業単体で自立した経営を継続していくことが困難な状況に置かれておりましたことから、社会福祉法人幕別真幸協会との間で今後のあり方に関する協議を進めてまいりました。結果として、幕別真幸協会においてふらっと忠類とともにデイサービス事業を一体的に運営いただくことにより、在宅介護から施設介護への一貫した支援が行えること、加えて、安定的に効率的で継続的なサービスの提供が期待されると判断いたしましたところから、本年4月から運営を社会福祉法人幕別真幸協会へ移管したところであり、本条例を廃止するものであります。

附則についてでございますが、本条例の施行期日を公布の日とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第52号、幕別町辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 52 号、幕別町辺地総合整備計画の変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 5 ページをお開きいただきたいと思います。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づきまして、駒島、新和、中里及び美川辺地に係る総合整備計画を変更するものでございます。

計画に記載のとおり、既に議決をいただいております駒島、新和、中里及び美川辺地の計画を変更するもので、括弧内が変更後の金額であります。

初めに、駒島、中里及び美川辺地の計画における経営近代化施設についてであります。国営かんがい排水札内川第 2 地区事業が平成 26 年度をもって完了したことに伴い、平成 27 年度から地元負担金の償還を行うこととなりますが、辺地区域内の国営土地改良事業に係る地元負担金については、繰上償還を実施することにより、その償還金の一部が辺地対策事業債の対象となりますことから、事業を追加するものであります。

なお、この地元負担額を全額繰上償還することによりまして、将来的な利息の負担が 1 億 5,800 万円ほど軽減されるものであります。

次に、新和辺地の計画であります。減圧弁施設更新及び配水管布設工事の事業費の増加に伴う変更であります。

次に、美川辺地の飲用水施設につきましては、幕別簡易水道整備事業の配水池に付随する配水管修繕と駒島簡易水道整備事業における配水管布設工事の事業費の増加に伴い変更するものであります。

なお、この計画により事業実施いたしますと、辺地対策事業債の対象となり、その元利償還金の 8 割が後年度交付税で措置されることとなっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 53 号、平成 27 年度幕別町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 53 号、平成 27 年度幕別町一般会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 2,784 万 4,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 169 億 2,684 万 2,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページから 4 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

5 ページになります。

「第 2 表 地方債補正」でございます。

初めに、追加でございますが、幕別防災備蓄倉庫整備事業から 6 ページに記載しております土木施設等単独災害復旧事業まで合計 20 事業 2 億 5,800 万円を限度額といたしまして、地方債を追加するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表のとおりであります。

6 ページになります。

次に、変更でございますが、耐震性貯水槽整備事業出資と臨時財政対策につきまして限度額の変更をそれぞれ行うものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

10 ページをお開きいただきたいと思っております。

2 款総務費、1 項総務管理費、14 目交通防災費 3,729 万円の追加でございます。

11 節需用費、14 節使用料及び賃借料と 18 節の備品購入費につきましては、防災に対する知識や対応策の向上、啓発を目的として実施する住民参加型の防災訓練に係る所要の費用を追加するものであります。

この防災訓練につきましては、本年度から平成 31 年までの 5 カ年間で、市街地を中心に計画的に実施してまいりたいと考えているところであり、本年度は札内南小学校を指定避難所としている札内泉町など、7 校区を対象に訓練を実施しようとするものであります。

13 節委託料につきましては、旧幕別中央会館の跡地に防災備蓄倉庫を整備しようとするものであり、これに伴います実施設計に要する費用を追加するものであります。

15 節の細節 1 につきましては、幕別地域で 260 カ所、忠類地域で 60 カ所の防犯灯を LED 灯に更新しようとするものであります。

細節 4 につきましては、旧幕別中央会館の解体工事に要する費用を追加するものであります。

次に、17 目電算管理費 328 万 2,000 円の追加でございます。

11 節につきましては、五位の NTT 柱建てかえ工事による共架柱の移設に要する費用を追加するものであります。

13 節につきましては、社会保障・税番号制度対応システムの改修に伴う所要の費用を追加するものであり、この費用の全額が国庫補助金により措置されることとなっております。

11 ページになります。

3 項 1 目戸籍住民登録費 148 万 7,000 円の追加でございます。

4 節共済費から 12 節役務費につきましては、平成 28 年 1 月からのマイナンバー制度の本格的な開始に向けまして、本年 10 月から個人番号を付した通知カードを全住民に送付することとなりますが、この通知カードを個人に対し確実に送付する必要がありますことから、アパートなどに居住されている方で、居室番号等の把握を行うために所要の費用を追加するものであります。

18 節備品購入費につきましては、個人番号カードの申請手続に使用するタッチパネルの購入費用を追加するものであります。

3 款民生費、2 項児童福祉費、2 目児童医療費 745 万 9,000 円の追加でございます。

本年 10 月からの子ども医療費助成の拡大に要する費用を追加するものであります。

12 ページになります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、6 目水道費 18 万 3,000 円の減額でございます。

24 節につきましては、水道事業会計にて実施を予定しておりました札内中学校敷地内の耐震性貯水槽整備事業を、後ほどご説明いたしますが、都市防災施設整備費に予算を振りかえて行うことによる出資金の減額であります。

28 節につきましては、駒畠浄水場施設の濁水対策工事の実施によります簡易水道特別会計の繰出金を追加するものであります。

5 款労働費、1 項 1 目労働諸費 15 万円の追加でございます。

幕別町援農協会の 40 周年記念事業に対する補助金を追加するものであります。

6 款農林業費、1 項農業費、2 目農業振興費 5,631 万 3,000 円の追加でございます。

13 ページになりますが、19 節の細節 27 経営体育成支援事業補助金につきましては、農業者が融資機関からの融資を活用して、農業用機械等を導入するに当たって、融資残の自己負担分に係る補助金

であります。

また、細節 28 中山間地域直接支払交付金につきましては、本年度から始まる第 4 期対策について事業採択が決定されましたことから、引き続き地域の農地保全のため、草地更新や土地改良などの事業に対する支援を目的に交付するものであります。

次に、8 目土地改良事業費 100 万円の追加でございます。

道営畑総事業相川第 2 地区新規採択のための計画樹立調査に伴う所要の費用を追加するものであります。

7 款 1 項商工費、1 目商工振興費 272 万円の追加でございます。

中小企業の経営安定化の支援として、町内商工業者が融資を受ける際の保証料及び融資の利息に対する補助の拡充を行うために所要の費用を追加するものであります。

次に、3 目観光費 671 万 1,000 円の追加でございます。

「アルコ 236 及び道の駅・忠類」の指定管理業務に係るリスク分担分の精算であります。同施設の管理に関する基本協定書に基づき A 重油の物価変動及び施設、設備等の修繕費について精算を行うものであります。

次に、5 目企業誘致対策費 8,700 万円の追加でございます。

リバーサイド幕別工業団地において食品の冷凍・加工を営む企業が工場施設の設備投資を行ったことに伴い、町の企業開発促進条例に基づく補助を行うため、所要の費用を追加するものであります。

14 ページになります。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路新設改良費 1 億 430 万円の追加でございます。

13 節につきましては、新北町 20 号通ほか 3 路線の調査設計委託料、15 節につきましては、桂町 3 号ほか 4 路線の道路整備工事、17 節は、公親線用地買収に要する費用であり、22 節につきましては、道路工事に伴う水道管移設補償に要する費用を追加するものであります。

15 ページになります。

3 項都市計画費、4 目都市防災施設整備費 1,555 万 2,000 円の追加でございます。

国の社会資本整備総合交付金の採択を受け、防災まちづくりの拠点施設等の整備に要する費用であります。

13 節の細節 5 につきましては、大規模災害における避難活動などを支援するための道路整備として、札生北通の実施設計を行うものであり、細節 6 につきましては、災害時の断水に備え、必要な飲料水の確保・供給を行うため札内中学校敷地内に整備を予定している耐震性貯水槽の実施設計に要する費用を追加するものであります。

16 ページになります。

4 項住宅費、3 目公営住宅建設事業費 3,851 万 8,000 円の追加でございます。

13 節委託料の細節 5 及び 6 につきましては、平成 28 年度から 4 カ年で建てかえを計画しております春日東団地の設計委託料を追加するものであります。

細節 7 では、町営あかしや南団地の改修基本計画の策定委託料、細節 8 につきましては、昭和 46 年建築の忠類白金町団地 4 棟 16 戸の解体設計委託料、15 節では忠類白金町団地の解体工事に要する費用を追加するものでありまして、団地の解体跡地につきましては、新たな分譲地として造成に向けた準備を進めてまいりたいと考えているところであります。

22 節につきましては、春日東団地の建てかえに伴います移転者の移転補償費用を追加するものであります。

9 款 1 項消防費、1 目常備消防費 4,555 万円の追加でございます。

東十勝消防事務組合に対する分担金を追加するものでございますが、糠内分遣所の建てかえに伴います設計委託料と消防ポンプ自動車の整備に要する負担金を追加するものであります。

17 ページの中段になりますが、10 款教育費、1 項教育総務費、6 目学校給食センター管理費 1,972 万 1,000 円の追加でございます。

幕別学校給食センターの食缶洗浄機の更新に要する費用を追加するものであります。

5項社会教育費、1目社会教育総務費160万円の追加でございます。

万城目正生誕110周年記念事業実行委員会に対する補助金を追加するものであります。

18ページになります。

3目保健体育費6,176万7,000円の追加でございます。

幕別町民プールの上屋シートの全面張りかえに要する費用を追加するものであります。

次に、9目図書館管理費40万5,000円の追加でございます。

魅力的な書棚の構成術や地域の情報を発信する文書表現術、図書館ウェブを充実させる編集術に関する講座の開催に要する費用を追加するものであります。

次に、10目百年記念ホール管理費3,380万2,000円の追加でございます。

13節につきましては、百年記念ホールの指定管理業務に係るリスク分担分の精算であります。同施設の管理に関する基本協定書に基づきまして、電気料の物価変動について精算を行うものであります。

15節の細節4につきましては、百年記念ホールの大ホール屋根防水改修工事に要する追加、細節2につきましては、万城目正さんの功績が後世に長く語り継がれるよう百年記念ホール内に常設展示コーナーの整備を行うため、所要の費用を追加するものであります。

14款災害復旧費、1項土木災害復旧費、1目単独災害復旧費300万円の追加でございます。

本年3月10日の大雪の影響により、忠類の公園管理用車庫の屋根が崩落したことに伴う所要の費用を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

7ページまでお戻りをいただきたいと思っております。

1款町税、2項1目固定資産税245万8,000円の追加でございます。

現年課税分の追加であります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金367万8,000円の追加でございます。

細節1につきましては、社会保障税番号制度システム整備の補助金、細節3につきましては、個人番号カードの交付事務に係る補助金であります。

次に、4目土木補助金2,917万9,000円の追加でございます。

歳出の都市防災施設整備費でご説明いたしました事業に対する国からの交付金と公営住宅等整備事業に係る交付金であります。

16款道支出金、2項道補助金、4目農林業費補助金4,547万9,000円の追加でございます。

細節8につきましては、経営体育成支援事業に係る北海道からの間接補助金であります。

細節9及び細節10につきましては、中山間地域等直接支払制度に係る交付金であります。

8ページになります。

19款繰入金、1項基金繰入金、2目財政調整基金繰入金1億5,000万円の追加でございます。

財源調整のために財政調整基金から繰り入れするものであります。

21款諸収入、5項4目雑入55万円の追加でございます。

万城目正生誕110周年記念事業に係る北海道市町村振興協会からの助成金であります。

22款1項町債、1目総務債2,630万円の追加でございます。

幕別防災備蓄倉庫整備事業と防犯灯整備事業に係る追加であります。

次に、3目衛生費150万円の減額でございます。

予算の振替による減額であります。

次に、6目土木債1億710万円の追加でございます。

1節の細節9から9ページに記載しております細節18までにつきましては、道路整備事業に係る追加であります。

2節の細節6につきましては、耐震性貯水槽整備事業に係る追加、細節7につきましては、札生北
通道路整備事業に係る追加であります。

3節につきましては、春日東団地建替事業に係る追加であります。

次に、7目教育債7,690万円の追加でございます。

百年記念ホール改修事業と幕別町民プール屋根改修事業に係る追加であります。

次に、8目臨時財政対策債4,000万円の追加でございます。

普通交付税の財源不足を補うため、市町村みずからが地方債を発行いたしまして補填するものであ
ります。

なお、元利償還金につきましては、後年度に全額交付税措置されることとなっております。

次に、9目消防費4,470万円の追加でございます。

糠内分遣所建替事業と消防ポンプ自動車整備事業の追加であります。

次に、10目災害復旧費300万円の追加でございます。

土木施設等単独災害復旧事業の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○16番（中橋友子） 11ページの2款総務費、本格的な活用になります個人番号カード交付事業につい
てお伺いいたします。

まず、ご説明にありましたように、いよいよ10月から各個人に番号をお知らせする仕事が始まって
いくということで、それを的確に届けるという作業から始められるという予算です。具体的にどうい
うふうにされるのかお聞きしたいのと、この個人番号につきましては、年金の流出問題で、要するに
情報が守られないのではないかという大変大きな不安要素が今広がっている中での事業のスタートに
なります。

そこで、これどれだけセキュリティやっても、そういった人のやることでありますから、リスクと
いうのが必ずついてくるのだらうと思うのですけれども、まずは1番目のどういう手法で正確な番号
を渡すという作業をされていくのかということと、そのリスクに対する年金問題が生じてからの今ま
でと違った強化対策が必要だと思うのですけれども、その点、国の指導のもとでやられると思う
のですが、どういった指導があつてどんなふうに取り組みをされようとしているのか、伺います。

それから、16ページの8款土木費の13委託料の細節7あかしや南団地改修基本計画策定委託料が
計上されております。これは建設が昭和50年からされたあかしや南団地の改修にかかわる委託料だと
は思うのですが、どんな改修をされていくのか。既に隣の道営住宅が改修完了しているのですけれど
も、同じような形でされていくのか、伺います。

○議長（芳滝 仁） 町民課長。

○町民課長（山本 充） まず、質問の1点目のマイナンバー制度に伴い個人番号カードの送付のスケ
ジュール等についてご説明いたしたいと思っております。

まず、本年10月から町民の皆様へマイナンバーの通知を開始いたしまして、来年1月から個人番号
カードが申請により交付されることとなります。これと同時に、順次児童手当や年金の手続、税の確
定申告などの際に提出書類にマイナンバーを記入していただくこととなります。

今回、補正で上げさせていただきました居住実態調査ということで、これにつきましては、本年10
月に全住民の皆様へ通知カードが送付されるということで、まず現状、住民票に記載される住所の取
り扱いについてちょっとご説明させていただきたいと思っておりますけれども、住民基本台帳事務処理要領
によりまして、地番の記載のみでは住所が明らかでない場合には、居室番号まで記載することとなっ
ております。平成23年6月に総務省通知によりまして、その記載を求められておりまして、本町に
おきましては、当該通知以降、住民異動届の際には窓口において記載を促しておりますが、平成23
年以前については記載をされていない状況であります。

本年 10 月から国により委託を受けた地方公共団体システム機構から全住民に住民票の住所にマイナンバーを記載した通知カードが送付されることから、その通知カードの未着を防ぐため住民票に記載する住所の居室番号の適切な記載をするよう北海道より指導がありまして、居住実態調査を実施するものであります。

調査の方法につきましては、同じ住所を有する方で肩書きのついてない方を抽出いたしまして、本人限定の受け取り郵便で照会書を送付し、回答期限までに返信してもらい、期限を過ぎて返信がない場合、個別調査を実施いたしまして、回答を受けた上で住民票の居室番号について記載するものであります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 企画室参事。

○企画室参事（山端広和） セキュリティの関係でございますけれども、このマイナンバー制度の部分におきまして、国におきましても現在中央省庁に限って行っていましたセキュリティ監視の部分、今後自治体への攻撃対策としてのネットワークの監視組織を新設するというような方向性を持っております。これらにつきましては、地方自治体を相互に接続している総合行政ネットワーク、こういったものを、いわゆるサイバー攻撃などの異常を検知する組織の警備員というような役割を持ちまして、そういった部分を監視する組織といたしますか、制度を今年度内に新設するといったような動きがありますことから、こういった状況を踏まえた上で対応していきたいと思っております。

なお、通常のセキュリティの部分におきましては、これまで同様にファイアウォールといたしまして、外部とのネットワークを遮断するそういった部分とともに、メールだとかそういった部分につきましても、当然メールフィルターですとか、対応ソフト、そういったものでの対応として考えております。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 今システム面からの情報のことについてお話しさせていただきましたけれども、制度面につきましては、これから運用が始まってからになりますけれども、法律に定めた場合を除き、マイナンバーの収集保管は禁止されております。また、実際に手続を進める際になりますしを防止するために、申請の際には本人確認を厳格に行うようにということになっております。

また、国においては特定個人情報保護委員会を設置して、この管理・監督に努めるところでありますし、この法律に違反した場合には今まで以上に罰則を強化するというふうにされているところであります。

○議長（芳滝 仁） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） 次に、あかしや南団地の改修基本計画の委託料についてであります。

従前のストック総合活用計画の中におきましては、このあかしや南団地については、町営についても全面的改善事業を行うという計画内容になっておりましたけれども、現在、平成 24 年度に策定をした公営住宅等長寿命計画の中におきましては、個別改善事業で事業を実施するという位置づけになっております。

その理由といたしましては、道営のあかしや南団地の改修内容を踏まえて、町の中でもいろいろと検証した部分がございます。全面的改善事業の場合につきましては、居住スペースの増築をするですとか、あとバリアフリー化を図っていくというようなことがございましたけれども、ただ、工事後の入居者の方々の意見などを踏まえまして、十分な居室スペースが確保されていないですとか、また新たな設備投資によりまして、家賃の上昇が大きかったというようなご意見もございました。また、国の方針といたしましても、耐用年数の残っている住宅につきましては、少ない投資で効果的な機能改善が図られるように、長寿命化をさらに推進していくというような方針も踏まえまして、町におきましては個別的改善事業で行っていくというふうに考えているものであります。

具体的な事業といたしましては、換気設備ですとか、給湯設備、あと給排水設備、こういったものを改修をするということと、あと断熱改修を行っていききたいというふうを考えておりまして、これまで入居者の方々の実生活の中でご不便をかけていた部分の設備改修を中心として行っていききたいと、

そのように考えています。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○16番（中橋友子） 今お答えいただいたほうからいきますけれども、そうしますと、基本的には個別改善事業、給湯設備等の改修などということですね。基本計画策定委託料というところまできちっと改善に向けての要するに計画そのものも委託をして、そこから始まっていくということでもありますから、もっと大々的な改修なのかなというふうに思ったのですけれども、今のご説明だと、そのようにはとれなかったのですが、あそこの住宅の一番の問題は、確かにそういった設備が古くなってきて使いつらい、住みづらい、結露も含めていろんな問題たくさん出ているところではあるのですけれども、一番は4階建ての公営住宅でありまして、階段が非常に狭くて、4階まで上らなければならない。エレベーターの設備もない。高齢化になってきて、入居そのものが日常生活に支障を来すような状況ではあるが、なかなか住みかえもできないというような、そういう現状の住宅でありますから、入居者にとっては、そういうところが一番改善されることが望まれているのではないかと思いますのですけれども、もちろん今のご説明いただいた改修も大切だとは思いますが、そういった抜本的な改修をやるというふうにはなれないのでしょうか。隣の道営住宅のような改修まできちっとやることのほうが大事だと思うのですが、どうでしょうか。

それと、マイナンバーのほうです。

本当に心配な制度がスタートすると思います。まずはその10月から個人に番号を知らせる手続、特定郵便ということですから、私たち一般的に考えれば、書留か何かで案内が入るのかなというふうに思うのですけれども、これ本当に高齢化率が約3割になっていくという中で、こういった自分のいろんな情報につながる大もとなる番号を自分で管理するという、そういうシステムのスタートですよ。ここをまずきちっと管理できるようにしていかなければならないことが一つと、それからまずは10月は本人に通知カードが送られて、カードとして必要に、カードとしてつくかどうかというのは、本人の希望ですよ。申請をして写真をつけて申請をした人に限って、そのカードが渡される仕組みになっているのだと思うのですけれども、そういうことを多くの人たちは住基ネットのときもそうだったのですけれども、必要性を感じないということで利用は非常に住基カードの発行も今どのぐらいなのかお答えいただきたいと思いますが、少なかったと思うのです。

でも、今度のマイナンバーは個人が希望しないから作りませんということだけでは、カードそのものはつくらなくても、その番号の活用というのは本人の意思にかかわらずどんどん使われていくといいますか、それを使わなかったら、例えば税の申告であるとか、健康保険証の発行につながるだとか、ひいては預金の管理までいくようなのですけれども、そういう望まないのに活用範囲が広げられ、番号を使わないと、その自分の望む使い方ができない、つまりそれは健康保険証であったり、あるいは預金であったりということなのですが、そういう仕組みにすっかり変わっていくのではないかというふうに思うのですけれども、まずそこはどうなりますか。

さらに、セキュリティは個人がきちっと管理できないという問題は初歩的なことなのではあるのですが、後段のお答えいただいた年金のサイバー漏洩問題などは、これでもかこれでもかとセキュリティをやる中でも、次々に新しい犯罪がきちっと組み込まれてきて、漏洩していくという、そういうことが後を絶たない中で、今こういう事業が始まるわけですね。なりすまし、本人の確認、きちっとやるのだというようなことでもありますし、また町の端末機というのですか、その切断をしたり、そういう犯罪にあったときには防衛の仕組みもつくっていくのだということではあるのですけれども、これももうスタートしてしまってますから、今さらとめるということにはならないのだとは思いますが、いろんなリスクを考えると、住基カードの範囲程度で、今後のこれからのいろんな事業が拡大されていく事業については、やっぱり危険性が全部解消されない限り踏みとどまる声をやっぱり町から上げるぐらいの状況ではないかと思うのですが、その辺の認識はいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 町民課長。

○町民課長（山本 充） まず1点目、住基カードの発行状況ですけれども、平成26年度については

27枚発行ということで、今まで通算で623枚ということで普及率については2.24%という普及率になっております。

マイナンバー導入によりまして、公正公平な社会の実現ということで、所得や行政サービスの受給状況等をより正確に把握しやすくなるということで、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うことができますし、また負担を不当に逃れるなど不正受給を防止することができるという効果もございます。また、利便性の向上ということで、行政機関等に提出する住民票の写しや課税証明書等の添付書類が削減されるなど、行政手続が簡素化され、利便性が向上するというものの効果がございます。

マイナンバーの個人番号カードの普及率、これにつきましては、やはりコンビニ交付など、なるべくカードを使っただけのような手だてを今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 企画室参事。

○企画室参事（山端広和） リスクの関係なのですけれども、先ほども申し上げましたとおり、どうしてもネットの部分でいいますと、100%確実に押さえられるものではないというのが現状でございます。

国のほうにおいても先ほど言いましたように、マイナンバーのリスク管理という部分では、その情報が漏洩されないような形の組織といいますか、組み立てをしようという考えがございます。町としましてもそういった部分の制度運用を見据えた中で、実施していかなければいけないとは思っておりますが、現状においては、当然ながらそういった最大限の部分でネットワークの部分、当然切り離すだとか、そういった部分、場合によっては対応としてはあるのですけれども、このマイナンバーの部分はマイナンバーで情報交換するわけではなくて、符号をつけられてそれを暗号化だとかそういった形で各省庁必要なところで情報を共有ではないで、情報を分けるところに分散といいますか、必要な部分だけ符号をつけてという形で番号そのものがいくような中身ではないということで今後制度そういった形で運用されるというふうに聞いております。万全かどうかという部分は、今国のほうもそうですし、我々のほうの部分もそういったシステムの改修、国の部分と連動して進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） あかしや南団地の関係でございますけれども、議員おっしゃいますように、確かにエレベーターをつけることによりまして利便性が図られた部分は確かにございました。ただ、具体的には道営の場合は建物の北側に共用の廊下ですとか、階段室とか、あとエレベーター棟といった部分を大きく増築をした上でそうした設備を整えたというものになります。また、全面的改善事業ですので、かなり室内の部分を大きく剥ぎ取りまして、大がかりな工事をしていたということで、事業費についても当然かなりの事業費になったというふうにお伺いしております。

ただ、一方で、入居者の方の実生活の部分で、室内にあってもバリアフリー化を図るために車椅子でも生活可能なような共用スペースを広くとるですとかということで、結果的に居間の部分が狭くなったりですとかというような不都合があったという声も多く聞いておりました。そのようなこともありまして、町としましては国の方針にもありましたとおり、効果的な機能改善を図られるような手法として、個別改善に踏み切ったというふうな考え方があります。

また、今回、同じく委託料の中で春日東団地の委託料も計上させていただいておりますけれども、こうした今後新たに建てかえを進める住宅につきましては、バリアフリー住宅として建てかえをしていこうというふうに考えておりますので、あかしや南団地でご不便を感じてどうしても階段の上り下りで支障があるというような方々につきましては、将来的にはそうした建てかえ後のバリアフリー対応の住宅に住みかえをしていただくですとか、そのような対応も考えているところであります。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○16番（中橋友子） 住宅ですけれども、隣が道住があのように改修されると、あそこの地域は一体のあかしやという地域、第1公区と第2公区には分かれていますけれども、そうすると入居者の皆さんは改修計画というふうになると、やっぱり同じような改修を当然望まれるというのは出てくると思

ます。今の課長のご答弁だとエレベータースペース別に要りますよと。階段もありますよと。お金が高くかかるからということで、結局、財政的な問題で道住と同じような改修にはならなくて、個別の改修に踏み切ったということなのではないかというふうに思うのですけれども、繰り返しになります、一番改善が求められるのは4階までの階段ということです。住みかえとおっしゃっていますけれども、簡単ではありません。それはもちろん担当の方たちが一番体験されてきているから、わかると思うのですけれども、これは今も例えば桂の平屋の団地できまして、バリアフリーになりましたけれども、それはそれは戸数も少ないですし、希望される人たちが本当に動けるかといったら、本当に限られます。ですから、私同じような財政投資をして改修していく。こういう言い方をしたら申しわけないのですけれども、小出しにちょこちょこちょこ直して、最終的には耐用年数のところを迎えてしまうというよりは、もうちょっと長いスパンを見て、投資も今の投資は大きくても、さらに長期的に住んでいただく、しかも安全性やそういった不便性も全部解消できるという、そういうこともきちっと考えて選択していくことが大事ではないかというふうに思うのです。もう今あのタイプの住宅は全道ではまだあるのでしょうかけれども、今4階までの居室というような建物でエレベーターがないというのは、今は認められていないというふうに聞いているのですけれども、そういったことも考えれば、抜本的な改修に踏み込むことも必要ではなかったかと思うのですが、そういったご議論もなされての今回のそう聞けばそうですと言われると思うのですけれども、何とかもう少し期待に応えるような改修につなげられないものかというふうに思いますが、どうでしょうか。

マイナンバーのことは、これは町が好んでやるわけではなくて、国がそういうシステム国会で通って実施するというものですから、私は町にとっても本当に大変な事務作業一つとっても、それからそういったセキュリティをきちっとするというのも本当に大変だと思います。そういう中で、次々といろんな犯罪起きてくるわけですから、やっぱり今の時点でいろんな議論をしても、これ以上は難しいと思いますので、そういった問題があるということ、住民が不安を抱えているということ、ぜひ押さえていただきたいということでこの件は終わります。

○議長（芳滝 仁） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） 道営住宅の整備後の状況についての聞き取りの中で、確かにエレベーターをつけることによる利便性は上がった分については、特に3、4階の上層階の方々だけではないのかと。ただ、町の負担がふえるだけということだけではなくて、そうしたかかる経費について入居者の方々の家賃にもはね上がってくるということになってくる問題あります。そうしたことからいいますと、1、2階の方々も含めて、同じように家賃の上昇にもつながるといような根本的な公平性の観点というのものの問題もございまして、このような判断に至ったというものでございます。

ただ、今年度この計画策定に当たりまして、先ほど申しあげました個別改善の事業内容、主に設備改修の部分を現在の段階では考えているのですけれども、現在入居されている方々にも日々の生活の中での困っている点などのアンケートの調査をするなりして、さらなる効果的な機能改善を図られるように取り組んでまいりたいというふうには考えております。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

千葉議員。

○15番（千葉幹雄） 総務費、1項総務管理費、10ページ、節の8、旧幕別中央会館の解体実施設計委託料、これ二つ合わせて7、8と合わせまして463万円、これから入札もあるのでしょうかから細かい数字は別として、この細節の8に係る金額は463万円の約どのぐらいのパーセンテージを占めるのでしょうか。

それと、2階建ての建物ですけれども、その解体に実施設計で委託をするというのはあんまり聞いたことないような気がするのですけれども、その辺の考え方についてお伺いします。

それと、10款教育費、5項の社会教育費、18ページです。順番に言います。節の15工事請負費、町民プールの屋根の改修工事についてお伺いします。

これにつきましては、3月の議会で修理ということで、当初300万円ぐらいでしたか、計上されまし

て、それからここにも繰越明許で出てきていますけれども、さらに追加をいたしまして、575万7,000円ということで繰越明許で上がってきております。ここで全面的な張りかえ工事ということでありますけれども、この経緯について同じ年度で修理と全面張りかえが二つ重なってくるわけですが、これはどういうことになってくるのか、お伺いをします。

○議長（芳滝 仁） 審議の途中であります。この際、11時25分まで休憩いたします。

11:12 休憩

11:25 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

町民課長。

○町民課長（山本 充） ご質問の1点目、委託料に占める細節8、旧幕別中央会館解体実施設計委託料の占める割合ということですが、おおよそ4割ということになっております。

○議長（芳滝 仁） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） 2点目の委託料の必要性についてのお話であります。旧中央会館につきましては昭和37年建築の建物でございますが、かなり古い建物でございます。現在、手元に残っている資料は一般的な図面などは保管しているわけなのですが、今回の解体工事に当たりましては、細かな建築資材を分別をして、使えるものはリサイクルする、もしくは産業廃棄物として処理するのは処理するというのが工事に義務づけられているというようなこともございまして、そのための積算をするために必要な数量を出すというようなことも必要なことから、今回の委託料の計上になったというものであります。

○議長（芳滝 仁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（湯佐茂雄） 3点目の幕別町民プールの上屋の関係でございますけれども、同じ年度に出てくるのはどうなのだろうということの経過ということでございますけれども、今、千葉議員さんのほうからお話ありましたとおり、まずは12月16から17の大雪にかけまして、そこで一旦プールに穴が開いたと、上屋に穴が開いたということで、3月4日の定例会におきまして補正をとらせていただいたところでございます。その後、3月10日にも雪のため穴が開いたということで、3月定例会の最終日に再度補正をしていただいたということで、年度内に終わる予定だったのでございますけれども、その2回にわたる穴が開いたということで、工期の延長をいたしまして、4月にずれ込むということから、先ほど言いました繰越明許ということで総額575万7,000円を繰り越させていただいたところでございます。

それで、全面張りかえの工程のことを考えますと、そういった張りかえに係る事業費の精査ですとか、あるいは財政との協議、あるいは補正予算の議決、それに発注にかかわる工事の閲覧期間、それに工事請負契約の議会議決等々考慮いたしますと、これだけでも2カ月やそこらはかかってしまうと。シートについては実は受注生産ということになりまして、3カ月から4カ月程度かかるということでございまして、工事の工期だけでも5カ月から6カ月程度かかるということから、その3月の時点等におきまして、仮にこの金額をとったとしても、5月中旬にオープンになっておりますので、その時期には当然間に合わない。なおかつ、開設する期間もほとんどないというようなことから、小学生や学童の子どもたちも使っておりますので、そういった全く使えなくなるというようなことは避けるということから、このような応急措置をとらせていただいたということでございます。

○議長（芳滝 仁） 千葉議員。

○15番（千葉幹雄） まず、旧中央会館の解体の関係ですが、200万円ぐらいだと思っておりますけれども、解体の請負金額はどのぐらいになるのか、それは別として、200万円ぐらいなのですか、金額の多寡というよりも、要するにいろいろあるのでしょうか、ほかの今までも解体してきた例があるのでしょうか、これ自社というのか、要するに内部でこういったもちろんリサイクルす

る部分、それからいろんなことがあるのだろうと思うのですけれども、できないのかどうなのか、行政の中で。このぐらいのことは。このぐらいと言っていいのかわかりませんが、素朴にそういう気がします。壊すのに何でもこうやって壊せばいいとは思いませんけれども、今の時代ですから。壊すのに実施設計を委託してまで壊す必要はそれは認めるのですけれども、委託する必要があるのかという素朴な疑問であります。これ内部でそういったことができないのかどうか、お伺いします。

それと、町民プールの関係ですけれども、今、説明聞いて大体理解はしたわけでありましてけれども、ただ、やはり我々の感覚からすると、あるいはまた町民から見た目ということを考えますと、春に大雪だということで、それは理解しますけれども、補修をして500万円もかけた。そして、すぐに全面張りかえをするということになると、やはり財政上の無駄というのでしょうか、手戻りなるわけです。すいよね、その補修工事が。ですから、これもっと早く今課長から説明受けて、日にちがかかるということはわかるのですけれども、ですから、12月の大雪でそういうことになって、3月で補正を出したわけですから、当然その前にこれは直さなければならぬと、あるいはまた今言ったように全面張りかえしなければならぬというのが判断できたのだろうというふうに思うのです。ですから、私はこの修理をするのだったら、全面張りかえ、もうもたないという判断もしているわけですから、それはやっぱりその段階で全面張りかえをする。そして、工期についてはできるだけ短くすると。そして、最悪の場合、例えば5月、6月の使用の時期が1カ月か2カ月短くなっても、私はそこは町民は理解してくれるのだろうというふうに思うのです。財政的にいろんな町民から要望が上がってきたとき、財政的に厳しいと、お金がないということを使うわけですから、ですから、こういった一見無駄遣いとは言いませんけれども、そういうような町民から見て、そんな手戻りになるようなことなんでやるのだということないようにしていかなければならぬ、町民が皆さん方に寄せる信頼、そういったものがなかなか信頼してもらえないということにつながってくるような気がするのです。

もう一度聞きますけれども、要するに部分的な修理をするといったときに、全面的な張りかえをしなければならぬということ、それはもうわかっていたと思うのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（芳滝 仁） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） 委託料の必要性についてのお話でございますけれども、かなり細かい資材の分類をする必要がある。それらが、リサイクル可能なものなのか、それとも産業廃棄物処理が必要なものなのかというのを一つ一つ分別をしていく、そのような専門的な知識を有する方にやはり委託をして、その上で必要な適切な工事費の積み上げをする必要がある。そのようなことから、今回、委託費の計上をしたというようなものであります。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 幕別プールの全面張りかえの関係でございます。

議員今お話あったことにつきましては、私どもも十分内部でいろいろと検討した中身でございます。当然そういうふうに町民の方から見られる部分はあるだろうなというふうに考えているところでございます。

しかしながら、現在の町民プール、大体年間6,500人ほど使われているということと、それとあと、学校プールとしても活用しております。年間20日程度、そしてかつ1,500人ぐらいの児童生徒が使っているということ等も総合的に勘案しまして、何とか全面的に工期等を考えて、やる手法がないかどうかということは検討いたしました。それら学校の授業、それと町民の利用がこれだけあるということで、ほぼ製作、シート受注生産ということで、シートを製作し張りかえるまでということになると半年ぐらいのレベルで閉鎖しなければならぬということ等勘案しまして、今回、全面的に張りかえるような形ということとなったところでございます。こういう私も教育委員会で所管する社会文化施設等数々学校なんかも含めまして大変老朽化が進んでいるということ等鑑みまして、私どもとしては、今後このような形で計画的にきちっと前もって実施できるように、今後はやっていきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいというふうに考えてます。

○議長（芳滝 仁） 千葉議員。

○15 番（千葉幹雄） まず、1 点目の件ですけれども、今後そういったこの庁舎の解体も出てくるのでしようけれども、これはまたこれはこれとして大きなものですから、私はそれはそれであれなのだろうと思うのですけれども、やはり我々一般町民の意識として、面積的に、2 階建てのあの程度のもので、そこまでお金をかけてやる必要があるのかなというふうな気がするものですから、お話をさせていただきました。これやっぱり今後また類似するようなものも出てくるのだろうというふうに思いますけれども、極力自社で、自社というか、皆さん方でできるものについてはするようにして、どうしてもいろんな要素があって仕方がないという部分はそれは認めざるを得ないのだろうと思いますけれども、そういうような方向でやっぱり努力していただきたいというふうに思います。

それと、プールの件ですけれども、やはり事前に私は耐用年数があるわけですから、劣化状況もわかるわけですから、これはやっぱり今後そういう手戻りというのでしょうか、無駄な金を使うようなことないように、ここはそういうふうに指摘をしておきたいと思います。

以上です。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

藤谷議員。

○17 番（藤谷謹至） 16 ページ、8 款土木費、15 節の細節 1 の忠類白銀町団地解体工事に係ることで、解体の後、分譲地の予定というふうにお聞きしました。

そこで、現時点でおおよそのことわかればなのですけれども、大体何戸の販売予定であるか、一区画単価、価格は幾らであるか、一区画何坪の販売予定であるか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 経済建設課長。

○経済建設課長（天羽 徹） 住宅団地分譲地につきましては、現在のところまだ区画数だとか価格だとかまだ現段階では決まっておられませんけれども、今その一区画の大きさをどの程度にするかということで、今、忠類地域の分譲地の区画の面積などを参考にして、今後壊しただけでなく、その後の給水整備だとか排水整備だとかも必要となります。歩道整備も必要となりますので、そういった事業費も考慮しまして、価格についても分譲地の面積についても、これから検討していくというような状況でございます。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○17 番（藤谷謹至） わかりました。あそこの公営住宅の取り壊した後の跡地でございますけれども、山からの水という部分では余りいい土地ではないと。どちらかという湿地であると。そういう部分が予測されます。予定地ということですから、ほかに候補地はないのか、そこと比べてここが予定地という話ならわかるのですけれども、ほかの候補地との比較という部分ではどうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 地域振興課長。

○地域振興課長（小野晴正） ほかの候補地ということなのですけれども、現在、町有地で候補地として考えているところはほかにももう 1 カ所ぐらいございますが、今現在は今回の白銀の公営住宅の跡地を有効利用したいということで、新たな宅地の販売区域として考えているということでございます。ただ、今、議員がおっしゃられましたとおり、あそこは白銀の山しよっての関係で、地下水が高いということでございます。過去に公営住宅は影響はなかったのですけれども、近隣の住宅で地震の被害を大きく受けたところがあるということで聞いてございます。ですから、販売する前に地質等の調査もいたしまして、販売することに関して問題ないかどうかということも調べながら、今後検討していきたいと考えてございます。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○17 番（藤谷謹至） 私も一般質問の中であの忠類の定住対策ということで青空団地がほとんど完売したと。その後の宅地造成はどうかということや質問した経緯でございますけれども、やはりこの宅地造成というのはお金がかかると。その部分で定住対策としては、購入者にとって魅力あるという宅地でなければならないということや、やはり即売することが何よりも重要なことで魅力ある宅地づくりということで、ここを予定地としているということは、一つの予定地ということで答弁ございませ

たから、ほかの可能性も十二分に考えて、忠類地区にとっては高規格道路忠類インターできたばかりで帯広からの通勤圏内としては1時間を切っているという部分もございますから、何とぞ魅力ある宅地造成に向けて、予定地も含めて検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第53号、平成27年度幕別町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第54、平成27年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）及び日程第9、議案第55号、平成27年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）までの2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第54、平成27年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ130万円を追加し、予算の総額をそれぞれ4億3,927万4,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費130万円の追加でございます。

本年4月15日と20日の降雨時において、駒島浄水場施設で発生した濁水の対策工事に係る所要の費用を追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページになります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金130万円の追加でございます。

一般会計からの繰入金の追加であります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

議案第55号、平成27年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

補正予算第2条につきましては、資本的事業会計であります第4条予算に対する補正でございます。

収入であります、第1款資本的収入、既決予定額1億3,815万6,000円にから、補正予定額1,273万4,000円を追加し、1億5,089万円と定めるものでございます。

支出であります、第1款資本的支出、既決予定額5億9,607万3,000円から、補正予定額4,325万円を追加し、6億3,932万3,000円と定めるものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を、過年度分と当年度分の損益勘定留保資金をもって補填するものであります、本補正によりまして不足する額は4億8,843万3,000円に、過年度分損益勘定留保資金は3億1,599万4,000円に改めるものであります。

8ページをお開きいただきたいと思います。

資本的支出についてご説明申し上げます。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費 4,325 万円の追加でございます。

13 節の細節 2 につきましては、札内中学校敷地内における耐震性貯水槽の整備を一般会計で実施することによる減額であります。

細節 3 につきましては、豊岡の減圧弁施設実施設計委託料を追加するものであります。

26 節の細節 1 につきましては、平和通と南 2 丁目通のほか、豊岡減圧弁施設の更新に伴います配水管布設工事であります。

細節 2 につきましては、南 2 丁目通と南町団地道路 4 号の道路整備工事に伴います水道管移設工事であります。

次に、資本的収入をご説明申し上げます。

7 ページになります。

1 款資本的収入、3 項出資金、1 目負担区分に基づく出資金 148 万 3,000 円の減額、合わせまして 4 項補助金、1 目国庫補助金 148 万 3,000 円の減額でございます。

先ほどご説明いたしました耐震性貯水槽整備事業を一般会計で実施することによる減額であります。

次に、6 項 1 目負担金 1,570 万円の追加でございます。

水道管移設工事に伴う負担金の追加であります。

以上で、特別会計補正予算全体の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 54、平成 27 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 55 号、平成 27 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 56 号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 56 号、財産の取得につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 6 ページ、議案説明資料は 4 ページになります。

今回取得いたします財産は、新庁舎建設に伴う情報ネットワーク機器の購入に係るものであります。

本件につきましては、現在使用している庁舎内の情報ネットワーク機器を新庁舎においても確実に稼働する必要があるとともに、現庁舎同様のセキュリティと将来的な拡張性を十分に備えたネットワークを構築するために整備するものであります。

現在、ネットワーク上では、総合行政情報システムや戸籍システムなどの住民サービスに直結する重要なシステムが稼働しており、一斉に移設することが困難なため、段階的に移設を行う必要があります。

ます。このことから、まず新庁舎にネットワークの中核となる機器の整備を行い、現庁舎と新庁舎を結ぶ光ケーブルを敷設の上、双方のネットワークの接続を行い、業務に支障がないように順次サーバー等の移設を行おうとするものであります。

議案説明資料の5ページをお開きください。

初めに、情報ネットワーク機器移行計画についてご説明いたします。

この図は、現状のネットワーク機能を五つのエリアに分割し、それぞれの移行の順序と下段のグラフにおおよその移行時期を示すものであります。

6ページをごらんください。

工程1として、新庁舎へ中核ネットワークと職員パソコンエリアの一部を構築するものであり、新庁舎にネットワークの中核となる機器を設置し、現庁舎と新庁舎間に光ケーブルを敷設の上、ネットワークの中継先を現庁舎から新庁舎に変更するものであります。

実施時期は、本年12月から来年2月までを予定しております。

7ページをお開きください。

工程2として、出先機関エリアを移設するため、地域イントラネットで整備した札内地区と忠類地区への光ファイバーネットワークとNTTフレッツ回線を使用している学校系ネットワークと行政系ネットワークを新庁舎側に接続するものであります。

実施時期は、来年3月を予定しております。

次に、8ページをごらんください。

工程3として、インターネットエリアを新庁舎に移設するもので、実施時期は来年3月を予定しております。

次に、9ページをお開きください。

工程4として、各業務のサーバーを新庁舎に移設するもので、業務は各業務システムの保守業者が行うこととなります。日常の業務に支障を与えずに、27種類のサーバーを移設するため、二、三カ月の期間が必要でありますので、実施時期は来年3月から5月までを予定しております。

サーバー移設時も、現庁舎で業務を行います。データは新庁舎に設置したサーバーからネットワークを介してやりとりが行われることとなります。

10ページをごらんください。

工程5として、職員が使用する業務パソコンを新庁舎に移設するもので、実施時期は来年5月を予定しております。

なお、今回購入する機器は、この図の現庁舎側の幹線L2スイッチを含め、太い点線で囲んだ部分となります。

11ページをお開きください。

工程6として、現庁舎の中核ネットワークエリアの機器等を撤去するもので、実施時期は来年5月を予定しており、これをもって全ての工程が終了となります。

議案説明資料の4ページにお戻りください。

今回取得する財産の主な情報ネットワーク機器の説明と数量を記載したものであります。

議案書の6ページをごらんいただきたいと思っております。

取得の方法についてであります。平成27年6月3日に十勝管内に納品実績のある株式会社曾我、大丸藤井株式会社道東支店、株式会社ズコーシャ、アートシステム株式会社帯広支店、十勝事務機販売株式会社の5社により指名競争入札を執行いたしましたところ、最低価格で入札をいたしましたアートシステム株式会社帯広支店と契約するものであります。

取得金額につきましては7,290万円であります。

取得の相手方ではありますが、帯広市西20条南6丁目3番20、アートシステム株式会社帯広支店、帯広営業部長澤見正興氏であります。

なお、取得するシステムの納入期限につきましては、平成28年3月18日までとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 57 号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 57 号、財産の取得につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 7 ページ、議案説明資料は 12 ページをお開きいただきたいと思います。

今回取得します財産は、マイクやスピーカーなどの議場音響設備、議会中継カメラ及びこれらを制御するシステム等の議場音響等システム一式となっております。

現在使用しておりますマイクや録音機器のシステムの主なものは、平成 13 年度に導入したものでありますが、既に 14 年が経過しており、劣化が進み、マイク感度のばらつきが発生し、さらには録音機器の部品が生産されていないことから、故障時の対応が難しい状況にあります。また、平成 18 年度からインターネットによる議会中継の配信を行っておりますが、議会中継用カメラのピントが合わなかったり、カメラの方向転換操作がスムーズに行えなかったりする状況も見られますことから、今年度末に完成予定の新庁舎におきまして、これらのシステムを継続して使用することは難しく、今回新庁舎の建設に合わせて議場音響等システムを更新しようとするものであります。

システムの内容につきましては、議場マイク、中継用カメラ、デジタル録音機、カメラ・マイク連動型の制御システムのほか、今回新たに電子投票システム、難聴傍聴者用のヘッドホン・プレートなど導入することで、一般町民に開かれた議会及び情報公開等の推進が図られるものと考えているところであります。

また、議会中継につきましては、映像や音声を保存、配信するためのサーバーを含めて購入する方法と業者が設置していますサーバーを利用する方法がありますが、業者のサーバーを利用する方法になりますと、データ保存のための通信費や設備の保守点検に要する費用、管理費用などが新たに発生し、コスト面において有利ではないことから、今まで同様に庁舎内にサーバーを置く方法により行うこととするものであります。

議案書の 7 ページをごらんいただきたいと思います。

取得の方法につきましては、現在、稼働中のインターネット映像配信システムを継続して使用することにより、導入コストが削減できること、また既存の映像配信システムと他社の議場音響システムを連携させた場合にふぐあいが生じやすいことから、現在のシステム管理業者でありますアートシステム株式会社帯広支店を購入先の業者として選定し、地方自治法施行令の規定に基づきまして、随意契約により取得するものであります。

取得金額につきましては、2,068 万 2,000 円であります。

取得の相手方ではありますが、帯広市西 20 条南 6 丁目 3 番 20、アートシステム株式会社帯広支店、帯広営業部長澤見正興氏であります。

なお、取得するシステムの納入期限につきましては、平成 28 年 3 月 31 日までとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

議事の都合により、明 26 日から 29 日までの 4 日間は、休会いたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、明 26 日から 29 日までの 4 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は 6 月 30 日午前 10 時からであります。

11 : 57 散会

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成27年第2回幕別町議会定例会
(平成27年6月30日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
13 寺林俊幸 14 東口隆弘 15 千葉幹雄
- 日程第2 議案第58号 平成27年度幕別町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第3 議案第59号 財産の取得について（除雪トラック購入）
- 日程第4 議案第60号 財産の取得について（スクールバス購入）
- 日程第5 陳情第1号 「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第6 陳情第2号 「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第7 陳情第3号 「憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第8 陳情第4号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第9 陳情第6号 「集団的自衛権の行使につながる『安全保障関連法案』の廃案を求める意見書」の提出を求める陳情書
(以上、総務文教常任委員会報告)
- 日程第10 陳情第5号 「平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書
(産業建設常任委員会報告)
- 日程第10の2 発議第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
- 日程第10の3 発議第4号 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
- 日程第10の4 発議第5号 憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書
- 日程第10の5 発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第10の6 発議第7号 集団的自衛権の行使につながる『安全保障関連法案』の廃案を求める意見書
- 日程第10の7 発議第8号 平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 日程第11 議員の派遣について
- 日程第12 閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

平成27年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成27年6月30日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月30日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 若山和幸 7 小島智恵 8 野原恵子 9 田口廣之 10 谷口和弥
11 小川純文 12 岡本眞利子 13 寺林俊幸 14 東口隆弘 15 千葉幹雄
16 中橋友子 17 藤谷謹至 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 代表監査委員 柏本和成
農業委員会会長 谷内雅貴 総 務 部 長 菅野勇次
会 計 管 理 者 原田雅則 札 内 支 所 長 羽磨知成
民 生 部 長 境谷美智子 経 済 部 長 田井啓一
教 育 部 長 山岸伸雄 企 画 室 長 細澤正典
建 設 部 長 須田明彦 総 務 課 長 武田健吾
企 画 室 参 事 山端広和 糠 内 出 張 所 長 阿部麗子
土 木 課 長 寺田 治 学 校 教 育 課 長 川瀬康彦
税 務 課 長 中川輝彦
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
13 寺林俊幸 14 東口隆弘 15 千葉幹雄

議事の経過

(平成27年6月30日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） ただいまより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、13番寺林議員、14番東口議員、15番千葉議員を指名いたします。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第2、議案第58号から日程第4、議案第60号までの3議件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第58号から日程第4、議案第60号までの3議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、議案第58号、平成27年度幕別町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第58号、平成27年度幕別町一般会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ471万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ169億3,155万8,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、15目諸費471万6,000円の追加でございます。

昨日、6月29日、本町の名誉町民であります林照男氏をご逝去されました。

心よりご冥福をお祈りし、ご遺族に対しまして、謹んで哀悼の意を表するものであります。

このたびの名誉町民のご逝去に伴いまして、ご遺族と葬儀についてご相談した結果、幕別町名誉町民条例の規定に基づく町葬と、林家との合同葬として執り行うことといたしたく、町葬に要する費用を追加するものであります。

11節はしよりの印刷製本費など、12節は新聞への広告料、14節は祭壇等の借り上げ料などであり

なお、お通夜につきましては、明日、7月1日午後6時から、告別式につきましては、7月2日午前11時から、いずれも幕別町札内スポーツセンターにおいて執り行う予定であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページになります。

1款 町税、1項 町民税、1目個人471万6,000円の追加でございます。

現年課税分の追加でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第58号、平成27年度幕別町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第59号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第59号、財産の取得につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

追加でお配りいたしました議案書の1ページ、議案説明資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。

今回取得いたします財産は、除雪トラック1台であります。

この除雪トラックにつきましては、現在使用しております幕別地域の除雪トラック10トンダンプの更新を行うものであります。

現在の除雪トラックは、平成7年度に建設機械整備費補助事業により購入をいたしました10トンダンプで、既に19年が経過し、走行距離は16万3,000キロメートルに達し、老朽化による修理費も年々増加することから、本年度、社会資本整備総合交付金事業により更新をするものであります。

新たに取得する除雪トラックは、前部にワンウェイブラウ、中央部に路面整正装置を装着した車両であります。冬場の一次除雪や路面の拡幅除雪など冬期における道路交通確保のほか、夏場における砂利の運搬作業に利用できる車両でありますことから、さらに効果的な活用を図ってまいりたいと考えております。

取得の方法、取得金額、取得の相手方についてであります。平成27年6月17日、東北海道日野自動車株式会社帯広支店、UDトラックス道東株式会社、株式会社中島自工の3社によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、4,005万3,960円をもちまして、UDトラックス道東株式会社が落札することとなりましたので、同社の代表であります、帯広市西21条北1丁目3番地12、UDトラックス道東株式会社、代表取締役金尾泰明氏を相手方として取得しようとするものであります。

なお、納期につきましては、平成28年3月31日を予定いたしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第60号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 議案第60号、財産の取得につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

追加でお配りいたしました議案書の2ページ、議案説明資料の2ページをお開きいただきたいと思
います。

今回取得します財産は、スクールバス1台であります。

このスクールバスにつきましては、忠類東部線で使用しておりますスクールバスの更新を行うもの
であります。

現在、忠類東部線を運行しておりますスクールバスは、平成11年1月に購入いたしましたバスで、
既に16年が経過し、走行距離も本年3月末現在で43万7,000キロメートルに達しており、老朽化に
よる馬力の低下や修理費も年々増加傾向にありますことから、本年度、へき地児童生徒援助費等国庫
補助金等の活用により更新を行うものであります。

新たに取得するスクールバスは、補助いすを含め43名の乗車定員であります。登下校をはじめ校外
学習の送迎など有効に活用を図ってまいりたいと考えております。

取得の方法、取得金額、取得の相手方についてであります。平成27年6月17日、東北海道いすゞ
自動車株式会社帯広支店、東北海道日野自動車株式会社帯広支店、三菱ふそうトラック・バス株式会
社北海道ふそう帯広支店の3社により指名競争入札を執行いたしましたところ、2,096万3,666
円をもちまして、東北海道いすゞ自動車株式会社帯広支店が落札することとなりましたので、同社の
代表であります、帯広市西20条北1丁目3番2号、東北海道いすゞ自動車株式会社帯広支店長、青木
明氏を相手方として取得しようとするものであります。

なお、納期につきましては、平成28年3月31日を予定いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(芳滝 仁) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにより、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長(芳滝 仁) 日程第5、陳情第1号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復
元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成に
おける教育予算確保・拡充に向けた意見書」の提出を求める陳情書から、日程第9、陳情第6号、「集
団的自衛権の行使につながる『安全保障関連法案』の廃案を求める意見書」の提出を求める陳情書ま
での5議件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長、寺林俊幸議員。

○13番(寺林俊幸) 陳情審査5件の報告をさせていただきます。

平成27年6月30日。

幕別町議会議長芳滝仁様。

総務文教常任委員長寺林俊幸。

総務文教常任委員会報告書。

平成 27 年 6 月 9 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日。

平成 27 年 6 月 9 日、16 日（2 日間）。

2、審査事件。

陳情第 1 号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など 2016 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨。

義務教育国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保として国が責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものです。また、この制度は地域主権を保障するものであり、義務教育に必要不可欠であることから、制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を 1/3 から 1/2 へ復元するなどの制度改善が極めて重要です。

今年度の政府予算は、財源不足などを理由に、教職員定数改善の概算要求が見送られ、加配措置は教育の質の向上と被災地学習支援の 1,900 人にとどまっています。また、生活保護費の算定要素である「生活扶助費」の削減が進むなど、「就学援助」を受けている子どもたちへの影響が懸念されます。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 1/2 への復元を行うとともに、子どもたちに行き届いた教育を保障するために「新たな教職員定数改善計画」と「30 人以下学級」の早期実施を行うこと。さらには、教育環境の整備、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置、給食費、修学旅行費、教材費などの保護者負担の解消、就学援助制度の充実に向けた予算の十分な確保、拡充を行うことが必要です。

以上の趣旨から、意見書の提出を求めるものです。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

平成 27 年 6 月 30 日。

幕別町議会議長芳滝仁様。

総務文教常任委員長寺林俊幸。

総務文教常任委員会報告書。

平成 27 年 6 月 9 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日。

平成 27 年 6 月 9 日、16 日（2 日間）。

2、審査事件。

陳情第 2 号「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨。

道教委は、「新たな高校教育に関する指針（2006 年）」に基づき毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を進めてきました。

これらの対象になった高校では入学希望者が激減し、さらには地元を離れる保護者も現れ、過疎化を加速させ、地域の活力を削ぐことになっています。また、地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等により、精神的・身体的な負担が増大しています。

このように「配置計画」が進めば、北海道の高校の約43%がなくなることになり、地方の切り捨て、ひいては北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」の抜本的な見直しを行い、地域に高校を存続させ、障がいのある・なしに関わらず希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障するための検討を進め、「公立高等学校配置計画」については、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定を行わないことを求めます。また、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃し、元々高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とするべきです。

以上の趣旨から、意見書の提出を求めるものです。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

平成27年6月30日。

幕別町議会議長芳滝仁様。

総務文教常任委員長寺林俊幸。

総務文教常任委員会報告書。

平成27年6月9日日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日。

平成27年6月9日、16日、25日（3日間）。

2、審査事件。

陳情第3号「憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨。

歴代内閣は、一貫して集団的自衛権の行使は憲法上許されないとしてきましたが、安倍内閣は昨年7月、半数以上の国民が反対する中、憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定を行いました。集団的自衛権行使に対して各地域で反対の議会決議を採択するなど、自治体が政府批判の決議を上げる異常な事態となっています。

安全保障の根幹に関わる基本方針を一内閣の一存で転換することは、それまで国会で積み上げてきた論議を否定し、明らかに国民不在の政治であって、立憲主義に反します。このことは最高法規である日本国憲法の権威や信頼性を失墜させるもので、法治国家の存続さえも危ぶまれるもので、決して看過することはできません。

安倍政権は、「閣議決定」をもとに、今次通常国会で集団的自衛権行使容認に向けて、自衛隊法や武力攻撃事態法の「改正」など、安全保障制度の整備を進めようとしています。こうした民主主義を揺るがす憲法解釈変更による集団的自衛権行使の閣議決定の撤回を求めるとともに、歴代内閣の見解を堅持し、「閣議決定」を根拠とした関連法の「改正」を行わないように求めます。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、起立採決で結論をみた。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

平成 27 年 6 月 30 日。

幕別町議会議長芳滝仁様。

総務文教常任委員長寺林俊幸。

総務文教常任委員会報告書。

平成 27 年 6 月 9 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日。

平成 27 年 6 月 9 日、16 日（2 日間）。

2、審査事件。

陳情第 4 号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨。

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持などの果たす役割が拡大する中で、人口減少対策など新たな政策課題に直面しており、人材が減少する中で新たなニーズへの対応が困難となってきました。

本来、必要な公共サービスを提供するためには、財政面でサポートするのが財政の役割であり、2016 年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にすることなく歳入・歳出を的確に見積り、社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。

よって、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、地方一般財源総額の確保を図るとともに、今後策定する財政再建計画においては、地方一般財源総額の現行水準の維持・確保を明確にすることとし、子ども・子育て新制度などの急増する社会保障ニーズにおいては、社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うことが必要です。

また、復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の 2016 年度以降も継続することとし、人口急減・急増自治体に対しては、行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を検討することが求められます。

地方財政においては、各種税制の廃止、減税を検討する際には自治体財政に与える影響を十分検証した上で、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ることとし、償却資産に係る固定資産税やゴルフ場利用税については現行制度を堅持し、地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、現行水準を確保するとともに、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図り、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振替えるべきです。

また、地方交付税については、財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じることが必要です。

以上の趣旨から、意見書の提出を求めるものです。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

平成 27 年 6 月 30 日。

幕別町議会議長芳滝仁様。

総務文教常任委員長寺林俊幸。

総務文教常任委員会報告書。

平成 27 年 6 月 9 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日。

平成27年6月9日、16日、25日（3日間）。

2、審査事件。

陳情第6号「集团的自衛権の行使につながる『安全保障関連法案』の廃案を求める意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨。

安倍政権は、5月14日、自衛隊法などの10本の法律を一括改正する「平和安全法制整備法案」と、他国との戦争に、いつでも、どこにでも、自衛隊を参加させる「国際平和支援法案」を閣議決定し、日本を海外で戦争する国へと転換する法案を5月15日国会に提出しました。

これらの法案は、昨年7月1日の「集团的自衛権の行使容認」の閣議決定を具体化するものであり、世界規模で米軍と自衛隊が共同行動を行うことを確認した4月27日の「日米協力のための指針（ガイドライン）」改定と連動するものです。

憲法九条は、戦争の放棄、戦力不保持、交戦権否認を明らかにし、日本が「戦争しない国」「平和国家」として国際社会で認められてきた基本的な条文です。

安倍政権が、これまでの政府解釈による憲法九条の制約を取り外し、自衛隊の海外での武力行使を認める解釈と立法措置を行うことは重大な違憲行為であり、認められるものではありません。

今年は、戦後70年の節目の年であり、平和を守り、日本が戦争する国へ歩むことのないよう、政府に対して、集团的自衛権の行使につながる「平和安全法制整備法案」「国際平和支援法案」の廃案を強く求めます。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、起立採決で結論をみた。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

以上、報告といたします。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、5議件について一括して質疑を許します。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第1号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の提出を求める陳情書についての委員長報告は、「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第2号、「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長報告は、「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第3号、「憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

- 議長(芳滝 仁) 異議がありますので、陳情第3号、「憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書」の提出を求める陳情書について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

- 議長(芳滝 仁) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、採決をいたします。

お諮りいたします。

陳情第3号、「憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書」の提出を求める陳情書に対する委員長の報告は「採択」とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、「採択」することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(芳滝 仁) 起立多数であります。

したがって、本件は原案のとおり採択されました。

次にお諮りいたします。

陳情第4号、「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第6号、「集団的自衛権の行使につながる『安全保障関連法案』の廃案を求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

- 議長(芳滝 仁) 異議がありますので、陳情第6号、「集団的自衛権の行使につながる『安全保障関連法案』の廃案を求める意見書」の提出を求める陳情書について、討論を行います。

討論はありますか。

(なしの声あり)

- 議長(芳滝 仁) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、採決をいたします。

お諮りいたします。

陳情第6号、「集団的自衛権の行使につながる『安全保障関連法案』の廃案を求める意見書」の提出を求める陳情書に対する委員長の報告は「採択」とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、「採択」することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(芳滝 仁) 起立多数であります。

したがって、本件は原案のとおり採択されました。

日程第 10、陳情第 5 号、「平成 27 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長、田口廣之議員。

○ 9 番（田口廣之） 平成 27 年 6 月 30 日。

幕別町議会議長芳滝仁様。

産業建設常任委員長田口廣之。

産業建設常任委員会報告書。

平成 27 年 6 月 9 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日。

平成 26 年 6 月 9 日（1 日間）。

2、審査事件。

陳情第 5 号「平成 27 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨。

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、「働く貧困層＝ワーキングプア」の解消のためのセイフティネットの 1 つとして最も重要なものです。

労働基準法第 2 条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながり兼ねません。

よって、最低賃金を平成 22 年の政府の雇用戦略対話合意に基づき、全国最低 800 円を早期に確保し、平成 32 年までに全国平均 1,000 円に到達することができるよう大幅に引き上げるとともに、設定する最低賃金については、経験豊富な労働者の時間額が道内高卒初任給（時間額 916 円）を下回らない適切な水準を確保することとし、同時に、国に対して中小企業に対する支援の充実と、安定した経営を可能とする実効ある対策を行うように要請することについて求めます。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第 5 号、「平成 27 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書」についての委員長の報告は、「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

ここで、追加日程配付のため、暫時休憩いたします。

10:43 休憩

11:45 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[追加日程・付託省略]

○議長（芳滝 仁） ただいまお手元に配付いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第10の2、発議第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書から日程第10の7、発議第8号、平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書までの6議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本、意見書案については、先に採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第4号、道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第5号、憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第7号、集団的自衛権の行使につながる『安全保障関連法案』の廃案を求める意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第8号、平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[議員の派遣]

○議長(芳滝 仁) 日程第11、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

来る、7月7日から8日までの2日間、札幌市で開催される北海道町村議会 議員研修会及び先進地視察調査に全議員を、8月19日、札幌市で開催される議会広報研修会に広報広聴委員5人を8月24日から27日までの4日間、町内4会場で開催する議会報告会に全議員を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、7月7日から8日までの2日間、札幌市で開催される北海道町村議会議員研修会及び先進地視察調査に全議員を、8月19日、札幌市で開催される議会広報研修会に広報広聴委員5人を8月24日から27日までの4日間、町内4会場で開催する議会報告会に全議員を派遣することに決定いたしました。

なお、派遣内容に変更が生じたときは、議長に一任願います。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長(芳滝 仁) 日程第12、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長及び産業建設常任委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（芳滝 仁） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成 27 年第 2 回幕別町議会定例会を閉会いたします。

10 : 50 閉会